

練馬区勢概要

令和７年版（2025年版）





練馬区の歌

—— わが街・練馬 ——

作詞　久野幸子（ひさのゆきこ）
補作詞　松永伍一（まつながごいち）
作曲　川崎祥悦（かわさきしょうえつ）

一、花と緑につつまれて
わが街・練馬をあるいてごらん
春がきたよと　こぶし咲き
梅の香りの漂うなかで
　きっと元気が出るでしょう

二、朝の光に照らされて
わが街・練馬をあるいてごらん
夏がくるよと　つつじ咲き
土の香りの漂うなかで
　きっと元気が出るでしょう

三、かわいい声に囲まれて
わが街・練馬をあるいてごらん
秋の実りよ　子供たち
虹の七色輝くなかで
　きっと元気が出るでしょう

四、錦の落葉踏みしめて
わが街・練馬をあるいてごらん
冬鳥たちも　飛んできて
地球の明日（あした）を夢みるなかで
　きっと元気が出るでしょう



「練馬区の歌―わが街・練馬―」は、歌を通じて、区民に、ふるさと練馬への親しみと地域とのふれあいを深めてもらうために作られた。この歌は、区民代表や学識経験者などで構成する「区の歌制作委員会」が制作をしたもので、歌詞は区民から公募し、曲も区内在住の作曲家によって作られた区民参加による手づくりの歌である。平成元年10月８日、今後、広く区民に愛唱されることを願って、「ふるさと練馬まつり」の席で発表された。

練馬区勢概要

令和７年版
（2025年版）

練　馬　区

この区勢概要は、「第３次　みどりの風吹くまちビジョン」でお示しした施策の体系に沿って、令和６年度に実施した事業を紹介しています。多くの皆様に、区政について一層のご理解を頂ければ幸いに存じます。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供して頂くなど、多くのご協力を頂きました。心から御礼申し上げます。

＜凡例＞

1　本書の構成は、「第３次みどりの風吹くまちビジョン」の施策の体系を基本とした。本書では、名称を『ビジョン』と省略する（序章の「１　区の計画」を除く。）。

　各章内は、章・大見出し・中見出し・小見出しで構成される。各章は『ビジョン』の施策の柱と、各大見出しは『ビジョン』における施策名・番号と対応する（一部、章内の施策全般に係る内容を記載した部分を除く。）。

　施策の体系（施策の柱および施策名・番号）は、24～25ページ〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第３次みどりの風吹くまちビジョン）〕に掲載している。

2　本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を省略する。

3　グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略する。

4　本書は、令和６年または６年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対象のため掲載する。なお、一部７年度以降の内容も掲載している。

5　統計表の基準時・期間はつぎのとおりとする。

　「年次」暦年間（１月～ 12月）

　「年度」会計年度間（４月～翌年３月）

6　統計表中の符号の用途はつぎのとおりとする。

　「　－　」皆無または該当数値なし

　「　…　」資料なし

　「　０　」単位未満

　「　△　」減

7　統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳が一致しない場合もある。

8　練馬区の発行している事業案内冊子の誌名・発行元等を「関連文書一覧」として掲載した。

目　次

練馬区この１年 …… 1

練馬区のあらまし …… 7

1　地勢 …… 8
　位置、面積／地形／地質／町名図／地名の由来／区の紋章／区の花と木
2　歴史 …… 10
　原始・古代／中世／近世／近代
3　人口 …… 12
　人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口密度／本籍人口／住民基本台帳
4　気象 …… 19

序章　区政の推進と財政 …… 21

1　区の計画 …… 22
(1)　グランドデザイン構想 …… 22
　位置付け／構成
(2)　第３次みどりの風吹くまちビジョン …… 22
　位置付け／『第３次ビジョン』の構成
(3)　区民の要望 …… 23
　区民意識意向調査／施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第３次みどりの風吹くまちビジョン）
2　区政のしくみ …… 26
(1)　議決機関（区議会）…… 26
　区議会のはたらき／本会議と委員会／令和６年～令和７年の区議会／練馬区議会議員名簿
(2)　執行機関（区長・行政委員会など）…… 31
　区長と補助機関／行政委員会、行政委員／練馬区機構図／練馬区の附属機関
(3)　参政の状況 …… 40
　選挙権と選挙人名簿登録者数／選挙区／東京都議会議員選挙／参議院議員選挙／明るい選挙のために／主権者教育
(4)　新たな区政の創造 …… 43
　特別区制度改革／地方分権の推進
3　財政 …… 44
(1)　特別区財政制度の現状 …… 44
　都区財政調整制度／起債の発行／地方交付税／国庫支出金
(2)　令和７年度当初予算 …… 45
　当初予算編成に当たっての基本方針／一般会計／特別会計／７年度一般会計予算／７年度特別会計予算／７年度『ビジョン』に掲げた施策の柱と戦略計画ごとの主な取組
(3)　令和５年度決算 …… 66
　一般会計／特別会計／財政指標／５年度一般会計決算／５年度特別会計決算
4　税・財産 …… 69
(1)　区政を支える特別区税 …… 69
　特別区税
(2)　都税 …… 70
(3)　国税 …… 71
(4)　区税負担の公平性を確保する …… 71
　適正な課税／確実な収納事務
(5)　財産 …… 71
(6)　健全な財政運営を行う …… 72
　公有財産等の活用と管理／練馬区土地開発公社／地価公示
5　医療保険・年金制度 …… 73
(1)　国民健康保険 …… 73
　国民健康保険の役割と運営主体／加入状況／保険給付の概要／医療費／国民健康保険料／財政状況／安定した事業運営のために／保健事業
(2)　後期高齢者医療制度 …… 75
　制度の運営／被保険者／保険給付の概要／保健事業／後期高齢者医療保険料
(3)　国民年金 …… 77
　国民年金事業の運営／年金加入状況／国民年金保険料／年金等の給付／練馬年金事務所
6　区内の公共機関 …… 79
(1)　警察 …… 79
(2)　消防 …… 79

第１章　子どもたちの笑顔輝くまち …… 81

10　教育・子育てに関する施策の方針と計画 … 82
(1)　練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化 …… 82
　練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」
(2)　練馬区教育振興基本計画 …… 82
　教育振興基本計画　中間見直し
(3)　練馬区子ども・子育て支援事業計画 …… 82
　第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定
11　子どもの教育・保育の充実 …… 83
(1)　家庭での子育てを支える…… 83

親子で交流できる場／多様な子育て支援事業
(2) 就学前の子どもの成長を支える …… 84
区立保育所・私立保育所／地域型保育事業／その他の保育制度／待機児童ゼロ継続のために／柔軟な定員確保の推進／保育水準の維持向上／幼稚園の現況／練馬こども園
12 子どもと子育て家庭の支援の充実 …… 87
(1) 地域で子育てを支える …… 87
相談支援体制／児童虐待防止／区立保育所子育て支援事業／練馬こどもまつり
(2) 手当・助成 …… 88
児童手当等の支給
13 子どもの居場所と成長環境の充実 …… 90
(1) 学童期の子どもの成長を支える …… 90
学童クラブ／学校応援団／練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」／放課後児童等の広場（民間学童保育）事業／児童館（室）
14 教育の質の向上 …… 92
(1) 小・中学校の教育内容を充実する …… 92
ICT を活用した教育内容の充実／人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために／学校図書館の充実／教育情報の発信／確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために／小中一貫教育の推進／教員研修等の充実／教員の働き方改革／英語教育の充実
(2) 教育環境を充実する …… 93
施設の整備／小・中学校の現況／学校選択制度／教材等の整備／区立学校の適正配置
(3) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す…… 95
校外学習／学校災害／アレルギー疾患対策／学校給食
(4) 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開 …… 95
幼保小連携の推進／家庭教育支援事業の実施
15 家庭や地域と連携した教育の推進 …… 97
(1) 学校との連携を推進する …… 97
家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために／学校評議員制度／学校安全安心ボランティア事業／学校安全対策事業／教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会／広報活動
(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する …… 97
青少年育成活動方針目標／家庭・地域社会の教育力の向上／練馬区青少年問題協議会／練馬区青少年対策連絡会／青少年育成地区委員会／青少年委員会／健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進／学習の機会の充実
(3) 青少年の自主的な活動を支援する …… 99
社会参加の促進／青少年の活動の場／少年自然の家／青少年館
16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 …101
(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する …… 101
相談と指導／就学援助／いじめ・不登校などへの対応／学習支援事業／区立小・中学校等における医療的ケア児への支援の充実／ヤングケアラーへの支援の充実／特別支援教育

第２章 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち …… 105

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり …106
(1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定 …… 106
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充 …… 106
＜地域で高齢者を支える＞
地域包括支援センターの設置／包括的支援事業／高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口／高齢者支え合いサポーター育成研修の実施／生活支援コーディネーターの配置／高齢者見守りネットワークの構築／ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業
＜高齢者等への支援＞
地域支援事業／三療サービス／三療サービス(施設内サービス)／ひとり暮らし高齢者等に対する給付／高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業／高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業／車いす等の貸与事業
＜要介護・要支援高齢者への支援＞
介護保険制度／相談・苦情／保険給付／市町村特別給付／利用者負担の軽減／要介護高齢者の在宅支援サービス／緊急一時宿泊事業／高齢者在宅生活あんしん事業／認知症対策事業／介護学べるサロン／もの忘れ検診／チームオレンジ活動
＜在宅療養の推進＞
医療介護従事者への研修機会の提供／在宅療養に従事する多職種連携の推進／サービス提供体制の充実／区民への啓発、家族への支援
22 介護施設の整備と介護人材の確保 …… 113
(1) 介護施設の整備と介護人材の確保 …… 113
老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着型サービス／事業者状況／社会福祉法人練馬区社会福祉事業団／介護人材の確保・育成・

定着支援
23　元気高齢者の社会参加・フレイル予防の推進 …… 116
⑴　高齢者の多様な社会参加の促進 …… 116
老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル事業助成／公益社団法人練馬区シルバー人材センター／高齢者就業・社会参加支援事業／高齢者の生活ガイド／高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢者みんな健康プロジェクト／オンラインによる介護予防事業・スマホ事業／高齢者施設
⑵　介護予防の推進 …… 118
介護予防・日常生活支援総合事業

第３章　安心を支える福祉と医療のまち …… 119

31　障害者の地域生活を支える …… 120
⑴　総合相談体制を構築する …… 120
相談支援の充実／手帳の交付
⑵　サービス提供体制を拡充する …… 121
障害者総合支援法／「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等／「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進／障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備／福祉園等／就労継続支援Ｂ型事業所／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）／しらゆり荘／こども発達支援センター
⑶　障害者の就労を推進する …… 125
練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）／就労移行支援事業所／就労定着支援事業所
⑷　障害者の社会生活を支援する …… 125
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／福祉大会
32　生活の安定に向けた自立の応援 …… 127
⑴　生活の安定に向けた自立支援を行う … 127
生活保護／法外援護／生活困窮者自立支援事業／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援／各種資金貸付制度などの運営／生活の安定と自立のために／生活困窮世帯エアコン購入費助成事業／母子生活支援施設／練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施／困難な問題を抱える女性への支援の強化
33　地域福祉の推進 …… 131
⑴　「みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまち」…… 131
練馬区地域福祉計画
⑵　区民との協働と地域の支え合いを推進する …… 131
民生・児童委員／つながるカレッジねりま（福祉分野）／地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり／やさしいまちづくり支援事業／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援
⑶　誰もが安心して生活できる環境を整える …… 132
指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可／保健福祉サービス苦情調整委員の設置
⑷　再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する …… 132
練馬区保護司会／練馬区更生保護女性会
⑸　ユニバーサルデザインのまちづくりを進める …… 132
ユニバーサルデザイン体験教室／情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進
⑹　権利擁護が必要な人への支援を充実する …… 132
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」／地域福祉権利擁護事業等の実施
⑺　練馬区社会福祉協議会との連携 …… 133
社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）
34　医療環境の充実 …… 134
⑴　医療機関の役割分担と連携 …… 134
休日・夜間救急医療／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療
⑵　病床の確保 …… 135
順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院／慈誠会・練馬高野台病院／慈誠会・光が丘病院
⑶　在宅療養の推進 …… 135
在宅医療提供体制の充実／在宅療養の推進
⑷　災害時医療救護体制の構築 …… 135
医療機関の役割分担と連携／医療救護所訓練の実施
35　健康づくりの推進 …… 137
⑴　健康づくりを支援する…… 137
健康都市練馬区宣言／健康づくりサポートプラン／乳幼児と親の健康づくり／出産・子育て応援事業／バースデーサポート事業／学校保健の充実／成人の健康推進／こころの健康問題を抱える人等への支援
⑵　食育を推進する環境づくり …… 141
練馬区食育推進ネットワーク会議／生涯を通じた食育の推進／食育推進ボランティア

⑶ 健康に関する危機管理を行う …… 142
予防接種／感染症対策
⑷ 安全な衛生環境を確保する …… 144
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策／医療監視・指導／薬事衛生／免許申請などの取扱い

第４章　安全・快適、みどりあふれるまち …… 147

40-1　良好な地域環境を作る …… 148
⑴ まちづくりで環境に配慮する …… 148
⑵ 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する …… 148
大気汚染／練馬区アスベスト飛散防止条例／事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導／事業所の土壌汚染対策に関する規制指導／放射線量の測定／水質汚濁／公害に関する苦情および相談の処理事務
⑶ まちの美化を進める …… 150
「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行／カラス対策／アライグマ・ハクビシン対策／空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進／あき地管理
40-2　地域特性を活かしたまちづくりの推進 … 152
⑴ 計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地を形成する …… 152
地域地区制度／地区計画制度によるまちづくり／「練馬区風致地区条例」に基づく事務／優良宅地の認定審査
⑵ 区民・事業者とともにまちづくりを進める …… 153
練馬区まちづくり条例／区民・事業者・区の協働によるまちづくり／「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整／建築紛争の予防・調整／建築協定／「練馬区福祉のまちづくり推進条例」等によるバリアフリー整備／土地区画整理事業の推進／公益財団法人練馬区環境まちづくり公社
⑶ 調和のとれた都市景観を形成する …… 155
景観形成のルールづくり／景観まちづくり／景観に関する届出
41　災害に強い安全なまちづくり …… 156
⑴ まちの防災性を向上する …… 156
防災まちづくりの推進／都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成／建築物の規制と誘導
⑵ 災害に強いまちをつくる …… 156
密集住宅市街地整備促進事業／防災まちづくり事業／感震ブレーカー無償貸与／消火用スタンドパイプの設置／無電柱化の推進／河川の改修／雨水流出抑制施設の整備／地下室等設置に係る浸水対策の届出／ねりま情報メール・練馬区公式Ｘ（旧Twitter）・LINE【防災気象情報】／橋りょう／街路灯等の省エネルギー化促進
⑶ 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する …… 159
旧耐震建築物等の耐震化に係る助成および支援事業／ブロック塀等撤去費用助成について／狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等
⑷ 上・下水道の整備 …… 159
上水道／下水道
42　地域防災力の向上 …… 161
⑴ 自然災害に対する体制を強化する …… 161
練馬区災害対策条例／災害対応力の向上／災害対策関連計画／防災センター／備蓄対策／飲料水の確保／帰宅困難者対策／区民防災組織／防災訓練／防災企画展／防災功労者・功労団体表彰／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ事業／各種団体との協定
43　安全・安心な地域づくり …… 166
⑴ 犯罪等に対する体制を強化する …… 166
練馬区民の安全と安心を推進する条例／「街かど安全72万区民の目」警戒運動／地域防犯防火連携組織／パトロール団体／消防団／防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度／ねりま情報メール・練馬区公式Ｘ（旧Twitter）・LINE【安全・安心情報】／安全・安心パトロールカー／街頭消火器の設置
⑵ 安全な道路環境の整備 …… 167
交通安全啓発／交通安全計画／区民交通傷害保険
44　鉄道・道路など交通インフラの整備 …… 168
⑴ 公共交通を充実する …… 168
区内交通の現状と「練馬区都市交通マスタープラン」／都営大江戸線／西武池袋線／西武新宿線／東武東上線／東京メトロ有楽町線・副都心線／鉄道駅のバリアフリー化／エイトライナー／バス交通
⑵ 道路交通ネットワークを形成し、沿道を整備する …… 171
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況／東京外かく環状道路／都市計画道路沿道地域のまちづくり／沿道地区計画制度によるまちづくり／生活幹線道路の整備／生活道路／

私道整備助成制度
(3) 快適な道路環境を整備する …… 174
練馬区自転車利用総合計画／駅周辺の放置自転車等の状況／自転車駐車場の整備／自転車通行空間の整備／レンタサイクルシステム／自動車駐車場の運営
45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり … 176
(1) まちの拠点機能を向上させる …… 176
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／上石神井駅周辺整備／生活拠点の整備
46 みどりの保全と創出 …… 178
(1) みどりのネットワークの形成 …… 178
みどりのネットワーク形成の推進／みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト／特色ある公園の整備／既存公園の改修・公園トイレのリニューアル／区立公園等の維持管理／みどりの普及啓発施設／公共施設の樹木管理／民有樹林地の保全／地域ぐるみでの沿道緑化の推進／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出／緑化委員会
(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる …… 180
みどりの活動を支える人材の育成／地域に根差した活動の拡充・支援／みどりの魅力を伝える情報発信の強化／練馬みどりの葉っぴい基金
47 脱炭素社会の実現 …… 182
(1) ゼロカーボンシティの表明 …… 182
(2) 「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」…… 182
練馬区環境審議会
(3) 練馬区環境基本計画 …… 182
(4) 住宅等の消費エネルギー削減 …… 182
既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援
(5) 環境に配慮したライフスタイルの推進… 182
エコライフチェック事業／練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動
(6) 区の率先行動 …… 183
事業執行における環境配慮の徹底／区立施設の省エネ対策等／区立施設への再エネ設備の導入／低公害車の導入と電動化の拡大／プラスチック削減の取組
(7) 先進技術の導入…… 183
超高効率燃料電池システムの実証
(8) 災害時のエネルギーセキュリティの確保 …… 183
家庭等におけるエネルギーセキュリティ確保／地域コジェネレーションシステムの運用／電動車を活用した非常用電源の確保
48 ごみの発生抑制とリサイクルの推進 …… 184
(1) 23区における清掃リサイクル事業の仕組み …… 184
(2) ごみの発生を抑制する …… 184
ごみの発生抑制の計画的推進／普及啓発の推進／生ごみの発生抑制／食品ロス削減の取組／リサイクルセンター／再使用の促進
(3) リサイクルを進める …… 185
庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効率的な資源回収システムの構築／事業者との連携／練馬区資源循環センター
(4) ごみの適正処理を進める …… 187
ごみ排出ルールの確立／資源・ごみの排出実態調査／一般廃棄物処理業の許可／災害時に発生する廃棄物処理
49 住まい確保のサポート …… 189
(1) 良質な住まいづくりを支援する …… 189
分譲マンションに関する支援事業／住宅修築資金の融資あっせん／マンション管理計画認定制度／長期優良住宅の認定
(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する …… 189
区が管理する住宅／他の公共住宅
(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する …… 190
区立高齢者集合住宅／他の高齢者向け公共住宅
(4) 住まい探しを支援する …… 190
住まい確保支援事業／住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度／練馬区居住支援協議会

第５章 いきいきと心豊かに暮らせるまち …… 191

51 企業活動の活性化に向けた支援の充実 … 192
(1) 練馬区の産業振興施策 …… 192
区の産業構造と特性／一般社団法人練馬区産業振興公社との連携
(2) 中小企業の経営を支援する …… 193
中小企業サポートガイドブックの発行／産業融資による支援／練馬ビジネスサポートセンターによる支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援／中小企業等地域貢献事業補助／練馬産業見本市／練馬ビジネスチャンス交流会／人材確保に対する支援／デジタル化体験事業／区民・産業プラザの運営／キャッシュレス決済ポイント還元事業
(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する … 196

福利厚生事業への支援／勤労者への支援／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営
(4) 消費者の自立を支援する …… 197
消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営
52 魅力ある商店街づくり …… 199
(1) 魅力的な商店街づくりを進める …… 199
魅力ある個店づくり／賑わいのある商店街づくり／商店街振興への取組／商店街連合会等との連携／スマート商店街プロジェクトの更なる展開
53 都市農業の振興と都市農地の保全 …… 200
(1) 農の活きるまち練馬 …… 200
意欲的な都市型農業経営の支援／練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信／都市農地の保全に向けた取組の推進／全国都市農業フェスティバルの開催
54 文化・生涯学習・スポーツの振興 …… 205
(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する …… 205
文化芸術・生涯学習施策の推進／文化芸術の振興に関する事業／映像∞文化施策の推進／公益財団法人練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／練馬区立美術館／石神井公園ふるさと文化館／生涯学習センター／向山庭園／学校施設の地域開放推進／学校施設の一般利用
(2) 読書活動を支援する …… 209
図書館
(3) 文化財を保存・活用・継承する …… 211
文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室
(4) 区民のスポーツ活動を支援する …… 213
スポーツ施設の整備／スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／総合型地域スポーツクラブ／練馬こぶしハーフマラソン／世界陸上およびデフリンピック開催を見据えた取組
55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進 …… 216
(1) 練馬の魅力の発信 …… 216
広報キャンペーンの実施／スタジオツアー東京の開設に合わせた練馬の魅力発信
(2) 「練馬ならではの観光」の推進 …… 216
練馬の魅力を体感できる仕組みづくり
(3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり … 217
第 47 回練馬まつり／第 37 回照姫まつり／アニメプロジェクト in 大泉2024
(4) 風を感じるまちづくり …… 218
散策しやすいまちづくり
56 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進 … 219
(1) 平和を尊ぶ心を育む …… 219
平和推進事業
(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める … 219
人権尊重の理解を深めるための啓発／第 6 次練馬区男女共同参画計画／男女平等意識を高める啓発事業／配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止／男女共同参画センターの運営

第6章 区民とともに区政を進める … 223

61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 … 224
(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携 …… 224
町会・自治会の活動支援／町会・自治会のデジタル活用支援／地域活動団体の支援／区民協働交流センター／相談情報ひろば／地域情報コーナー／地域おこしプロジェクト／ねりま協働ラボ／つながるカレッジねりま／地区祭補助事業
(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う … 226
活動と交流の場の提供／区役所会議室の活用／指定葬儀場使用料助成事業
62 多文化共生、国際・都市交流の推進 …… 229
(1) 各国文化の相互理解 …… 229
相互理解の促進と生活支援／友好都市等との交流
63 区政改革の推進 …… 231
(1) 区政の改革に向けて …… 231
区政改革推進会議／取組体制強化プラン～区民協働 DX 人事・人材育成～
(2) DX で区民と区政を直につなぐ …… 231
“行かない・書かない”デジタル区役所の実現／アナログからデジタルへの業務改革
(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応 …… 234
主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活動／区民相談
(4) 行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備 …… 236
職員の人材育成／施設の適切な管理・活用

資料編 …… 239

区内の指定・登録文化財 …… 240
練馬区の年表 …… 242
関連文書一覧 …… 259

練馬区この１年

令和６年４月～令和７年３月



長野県上田市（旧武石村）との友好都市提携 30 周年親子バスツアー
武石地域森林にて間伐体験

6年4月

1日　住民税等の未納対策強化と生活再建の支援に向け、未納対策を支援するAIの運用を開始

経験豊富な職員のノウハウが必要な住民税と国民健康保険料の未納対策業務を、富士通Japan（株）と共同でAIに反映させたシステムを開発し、運用を開始した。

1日　2か月児相談を開始

産後うつ病は、産後3か月以内の発症が多いことから、生後2～3か月頃の乳児の保護者を対象に、保健師・助産師・管理栄養士が育児に関する情報提供を行うとともに、保護者同士で悩みや経験を語り合うグループ相談や個別相談を開始した。

1日　区役所に実質再エネ100%の電力を導入

区内最大事業者として、CO_2の削減に率先して取り組むため、区役所練馬庁舎の電力を実質再エネ100%電力に切り替えた。これにより、年間約0.25万tのCO_2排出量の削減を見込む。

1日　学校教育支援センター石神井台を開設

区西部地域のニーズに対応するため、区立施設の跡施設を改修し、石神井台6丁目に学校教育支援センター石神井台を開設した。一人ひとりの状態に応じた不登校児童・生徒の支援を実施していく。

1日　区立保育園30園で食事用エプロンの定額利用サービス「エプロンのサブスク」を実施

希望者が毎月一定額を負担することで、園内で使う食事用エプロンを枚数制限なく利用できる「エプロンのサブスク」を区立直営保育園30園で開始した。

11日　子どもの相談窓口を紹介するデジタルリーフレットを公開

悩みや心配事などについて、話を聞いてくれる場所や居場所があることを子どもたちに分かりやすく知ってもらうため、区内にある日本大学芸術学部の学生に協力してもらい、マンガ形式のデジタルリーフレット「ひとりじゃないよ～話して、あなたのこころ～」を制作し、区ホームページで公開した。



リーフレット表紙

19日　ねりま子育て応援アプリの運用を開始

子育て支援サービスの「知る・探す・申し込む」が、スマートフォン等からいつでも、どこでも、簡単にできるアプリの運用を開始した。

希望する地域や興味・関心がある事項を登録すると該当する情報がプッシュ通知で配信されたり（知る）、目的やキーワードで情報を検索したり（探す）、空き情報を確認しながらイベント・講座の予約ができる（申し込む）等の機能がある。



アプリトップ画面

5月

1日　練馬文化センターがリニューアルオープン

４年10月から休館し、ホール天井の耐震化改修、客席や照明・音響設備の更新等の大規模改修工事を終え、リニューアルオープンした。



大ホールの客席

1日　がん患者向けウィッグ等購入費用助成事業を開始

がん患者の心理的、経済的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、就労等の社会生活を応援するため、がん治療に伴う脱毛・乳房の切除により補整具が必要な人を対象に、ウィッグ、胸部補整具等の購入費用の助成を開始した。

21日　「ねりコレ2024」発表

「ねりコレ」は２年ごとに更新しており、お土産（食品に限る）と飲食店メニューの２部門で練馬のオススメ商品を認定している。区民等からの投票や外部専門家等による審査を経た計97品を認定した。

6月

1日　区立施設等をクーリングスポット（涼みどころ）として開放

熱中症対策強化のため、区立施設88か所のほか、(一社）練馬区薬剤師会の協力を得て、区内薬局66か所をクーリングスポット（涼みどころ）として開放した。７月１日からは、(株）セブン‐イレブン・ジャパン、(株）ファミリーマートの協力を得て、コンビニエンスストア107か所を新たに開放した。さらに、８月１日から区立施設の開放数を増やし、合わせて263か所のクーリングスポットを開放した。

区ホームページやSNS等で周知を図るとともに、各施設では入口等にクーリングスポットの目印となるタペストリー等を掲示した。



クーリングスポットタペストリー

1日　都が練馬児童相談所を開設

都は、東京都練馬児童相談所を区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置した。設置後は、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問などが随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も迅速に行われるようになった。

7日　第76代区議会議長に福沢剛氏、第78代副議長に西野こういち氏が就任

新議長に福沢剛氏（自民党）、新副議長に西野こういち氏（公明党）が選出された。

7月

1日　「ねりま協働ラボ」始動

区と、区内で活動する地域活動団体等による協働の力で、地域課題の解決を目指す「ねりま協働ラボ」を７年度から開始するにあたり、練馬を良くするアイデアを８月30日までの期間、募集した。

1日　認知症なんでも相談窓口を開設

認知症の人が抱える不安や、介護者の関わり方など、認知症の経過に伴って生じる生活上の困りごとについて相談できる「認知症なんでも相談窓口」を開設した。認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護の事業所の区内２か所で、認知症ケアの専門職がアットホームな雰囲気の中で相談に応じる。

1日　高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業を開始

加齢性難聴高齢者のコミュニケーションの機会確保を推進し、介護予防につなげるため、聞こえのコミュニケーション支援事業を開始した。

これまで実施していた補聴器購入費用助成事業の対象者等を拡大するとともに、加齢性難聴についての正しい知識を普及するための講演会やチラシ配布等を行った。

21日　平成つつじ公園で「つつじパークカフェ」を開催

７年度から始まるリニューアル工事に向け、公園で夕涼みしながら「公園でこんなことできたらいいな！」を考えるつつじパークカフェを初めて開催した。小・中学生から募集したトイレのデザイン・アイデアの優秀賞の紹介や、マルシェ、クイズラリーなどを行った。



「公園でこんなことできたらいいな！」を募集

9月

5日　パリ2024オリンピックメダリストに練馬区民栄誉賞を顕彰

パリ2024オリンピックにおいて、フェンシングの男子フルーレ団体で金メダルを獲得した永野雄大選手、敷根崇裕選手、男子エペ団体で銀メダルを獲得した見延和靖選手に対し、練馬区民栄誉賞を顕彰した。３選手は区内にあるフェンシングクラブに所属している。

練馬区民栄誉賞の顕彰は今回が初めてで、区役所で顕彰式が行われた。



区役所アトリウムでの出迎えの様子

10月

1日　生活保護制度のＡＩチャットボットを開始

保育園、引越し、おくやみ、母子保健などの問合せに既に導入している、AIが対話形式で応答するチャットボットシステムにおいて、新たに生活保護や障害福祉の制度やサービスに関するメニューを加え、相談に対応できるようにした。

6日　長野県上田市アンテナショップが移転

区の友好都市である長野県上田市のアンテナショップ「信州上田物産館　UEDA Nerima BASE（ウエダ・ネリマ・ベース）」が石神井町７丁目から西武池袋線江古田駅南口に移転し、交流の拠点としてリニューアルオープンした。

15日　イプスウィッチ市との友好都市提携30周年を迎える

オーストラリア・イプスウィッチ市との友好都市提携に合意して30周年を迎えた。30周年を記念して、９月にはミニコンサートやオーストラリアの物産販売、パネル・写真展などを区役所アトリウムで開催した。

また、１月30･31日の２日間にわたりオーストラリア・イプスウィッチ市のテレサ・ハーディング市長が来訪し、区内各所を視察した。



来訪時の様子

25日　「児童・生徒への性暴力等を防止するための対策方針」を策定

教職員による児童生徒への性暴力等の防止を徹底するため、５年12月に設置した「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」からの提言内容を踏まえ、対策方針を策定した。

28日　パリ2024パラリンピックメダリストに練馬区民栄誉賞を顕彰

パリ2024パラリンピックで金メダルを獲得した区内在住の２選手に対し、練馬区民栄誉賞を顕彰した。水泳男子50ｍ自由形・100ｍバタフライで金メダルを獲得した木村敬一選手、ゴールボール男子で金メダルを獲得した宮食行次選手が受賞し、区役所で顕彰式が行われた。



区役所アトリウムでの出迎えの様子

28日　プラスチック製衣装ケースのリサイクルを開始

脱炭素社会の実現とごみの減量のため、粗大ごみとして排出されたプラスチック製衣装ケースのリサイクルを開始した。

衣装ケースは、単一素材であるため、他のプラスチック製品に作りかえる「マテリアルリサイクル」を行うための優良な原材料となり、年間60,000kgの資源化を見込んでいる。

11月

10日　長野県上田市との友好都市提携30周年を迎える

長野県・旧武石村（現上田市）との友好都市提携に合意して30周年を迎えた。30周年を記念して、４月には「友好都市・上田市写真展」を区役所で開催し、８月には上田市武石地域の森林を楽しむ１泊２日の親子バスツアーを開催した。

16日　「全国都市農業フェスティバル2025」プレイベントを開催

７年度に開催する「全国都市農業フェスティバル2025」に向け、16・17日の２日間にわたり都立光が丘公園でプレイベントを開催した。

全国から９自治体（松戸市、八王子市、国分寺市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市）が参加し、練馬大根や参加自治体による農産物等の販売、各自治体の都市農業のＰＲ等を行った。



イベントの様子

7年1月

6日　南大泉・東大泉地域でデマンドタクシーの実証運行開始

持続可能な交通を構築していくため、南大泉・東大泉地域でデマンドタクシー（※）の実証運行を3月31日まで行った。

※デマンドタクシー：
新しい公共交通の一つで、あらかじめ定められた乗降ポイント間を乗客の予約に応じ、乗り合って移動することができる



実証運行の様子

14日　ねりま電子図書館がオープン

図書館に行かなくても、スマホ等から、いつでもどこでも読書が楽しめる電子図書館サービスの運用を開始した。文字や写真の拡大、一部の書籍は、白黒反転や背景色の変更ができるほか、音声読み上げができるものもあり、読書バリアフリーにも対応している。

また、図書館の利用登録や変更・更新などの手続、講演会などの申込み、未所蔵資料の予約申請などオンラインサービスが充実した。



ねりま電子図書館
トップ画面

21日　十文字学園女子大学と「包括的な連携・協力に関する協定」を締結

福祉・保育等の分野における人材育成・確保に向けて、十文字学園女子大学と、連携・協力に関する包括的な協定を締結した。

協定に基づき、区と大学が一体となって、地域福祉の課題解決に向けて取り組む。

2月

6日　区内事業者と求職者とのマッチングの場として合同企業説明会を開催

区民・産業プラザのココネリホールで、区内事業者と求職者とのマッチングの場として「合同企業説明会」を初めて開催し、22事業者が参加した。人材確保に課題を抱える区内事業者の支援を目的として、専用ホームページでは出展事業者のPR動画を公開するとともに、会場内にはキャリアコンサルタントの相談ブースを設置した。

3月

27日　「美術のまち構想」を策定

西武池袋線中村橋駅周辺を「だれもがアートを感じられるまち」にするため、目指すべきまちの将来像と主な取組を示す「美術のまち構想」を策定した。

27日　「災害時フレイル・血栓予防講習会」を実施

東京都理学療法士協会と締結した「災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定」に基づき、災害時フレイル・血栓による災害関連死を予防する知識を得てもらうため、講義と簡単な体操を織り交ぜた講習会を実施した。



講習会の様子

28日　「練馬区災害廃棄物処理計画」を策定

災害時には、被災家屋の片付けにより生じる廃棄物や損壊家屋等の解体・撤去により発生する廃棄物に加え、避難所や家庭から排出される生活ごみ等を同時に処理する必要がある。これらの災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「練馬区災害廃棄物処理計画」を策定した。

練馬区のあらまし

1　地勢 …… 8
2　歴史 …… 10
3　人口 …… 12
4　気象 …… 19



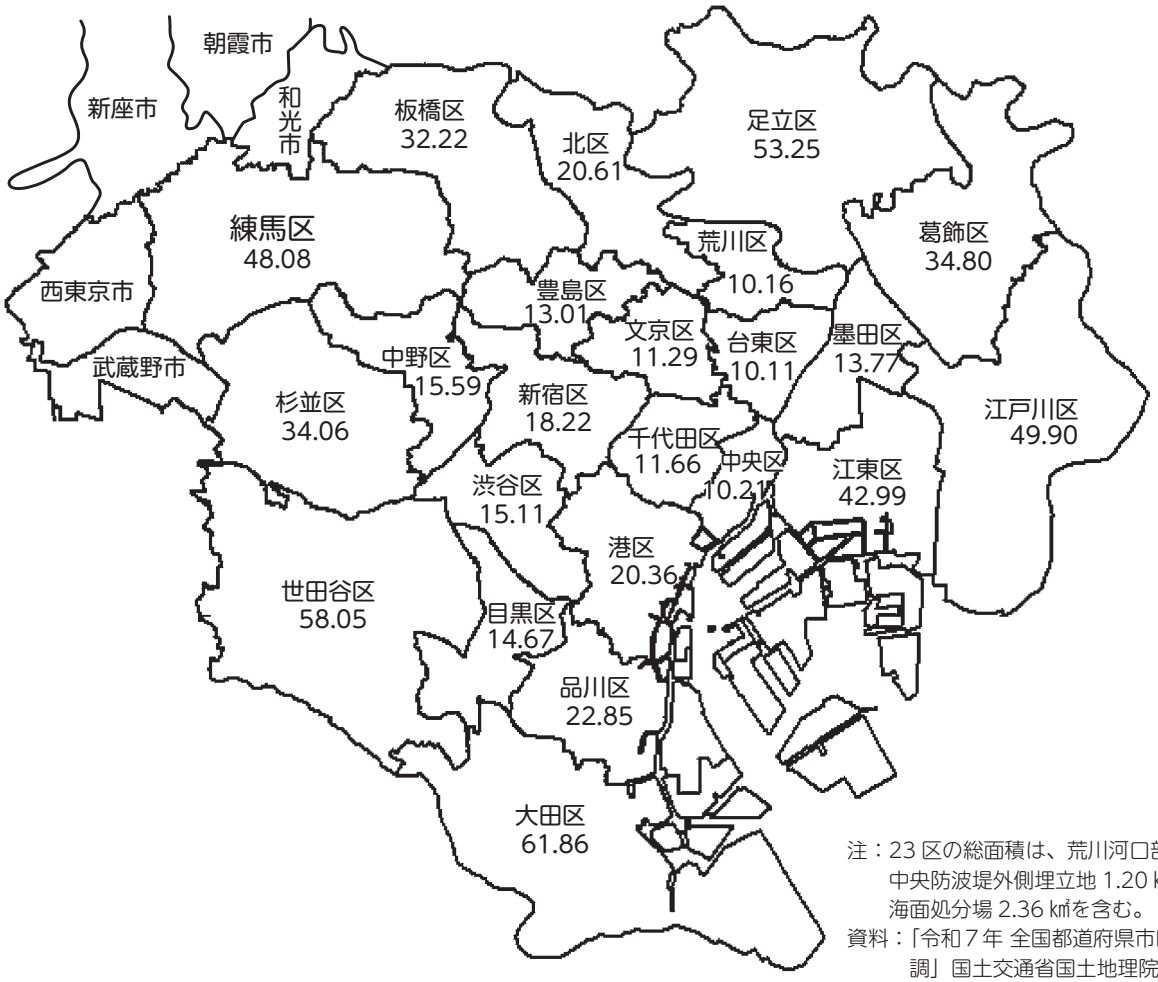
寄贈された写真から「千川上水に架かる中村橋（昭和 30 年頃）」

1 地　勢

〔23区の位置と面積〕（単位：㎢）

23区の総面積　627.51㎢

7年1月1日現在



注：23 区の総面積は、荒川河口部の 1.12 ㎢、中央防波堤外側埋立地 1.20 ㎢ならびに新海面処分場 2.36 ㎢を含む。

資料：「令和７年 全国都道府県市区町村別面積調」国土交通省国土地理院

●位置、面積

練馬区は、東京都 23 区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経 139 度 33 分 46 秒～ 139 度 40 分 52 秒、北緯 35 度 42 分 43 秒～ 35 度 46 分 46 秒に位置している。なお、練馬区役所の位置は、東経 139 度 39 分 8 秒、北緯 35 度 44 分 8 秒である。

一方、練馬区の面積は 48.08㎢で東西約 10km、南北約 4 ～ 7km のほぼ長方形である。

東京都の総面積 2,199.94㎢に対し、練馬区はその約 2.2%、23 区の総面積 627.51㎢に対し約 7.7%に当たり、23 区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで 5 番目の広さである。

●地　形

練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形をしている。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海抜 54.01m、桜台二丁目（開進第三小学校向側）では海抜 34.16m となり、起伏の少ない台地状となっている（資料：「水準基標測量成果表」東京都土木技術支援・人材育成センター）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地　質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

〔町名図〕



洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と小石の累層があって水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：「昭和 44 年練馬区地下水調査報告書」）。

●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、『関東ローム層の赤土を黏ったところを「黏場（ねりば）」といった』、『石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼（ねぬま）」が多かった』、『奈良時代、武蔵国に「乗瀦（のりぬま）」という宿駅があった』、『中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった』などの諸説があり、定説はない。

●区の紋章

ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせて図案化したもので、約 900 点の応募作品から選定された。

練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和 28 年 12 月に制定された。



〔区の紋章〕

●区の花と木

美しい花と豊かなみどりの住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和 46 年 4 月、花は「ツツジ」、木は「コブシ」を選定した。



〔区の花　ツツジ〕



〔区の木　コブシ〕

2 歴　史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約３万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、江古田川（中新井川）流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住していたと考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、７～８世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新後、律令制が徐々に整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は現在の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は原野だったと推測されている。

●中　世

平安時代末期、武蔵国豊島郡においては、秩父平氏の豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに、豊島氏の領主的支配の手が石神井川流域をさかのぼり、練馬の地域に進出したのは南北朝時代と伝えられている。室町時代頃までには、練馬城（向山3-25他）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは豊かな水源地であった。また、この時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったとされている。15世紀半ば、鎌倉公方（古河公方）足利氏と関東管領上杉氏が対立し、関東は戦国時代に突入する。その中で、石神井城主豊島泰経と太田道灌（どうかん）の戦いも起きた。

この戦いで、長年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。その後、小田原北条氏の支配へと移り変わった。

●近　世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が幕領に、一部が大名と旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄で田の面積も限られていたため、農地のほとんどが畑であり、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永４年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。



〔暗きょになる前の千川上水〕

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近　代

慶応３年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応４年（1868年）４月の江戸城開城により、江戸は新政府の手に握られ、同年７月17日、東京と改称された。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年９月８日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌２年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、「郡区町村編制法」で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。



〔練馬大根干し風景（昭和 10 年頃)〕

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。



〔大泉学園駅周辺の様子（大正 14 年頃)〕

練馬の人口は明治 7 年（1874 年）に約 1 万 2 千人、50 年後の大正 14 年（1925 年）には約 3 万人と緩やかな増加ぶりであった。

しかし、大正 12 年（1923 年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和 7 年（1932 年)、東京市が 35 区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和 21 年（1946 年）9 月、第 1 次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和 22 年 （1947 年）3月 15 日、それまでの東京 35 区制は 22 区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和22年8月1日、練馬区は板橋区から独立し、23 番目の特別区となった。



〔独立当時の区役所庁舎（開進第三小学校講堂)〕

※独立後の年表は、242ページを参照

3 人 口

区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると7年1月1日現在745,927人、395,526世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約92万3千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、7年1月1日現在26,531人で、区の総人口に占める割合は約3.6%となっている。

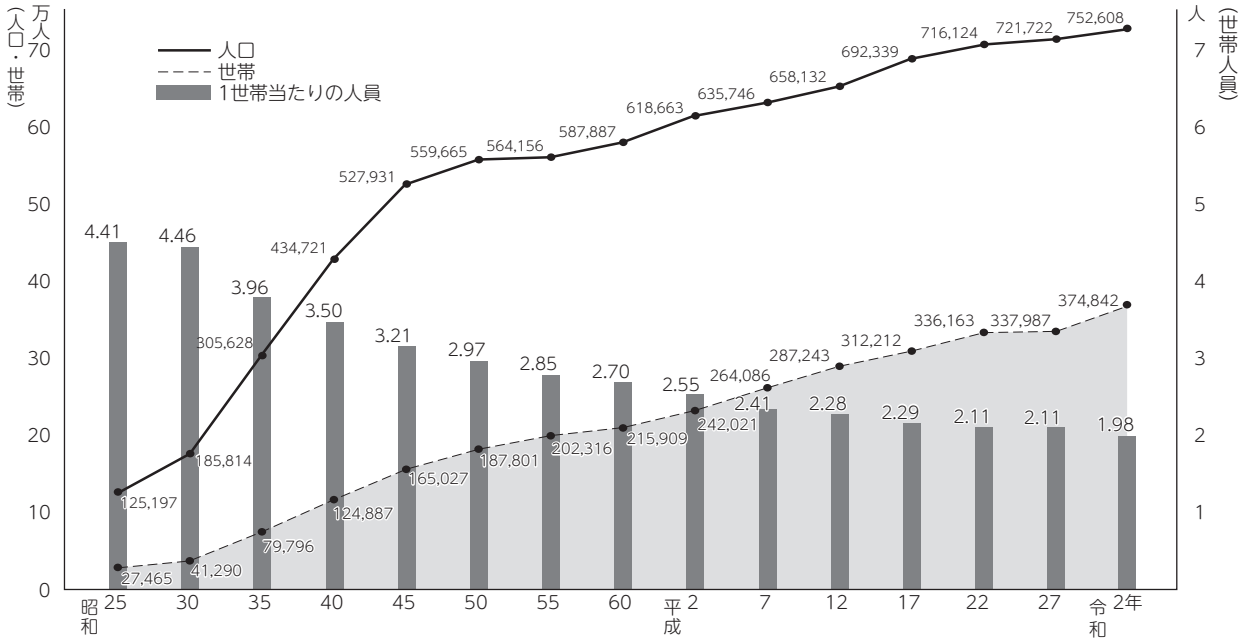
●人口の推移

区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2~3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増減（出生数−死亡数）も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで逓増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

〔国勢調査による人口・世帯数の推移〕



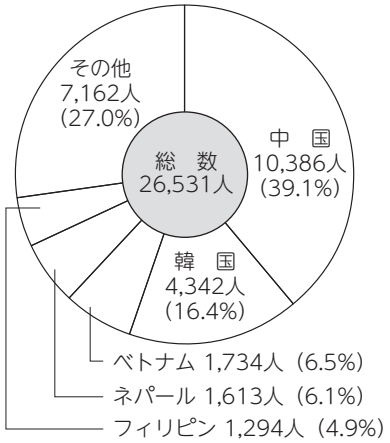
注：1世帯当たりの人員は「施設等の世帯」を除いた「一般世帯」についての数値である。
資料：国勢調査結果報告

〔各年中の人口動態〕 （単位：人） 各年1~12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
2	664	1,060	22,501	21,441	990	△864	5,515	6,379	△522
3	△1,741	△1,159	21,094	22,253	1,843	△1,302	5,341	6,643	△1,123
4	556	337	21,969	21,632	910	△2,234	5,217	7,451	1,543
5	2,626	1,847	22,610	20,763	1,404	△2,285	4,988	7,273	1,660
6	4,387	3,062	23,233	20,171	1,562	△2,595	4,876	7,471	2,358

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。
資料：「人口の動き」（都総務局統計部）

〔外国人住民人口〕 7年1月1日



〔世帯数と人口の推移〕

各年１月１日現在

年　次	世帯数（世帯）	総人口（人）	日本人の人口（人）			外国人の人口（人）			対前年比増加人口	
			総　数	男	女	総　数	男	女	実数（人）	率（%）
昭和 22 年	**24,399**	**111,792**	**111,792**	**58,322**	**53,470**	－	－	－	－	－
30	**42,629**	**174,795**	**173,950**	**88,410**	**85,540**	**845**	－	－	**11,720**	**7.19**
40	**125,086**	**407,033**	**404,629**	**206,180**	**198,449**	**2,404**	－	－	**23,036**	**6.00**
50	**194,579**	**548,235**	**544,961**	**278,366**	**266,595**	**3,274**	**1,808**	**1,466**	**3,610**	**0.66**
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912	0.90
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	**202,918**	**561,452**	**558,119**	**283,595**	**274,524**	**3,333**	**1,798**	**1,535**	**3,481**	**0.62**
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△ 213	△ 0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△ 990	△ 0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△ 533	△ 0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△ 348	△ 0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
60	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	**234,583**	**606,007**	**600,655**	**303,546**	**297,109**	**5,352**	**2,684**	**2,668**	**6,873**	**1.15**
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成 2 年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
7	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	**277,532**	**645,859**	**635,827**	**317,822**	**318,005**	**10,032**	**4,864**	**5,168**	**4,842**	**0.76**
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
17	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	**324,194**	**697,174**	**684,107**	**339,385**	**344,722**	**13,067**	**5,825**	**7,242**	**5,944**	**0.86**
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	333,414	707,280	693,368	342,158	351,210	13,912	6,035	7,877	831	0.12
24	335,465	707,903	694,886	342,261	352,625	13,017	5,679	7,338	623	0.09
25	344,228	709,262	696,522	342,647	353,875	12,740	5,613	7,127	1,359	0.19
26	347,096	711,212	698,354	343,353	355,001	12,858	5,741	7,117	1,950	0.27
27	350,732	714,656	701,104	344,156	356,948	13,552	6,138	7,414	3,444	0.48
28	355,564	719,109	704,447	345,341	359,106	14,662	6,659	8,003	4,453	0.62
29	360,633	723,711	707,289	346,119	361,170	16,422	7,566	8,856	4,602	0.64
30	**365,725**	**728,479**	**710,239**	**346,719**	**363,520**	**18,240**	**8,438**	**9,802**	**4,768**	**0.66**
31	370,567	732,433	712,780	347,090	365,690	19,653	9,189	10,464	3,954	0.54
令和 2 年	377,837	739,435	717,945	349,021	368,924	21,490	9,925	11,565	7,002	0.96
3	380,495	740,099	719,971	349,575	370,396	20,128	9,464	10,664	664	0.09
4	381,830	738,358	719,529	348,931	370,598	18,829	8,805	10,024	△ 1,741	△ 0.24
5	385,142	738,914	718,101	347,906	370,195	20,813	9,743	11,070	556	0.08
6	389,715	741,540	718,345	347,707	370,638	23,195	11,032	12,163	2,626	0.36
7	395,526	745,927	719,396	347,772	371,624	26,531	12,732	13,799	4,387	0.59

注：①昭和 22 年 1 月 1 日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の 22 年 10 月 1 日の臨時国勢調査時のものである。
②昭和 30 年～平成 24 年の「世帯数」は外国人を含まない。
③昭和 30 年～ 42 年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43 年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。
④昭和 30 年～平成 24 年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25 年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）

●人口構成

住民基本台帳による７年１月１日現在の人口（外国人住民を含む。）構成は、つぎのとおりである。

１　男女別構成

男性 360,504 人（48.3%）、女性 385,423人（51.7%）で前年と比較すると男性は1,765人増加し、女性は2,622人増加している。人口性比（女性 100 人に対する男性の数）は93.5 で、23 区平均の 96.3 よりも低くなっている。

２　年齢構成

年齢構成では 50 歳代が 115,403人（15.5%）と最も多く、次いで 40 歳代 106,396人（14.3%）、30 歳代 101,729人（13.6%）、20 歳代 97,603人（13.1%）の順になっている。

年齢３区分別人口構成では、年少人口（0～14 歳）が84,321人（11.3%）で、前年より657人の減、生産年齢人口（15～64 歳）は 497,669人（66.7%）で4,261人の増、老年人口（65 歳以上）は、163,937 人（22.0%）で783人の増となっている。また、平均年齢は 45.50 歳で、前年に比べ 0.08 歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による７年１月１日現在の世帯数は395,526世帯である。一世帯当たりの人員数は 1.89 人で、23 区平均 1.76 人と比べて 0.13 人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による７年１月１日現在の人口密度は 15,514 人／㎢であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的な手続を必要とするため国の事務とされてきたが、平成 12 年４月１日から、区市町村による法定受託事務とされた。

６年度末現在、本籍数239,087 戸、本籍人口572,992人で、前年同期に比べ626戸の増、690人の減となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

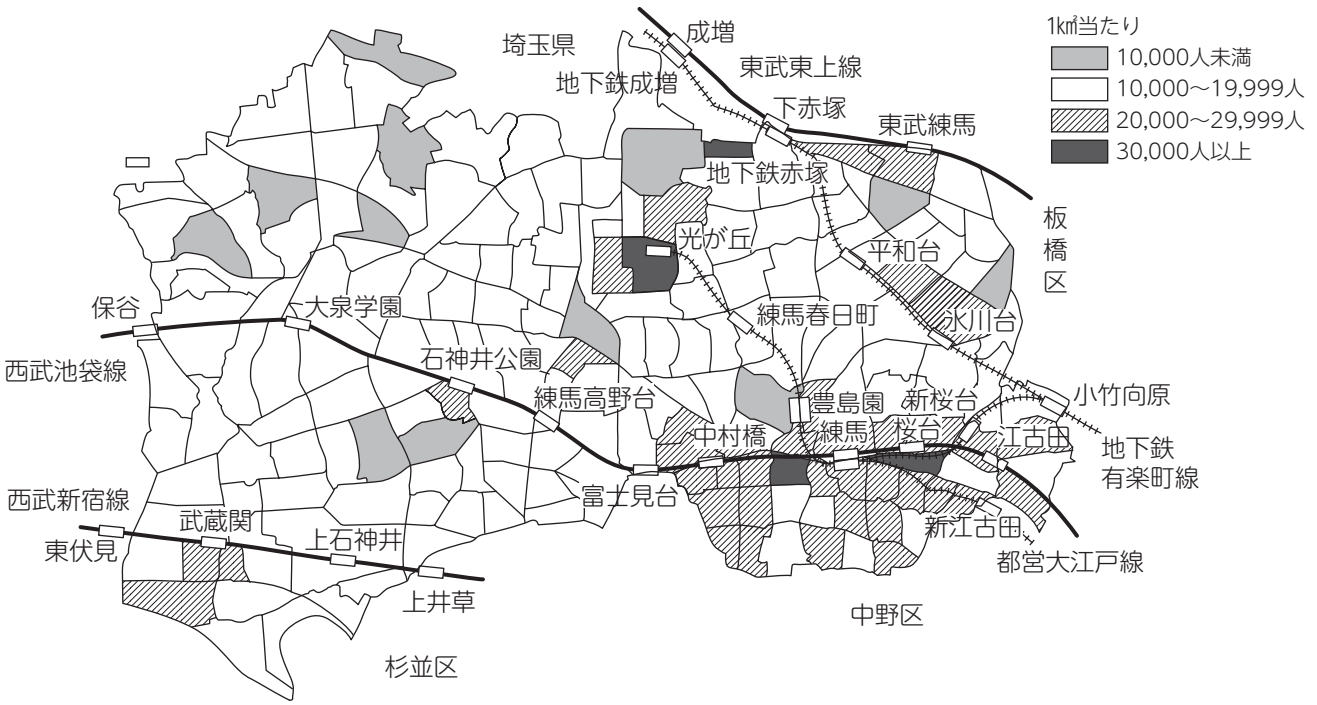
なお、平成 13 年１月１日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15 年６月から来庁者の本人確認を実施している。20 年５月１日から、この本人確認は「戸籍法」に規定される制度となった。

６年３月１日からは、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等の請求が可能となる戸籍の広域交付を開始した。

〔町丁別人口密度〕

７年1月1日現在



〔戸籍の届出件数〕　（単位：件）　６年度

届　出　別	件　数
出　生　届	6,451
死　亡　届	9,682
婚　姻　届	7,262
離　婚　届	1,609
転　籍　届	2,246
その他の届	3,253

●住民基本台帳

住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。

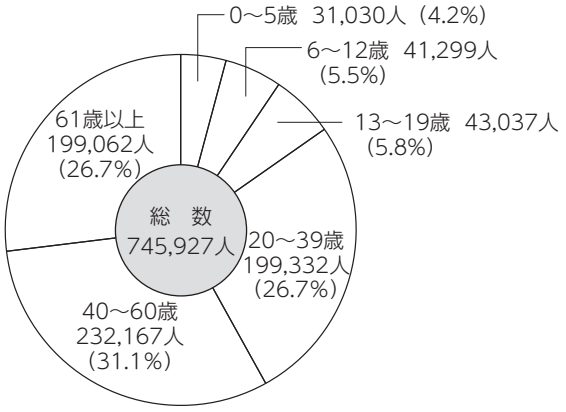
区では、選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

〔住民基本台帳事務の取扱件数〕　（単位：件）　６年度

届　出　別	件　数
転　入　届	37,931
転　出　届	35,259
転　居　届	12,540
世帯変更届	4,164

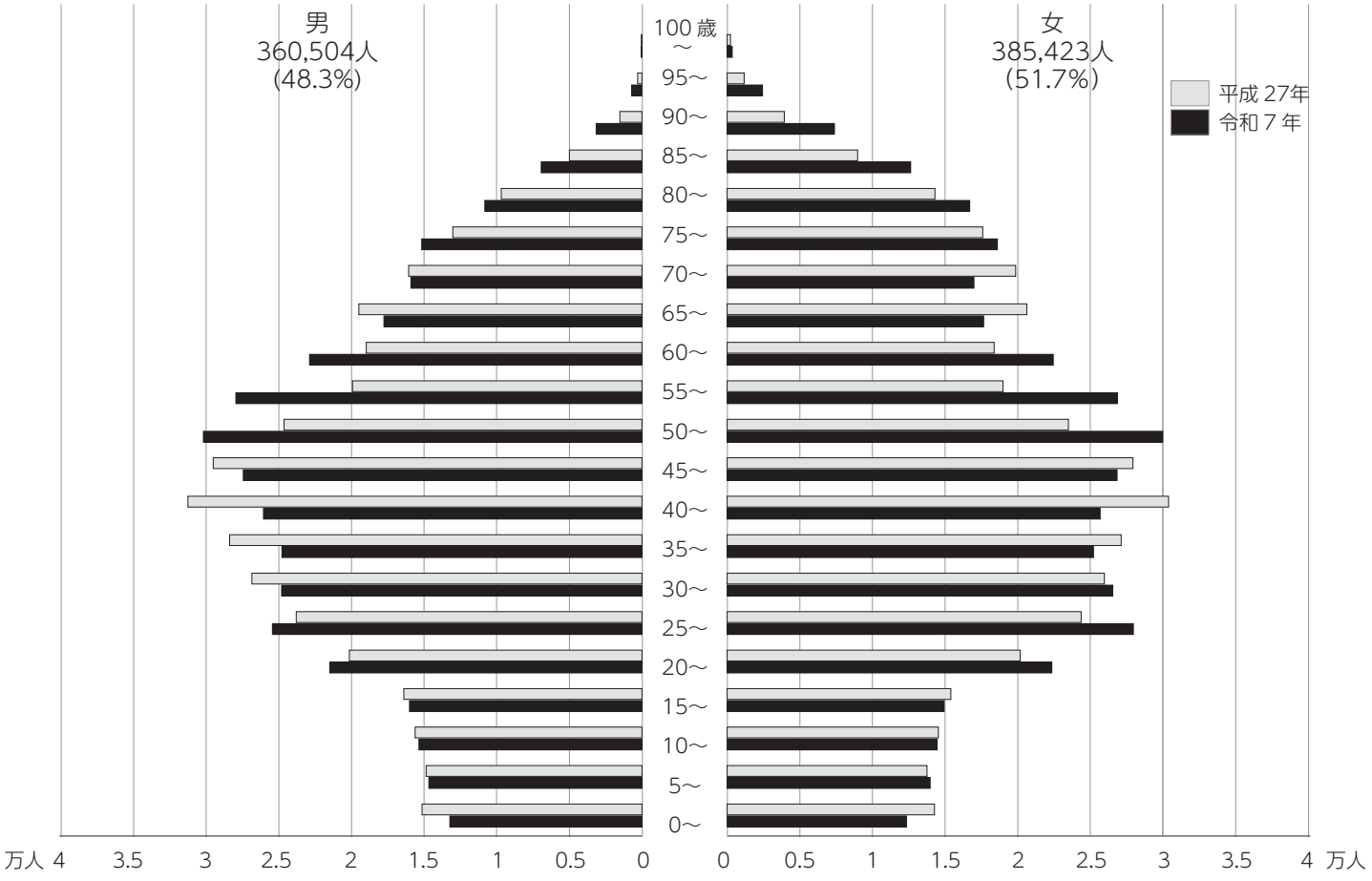
〔住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）〕

７年1月1日現在



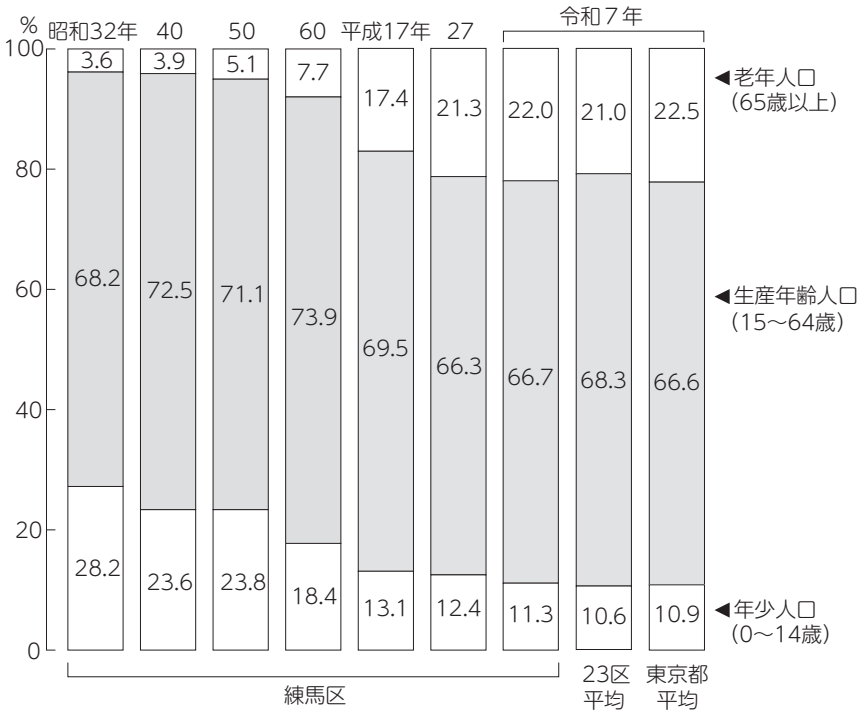
〔住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成 27 年・令和 7 年比較）〕

各年 1 月 1 日現在



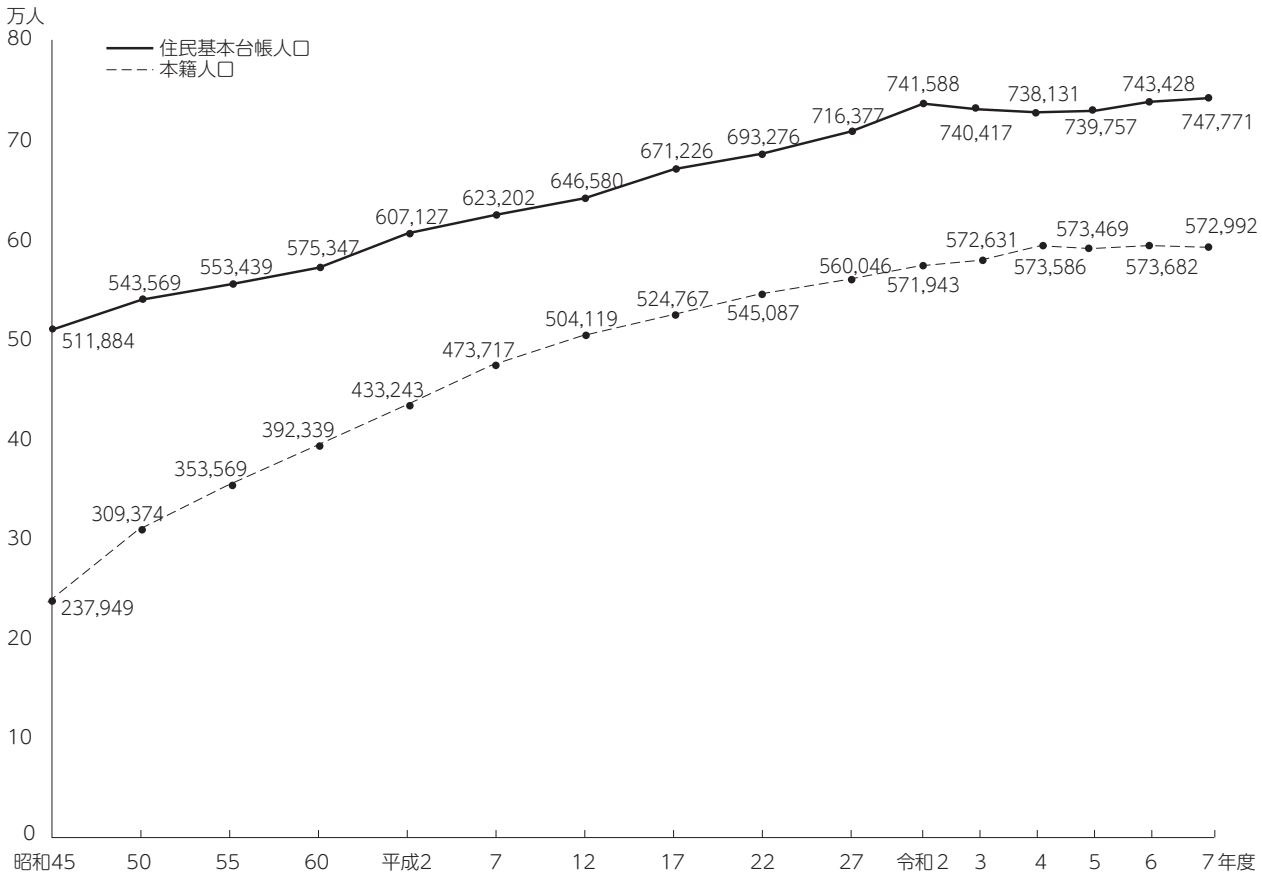
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移〕　各年1月1日現在



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔本籍人口と住民基本台帳人口の推移〕　各年４月１日現在



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

〔町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む）〕　　7年1月1日現在

町丁目	面積（㎢）	世帯数（世帯）	人口（人）	人口密度（人／㎢）	町丁目	面積（㎢）	世帯数（世帯）	人口（人）	人口密度（人／㎢）
総計	48.080	395,526	745,927	15,514					
旭丘1丁目	0.218	3,483	5,007	22,968	貫井4丁目	0.266	2,301	4,407	16,568
2丁目	0.193	1,554	2,406	12,466	5丁目	0.146	1,476	2,605	17,842
小竹町1丁目	0.248	3,192	5,180	20,887	錦1丁目	0.200	1,991	3,710	18,550
2丁目	0.269	2,681	4,386	16,305	2丁目	0.152	1,356	2,684	17,658
栄町	0.167	2,689	4,150	24,850	氷川台1丁目	0.149	122	215	1,443
羽沢1丁目	0.071	978	1,412	19,887	2丁目	0.161	1,480	3,065	19,037
2丁目	0.229	1,997	3,428	14,969	3丁目	0.232	3,032	5,148	22,190
3丁目	0.165	1,071	2,047	12,406	4丁目	0.240	2,900	5,296	22,067
豊玉上1丁目	0.174	1,519	2,276	13,080	平和台1丁目	0.198	1,742	3,524	17,798
2丁目	0.138	3,041	4,312	31,246	2丁目	0.158	1,673	3,103	19,639
豊玉中1丁目	0.135	1,458	2,490	18,444	3丁目	0.199	2,175	4,435	22,286
2丁目	0.154	2,114	3,397	22,058	4丁目	0.170	1,645	3,032	17,835
3丁目	0.147	2,023	3,137	21,340	早宮1丁目	0.328	3,182	5,828	17,768
4丁目	0.103	887	1,958	19,010	2丁目	0.310	2,246	4,178	13,477
豊玉南1丁目	0.109	1,229	2,236	20,514	3丁目	0.295	2,447	4,975	16,864
2丁目	0.155	1,178	2,063	13,310	4丁目	0.253	2,156	4,423	17,482
3丁目	0.194	2,304	4,529	23,345	春日町1丁目	0.394	2,405	4,703	11,937
豊玉北1丁目	0.121	1,725	2,631	21,744	2丁目	0.305	2,449	4,605	15,098
2丁目	0.120	1,698	2,640	22,000	3丁目	0.245	2,337	4,266	17,412
3丁目	0.155	2,298	3,270	21,097	4丁目	0.306	2,324	4,478	14,634
4丁目	0.154	2,849	4,199	27,266	5丁目	0.261	2,289	4,448	17,042
5丁目	0.143	2,679	3,848	26,909	6丁目	0.247	2,112	4,163	16,854
6丁目	0.121	1,886	3,183	26,306	高松1丁目	0.229	1,527	3,024	13,205
中村1丁目	0.148	1,240	2,414	16,311	2丁目	0.208	1,258	2,543	12,226
2丁目	0.156	1,690	3,402	21,808	3丁目	0.218	1,300	3,162	14,505
3丁目	0.193	2,280	4,084	21,161	4丁目	0.229	1,695	3,525	15,393
中村南1丁目	0.215	2,142	4,266	19,842	5丁目	0.235	1,504	2,875	12,234
2丁目	0.168	2,237	3,834	22,821	6丁目	0.263	1,491	3,111	11,829
3丁目	0.131	1,582	3,084	23,542	北町1丁目	0.260	3,252	5,140	19,769
中村北1丁目	0.122	2,217	3,665	30,041	2丁目	0.250	3,414	6,415	25,660
2丁目	0.124	1,788	3,111	25,089	3丁目	0.134	1,893	3,322	24,791
3丁目	0.080	1,442	2,118	26,475	4丁目	0.248	664	664	2,677
4丁目	0.122	1,784	2,893	23,713	5丁目	0.139	1,404	2,506	18,029
桜台1丁目	0.206	3,462	5,226	25,369	6丁目	0.178	1,686	2,807	15,770
2丁目	0.244	2,679	4,613	18,906	7丁目	0.210	1,713	2,973	14,157
3丁目	0.285	2,608	4,714	16,540	8丁目	0.215	2,265	3,809	17,716
4丁目	0.151	2,273	3,551	23,517	田柄1丁目	0.275	2,504	4,932	17,935
5丁目	0.241	2,057	3,930	16,307	2丁目	0.399	3,827	7,042	17,649
6丁目	0.258	1,797	3,604	13,969	3丁目	0.318	2,457	5,302	16,673
練馬1丁目	0.206	2,859	4,223	20,500	4丁目	0.414	3,345	7,356	17,768
2丁目	0.267	1,805	3,022	11,318	5丁目	0.255	1,950	4,081	16,004
3丁目	0.134	2,517	3,716	27,731	光が丘1丁目	0.071	1,563	2,472	34,817
4丁目	0.187	2,302	3,852	20,599	2丁目	0.256	2,574	5,184	20,250
向山1丁目	0.091	1,231	1,938	21,297	3丁目	0.287	4,022	8,761	30,526
2丁目	0.155	1,342	2,546	16,426	4丁目	0.609	-	-	-
3丁目	0.285	1,250	2,377	8,340	5丁目	0.164	1,591	3,147	19,189
4丁目	0.223	2,154	4,188	18,780	6丁目	0.078	481	1,007	12,910
貫井1丁目	0.207	2,770	5,070	24,493	7丁目	0.206	2,572	5,608	27,223
2丁目	0.184	2,553	4,239	23,038	旭町1丁目	0.246	1,962	4,247	17,264
3丁目	0.266	3,016	5,028	18,902	2丁目	0.295	2,671	4,586	15,546

町丁目	面積 (㎢)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人／㎢)
旭町 3丁目	0.229	2,444	4,197	18,328
土支田 1丁目	0.244	1,676	3,593	14,725
2丁目	0.294	1,491	3,266	11,109
3丁目	0.310	1,857	4,260	13,742
4丁目	0.333	1,499	3,356	10,078
富士見台 1丁目	0.168	1,544	3,082	18,345
2丁目	0.232	2,373	4,159	17,927
3丁目	0.256	2,300	4,243	16,574
4丁目	0.303	1,882	4,052	13,373
南田中 1丁目	0.174	1,239	2,475	14,224
2丁目	0.171	981	1,895	11,082
3丁目	0.189	1,428	2,586	13,683
4丁目	0.201	1,594	3,114	15,493
5丁目	0.193	1,320	2,248	11,648
高野台 1丁目	0.196	1,863	3,452	17,612
2丁目	0.164	1,675	3,343	20,384
3丁目	0.237	1,591	2,956	12,473
4丁目	0.144	1,323	2,625	18,229
5丁目	0.183	1,543	3,224	17,617
谷原 1丁目	0.231	1,054	2,252	9,749
2丁目	0.141	866	1,737	12,319
3丁目	0.163	860	2,056	12,613
4丁目	0.191	835	2,016	10,555
5丁目	0.227	1,453	3,297	14,524
6丁目	0.178	1,016	2,256	12,674
三原台 1丁目	0.237	1,957	4,155	17,532
2丁目	0.156	919	2,069	13,263
3丁目	0.235	1,464	3,128	13,311
石神井町 1丁目	0.237	1,783	3,041	12,831
2丁目	0.275	2,551	4,760	17,309
3丁目	0.163	2,009	3,293	20,202
4丁目	0.196	1,795	3,443	17,566
5丁目	0.301	975	1,720	5,714
6丁目	0.208	1,682	3,150	15,144
7丁目	0.248	2,183	4,223	17,028
8丁目	0.305	2,205	4,364	14,308
石神井台 1丁目	0.366	768	1,671	4,566
2丁目	0.313	2,255	4,640	14,824
3丁目	0.311	2,767	5,325	17,122
4丁目	0.284	2,219	4,591	16,165
5丁目	0.261	1,768	3,904	14,958
6丁目	0.224	1,366	2,956	13,196
7丁目	0.225	2,183	3,678	16,347
8丁目	0.257	1,785	3,904	15,191
上石神井 1丁目	0.339	3,476	5,328	15,717
2丁目	0.309	2,605	4,433	14,346
3丁目	0.345	2,852	5,726	16,597
4丁目	0.353	2,761	4,842	13,717
上石神井南町	0.177	1,194	2,348	13,266
下石神井 1丁目	0.166	1,334	2,728	16,434
2丁目	0.214	1,619	3,303	15,435
下石神井 3丁目	0.173	1,109	2,351	13,590
4丁目	0.224	2,021	3,553	15,862
5丁目	0.159	1,352	2,637	16,585
6丁目	0.229	1,669	3,570	15,590
立野町	0.357	2,553	5,517	15,454
関町東 1丁目	0.222	2,144	3,824	17,225
2丁目	0.096	1,058	1,553	16,177
関町南 1丁目	0.173	1,367	2,485	14,364
2丁目	0.277	2,269	4,443	16,040
3丁目	0.272	2,212	4,404	16,191
4丁目	0.326	3,685	7,539	23,126
関町北 1丁目	0.142	2,225	3,496	24,620
2丁目	0.206	2,921	4,725	22,937
3丁目	0.361	2,275	4,209	11,659
4丁目	0.352	2,205	4,161	11,821
5丁目	0.283	2,479	5,365	18,958
東大泉 1丁目	0.270	2,591	4,884	18,089
2丁目	0.417	3,085	6,328	15,175
3丁目	0.324	2,750	4,939	15,244
4丁目	0.224	1,722	2,913	13,004
5丁目	0.350	2,217	4,162	11,891
6丁目	0.442	3,456	6,432	14,552
7丁目	0.402	2,935	5,958	14,821
西大泉町	0.002	13	31	15,500
西大泉 1丁目	0.274	1,965	4,017	14,661
2丁目	0.329	1,288	2,903	8,824
3丁目	0.298	1,764	3,715	12,466
4丁目	0.350	1,599	3,815	10,900
5丁目	0.382	2,181	4,584	12,000
6丁目	0.183	1,305	2,829	15,459
南大泉 1丁目	0.333	2,272	4,867	14,616
2丁目	0.281	1,962	4,342	15,452
3丁目	0.337	2,267	4,747	14,086
4丁目	0.365	3,207	6,294	17,244
5丁目	0.362	2,324	4,590	12,680
6丁目	0.121	857	1,898	15,686
大泉町 1丁目	0.495	2,364	5,227	10,560
2丁目	0.467	2,228	4,711	10,088
3丁目	0.409	1,738	3,682	9,002
4丁目	0.344	1,706	3,752	10,907
5丁目	0.227	1,032	2,119	9,335
6丁目	0.136	1,142	2,306	16,956
大泉学園町 1丁目	0.235	1,436	3,106	13,217
2丁目	0.333	1,997	3,949	11,859
3丁目	0.362	1,392	3,296	9,105
4丁目	0.382	1,901	4,175	10,929
5丁目	0.383	2,174	4,735	12,363
6丁目	0.426	2,318	5,092	11,953
7丁目	0.399	2,337	4,833	12,113
8丁目	0.355	2,175	4,551	12,820
9丁目	0.336	65	65	193

4 気　象

6 年は、ほぼ年間を通じて気温が高い状態が続き、アメダス（練馬）の年平均気温は、17.2℃で観測開始（昭和 51 年）以来としても統計期間（注 1）としても最も高くなった。

また、日本の年平均気温も統計を開始した明治 31 年以降で最も高くなり、さらに、世界の年平均気温も統計を開始した明治 24 年以降で最も高くなった。

練馬の年降水量は 1,776.5mm で、多い方の 1 位となった。

1 月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、雨や雪で雷を伴う日もあった。なお、東京では 13 日に初雪を観測した（平年より 10 日遅く、前冬より 11 日早い）。月平均気温はかなり高く、月間日照時間、月降水量ともに平年並だった。

2 月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなり、期間の中頃には暖かい空気に覆われ気温のかなり高い日が多くあった。なお、15 日には関東地方で「春一番」が吹いた。 月平均気温はかなり高く、月間日照時間は平年並、月降水量は多くなった。

3 月：

高気圧と低気圧が交互に通過したため天気は数日の周期で変化し、期間の中頃と終わりには大雨となる日もあった。暖かい空気に覆われて気温のかなり高い日があり、東京では 31 日に 3 月の日最高気温として最も高い 28.1℃を観測した。なお、29 日には東京でさくらの開花を観測した。月平均気温は平年並、月間日照時間は多く、月降水量はかなり多くなった。

4 月：

上旬は曇りや雨の日が多く、大雨となる日もあり、中旬は晴れの日が続き、下旬は短い周期で天気が変わった。期間を通じて暖かい空気に覆われやすく、東京の月平均気温は、17.1℃と 4 月としての月平均気温の高い方から 1 位となった。なお、東京で 4 日にさくらの満開を、17 ～ 19 日と 26 日に黄砂を観測した。月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量は平年並だった。

5 月：

高気圧と低気圧・前線が交互に通過し、天気は数日の周期で変化した。月平均気温は高く、月間日照時間は平年並、月降水量は多くなった。

練馬の月降水量は 176.5mm で 5 月として多い方の 1 位となった。

6 月：

中旬までは、高気圧に覆われ晴れの日が多く、下旬は、前線や気圧の谷の影響で曇りや雨の日が多かった。なお、関東甲信地方では 21 日ごろ梅雨入りした。月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量はかなり多くなった。

7 月：

月のはじめと終わりに高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、前線や湿った空気の影響で雨や雷雨となり大雨の日もあった。期間を通して暖かい空気に覆われやすく、気温のかなり高い日が多かった。また、東京の月平均気温は 28.7℃で、7 月として月平均気温の高い方から前年と並び 1 位タイとなった。 なお、関東甲信地方は 18 日ごろ梅雨明けした。月平均気温はかなり高く、月間日照時間と月降水量はともに多かった。

8 月：

高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、湿った空気の影響や台風第 7 号及び台風第 10 号の影響で大雨の日もあった。月平均気温はかなり高く、月間日照時間は平年並、月降水量はかなり多かった。

練馬の月降水量は 444.5mm で 8 月として多い方の 1 位となった。

9 月：

中旬までは高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、台風や湿った空気の影響で雨や雷雨が多く大雨の日もあった。また、東京の月平均気温は 26.7℃で、9 月として月平均気温の高い方から前年に次ぐ 2 位となった。月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量はかなり少なかった。

練馬の月降水量は 33.5mm で 9 月として少ない方の 1 位となった。

10月：

中旬は高気圧に覆われて晴れる日が多かったが、期間のはじめと終わりは低気圧・前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く大雨の日もあった。暖かい空気に覆われやすかったため気温のかなり高い日が多くなり、東京の月平均気温は20.6℃で、10月としての月平均気温の高い方の1位となった。練馬の月平均気温は20.0℃で、10月として高い方の1位となった。月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量は平年並だった。

11月：

中旬までは高気圧と低気圧・前線が交互に通過し、短い周期で変化した。下旬は冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、湿った空気の影響で雨の降る日もあった。なお、7日に東京地方で「木枯らし1号」が吹いた。月平均気温は高く、月間日照時間、月降水量はともに平年並だった。

12月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われることが多く、概ね晴れの日が続いた。なお、東京では9日に初霜（平年より14日早く、前年より7日遅い）と初氷（平年より15日早く、前年より13日早い）を、19日に初雪（平年より15日早く、前冬より25日早い）を観測した。また、東京の月間日照時間は233.8時間となり、12月として月間日照時間の多い方から2位（統計期間：明治24年～6年）となった。月平均気温は平年並、月間日照時間はかなり多く、月降水量はかなり少なかった。

練馬の月降水量は0.0mmで少ない方の1位となった。

注1：本文章内で使用している練馬の記録の統計期間は、観測場所の移転の影響で観測期間よりも短く、平成24年12月～6年12月である。

注2：東京での気温、日照時間、降水量の階級区分（「低い」「平年並」「高い」など）は、平成3年から2年の30年間の観測値をもとに決めている。

注3：東京の月平均気温の統計期間は明治8年7月～6年12月である。

〔練馬地域気象観測所　気温・降水量〕　6年

区分＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平均気温　(℃)	6.1	7.3	9.1	16.8	19.7	23.0	28.6	29.0	26.3	(※) 20.0	13.0	6.9	17.2
平均最高気温　(℃)	11.4	12.1	14.4	21.7	25.2	28.1	33.9	34.1	30.9	(※) 24.1	17.4	13.0	22.2
平均最低気温　(℃)	1.0	3.3	4.0	12.4	14.8	19.0	24.4	25.4	22.9	(※) 16.5	8.9	1.3	12.8
降水量　(mm)	30.5	64.0	171.5	94.5	176.5	270.0	254.0	444.5	33.5	151.5	86.0	0.0	1,776.5

注：月平均は、日平均気温、日最高気温、日最低気温をそれぞれ月毎に平均した値である。

※：準正常値。統計値を求める対象となる資料の一部が欠けているが、許容する資料数を満たす値。

序章

区政の推進と財政

1　区の計画 …… 22
2　区政のしくみ …… 26
3　財政 …… 44
4　税・財産 …… 69
5　医療保険・年金制度 …… 73
6　区内の公共機関 …… 79



立野公園
中国式庭園に咲く碧桃樹

1 区の計画

(1) グランドデザイン構想

●位置付け

区が目指す将来像を区民と共有しながら区政を更に前に進めるため、おおむね10年後から30年後の将来像を示す「グランドデザイン構想」を平成30年6月に公表した。

●構成

「グランドデザイン構想」は、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野で構成する。

1 暮らしのグランドデザイン

子ども、高齢者、文化芸術、みどりなど、8つのテーマを設定し、10年後の暮らしの姿を8人の区民の物語として描くとともに、テーマに対する区の基本姿勢と取組の方向性を示している。

2 都市のグランドデザイン

4つのテーマを設定して、30年後のまちの姿をビジュアルに描くことにより、具体的なまちのイメージを表現している。

3 区民参加と協働のグランドデザイン

地域に根差した区民の自発的な活動が、区内のいたるところで活発に展開され、区民や団体そして区が協働して、練馬ならではの新たな自治を創造する道筋を明らかにしている。

(2) 第3次みどりの風吹くまちビジョン

●位置付け

平成30年6月に策定した「グランドデザイン構想」の実現に向けて、これまでの政策を着実に継続・発展させ、その上に立ち、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど区民生活をより豊かにする施策に更に力を入れていく必要がある。構想実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画（地方版総合戦略(※)）として、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を6年3月に策定した。

※地方版総合戦略：

まち・ひと・しごと創生法第9条および第10条に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」のこと。

都道府県および区市町村は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し策定が求められている。

●『第3次ビジョン』の構成

「グランドデザイン構想実現」への道筋を示す「基本計画」と、具体的な実行計画である「アクションプラン」の二部構成である。

1 基本計画

「6つの施策の柱」を示し、柱ごとに「区の基本姿勢」や「施策の方向性」とともに、施策をけん引する「リーディングプロジェクト」を設けている。計画期間は5年間（6～10年度）である。

2 アクションプラン

⑴ 戦略計画

計画期間は5年間（6～10年度）とし、5年後の目標、5か年の取組を提示している。

① **施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち**

- 戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現
- 戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
- 戦略計画3 学齢期の子どもや若者の居場所の充実
- 戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

② **施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち**

- 戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進
- 戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

③ **施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち**

- 戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備
- 戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援
- 戦略計画9 民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進
- 戦略計画10 安心して医療が受けられる体制の整備
- 戦略計画11 身体とこころの健康づくりを応援

④ **施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち**

戦略計画12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」
戦略計画13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備
戦略計画14　人々の移動を支える交通体系の構築
戦略計画15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進
戦略計画16　練馬のみどりを未来へつなぐ
戦略計画17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

⑤ **施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち**

戦略計画18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり
戦略計画19　生きた農と共存するまち練馬
戦略計画20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち
戦略計画21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

⑥ **施策の柱６ 区民とともに区政を進める**

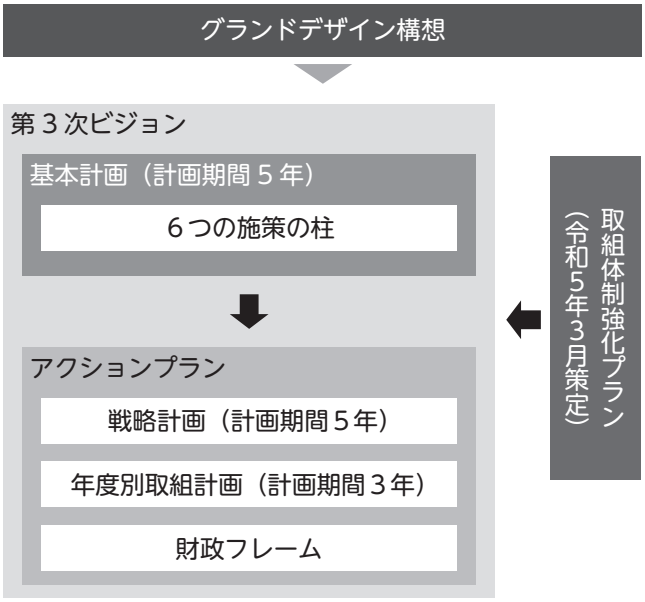
戦略計画22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進
戦略計画23　DXで区民と区政を直につなぐ※

※官民データ活用推進基本法第９条第３項において策定が求められている、「市町村官民データ活用推進計画」の性格を併せ持つ。

⑵　年度別取組計画

「戦略計画」に基づく具体的な取組と事業費を提示している。併せて、アクションプランの実現性を担保するため、「財政フレーム」を提示している。計画期間は３年間（６～８年度）である。

〔第３次ビジョン体系図〕

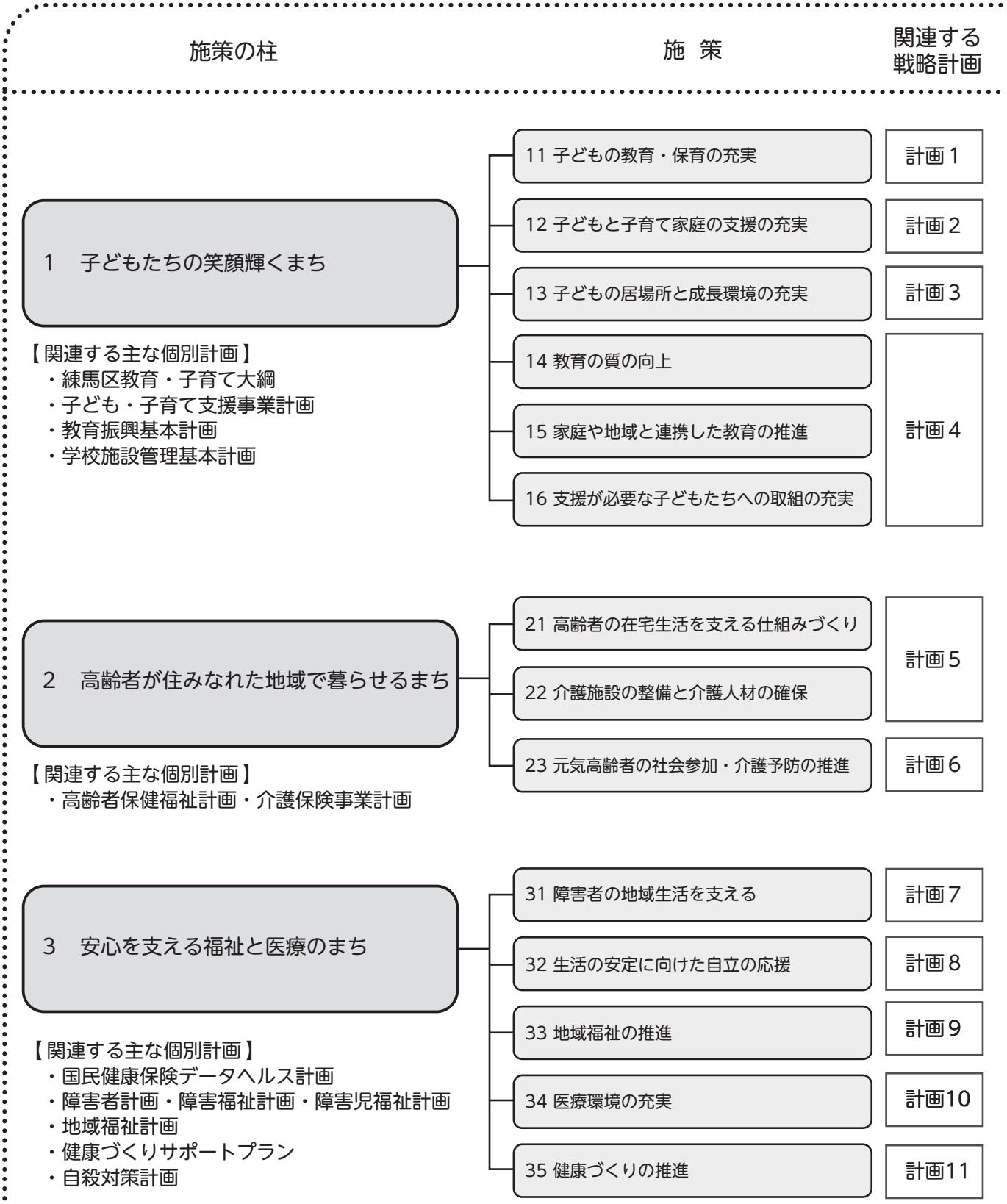


（３）区民の要望

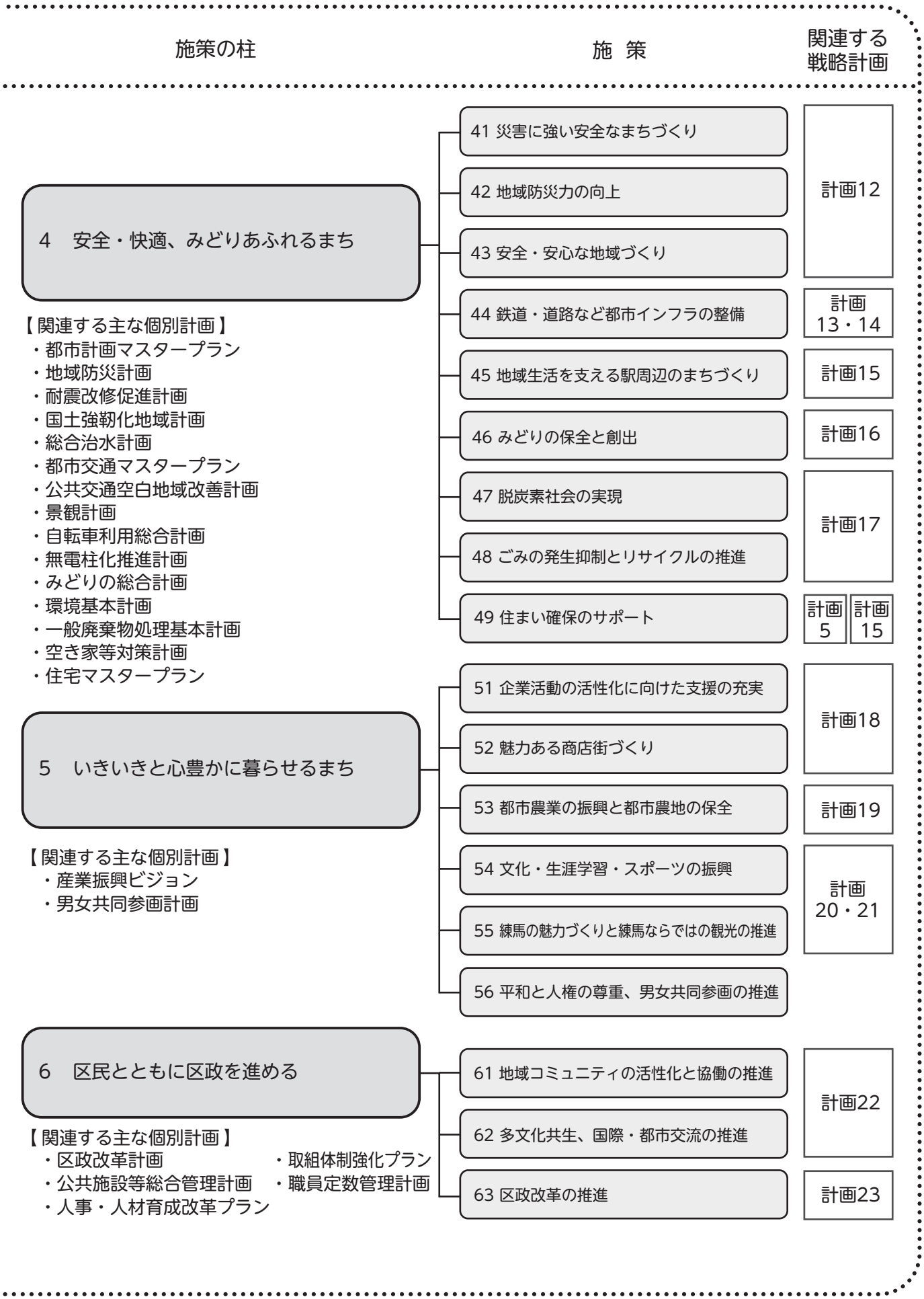
●区民意識意向調査

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。６年度調査の「特に力を入れてほしいと思う施策」では、「鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備」、「高齢者福祉」、「交通安全対策」、「子育て支援」、「学校教育」が上位を占めた。

〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第３次みどりの風吹くまちビジョン）〕



※　複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
　　戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。


施策の柱
施 策
関連する戦略計画
4 安全・快適、みどりあふれるまち
【関連する主な個別計画】
・都市計画マスタープラン
・地域防災計画
・耐震改修促進計画
・国土強靭化地域計画
・総合治水計画
・都市交通マスタープラン
・公共交通空白地域改善計画
・景観計画
・自転車利用総合計画
・無電柱化推進計画
・みどりの総合計画
・環境基本計画
・一般廃棄物処理基本計画
・空き家等対策計画
・住宅マスタープラン
41 災害に強い安全なまちづくり
42 地域防災力の向上
43 安全・安心な地域づくり
計画12
44 鉄道・道路など都市インフラの整備
計画13・14
45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり
計画15
46 みどりの保全と創出
計画16
47 脱炭素社会の実現
48 ごみの発生抑制とリサイクルの推進
計画17
49 住まい確保のサポート
計画5
計画15
5 いきいきと心豊かに暮らせるまち
【関連する主な個別計画】
・産業振興ビジョン
・男女共同参画計画
51 企業活動の活性化に向けた支援の充実
52 魅力ある商店街づくり
計画18
53 都市農業の振興と都市農地の保全
計画19
54 文化・生涯学習・スポーツの振興
55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進
計画20・21
56 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進
6 区民とともに区政を進める
【関連する主な個別計画】
・区政改革計画
・公共施設等総合管理計画
・人事・人材育成改革プラン
・取組体制強化プラン
・職員定数管理計画
61 地域コミュニティの活性化と協働の推進
62 多文化共生、国際・都市交流の推進
計画22
63 区政改革の推進
計画23

2 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

（1）議決機関（区議会）

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数 50 人・任期４年）で構成される合議制の機関である。

区議会を代表し、統括する議長には第 76 代議長として福沢剛議員、副議長には第 78 代副議長として西野こういち議員が、ともに６年６月７日に就任した。

なお、7 年 6 月 9 日に第 77 代議長として上野ひろみ議員、第 79 代副議長として鈴木たかし議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに、区議会は住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

〔議案等議決件数〕 （単位：件） ６年１月～12 月

区分	可決	否決	承認	認定
条　例	52	－	－	－
規　則	－	－	－	－
予　算	16	－	－	－
決　算	－	－	－	5
契約・買入れ	21	－	－	－
区道認定・変更等	28	－	－	－
区長専決処分事項の承認	－	－	1	－
選任・任命の同意	4	－	－	－
特別委員会の設置	－	－	－	－
指定管理者の指定	7	－	－	－
意見書	6	－	－	－
決　議	－	－	－	－
その他	7	－	－	－
計	141	－	1	5

〔常任委員会および委員会開催状況〕 6 年 12 月 31 日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）			開催数
企画総務委員会 定数 10 人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎小泉　純二 高橋しんご やくし辰哉 山口あきこ	○星野あつし 柳沢よしみ 井上勇一郎	上野ひろみ 富田けんじ しもだ　玲	21 回
区民生活委員会 定数 10 人	区民部、産業経済部、地域文化部および農業委員会の所管に関する事項	◎佐藤　力 田中よしゆき 小松あゆみ 山田かずよし	○沢村信太郎 西野こういち 西田まちこ	福沢　剛 石森　愛 岩瀬たけし	20 回
保健福祉委員会 定数 10 人	福祉部および健康部の所管に関する事項	◎酒井　妙子 笠原ともこ 有馬　豊 やない克子	○つじ　誠心 佐藤じゅんや のださちこ	小林みつぐ 白石けい子 かとうぎ桜子	19 回
都市整備委員会 定数 10 人	環境部、都市整備部および土木部の所管に関する事項	◎かしわざき強 かわすみ雅彦 島田　拓 ももかわ一郎	○水上　明子 鈴木たかし 石黒たつお	藤井たかし たかはし純 池尻　成二	19 回
文教児童青少年委員会 定数 10 人	教育委員会の所管に関する事項	◎倉田れいか 浜田ゆきひろ のむら　説 山﨑まりも	○しばたさちこ 吉田ゆりこ 高口ようこ	かしままさお 渡辺てる子 吹田ひでとし	20 回

注：各常任委員会の委員は、６年６月７日就任。委員会の開催数は６年１月～12月の期間

●本会議と委員会

区議会は、条例により年４回（2・6・9・11 月）開かれる定例会と、特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、保健福祉、都市整備、文教児童青少年の５委員会が設置されている。また、議会運営委員会は議会全般について協議するため設置されている。特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、みどり・環境等、交通対策等の４委員会が設置されている。

本会議および各委員会は受付で傍聴券に記入のうえ、傍聴することができる。

〔議会運営委員会および委員会開催状況〕　6 年 12 月 31 日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）			開催数
議会運営委員会 定数 17 人 欠員２人	⑴　議会の運営に関する事項 ⑵　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ⑶　議長の諮問に関する事項	◎上野ひろみ かしままさお 吉田ゆりこ 有馬　豊 井上勇一郎	○柳沢よしみ 高橋しんご 沢村信太郎 やくし辰哉 高口ようこ	藤井たかし 佐藤　力 富田けんじ 倉田れいか 山田かずよし	27 回

注：議会運営委員会の委員は、６年６月７日就任。委員会の開催数は６年１月～12月の期間

〔特別委員会および委員会開催状況〕　6 年 12 月 31 日現在

委員会名	設置目的	委員名（◎委員長、○副委員長）			開催数
総合・災害対策等特別委員会 定数 13 人	⑴　地域防災についての調査研究 ⑵　危機管理指針についての調査研究 ⑶　地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 ⑷　練馬区立総合体育館の改築等についての調査研究	◎小林みつぐ 佐藤　力 佐藤じゅんや のださちこ 山口あきこ	○富田けんじ つじ　誠心 石森　愛 高口ようこ	かわすみ雅彦 星野あつし のむら　説 山田かずよし	11 回
医療・高齢者等特別委員会 定数 13 人	⑴　地域医療の環境整備についての調査研究 ⑵　病床の確保についての調査研究 ⑶　高齢者施策についての調査研究 ⑷　介護保険制度についての調査研究	◎鈴木たかし 福沢　剛 渡辺てる子 かとうぎ桜子 池尻　成二	○笠原ともこ 浜田ゆきひろ 有馬　豊 吹田ひでとし	小泉　純二 西野こういち 西田まちこ やない克子	17 回
みどり・環境等特別委員会 定数 12 人	⑴　清掃リサイクルについての調査研究 ⑵　脱炭素化の推進についての調査研究 ⑶　みどりの保全・創出に係る区民協働の推進についての調査研究 ⑷　みどりの啓発機能をもつ緑地、庭園等についての調査研究	◎かしままさお しばたさちこ 島田　拓 岩瀬たけし	○たかはし純 酒井　妙子 倉田れいか 水上　明子	上野ひろみ 白石けい子 井上勇一郎 山﨑まりも	11 回
交通対策等特別委員会 定数 12 人	⑴　バス交通等地域間交通についての調査研究 ⑵　都営地下鉄大江戸線の延伸および沿線まちづくりについての調査研究 ⑶　東京外かく環状道路についての調査研究 ⑷　西武線連続立体および事業化に伴うまちづくりについての調査研究	◎高橋しんご かしわざき強 沢村信太郎 石黒たつお	○吉田ゆりこ 田中よしゆき やくし辰哉 しもだ　玲	藤井たかし 柳沢よしみ 小松あゆみ ももかわ一郎	13 回

注：各特別委員会の委員は、６年６月７日就任。委員会の開催数は６年１月～12月の期間

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕　6 年12 月 31 日現在

委員会名	開催期間	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
予算特別委員会	６年２月８日～ ６年３月13日	令和５年度補正予算の審査 令和６年度予算の審査	◎藤井たかし　○井上勇一郎 議長を除く全議員	16 回
予算特別委員会	６年９月６日～ ６年９月18日	令和６年度補正予算の審査	◎田中よしゆき　○白石けい子 議長を除く全議員	6回
	６年10月11日			
	６年11月29日～ ６年12月10日			
決算特別委員会	６年９月６日～ ６年10月９日	令和５年度決算の審査	◎酒井　妙子　○有馬　豊 議長を除く全議員	12 回

●令和６年～令和７年の区議会

１　第一回定例会（６年２月８日～３月 15 日）

定例会の初日に区長から、「令和６年度当初予算案」「令和５年度補正予算案」「攻めの防災の強化・加速化」などについての所信表明があり、これを受けて 12 人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和６年度練馬区一般会計予算」「令和５年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区戸籍法の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区介護保険条例の一部を改正する条例」など 43 議案が、委員会から「東京都保健医療計画改定に向けた意見書」「選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度の在り方について議論の推進を求める意見書」「火葬料金を届出制とする法整備等を求める意見書」の３議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

２　第二回定例会（６年６月３日～６月 21 日）

６月７日に議長、副議長の選挙を行い、議長に福沢剛議員、副議長に西野こういち議員をそれぞれ選出した。新議長のもと常任、議会運営、特別の各委員会の委員の選任を行った。

６月 10 日に区長から、「東京都練馬児童相談所の開設」「攻めの防災の加速化」「熱中症対策」などについての所信表明があり、これを受けて 11 人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から「練馬区立デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」「練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例」「練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例」など 23 議案が、委員会から「国による学校給食費無償化を求める意見書」の１議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

３　第三回定例会（６年９月６日～ 10 月 11 日）

定例会の初日に区長から、「補正予算案」「耐震化の促進」「医療的ケアが必要な重度障害者への支援」などについての所信表明があり、これを受けて 12 人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和５年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「令和６年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」「練

〔練馬区議会議員名簿〕　　議員定数 50 人　在職議員 50 人　７年６月９日現在

氏名	会派	電話	住所		氏名	会派	電話	住所	
小林みつぐ	自民党	3999-3471	〒176-0024	中村 1-3-3	井上勇一郎	練馬会議	3926-7146	〒176-0022	向山 3-1-32
小泉純二	自民党	3970-8615	〒179-0074	春日町 6-6-39-603	西田まちこ	練馬会議	090-5307-7817	〒176-0022	向山 3-26-4
藤井たかし	自民党	5905-0533	〒178-0065	西大泉 3-29-20	のださちこ	練馬会議	080-4131-5544	〒177-0051	関町北 2-17-16-205
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒178-0062	大泉町 4-34-5	水上明子	練馬会議	080-9099-0808	〒176-0001	練馬 1-20-8-2F
福沢剛	自民党	6317-7044	〒176-0006	栄町 1-2-901	有馬豊	共産党	3997-4191	〒177-0041	石神井町 2-8-27
上野ひろみ	自民党	3939-0646	〒179-0073	田柄 4-36-34	島田拓	共産党	5997-5014	〒179-0071	旭町 1-1-15
田中よしゆき	自民党	5903-9417	〒177-0044	上石神井 4-8-8	のむら説	共産党	3991-7008	〒176-0002	桜台 1-6-11
かわすみ雅彦	自民党	6761-0007	〒177-0042	下石神井 2-34-5-101	やくし辰哉	共産党	6766-0810	〒178-0061	大泉学園町 2-1-17-101
かしままさお	自民党	6904-4363	〒178-0064	南大泉 3-9-22	小松あゆみ	共産党	3825-9122	〒177-0034	富士見台 2-18-10
しばたさちこ	自民党	3921-0303	〒178-0063	東大泉 3-4-3-204	沢村信太郎	立憲民主	6824-5987	〒177-0035	南田中 3-21-7
高橋しんご	自民党	3408-6675	〒179-0085	早宮 2-10-3	富田けんじ	立憲民主	6915-7247	〒179-0083	平和台 4-10-4-6F
佐藤力	自民党	4500-1756	〒179-0076	土支田 1-6-19	渡辺てる子	立憲民主	090-6925-6097	〒178-0063	東大泉 5-36-17-303
つじ誠心	自民党	080-1957-2758	〒179-0081	北町 6-35-27	たかはし純	立憲民主	070-2426-5787	〒177-0051	関町北 2-22-13-402
笠原ともこ	自民党	3990-3773	〒177-0034	富士見台 1-26-19	石森愛	立憲民主	050-3595-0090	〒177-0041	石神井町 3-25-4-502
浜田ゆきひろ	自民党	3577-3015	〒176-0021	貫井 3-14-8-1F	かとうぎ桜子	インクル	3978-4154	〒178-0063	東大泉 3-1-18-102
吉田ゆりこ	公明党	3933-3489	〒179-0081	北町 6-35-27	岩瀬たけし	インクル	5935-4071	〒178-0061	大泉学園町 2-10-1
柳沢よしみ	公明党	3594-7510	〒177-0051	関町北 5-5-8-505	高口ようこ	インクル	080-7746-8648	〒176-0002	桜台 3-42-29 荒川方
酒井妙子	公明党	6909-2960	〒179-0072	光が丘 3-3-4-922	やない克子	生活ネット	3993-4899	〒177-0051	関町北 5-17-4
西野こういち	公明党	6272-4249	〒176-0021	貫井 3-22-11	山﨑まりも	生活ネット	3993-4899	〒179-0072	光が丘 3-3-4-220
鈴木たかし	公明党	5933-0705	〒178-0062	大泉町 3-19-16	池尻成二	つながる	5933-0108	〒178-0063	東大泉 5-6-9
星野あつし	公明党	3979-8644	〒179-0071	旭町 3-3-3	白石けい子	福祉ループ	3990-3107	〒179-0075	高松 3-24-19
佐藤じゅんや	公明党	6780-8466	〒176-0003	羽沢 1 -22-16-410	しもだ玲	みどりの風	050-3588-0693	〒177-0041	石神井町 3-25-8-302
山田かずよし	練馬会議	3991-3087	〒176-0012	豊玉北 5-2-14	ももかわ一郎	参政党	6824-1612	〒179-0083	平和台 3-23-14-201
倉田れいか	練馬会議	3923-5672	〒177-0031	三原台 2-4-7-1A	山口あきこ	れいわ練馬	080-3358-0987	〒178-0063	東大泉 7-35-28-1F
石黒たつお	練馬会議	090-1667-1192	〒178-0064	南大泉 2-2-33	吹田ひでとし	維新の会	080-3525-2317	〒176-0024	中村 3-34-5

（注）会派名略称
自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、
練馬会議：練馬区議会無所属・都民ファーストの会・国民民主党・ウェルビーイングな会、
共産党：日本共産党練馬区議団、立憲民主：練馬区議会立憲民主党、
インクル：インクルーシブな練馬をめざす会、生活ネット：生活者ネットワーク、
つながる：つながる市民・練馬、福祉ループ：練馬区議会福祉ループ、みどりの風：練馬区議会みどりの風、
参政党：練馬区議会参政党、れいわ練馬：れいわ新選組練馬、維新の会：練馬区議会日本維新の会

馬区立スポーツ施設条例等の一部を改正する条例」など 26 議案が、議員から「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

4　第四回定例会（6年 11 月 29 日～ 12 月 13 日）

定例会の初日に区長から、「令和 6 年度 11 月補正予算案」「第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定」「医療的ケアが必要な重度障害者への支援」などについての所信表明があり、これを受けて 11 人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」「指定管理者の指定」「令和 6 年度練馬区一般会計補正予算」など 45 議案が、委員会から「固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

5　第一回定例会（7年2月6日～3月 14 日）

定例会の初日に区長から「令和 7 年度当初予算案」「令和 6 年度補正予算案」「大江戸線の延伸」「美術館・貫井図書館の全面リニューアル」などについての所信表明があり、これを受けて 12 人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から「令和 7 年度練馬区一般会計予算」「令和 6 年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」など 46 議案が、議員から「練馬区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の 1 議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

〔請願・陳情審査件数〕　（単位：件）　6 年 1～12月

委員会	区分	件数	審査結果 採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審査
常任委員会	企画総務	－	－	－	－	－	－
		15	－	6	－	－	9
	区民生活	－	－	－	－	－	－
		14	4	5	－	－	5
	保健福祉	－	－	－	－	－	－
		9	1	2	－	－	6
	都市整備	2	－	－	－	－	2
		13	3	6	1	－	3
	文教児童青少年	－	－	－	－	－	－
		15	1	4	－	－	11
議会運営		－	－	－	－	－	－
		2	－	1	－	－	1
特別委員会	総合・災害対策等	－	－	－	－	－	－
		1	－	－	－	－	1
	医療・高齢者等	－	－	－	－	－	－
		4	1	3	－	－	－
	みどり・環境等	－	－	－	－	－	－
		4	－	1	－	－	3
	交通対策等	－	－	－	－	－	－
		4	－	1	－	－	3
	予算						
	決算						
計		2	－	－	－	－	2
		81	10	29	1	－	42

注：①件数の上段は請願、下段は陳情
②件数は、前年からの継続分および分割付託を含む。
採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含むため件数と一致しない場合がある。

〔会派別構成〕　（単位：人）　7年6月9日現在

会派名	人員
練馬区議会自由民主党	15
練馬区議会公明党	7
練馬区議会無所属・都民ファーストの会・国民民主党・ウェルビーイングな会	7
日本共産党練馬区議団	5
練馬区議会立憲民主党	5
インクルーシブな練馬をめざす会	3
生活者ネットワーク	2
つながる市民・練馬	1
練馬区議会福祉ループ	1
練馬区議会みどりの風	1
練馬区議会参政党	1
れいわ新選組練馬	1
練馬区議会日本維新の会	1
計	50

〔歴代議長〕

						党別
1	上野徳次郎	昭和	22.10.11	～	23.11.15	自由党
2	桜井　米蔵		23.11.15	～	24.11.25	〃
3	小口　政雄		24.11.25	～	25.10.30	〃
4	梅内　正雄		25.10.30	～	26. 9.19	〃
5	篠田　鎮雄		26.10.29	～	27.10.29	〃
6	梅内　正雄		27.10.29	～	28.12. 2	〃
7	井口　仙蔵		28.12. 2	～	29.12.22	〃
8	塚田　洪憲		29.12.22	～	30. 9.19	〃
9	井口　仙蔵		30.10.20	～	31.10.29	自民党
10	井口　仙蔵		31.10.29	～	32.11.29	〃
11	梅内　正雄		32.11.29	～	34. 3.18	〃
12	林　　亮海		34. 3.18	～	34. 9.19	〃
13	上野徳次郎		34.10.23	～	35.12.27	〃
14	桜井　米蔵		35.12.27	～	37. 2. 9	〃
15	梅内　正雄		37. 2. 9	～	37.12.22	〃
16	橋本銀之助		37.12.22	～	38. 9.19	〃
17	井口　仙蔵		38.10.23	～	40. 3.10	〃
18	越後　幹雄		40. 3.10	～	42. 5. 2	〃
19	長谷川安正		42. 7.11	～	43. 7.16	〃
20	小柳　信子		43. 7.16	～	44. 7.24	〃
21	橋本銀之助		44. 7.24	～	45. 7.11	〃
22	橋本銀之助		45. 7.11	～	46. 5.29	〃
23	塚田　洪憲		46. 7. 6	～	47. 7.19	〃
24	横山　繁雄		47. 7.19	～	48. 7.28	〃
25	関口　三郎		48. 7.28	～	49. 7.30	〃
26	田口阿久理		49. 7.30	～	50. 5.29	〃
27	楠　　直正		50. 6.23	～	51. 7. 9	〃
28	横山　繁雄		51. 7. 9	～	52. 7.27	〃
29	内田仙太郎		52. 7.27	～	53. 7.14	〃
30	豊田　三郎		53. 7.14	～	54. 5.29	〃
31	貫井　武夫		54. 6.22	～	55. 7.10	〃
32	上野　定雄		55. 7.10	～	56. 7.21	〃
33	矢﨑　久雄		56. 7.21	～	57. 7. 6	〃
34	大野喜三郎		57. 7. 6	～	58. 5.29	〃
35	貫井　武夫		58. 6.15	～	59. 7.10	〃
36	上野　定雄		59. 7.10	～	60. 7.19	〃
37	田中　確也		60. 7.19	～	61. 7.24	〃
38	望月　泰治		61. 7.24	～	62. 5.29	〃
39	楠　　直正		62. 6.15	～	63. 7.13	〃
40	椎名　貞夫		63. 7.13	～平成	元. 7.21	公明党
41	山田左千夫		元. 7.21	～	2. 7.13	自民党
42	渡辺　耕平		2. 7.13	～	3. 5.29	〃
43	関口　和雄		3. 6.13	～	4. 7. 2	〃
44	吉野　信義		4. 7. 2	～	5. 7.29	〃
45	大橋　静男		5. 7.29	～	6. 7.12	〃
46	中島　　力		6. 7.12	～	7. 5.29	〃
47	髙橋かずみ		7. 6. 9	～	8. 6.25	〃
48	関口　三郎		8. 6.25	～	9. 7.24	〃
49	浅沼　敏幸		9. 7.24	～	10. 6.19	無所属
50	関口　和雄		10. 6.19	～	11. 5.29	自民党
51	関口　和雄		11. 6.11	～	12. 7.14	〃
52	土屋　新一		12. 7.14	～	13. 7.11	民主党
53	小林みつぐ		13. 7.11	～	14. 7.16	自民党
54	村上　悦栄		14. 7.16	～	15. 5.29	〃
55	中島　　力		15. 6.12	～	16. 6.18	〃
56	小林みつぐ		16. 6.18	～	17. 7.22	〃
57	本橋まさとし		17. 7.22	～	18. 6.28	〃
58	村上　悦栄		18. 6.28	～	19. 5.29	〃
59	関口　和雄		19. 6.11	～	20. 6.20	〃
60	しばざき幹男		20. 6.20	～	21. 6.17	〃
61	本橋　正寿		21. 6.17	～	22. 6.17	〃
62	西山きよたか		22. 6.17	～	23. 5.29	〃
63	小川けいこ		23. 6.13	～	24. 6.22	〃
64	藤井たかし		24. 6.22	～	25. 6.28	〃
65	小泉　純二		25. 6.28	～	26. 6.20	〃
66	村上　悦栄		26. 6.20	～	27. 5.29	〃
67	かしわざき強		27. 6.12	～	28. 6.17	〃
68	田中ひでかつ		28. 6.17	～	29. 7. 7	〃
69	小林みつぐ		29. 7. 7	～	30. 6.27	〃
70	福沢　　剛		30. 6.27	～令和	元. 5.29	〃
71	上野ひろみ		元. 6.13	～	2. 6. 5	〃
72	小泉　純二		2. 6. 5	～	3. 6. 4	〃
73	かしわざき強		3. 6. 4	～	4. 6. 7	〃
74	藤井たかし		4. 6. 7	～	5. 5.29	〃
75	田中よしゆき		5. 6. 9	～	6. 6. 7	〃
76	福沢　　剛		6. 6. 7	～	7. 6. 9	〃
77	上野ひろみ		7. 6. 9	～		〃

〔歴代副議長〕

						党別
1	小口　政雄	昭和	22.10.11	～	23.11.15	自由党
2	塚田　洪憲		23.11.15	～	24.11.25	〃
3	内田建三郎		24.11.25	～	25.10.30	〃
4	豊田　勝夫		25.10.30	～	26. 9.19	〃
5	大野　政吉		26.10.29	～	27.10.29	〃
6	加山　峯吉		27.10.29	～	28.12. 2	〃
7	橋本銀之助		28.12. 2	～	29.12.22	〃
8	永盛勇三郎		29.12.22	～	30. 9.19	〃
9	一野　義純		30.10.20	～	31.10.29	自民党
10	松本　　茂		31.10.29	～	32. 8.30	〃
11	豊田　勝夫		32. 8.30	～	32.11.29	〃
12	山下　新吉		32.11.29	～	34. 3.18	社会党
13	大戸　淳三		34. 3.18	～	34. 9.19	自民党
14	矢ケ崎信夫		34.10.23	～	35.12.27	〃
15	越後　幹雄		35.12.27	～	37. 2. 9	〃
16	荒井　澄雄		37. 2. 9	～	37.12.22	社会党
17	並木　亀吉		37.12.22	～	38. 9.19	自民党
18	長谷川安正		38.10.23	～	39. 5.27	〃
19	宇野津定三		39. 5.27	～	40. 3.10	公明党
20	横山　倉吉		40. 3.10	～	42. 5. 2	自民党
21	榎本　喜芳		42. 7.11	～	43. 7.16	社会党
22	木下喜三郎		43. 7.16	～	44. 7.24	〃
23	本橋弘三郎		44. 7.24	～	45. 7.11	〃
24	木下喜三郎		45. 7.11	～	46. 5.29	〃
25	岡本　和男		46. 7. 6	～	47. 7.19	〃
26	本橋弘三郎		47. 7.19	～	48. 7.28	〃
27	土屋　新一		48. 7.28	～	49. 7.30	〃
28	藤代権兵衛		49. 7.30	～	50. 5.29	〃
29	小池　広司		50. 6.23	～	51. 7. 9	公明党
30	小林としたか		51. 7. 9	～	52. 7.27	〃
31	椎名　貞夫		52. 7.27	～	53. 7.14	〃
32	安藤　美義		53. 7.14	～	54. 5.29	〃
33	宇野津定三		54. 6.22	～	55. 7.10	〃
34	田中てるみ		55. 7.10	～	56. 7.21	〃
35	小池　広司		56. 7.21	～	57. 7. 6	〃
36	小林としたか		57. 7. 6	～	58. 5.29	〃
37	椎名　貞夫		58. 6.15	～	59. 7.10	〃
38	田中　保徳		59. 7.10	～	60. 7.19	〃
39	竹内　智久		60. 7.19	～	61. 7.24	〃
40	俵頭　　功		61. 7.24	～	62. 5.29	〃
41	小林　利孝		62. 6.15	～	63. 7.13	〃
42	吉野　信義		63. 7.13	～平成	元. 7.21	自民党
43	田中　保徳		元. 7.21	～	2. 7.13	公明党
44	竹内　智久		2. 7.13	～	3. 5.29	〃
45	椎名　貞夫		3. 6.13	～	4. 7. 2	〃
46	白井　繁雄		4. 7. 2	～	5. 7.29	〃
47	冨塚　辰雄		5. 7.29	～	6. 7.12	〃
48	秋本　和昭		6. 7.12	～	7. 5.29	〃
49	俵頭　　功		7. 6. 9	～	8. 6.25	公明
50	斉藤　宗孝		8. 6.25	～	9. 7.24	〃
51	西川　康彦		9. 7.24	～	10. 6.19	〃
52	冨塚　辰雄		10. 6.19	～	11. 5.29	〃
53	秋本　和昭		11. 6.11	～	12. 7.14	公明党
54	武藤　昭夫		12. 7.14	～	13. 7.11	共産党
55	山田　哲丸		13. 7.11	～	14. 7.16	公明党
56	斉藤　宗孝		14. 7.16	～	15. 5.29	〃
57	西川　康彦		15. 6.12	～	16. 6.18	〃
58	岩崎　典子		16. 6.18	～	17. 7.22	〃
59	斉藤　宗孝		17. 7.22	～	18. 6.28	〃
60	秋本　和昭		18. 6.28	～	19. 5.29	〃
61	宮原　義彦		19. 6.11	～	20. 6.20	〃
62	田代　孝海		20. 6.20	～	21. 6.17	〃
63	岩崎　典子		21. 6.17	～	22. 6.17	〃
64	内田ひろのり		22. 6.17	～	23. 5.29	〃
65	斉藤　静夫		23. 6.13	～	24. 6.22	〃
66	うすい民男		24. 6.22	～	25. 6.28	〃
67	吉田ゆりこ		25. 6.28	～	26. 6.20	〃
68	柳沢よしみ		26. 6.20	～	27. 5.29	〃
69	内田ひろのり		27. 6.12	～	28. 6.17	〃
70	光永　　勉		28. 6.17	～	29. 7. 7	〃
71	酒井　妙子		29. 7. 7	～	30. 6.27	〃
72	西野こういち		30. 6.27	～令和	元. 5.29	〃
73	宮原よしひこ		元. 6.13	～	2. 6. 5	〃
74	うすい民男		2. 6. 5	～	3. 6. 4	〃
75	吉田ゆりこ		3. 6. 4	～	4. 6. 7	〃
76	柳沢よしみ		4. 6. 7	～	5. 5.29	〃
77	酒井　妙子		5. 6. 9	～	6. 6. 7	〃
78	西野こういち		6. 6. 7	～	7. 6. 9	〃
79	鈴木たかし		7. 6. 9	～		〃

（2）執行機関（区長・行政委員会など）

区の意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに、補助機関として副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1　区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は４年である。

昭和 49 年６月の「地方自治法」の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年４月 27 日に初の選挙が行われた。

４年４月 17 日に行われた区長選挙の結果、前川燿男が選出され、第 20 代区長に就任した。

2　副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は４年である。練馬区では、副区長の定数を２人とし、宮下泰昌と森田泰子が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、平成 18 年の「地方自治法」改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

〔歴代区長〕

1	臼井	五十三	昭和	22. 9. 20	～	26. 9. 19
2	須田	操		26. 9. 20	～	30. 9. 19
3		〃		30. 11. 9	～	34. 11. 8
4		〃		34. 12. 3	～	38. 12. 2
5		〃		38. 12. 26	～	42. 6. 21
6	片	健治		43. 7. 29	～	47. 7. 28
7	田畑	健介		48. 10. 16	～	50. 4. 26
8		〃		50. 4. 27	～	54. 4. 26
9		〃		54. 4. 27	～	58. 4. 26
10		〃		58. 4. 27	～	62. 4. 26
11	岩波	三郎		62. 4. 27	～	平成 3. 4. 26
12		〃		3. 4. 27	～	7. 4. 26
13		〃		7. 4. 27	～	11. 4. 26
14		〃		11. 4. 27	～	15. 4. 26
15	志村	豊志郎		15. 4. 27	～	19. 4. 26
16		〃		19. 4. 27	～	23. 4. 26
17		〃		23. 4. 27	～	26. 2. 23
18	前川	燿男		26. 4. 20	～	30. 4. 19
19		〃		30. 4. 20	～	令和 4. 4. 19
20		〃		4. 4. 20	～	在任中

〔歴代副区長〕

1	関口	和雄	平成	19. 4. 1	～	19. 6. 12
2		〃		19. 6. 13	～	23. 6. 12
3	琴尾	隆明		23. 6. 14	～	27. 6. 13
4	山内	隆夫		26. 6. 20	～	30. 6. 19
5	黒田	叔孝		27. 6. 15	～	令和 元. 6. 14
6	山内	隆夫		30. 6. 20	～	4. 6. 19
7	小西	將雄	令和	元. 6. 15	～	5. 6. 14
8	森田	泰子		4. 6. 20	～	在任中
9	宮下	泰昌		5. 6. 15	～	在任中

〔歴代助役〕

1	小林	四郎	昭和	22. 12. 4	～	26. 12. 3
2		〃		26. 12. 4	～	30. 12. 3
3		〃		30. 12. 4	～	34. 12. 3
4		〃		34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	星	義文		39. 5. 27	～	42. 6. 21
6	金子	光		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	三浦	忠正		48. 10. 29	～	52. 10. 28
8		〃		52. 10. 29	～	56. 10. 28
9		〃		56. 10. 29	～	60. 10. 28
10	中園	啓一		58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	三浦	忠正		60. 10. 29	～	62. 4. 25
12	三石	辰雄		62. 6. 26	～	平成 3. 6. 25
13		〃		3. 6. 26	～	7. 6. 25
14		〃		7. 6. 26	～	11. 6. 25
15	志村	豊志郎		11. 6. 26	～	15. 2. 12
16	関口	和雄		15. 6. 13	～	19. 3. 31

〔歴代収入役〕

1	原	鋲二	昭和	22. 12. 4	～	26. 12. 3
2		〃		26. 12. 4	～	30. 12. 3
3		〃		30. 12. 4	～	34. 12. 3
4		〃		34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	栗林	繁実		39. 5. 27	～	43. 5. 26
6	寺本	静雄		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	山本	佳二		48. 10. 29	～	52. 10. 28
8		〃		52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	中園	啓一		56. 10. 29	～	58. 6. 20
10	本田	久夫		58. 6. 21	～	62. 6. 13
11		〃		62. 6. 26	～	平成 3. 6. 25
12		〃		3. 6. 26	～	7. 6. 25
13		〃		7. 6. 26	～	11. 6. 25
14	小林	勝郎		11. 6. 26	～	15. 6. 25
15		〃		15. 6. 26	～	19. 6. 25

3　職員

区の職員数は、７年４月１日現在 4,153 人である。内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員のうち短時間勤務の者、休職者、他団体への派遣職員、会計年度任用職員を除く。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員 2,644 人および学校関係の栄養士、事務職員の一部 141 人は、都の任用の職員で下表のとおりである（７年５月１日現在）。

〔東京都任用の教職員数〕　（単位：人）７年５月１日現在

区　分	総　数	教　員	その他
小学校	1,906	1,812	94
中学校	879	832	47
計	2,785	2,644	141

注：その他は、事務職員、栄養士

〔組織別職員数〕

（単位：人） 7年4月1日現在

区　分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総計	**4,153**	**2,082**	**1,704**	**367**
技監	**1**		**1**	
区長室	**43**	**43**		
広聴広報課	36	36		
秘書課	7	7		
企画部	**62**	**61**	**1**	
企画課	22	21	1	
財政課	12	12		
情報政策課	28	28		
危機管理室	**45**	**45**		
危機管理課	45	45		
総務部	**244**	**145**	**94**	**5**
総務課	44	44		
文書法務課	14	14		
情報公開課	8	8		
経理用地課	28	21	2	5
人権・男女共同参画課	13	9	4	
職員課	32	32		
人材育成課	13	13		
施設管理課	92	4	88	
区民部	**426**	**425**	**1**	
戸籍住民課	215	215		
税務課	51	51		
収納課	77	77		
国保年金課	83	82	1	
産業経済部	**60**	**60**		
経済課	20	20		
商工観光課	17	17		
都市農業課	23	23		
地域文化部	**182**	**154**	**28**	
地域振興課	115	88	27	
文化・生涯学習課	31	30	1	
スポーツ振興課	36	36		
福祉部	**660**	**402**	**251**	**7**
管理課	54	39	14	1
障害者施策推進課	130	35	89	6
生活福祉課	36	28	8	
練馬総合福祉事務所	86	58	28	
光が丘総合福祉事務所	76	47	29	
石神井総合福祉事務所	81	48	33	
大泉総合福祉事務所	71	41	30	
高齢社会対策課	31	24	7	
高齢者支援課	25	15	10	
介護保険課	70	67	3	
健康部（練馬区保健所）	**266**	**110**	**156**	
健康推進課	45	30	15	
生活衛生課	46	9	37	
保健予防課	36	25	11	
豊玉保健相談所	29	7	22	
北保健相談所	17	4	13	
光が丘保健相談所	21	7	14	
石神井保健相談所	30	9	21	
大泉保健相談所	16	6	10	
関保健相談所	16	4	12	
地域医療課	10	9	1	
環境部	**283**	**79**	**23**	**181**
環境課	37	26	11	
みどり推進課	24	13	11	
清掃リサイクル課	28	20		8
練馬清掃事務所	99	9	1	89
石神井清掃事務所	95	11		84
都市整備部	**181**	**59**	**122**	
都市計画課	30	13	17	
東部地域まちづくり課	63	24	39	
開発調整課	27	5	22	
建築課	50	8	42	
住宅課	11	9	2	
土木部	**218**	**62**	**153**	**3**
管理課	48	21	27	
道路公園課	81	15	63	3
計画課	76	18	58	
交通安全課	13	8	5	
会計管理室	**19**	**19**		
教育委員会事務局	**1,425**	**383**	**871**	**171**
教育振興部	**198**	**181**	**8**	**9**
教育総務課	41	37		4
学務課	27	27		
学校施設課	27	24	3	
保健給食課	23	16	2	5
教育指導課	29	29		
学校教育支援センター	19	16	3	
光が丘図書館	32	32		
こども家庭部	**1,154**	**182**	**863**	**109**
子育て支援課	198	63	126	9
保育課	844	77	667	100
青少年課	23	19	4	
子ども家庭支援センター	89	23	66	
小学校	**51**			**51**
幼稚園	**22**	**20**		**2**
選挙管理委員会事務局	**14**	**13**	**1**	
監査事務局	**8**	**6**	**2**	
農業委員会事務局	**－**	**－**	**－**	**－**
議会事務局	**16**	**16**		

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局をおいて必要な事務を執行している。

1　教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

7年7月1日現在の教育長と教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長　三浦　康彰（6.7.1 ～ 9.6.30）
委　員　小林　三保（6.6.20 ～ 10.6.19）
委　員　仲山　英之（4.6.20 ～ 8.6.19）
委　員　岡田　行雄（3.12.19 ～ 7.12.18）
委　員　森山　瑞江（5.10.16 ～ 9.10.15）

〔歴代教育長〕

1	星		義	文	昭和 27.	11.	1	～	28.	3. 31
2		〃			28.	4.	1	～	31.	9. 30
3	松	尾	周	男	31.	10.	1	～	35.	9. 30
4	栗	林	繁	実	35.	10.	8	～	39.	5. 26
5	上	野	唯	郎	39.	7.	22	～	39.	10. 6
6		〃			39.	10.	7	～	43.	10. 6
7	黒	田	新	市	43.	10.	14	～	47.	10. 13
8	岩	波	三	郎	48.	10.	29	～	52.	10. 28
9		〃			52.	10.	29	～	56.	10. 28
10		〃			56.	10.	29	～	60.	10. 28
11		〃			60.	10.	29	～	62.	1. 17
12	下	田	迪	雄	平成 62.	7.	1	～	元.	10. 28
13		〃			元.	10.	29	～	5.	10. 28
14		〃			5.	10.	29	～	9.	10. 28
15		〃			9.	10.	29	～	11.	6. 25
16	薗	部	俊	介	11.	7.	1	～	13.	10. 28
17		〃			13.	10.	29	～	17.	10. 28
18		〃			17.	10.	29	～	21.	10. 28
19		〃			21.	10.	29	～	23.	6. 28
20	河	口		浩	23.	6.	29	～	25.	10. 28
21		〃			25.	10.	29	～	27.	6. 30
22		〃			27.	7.	1	～	30.	6. 30
23		〃			令和 30.	7.	1	～	3.	6. 30
24	堀		和	夫	3.	7.	1	～	6.	6. 30
25	三	浦	康	彰	6.	7.	1	～	在任中	

2　選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、４人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は４年である。

７年４月１日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長　中村　映子

委　員　本橋　正壽、岩崎　典子、浅沼　敏幸

（任期は、3.12.19～7.12.18）

3　監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は４人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ２人を選任する。任期は前者が４年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち１人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

７年６月９日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者　市村　　保　（7.4.1～11.3.31）
（常勤監査委員）

識見を有する者　萩野　うたみ（5.3.8～9.3.7）

区議会議員　　かしわざき強（7.6.9～在任中）

区議会議員　　倉田　れいか（7.6.9～在任中）

〔6 年度の監査等実施状況〕

⑴　定期監査等

①　実績

・48 課 84 施設

・工事監査　8 か所

・財政援助団体等　37 団体

②　監査結果

・指摘事項　0 件

⑵　例月現金出納検査

⑶　決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

⑷　住民監査請求

監査請求件数　2 件（却下　2 件）

⑸　行政監査

テーマ「防災備蓄物資等の管理状況について」

4　農業委員会

農業委員会は、「農地法」等法令による事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。

平成 28 年４月の法改正により委員の公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。29 年７月に新制度による改選が行われ、現在の委員は 16 人で構成される。任期は３年である。

７年４月１日現在の委員は、つぎのとおりである。

会　長　尾崎　賀一

副会長　田中　聖晃、篠田　政巳

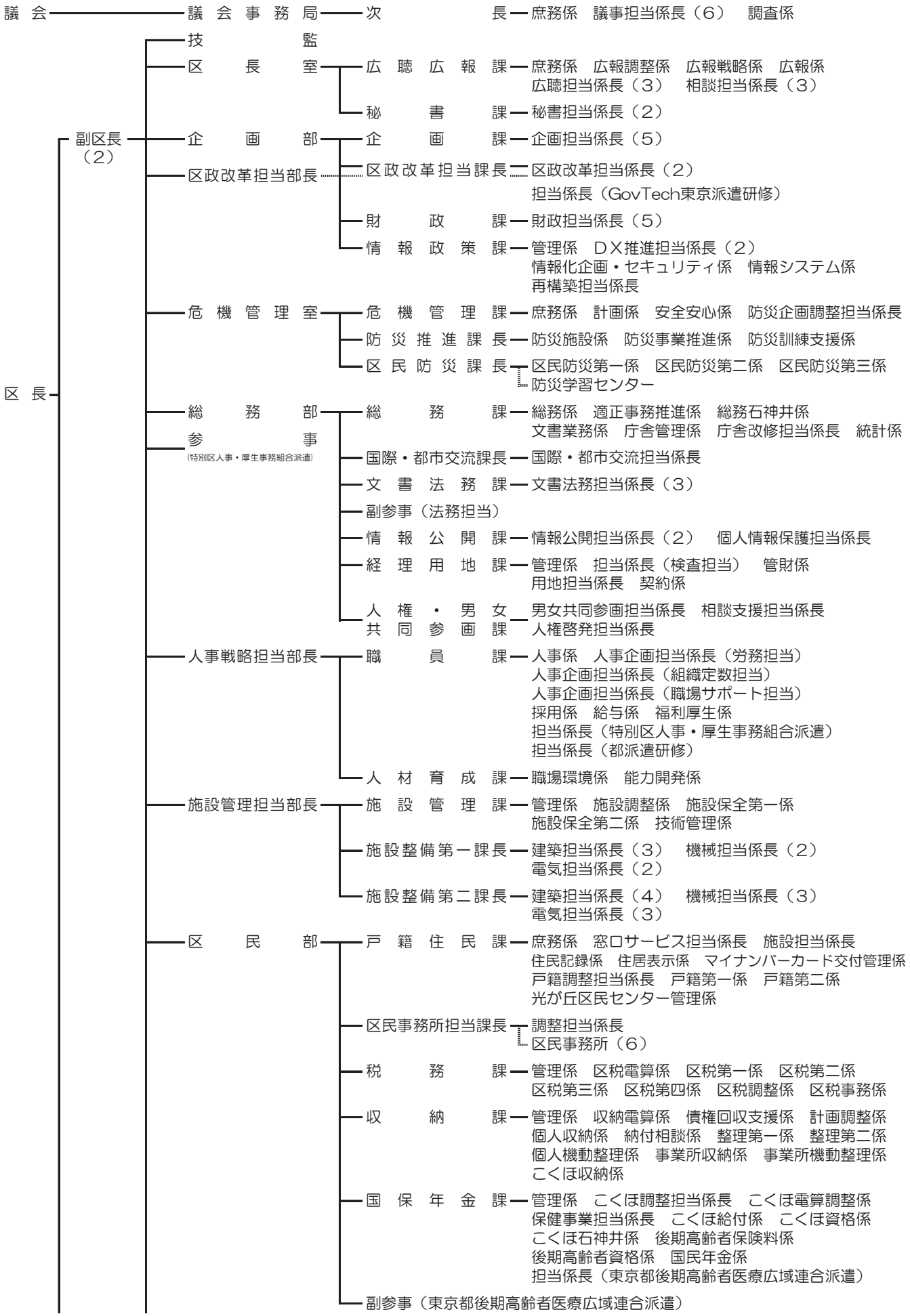
委　員　相原　和彦、井口　和喜、榎本　重恭
加藤　直正、神田　靖仁、洒井　利博
櫻井　祐次、篠　　貞夫、荘埜　晃一
橋本　良子、保戸塚　武彦、宮部　光夫
渡邉　　仁
(任期は、5.7.30～8.7.29)

5　人事委員会

特別区の人事委員会は、23 特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23 特別区共同の人事機関として機能している。

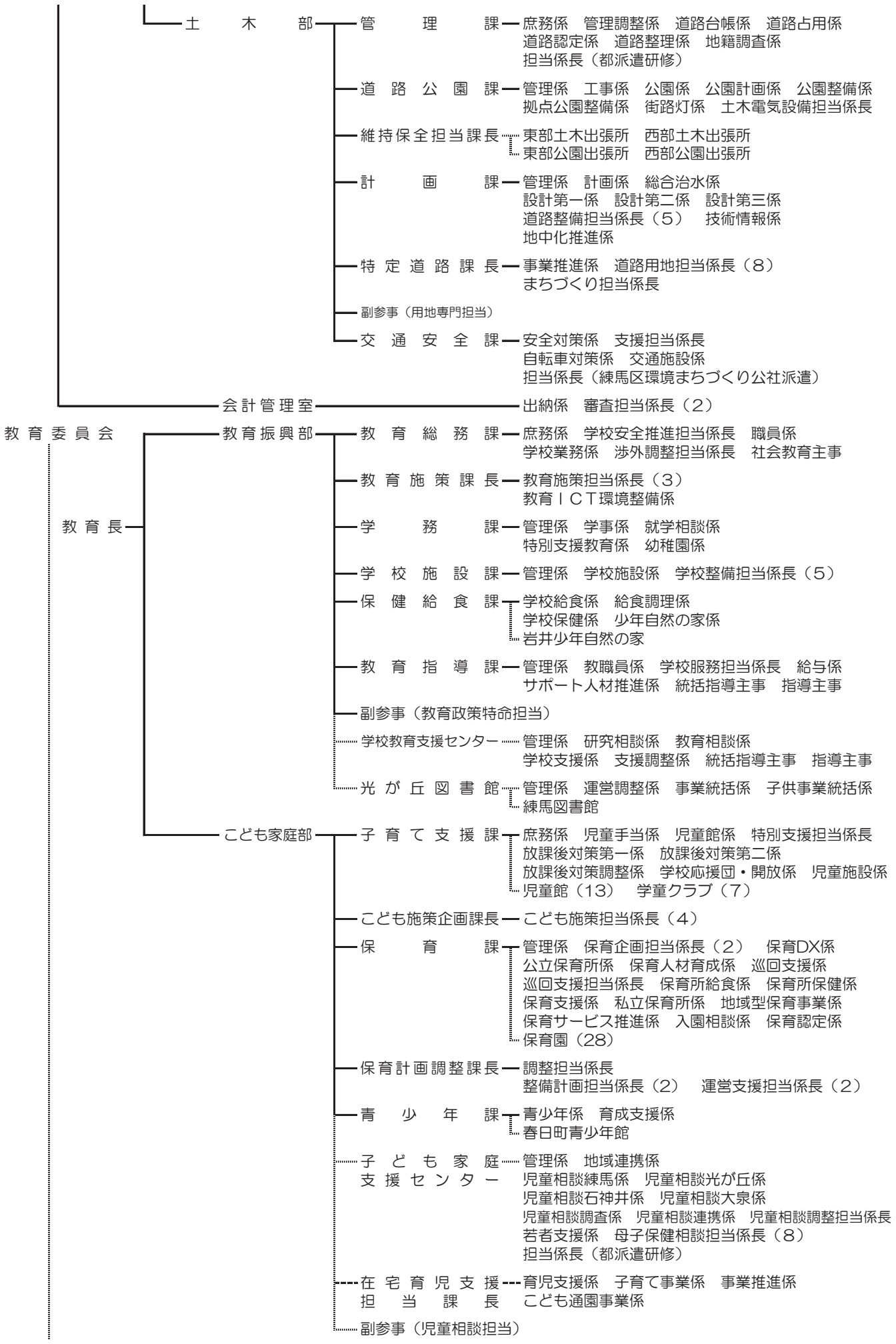
〔練馬区機構図〕

7年4月1日現在



- 産業経済部
  - 経済課
    - 庶務係　産業振興調整係　中小企業振興係
      融資係　消費生活係
      担当係長（練馬区産業振興公社派遣）（2）
  - 商工観光課
    - 商工係　観光係　まつり係
      担当係長（練馬区産業振興公社派遣）
- 都市農業担当部長
  - 都市農業課
    - 都市農業係　農業振興係　事業調整担当係長
- 地域文化部
  - 地域振興課
    - 庶務係　担当係長（地域施設調整担当）　事業推進係
      地域施設係　地域コミュニティ支援係　施設維持係
      施設システム係　地区区民館（22）
  - 協働推進課長
    - 協働推進担当係長　区民協働担当係長
      協働事業担当係長　カレッジ担当係長
  - 文化・生涯学習課
    - 管理係　文化芸術担当係長　文化振興係　伝統文化係
      担当係長（練馬区文化振興協会派遣）（4）
      生涯学習センター
  - 美術館再整備担当課長
    - 美術館再整備担当係長（2）
  - 美術館再整備まちづくり担当課長
    - 美術館再整備まちづくり担当係長（2）
  - スポーツ振興課
    - 管理係　運営調整係　事業係
      振興係　施設係　シティマラソン係
      総合体育館
- 福祉部
- 参事
  （練馬区社会福祉協議会派遣）
  - 管理課
    - 庶務係　臨時給付金担当係長　福祉防災・システム係
      地域福祉係　ひと・まちづくり推進係
      厚生文化会館
  - 指導検査担当課長
    - 社会福祉法人係　障害福祉サービス検査係
      保育サービス検査係
      介護サービス検査第一係　介護サービス検査第二係
  - 障害者施策推進課
    - 管理係　事業計画係　施設調整担当係長（2）
      就労支援係　就労調整担当係長　地域生活支援係
      氷川台福祉園　大泉学園町福祉園
  - 障害者サービス調整担当課長
    - 障害調整係　障害者給付係
      事業者支援係　障害審査係
      心身障害者福祉センター　こども発達支援センター
  - 生活福祉課
    - 管理係　自立促進支援係　連携推進担当係長
      保護調整係　医療事務係　ひとり親家庭支援係
  - 練馬総合福祉事務所
    - 管理係　相談係　援護係
      保護第一係　保護第二係　保護第三係　保護第四係
      保護第五係　保護第六係　高齢者支援係
      障害者支援係　知的障害者担当係長　福祉事務係
  - 光が丘総合福祉事務所
    - 管理係　相談係　保護第一係　保護第二係
      保護第三係　保護第四係　保護第五係　高齢者支援係
      障害者支援係　知的障害者担当係長　福祉事務係
  - 石神井総合福祉事務所
    - 管理係　相談係　保護第一係　保護第二係
      保護第三係　保護第四係　保護第五係　高齢者支援係
      障害者支援係　知的障害者担当係長　福祉事務係
  - 大泉総合福祉事務所
    - 管理係　相談係　保護第一係　保護第二係
      保護第三係　保護第四係　保護第五係　高齢者支援係
      障害者支援係　知的障害者担当係長　福祉事務係
- 高齢施策担当部長
  - 高齢社会対策課
    - 管理係　区立施設運営係　計画係　施設係
      いきがい係　介護予防係
  - 高齢者支援課
    - 管理係　地域包括支援係　生活支援体制整備係
      高齢者健康支援係　在宅介護支援係　高齢給付係
  - 介護保険課
    - 管理係　事業者指定係　事業者運営推進係
      介護認定第一係　介護認定第二係　給付係
      介護システム係　資格保険料係

- 健康部
  - 参事（地域保健担当）
  - 練馬区保健所（※下線の部署が保健所）
    - 健康推進課 ― 庶務係　健康システム係　計画調整係
保健活動調整係（統括保健師）　成人保健係　母子保健係
出産・子育て応援担当係長　健康づくり係
歯科保健担当係長　栄養食育係
    - 生活衛生課 ― 管理係　食品衛生担当係長　医務薬事係
環境衛生監視担当係長（2）
食品衛生監視担当係長（4）
    - 保健予防課 ― 管理係　予防接種係
感染症事務係　感染症対策担当係長（2）
精神保健係　精神支援担当係長
    - 豊玉保健相談所 ― 管理係　栄養担当係長
地域保健第一係　地域保健第二係
    - 北保健相談所 ― 管理係　歯科健康担当係長
栄養担当係長　地域保健係
    - 光が丘保健相談所 ― 管理係　歯科健康担当係長
栄養担当係長　地域保健係
    - 石神井保健相談所 ― 管理係　歯科健康担当係長　栄養担当係長
地域保健第一係　地域保健第二係
    - 大泉保健相談所 ― 管理係　歯科健康担当係長　地域保健係
    - 関保健相談所 ― 管理係　歯科健康担当係長　地域保健係
- 地域医療担当部長
  - 地域医療課 ― 管理係　医療連携担当係長
  - 医療環境整備課長 ― 医療環境整備担当係長
- 環境部
  - 環境課 ― 庶務係　美化啓発係　空き家等対策係　事業推進係
環境企画係　地球温暖化対策係　環境規制係
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）
  - みどり推進課 ― 管理係　計画係　保全係　協働係　緑化支援係　施設係
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）
  - 清掃リサイクル課 ― 管理係　計画調整係　清掃企画担当係長
清掃事業係　リサイクル推進係
担当係長（東京二十三区清掃一部事務組合派遣）（4）
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）（8）
    - 練馬清掃事務所 ― 管理係　事業調整係
地域第一係　地域第二係　作業係
    - 石神井清掃事務所 ― 管理係　地域第一係　地域第二係
作業係　事務係　車両係
- 都市整備部
  - 都市計画課 ― 庶務係　都市計画担当係長（3）
土地利用計画担当係長
  - 交通企画課長 ― 交通企画担当係長（3）
  - 東部地域まちづくり課 ― 管理係　まちづくり担当係長（5）
  - 西部地域まちづくり課長 ― まちづくり担当係長（3）
  - 新宿線・外環沿線まちづくり課長 ― まちづくり担当係長（3）
  - 大江戸線延伸推進課長 ― 大江戸線延伸推進担当係長（3）
  - 防災まちづくり課長 ― 防災まちづくり担当係長（3）　耐震化促進係
- 建築・開発担当部長
  - 開発調整課 ― 管理係　調整係　開発審査係
宅地開発係　緑化審査係　担当係長（緑化調整担当）
  - 建築課 ― 管理係　狭あい道路拡幅係
監察係　福祉のまちづくり係
  - 建築審査課長 ― 建築調整係　建築審査係　構造係
設備係　道路調査係
  - 住宅課 ― 管理係　住宅係


土木部
管理課
庶務係　管理調整係　道路台帳係　道路占用係
道路認定係　道路整理係　地籍調査係
担当係長（都派遣研修）
道路公園課
管理係　工事係　公園係　公園計画係　公園整備係
拠点公園整備係　街路灯係　土木電気設備担当係長
維持保全担当課長
東部土木出張所　西部土木出張所
東部公園出張所　西部公園出張所
計画課
管理係　計画係　総合治水係
設計第一係　設計第二係　設計第三係
道路整備担当係長（5）　技術情報係
地中化推進係
特定道路課長
事業推進係　道路用地担当係長（8）
まちづくり担当係長
副参事（用地専門担当）
交通安全課
安全対策係　支援担当係長
自転車対策係　交通施設係
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）
会計管理室
出納係　審査担当係長（2）
教育委員会
教育長
教育振興部
教育総務課
庶務係　学校安全推進担当係長　職員係
学校業務係　渉外調整担当係長　社会教育主事
教育施策課長
教育施策担当係長（3）
教育ＩＣＴ環境整備係
学務課
管理係　学事係　就学相談係
特別支援教育係　幼稚園係
学校施設課
管理係　学校施設係　学校整備担当係長（5）
保健給食課
学校給食係　給食調理係
学校保健係　少年自然の家係
岩井少年自然の家
教育指導課
管理係　教職員係　学校服務担当係長　給与係
サポート人材推進係　統括指導主事　指導主事
副参事（教育政策特命担当）
学校教育支援センター
管理係　研究相談係　教育相談係
学校支援係　支援調整係　統括指導主事　指導主事
光が丘図書館
管理係　運営調整係　事業統括係　子供事業統括係
練馬図書館
こども家庭部
子育て支援課
庶務係　児童手当係　児童館係　特別支援担当係長
放課後対策第一係　放課後対策第二係
放課後対策調整係　学校応援団・開放係　児童施設係
児童館（13）　学童クラブ（7）
こども施策企画課長
こども施策担当係長（4）
保育課
管理係　保育企画担当係長（2）　保育DX係
公立保育所係　保育人材育成係　巡回支援係
巡回支援担当係長　保育所給食係　保育所保健係
保育支援係　私立保育所係　地域型保育事業係
保育サービス推進係　入園相談係　保育認定係
保育園（28）
保育計画調整課長
調整担当係長
整備計画担当係長（2）　運営支援担当係長（2）
青少年課
青少年係　育成支援係
春日町青少年館
子ども家庭支援センター
管理係　地域連携係
児童相談練馬係　児童相談光が丘係
児童相談石神井係　児童相談大泉係
児童相談調査係　児童相談連携係　児童相談調整担当係長
若者支援係　母子保健相談担当係長（8）
担当係長（都派遣研修）
在宅育児支援担当課長
育児支援係　子育て事業係　事業推進係
こども通園事業係
副参事（児童相談担当）

- 小学校（65）
- 中学校（33）
- 北大泉幼稚園　保育担当係長
- 光が丘むらさき幼稚園　保育担当係長
- 光が丘さくら幼稚園

選挙管理委員会 ―― 事　務　局 ―― 庶務係　選挙係　情報啓発係

監　査　委　員 ―― 事　務　局 ―― 監査担当係長（6）

農 業 委 員 会 ―― 事　務　局 ―― 次　　長 ― 農業担当係長

〔練馬区の附属機関〕

7年3月31日現在

名　　称（根拠法令）	定数　任期	構　　成	職務のあらまし
防災会議（法・条例）	50人以内　2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会（条例）	60人以内　2年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会（法・条例）	50人以内　2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会（条例）	10人以内　2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
行政不服審査会（法・条例）	3人　　2年	法律または行政に関する学識経験者	行政庁の処分または不作為に係る不服申立てについての調査・審議
情報公開および個人情報保護審査会（条例）	5人以内　2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会（条例）	13人以内　2年	区民、学識経験者	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会（条例）	13人以内　2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会（法・条例）	24人　　3年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会（条例）	10人以内　2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会（条例）	19人以内　2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会（法・政令・規則）	14人以内　3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員（条例）	5人以内　2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
地域包括ケア推進協議会（法・条例）	21人以内　3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センター、地域密着型サービスおよび生活支援体制整備事業に関する事項の審議
介護保険運営協議会（条例）	25人以内　3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
介護認定審査会（法・条例）	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会（法・条例）	60人以内　2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会（法・条例）	4人以上　2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への勧告入院および入院期間延長の要否、感染症患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会（条例）	10人以内　2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会（条例）	25人以内　2年	区民、事業者、学識経験者等	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
空家等および不良居住建築物等適正管理審議会（条例）	10人以内　2年	法律、建築、医療、福祉等に関する学識経験者	法令に基づく認定・勧告等に関する審議
緑化委員会（条例）	20人以内　2年	区民等、区議会議員、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名　　称（根拠法令）	定数　任期	構　　成	職務のあらまし
都市計画審議会（法・条例）	30人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくり、景観などに関する調査・審議など
建築審査会（法・条例）	5人　2年	法律･経済･建築･都市計画･公衆衛生･行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会（条例）	7人以内　2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
自転車駐車対策協議会（法・条例）	20人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、鉄道事業者職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会（法・条例）	36人　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年施策の基本的な方針や問題についての審議など
子ども・子育て会議（法・条例）	15人以内　2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進、特定教育・保育施設等の利用定員についての審議など

（3）参政の状況

●選挙権と選挙人名簿登録者数

選挙人名簿登録者数は、7年3月1日現在、621,233人で、23区中3番目となっている。

区内71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

●選挙区

練馬区における衆議院小選挙区の区割りは、東京都第9区と新宿区・中野区・豊島区の一部との合区になる東京都第10区に分割されていたが、公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が4年11月28日公布され、同年12月28日から施行されたため、東京都第9区と東京都第28区に分割されている（詳しくは下記区分と右下図を参照）。

〔住所地別の衆議院小選挙区区分〕

東京都第28区
旭丘、旭町、春日町、北町、向山、小竹町、栄町、桜台、高松1～5丁目、田柄、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、錦、貫井（※1）、練馬、羽沢、早宮、光が丘、氷川台、富士見台3丁目の一部（※2）、平和台、谷原1丁目

※1：貫井1～3・5丁目、4丁目の一部（1～27番、29番1～3・5～7・23～26号、30番1～8・11～25号、31～43番、47番1～17・49・53～62号）

※2：富士見台3丁目（1～19番、20番1～5・11～14号、21～37番、47番1～4・8号、48～54番、55番1～5・18～23号）

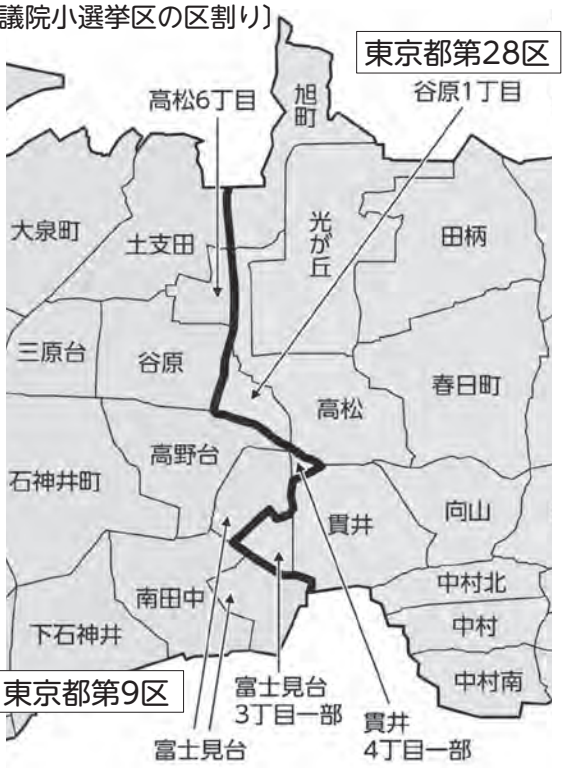
東京都第9区
上記を除く練馬区の全域

〔公職選挙法に基づく選挙〕

選挙名	選挙区		定数(人)	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区		1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙	練馬区		50	4	選挙期日 7日前まで
都知事選挙	東京都		1	4	選挙期日17日前まで
都議会議員選挙	練馬区（東京都）		7（127）	4	選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙	(小選挙区選出)	東京（全国）	30（289）	4	選挙期日12日前まで
衆議院議員選挙	(比例代表選出)	東京ブロック（全国）	19（176）	4	選挙期日12日前まで
参議院議員選挙（※）	東京都（選挙区選出）		12（148）	6	選挙期日17日前まで
参議院議員選挙（※）	全国（比例代表選出）		100	6	選挙期日17日前まで

※：参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選

〔衆議院小選挙区の区割り〕



●東京都議会議員選挙

7年6月22日に東京都議会議員選挙が執行された。任期満了に伴う選挙であった。区全体の投票率は、50.65％で前回（3年）より6.97ポイント上回った。

●参議院議員選挙

7年7月20日に参議院議員選挙が執行された。任期満了に伴う選挙であり、定数のうち半数が改選された。また、東京都選出において、欠員の1名も補充された。区全体の投票率は、62.50％で前回（4年）より6.34ポイント上回った。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、明るい選挙推進協議会（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された明るい選挙推進委員129人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、さまざまな方法により進めている。



〔令和6年度東京都明るい選挙啓発ポスターコンクール〕
文部科学大臣・総務大臣賞
東京都優秀賞

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

〔主権者教育関係事業〕　6年度

事　業　名	実績など
明るい選挙啓発ポスターコンクール	29校　1,690人
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 18校　1,421人
中学生啓発講座	1校　530人
高校での出前授業・模擬投票	6校　4,944人
特別支援学校での出前授業・模擬投票	2校　98人
SNSによる啓発	発信数　224回
選挙啓発サポーター	74人

〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

選挙名・執行年月日		当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（%）		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
都議会議員選挙	7.6.22	608,634	290,950	317,684	308,281	147,809	160,472	50.65	50.80	50.51
参議院議員選挙	7.7.20									
東京都選出	（※）	622,527	297,827	324,700	389,062	188,529	200,533	62.50	63.30	61.76
比例代表選出	（※）				389,039	188,520	200,519	62.49	63.30	61.76
都知事選挙	6.7.7	610,725	292,193	318,532	377,508	180,385	197,123	61.81	61.73	61.88
区長選挙	4.4.17	604,017	289,722	314,295	192,958	91,344	101,614	31.95	31.53	32.33
区議会議員補欠選挙	4.4.17				192,915	91,325	101,590	31.94	31.52	32.32
衆議院議員選挙	6.10.27									
小選挙区選出（東京都第９区）	（※）	307,404	146,959	160,445	178,072	85,919	92,153	57.93	58.46	57.44
小選挙区選出（東京都第 28区）	（※）	313,446	150,128	163,318	179,168	86,497	92,671	57.16	57.62	56.74
比例代表選出	（※）	620,850	297,087	323,763	357,249	172,429	184,820	57.54	58.04	57.08
最高裁判所裁判官国民審査		620,850	297,087	323,763	356,816	172,177	184,639	57.47	57.96	57.03
区議会議員選挙	5.4.23	603,766	289,261	314,505	260,818	123,187	137,631	43.20	42.59	43.76

※：在外投票分を含む。

〔選挙別・党派別得票率〕

選挙名・執行年月日		有効投票数	自由民主党	公明党	立憲民主党	日本共産党	都民ファーストの会	国民民主党	日本維新の会	参政党	れいわ新選組	無所属・その他
		票	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙	7.6.22	304,497	13.36	9.90	11.29	8.28	16.87	9.79	3.51	10.29	5.19	11.53
参議院議員選挙	7.7.20											
東京都選出	（※）	381,833	14.93	8.25	13.77	8.00	－	18.98	5.21	10.26	3.51	17.10
比例代表選出	（※）	382,214	17.21	7.29	12.19	6.24	－	16.20	5.51	11.65	5.39	18.32
都知事選挙	6.7.7	374,595	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.00
区長選挙	4.4.17	188,937	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.00
区議会議員補欠選挙	4.4.17	183,302	41.48	－	30.40	17.48	－	－	－	－	－	10.64
衆議院議員選挙	6.10.27											
小選挙区選出（東京都第９区）	（※）	171,005	—	－	44.14	－	－	－	13.74	－	－	42.13
小選挙区選出（東京都第 28 区）	（※）	173,829	28.93	－	29.12	8.36	－	20.09	7.10	6.39	－	－
比例代表選出	（※）	350,907	22.57	8.62	21.61	7.46	－	16.28	7.68	3.63	6.86	5.31
区議会議員選挙	5.4.23	255,829	27.94	13.65	9.23	8.60	5.31	3.74	5.87	1.39	1.70	22.58

※：在外投票分を含む。

（4）新たな区政の創造

●特別区制度改革

1　特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする特別区は、昭和 22 年に設置された後、27 年の「地方自治法」改正により東京都の内部団体として位置付けられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置付けること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成 10 年４月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12 年４月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12 年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの５つの課題が積み残された。

①　「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
②　都に留保した清掃関連経費の取扱い
③　小・中学校の改築需要への対応
④　都市計画交付金の配分
⑤　国等の大きな制度改正に応じた配分割合の変更

これら５課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2　都区のあり方の検討

平成 18 年 11 月に都と特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

⑴　都区の事務配分

検討対象事務 444 項目の基本的な方向付けを終え、53 項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、平成 24 年２月に都区間で検討会を設置した。

⑵　特別区の区域のあり方

都と区市町村が平成 21 年 11 月に共同設置した、東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえて検討することとしており、27 年３月に最終報告が取りまとめられた。

⑶　都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしているが、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

1　第一次分権改革（平成５～12 年）

平成 11 年７月に「地方分権一括法」が成立し、12 年４月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2　第二次分権改革（平成 18 年～）

内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が４次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第１次一括法～第４次一括法）が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲等が図られた。

平成 26 年からは、従来の国主導による「委員会勧告方式」に替えて、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入された。27 年６月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第５次一括法」が公布された。それ以降も、第６次から第 14 次の「一括法」が公布（第 15 次は閣議決定）されており、地方の発意に基づく規制緩和や事務・権限の移譲が進められている。

今後、区は、国および広域自治体との役割分担の見直しなど、更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

3 財　政

練馬区など特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においてもさまざまな特徴がある。

（1）特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている３税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この３税と法人事業税交付対象額および固定資産税減収補填特別交付金との合算額を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

この共有財源のうち、６年度は55.1％が特別区交付金として財源の不足する区に配分された。

７年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は30.3％であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たっては、都知事に事前協議を行う。なお、平成24年度から、一部について届出制が導入されている。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

６年度の交付税算定結果では、都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

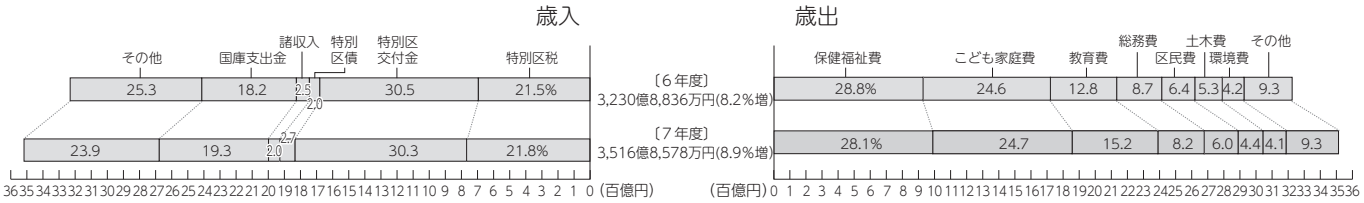
●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、平成16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの、各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地方分権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

〔一般会計歳入歳出（当初）額の推移〕



（2）令和７年度当初予算

●当初予算編成に当たっての基本方針

１　区財政を取り巻く状況

我が国の経済は、600 兆円超の名目ＧＤＰ、33 年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されている。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れリスクや、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

国の財政は、少子化の進行、経済の低迷、国際的な地位の低下など、かつてない国家的危機に直面するなかで、国と地方を合わせた債務残高は既にＧＤＰの２倍を超え、政策選択の幅が狭められている。日銀による金利引き上げなど、金融政策の正常化に向けた動きが見られるものの、未だ先行きは不透明な状況である。

区の財政も、依然として予断を許さない状況が続いている。令和７年度予算編成においては、特別区財政調整交付金などの歳入は増加傾向にあるものの、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱した、ふるさと納税による特別区民税の減収が年々拡大しており、７年度は 58 億円となる見込みである。歳出においては、扶助費をはじめとする義務的経費が５割を占め、硬直化が進んでおり、区財政の自由度は依然として低いものとなっている。老朽化した区立施設の更新や、遅れている都市インフラの整備等、区特有の課題にも取り組まなければならない。

歳入増を上回る歳出拡大により、歳入一般財源の不足が見込まれることから、基金・起債合わせて 231 億円の活用を見込んでいる。今後も同様のペースで基金や起債の活用を続ければ、基金は数年で底をつき、起債残高が大幅に増加する可能性がある。

将来に渡って持続可能な財政運営を堅持するためには、施策の優先順位を見極め、不要不急の歳出を削減し、限りある財源を効果的・効率的に活用していかなければならない。

２　「改革ねりま」これまでの取組

区はこれまで、「改革ねりま」を旗印に、参加と協働を根幹に据えた区政運営を進め、政策面では数々の「練馬区モデル」を展開してきた。

区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設、新型コロナワクチン接種体制の構築、東京都練馬児童相談所の設置をはじめ、ねりっこクラブの創設、地域包括支援センターの体制強化、ひとり親家庭自立応援プロジェクト、重度障害者グループホームの整備拡大、病床 1,000 床の大幅増などを実現してきた。世界都市農業サミットの開催など都市農業の振興を図り、大江戸線の延伸、西武新宿線の高架化など、都市インフラの整備も着実に進んでいる。

なかでも福祉医療サービスは飛躍的に充実した。令和５年度決算と平成 25 年度決算を比較すると、歳出増加額（約 900 億円）の約８割（約 700 億円）が福祉医療・教育・こども家庭分野であり、この３分野で令和７年度当初予算案の約７割を占めている。施策の展開にあわせ、ケースワーカーの人員を 1.4 倍に増やすなど、職員体制の増強も図ってきた。一方で、基金の計画的な積み増しや起債残高の抑制に取り組み、持続可能な財政運営を堅持してきた。財政の弾力性を表す経常収支比率も改善し、適正水準に近づいている。

３　「改革ねりま第Ⅲ章」の実現に向けた施策を推進する予算編成

これまで取り組んできた、福祉医療と都市インフラという安心の基盤を更に充実しながら、時代の変化に伴う新たな社会の要請に的確に応えるとともに、美術館・図書館の全面リニューアル、総合体育館の改築、大江戸線の延伸など、区民生活をより豊かにする施策に力を入れ、「改革ねりま第Ⅲ章」の実現を目指す。

予算編成にあたっては、既存の施策事業の見直しを徹底し、歳出削減に取り組むとともに、国・都支出金などの特定財源の確保に努めた。新たな寄付メニューを創設するなど、自主財源の確保にも取り組んでいる。学校改築、道路・公園整備など社会資本形成に資する事業には、基金の活用とともに、後年度負担に配慮しつつ起債を積極的に活用している。

厳しい財政状況のなかにあっても、持続可能な財政運営を堅持しつつ、「第３次みどりの風吹くまちビジョン」に掲げる施策を着実に推進し、子どもから高齢者まで、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちの実現を目指していく。

●一般会計

７年度当初予算における一般会計は 3,516 億 8,578 万円で、６年度当初予算に比べて 8.9％の増となっている。

●特別会計

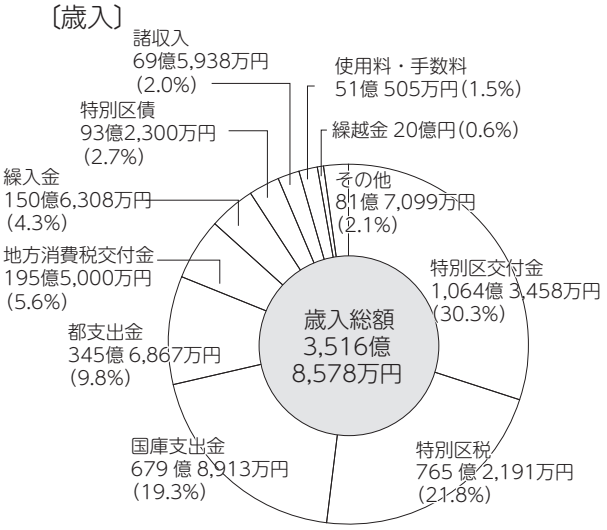
特別会計は、国民健康保険事業会計 646 億 2,764 万円（前年度比 0.7％減）、介護保険会計 640 億 9,209 万円（同 0.7％増）、後期高齢者医療会計 203 億 5,984 万円（同 1.1％増）である。

7年度一般会計予算

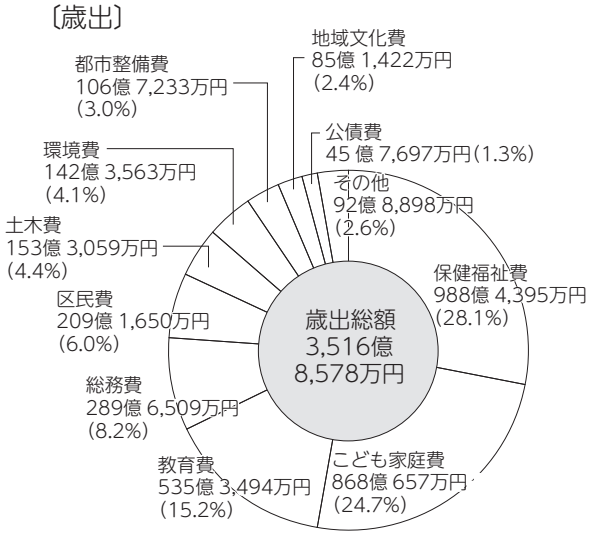
〔歳　入〕

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
特別区税	76,521,905	21.8	69,536,671	10.0
地方譲与税	1,045,000	0.3	1,066,675	△ 2.0
利子割交付金	350,000	0.1	228,000	53.5
配当割交付金	1,570,000	0.4	1,340,000	17.2
株式等譲渡所得割交付金	2,400,000	0.7	1,000,000	140.0
地方消費税交付金	19,550,000	5.6	17,220,000	13.5
環境性能割交付金	290,000	0.1	270,000	7.4
地方特例交付金	520,000	0.1	3,866,159	△ 86.5
特別区交付金	106,434,576	30.3	98,561,712	8.0
交通安全対策特別交付金	57,000	0.0	63,000	△ 9.5
分担金及び負担金	1,026,434	0.3	1,011,829	1.4
使用料及び手数料	5,105,051	1.5	4,915,081	3.9
国庫支出金	67,989,130	19.3	58,761,254	15.7
都支出金	34,568,666	9.8	32,431,636	6.6
財産収入	899,558	0.3	560,477	60.5
寄付金	13,001	0.0	5,001	160.0
繰入金	15,063,076	4.3	15,907,259	△ 5.3
繰越金	2,000,000	0.6	2,000,000	0.0
諸収入	6,959,378	2.0	7,997,610	△ 13.0
特別区債	9,323,000	2.7	6,346,000	46.9
合　計	351,685,775	100.0	323,088,364	8.9

〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳　出（目的別）〕

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
議会費	1,047,658	0.3	1,045,739	0.2
総務費	28,965,089	8.2	27,977,741	3.5
区民費	20,916,502	5.9	20,697,153	1.1
産業経済費	3,658,348	1.0	3,294,338	11.0
地域文化費	8,514,221	2.4	7,009,385	21.5
保健福祉費	98,843,953	28.1	92,905,800	6.4
環境費	14,235,630	4.0	13,536,584	5.2
都市整備費	10,672,329	3.0	9,412,029	13.4
土木費	15,330,585	4.4	17,055,877	△10.1
教育費	53,534,938	15.2	41,466,004	29.1
こども家庭費	86,806,574	24.7	79,388,804	9.3
公債費	4,576,972	1.3	4,941,125	△ 7.4
諸支出金	4,482,976	1.3	4,257,785	5.3
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合　計	351,685,775	100.0	323,088,364	8.9

〔歳　出（性質別）〕

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	169,601,424	48.2	162,173,895	4.6
人件費	48,803,998	13.9	50,342,929	△ 3.1
扶助費	116,224,313	33.0	106,902,856	8.7
公債費	4,573,113	1.3	4,928,110	△ 7.2
投資的経費	42,554,452	12.1	31,470,247	35.2
普通建設事業費	42,554,452	12.1	31,470,247	35.2
その他の経費	139,529,899	39.7	129,444,222	7.8
物件費	80,142,711	22.8	72,169,344	11.0
維持補修費	3,763,860	1.1	3,472,340	8.4
補助費等	23,768,424	6.8	22,326,037	6.5
積立金	4,791,582	1.4	4,427,978	8.2
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸付金	2,930,190	0.8	2,917,511	0.4
繰出金	24,033,132	6.8	24,031,012	0.0
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合　計	351,685,775	100.0	323,088,364	8.9

７年度特別会計予算

〔国民健康保険事業会計〕

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
国民健康保険料	17,742,962	27.5	18,552,949	△ 4.4
一部負担金	1	0.0	2	△ 50.0
使用料及び手数料	138	0.0	1	13,700.0
国庫支出金	11,298	0.0	2	564,800.0
都支出金	40,692,353	63.0	40,098,209	1.5
財産収入	1	0.0	1	0.0
繰入金	5,901,285	9.1	6,168,408	△ 4.3
繰越金	200,004	0.3	200,004	0.0
諸収入	79,596	0.1	84,266	△ 5.5
特別区債	1	0.0	1	0.0
歳入合計	64,627,639	100.0	65,103,843	△ 0.7
（歳出）				
総務費	1,808,637	2.8	1,784,433	1.4
保険給付費	40,142,308	62.1	39,558,459	1.5
国民健康保険事業費納付金	21,648,358	33.5	22,710,165	△ 4.7
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
保健事業費	677,781	1.0	689,971	△ 1.8
諸支出金	150,554	0.2	160,814	△ 6.4
予備費	200,000	0.3	200,000	0.0
歳出合計	64,627,639	100.0	65,103,843	△ 0.7

〔介護保険会計〕

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
介護保険料	13,114,178	20.5	13,127,686	△ 0.1
国庫支出金	14,619,657	22.8	14,800,477	△ 1.2
支払基金交付金	17,048,521	26.6	16,696,782	2.1
都支出金	9,252,702	14.4	9,247,634	0.1
財産収入	25,881	0.0	2,602	894.7
繰入金	10,006,512	15.6	9,730,229	2.8
繰越金	23,040	0.0	22,326	3.2
諸収入	1,595	0.0	4,784	△ 66.7
歳入合計	64,092,086	100.0	63,632,520	0.7
（歳出）				
保険給付費	61,879,780	96.5	60,602,852	2.1
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	1,847,465	2.9	3,004,734	△ 38.5
基金積立金	25,886	0.0	2,607	892.9
諸支出金	338,954	0.5	22,326	1,418.2
歳出合計	64,092,086	100.0	63,632,520	0.7

〔後期高齢者医療会計〕

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	10,306,882	50.6	10,230,695	0.7
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
広域連合支出金	560,193	2.8	549,361	2.0
繰入金	9,450,040	46.4	9,319,979	1.4
繰越金	27,012	0.1	25,376	6.4
諸収入	15,712	0.1	16,795	△ 6.4
歳入合計	20,359,840	100.0	20,142,207	1.1
（歳出）				
総務費	233,804	1.1	212,393	10.1
広域連合拠出金	18,891,312	92.8	18,721,656	0.9
保健事業費	858,641	4.2	845,307	1.6
葬祭費	350,000	1.7	337,400	3.7
諸支出金	21,083	0.1	20,451	3.1
予備費	5,000	0.0	5,000	0.0
歳出合計	20,359,840	100.0	20,142,207	1.1

７年度『ビジョン』に掲げた施策の柱と戦略計画ごとの主な取組　（新規事業は★印、充実事業は○印）

施策の柱１

子どもたちの笑顔輝くまち

【戦略計画１】子育てのかたちを選択できる社会の実現　〔1,446 百万円〕

１　保育サービスの充実

都営住宅の改築に合わせ、区立保育園の改築を行う。また、保育供給量の不足が見込まれる地域において、私立認可保育所が定員拡大を図る場合の改修費用等に対する補助を新たに行う。

○区立上石神井第三保育園の改築　〔292 百万円〕

★私立保育所施設整備費補助金（定員拡大）　〔53 百万円〕

医療的ケア児の受入体制を充実するため、私立認可保育所に対する補助を新たに行うほか、保育所職員向けの研修を引き続き実施する。

★医療的ケア児保育支援事業補助金　〔11 百万円〕

○保育所職員向けの医療的ケア研修の継続　〔1 百万円〕

障害児保育の充実や受入促進のため、私立認可保育所等への巡回指導を充実し、継続的な支援を行うとともに、認証保育所への障害児受入に対する補助を行う。また、区立保育園における障害児枠（1 園 3 名まで）を廃止し、受入枠を拡大する。

引き続き、障害児 1 人に対し、職員 1 人を配置できるよう、地域型保育施設への区独自の上乗せ給付を行う。

○私立認可保育所等障害児保育巡回指導の充実　〔10 百万円〕

○認証保育所障害児受入促進事業補助金　〔5 百万円〕

★区立保育園における障害児枠の廃止　〔　―　〕

○地域型保育施設への区独自の上乗せ給付の継続　〔7 百万円〕

２　「練馬こども園」の拡充

保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、練馬こども園の更なる拡充を図る。また、園の安定的な人材確保等を支援するため、開設準備経費および職員に支給する家賃手当に対する補助を引き続き行う。

○練馬こども園の拡充（26 園→ 30 園）　〔52 百万円〕

○開設準備経費補助・家賃手当補助の継続　〔57 百万円〕

３　こども誰でも通園事業の試行

国が８年度から本格実施する「こども誰でも通園制度」について、より利用しやすい区独自の制度を検討し、７年７月から試行実施する。

★こども誰でも通園事業の試行　〔96 百万円〕

４　立野町こども施策関連用地を活用した私立認可保育所の誘致等

立野町の区有地に私立認可保育所を誘致し、あわせて、地域に必要な子育て支援サービスの実施を検討する。

★立野町こども施策関連用地の取得　〔751 百万円〕

５　子育て支援サービスの拡充

地域子ども家庭支援センター関の分室を開設し、親子で遊び、保護者同士が交流できる子育てのひろば「ぴよぴよ」を充実する。関本室では乳幼児一時預かり事業を充実する。

○地域子ども家庭支援センター関分室の設置　〔67 百万円〕

○子育てひろば「ぴよぴよ」・乳幼児一時預かり事業の充実　〔42 百万円〕

６　練馬こどもカフェの充実

練馬こどもカフェの店舗が自ら企画する講座（自主運営型）について、新たに運営費の補助を行う。

★自主運営型「練馬こどもカフェ」への運営費補助の開始　〔1 百万円〕

７　ママパパ活躍応援事業「ねりままパパてらす」の開始

子育て中のママやパパが活躍できるよう、新たに子どもや子育て家庭を対象としたイベント・講座の開催経費等の補助や、広報等の支援を行う。あわせて、交流イベントを

施策の柱１

子どもたちの笑顔輝くまち

開催する。

★ねりまママパパてらすの開始 〔1 百万円〕

【戦略計画２】子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
【戦略計画３】学齢期の子どもや若者の居場所の充実 〔4,300 百万円〕

１　産後ケア事業の充実

母子の体調や育児方法などを助産師に相談できる「産後ケア事業」の実施事業者数を拡充するとともに、妊婦面談を受けた全ての方を対象に、申請不要で産後ケアを利用できるようにする。また、より安全に産後ケアを実施するため、事業者が事故防止のために使用するベビーセンサーなどの購入費を新たに助成する。

○産後ケア実施施設数の拡充 〔203 百万円〕

★ベビーセンサー等購入費用助成事業の実施 〔21 百万円〕

２　妊娠・子育てに関する相談体制の強化

仕事や子育て等により、平日や日中に妊娠・子育てに関する問い合わせができない妊産婦や家族のために、医師等の専門職が 24 時間 365 日メール相談を受け付けるほか、夜間のオンライン相談を実施し、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる環境を整備する。

★ ICT を活用した相談事業の充実 〔15 百万円〕

３　社会的養護経験者等自立支援事業の開始

児童養護施設や里親のもとで育った若者（社会的養護経験者）の不安を解消し、自立を支援するため、都内で初めて、都児相連携型の社会的養護自立支援事業を開始する。

生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、生活や居場所の支援等を実施する。

★ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの開始 〔42 百万円〕

４　ねりっこクラブ実施校の拡大・ひろば事業の充実

学童クラブとひろば事業を一体的に行う「ねりっこクラブ」は、早期全校実施に向け、来年度新たに 3 校で開設し、62 校に拡大する。学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を引き続き実施する。

ねりっこクラブ実施校の児童であれば誰でも利用できる放課後の居場所「ねりっこひろば」について、全校で保護者のニーズに応えるため 1 年生の利用開始時期を早める。また、試行実施として冬期終了時刻を延長し 17 時までとする。

○ねりっこクラブの拡大（59 校→ 62 校）・ねりっこプラスの継続

○ねりっこひろばの充実：1 年生の受入れ前倒し（5 月以降→ 4 月）
：冬期利用時間延長（終了時刻 16 時 30 分→ 17 時）
〔3,943 百万円〕

５　学童クラブの障害児受入れ枠拡大

特別支援学級（固定級）のある小学校 4 校のねりっこ学童クラブで、障害児受入枠を 9 人拡大する。また、児童館等併設学童クラブでも受入枠を拡大する。

○学童クラブ障害児受入れ枠の拡大（344 人→ 379 人） 〔67 百万円〕

６　学童クラブにおける長期休業期間の昼食提供

学童クラブにおいて、夏休み等の長期休業期間の昼食に、配達弁当を利用できる仕組みを導入する。

★長期休業期間の昼食提供 〔9 百万円〕

施策の柱１

子どもたちの笑顔輝くまち

【戦略計画４】夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成
〔21,961 百万円〕

１　ICT を活用した教育内容の充実

デジタル教科書の導入等にあわせて、校内ネットワークを Wi-Fi 化（R6：中学校、R7：小学校）し、通信環境を強化する。

教科書改訂にあわせて、指導者用のデジタル教科書を導入（R6：小学校、R7：中学校）し、効果的に学習を行えるようにする。

児童生徒用・教員用タブレットパソコンを更新する。

★小学校の校内 Wi-Fi 整備　〔718 百万円〕

★中学校指導者用デジタル教科書の導入　〔20 百万円〕

★児童生徒用・教員用タブレットパソコンの更新　〔391 百万円〕

２　学校司書の全校配置

区立小中学校の学校図書館において、学校のニーズに応じた対応の充実を図るため、司書資格等を有する派遣職員を学校司書として全校に配置する。

★学校司書の全校配置　〔218 百万円〕

３　小・中学校の改築等の推進

児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、区立小・中学校の校舎等の改築等を推進する。小中学校体育館への空調設備は７年度をもって整備完了し、今後は普通教室の空調設備の更新・武道場への空調設備設置を順次行う。トイレの洋式化や床ドライ化などについては、1 系統目の改修を完了しているため、順次 2 系統目以降の改修に取り組む。

〇校舎改築等（設計 12 校、改築工事５校、長寿命化工事 1 校）　〔16,921 百万円〕

〇体育館空調整備（小学校４校・中学校２校）　〔345 百万円〕

★普通教室空調更新等（小学校４校・中学校２校）　〔41 百万円〕

〇トイレの洋式化等整備（小学校５校・中学校２校）　〔821 百万円〕

４　教員の働き方改革

「練馬区立学校 (園) の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、学校生活支援員や部活動指導員の配置拡大を進め、教員の負担軽減に取り組む。また、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、校務用パソコンの一斉更新・利用環境整備を行うとともに、指導要録や保健帳票等を電子化するなど学校業務の効率化を進める。

〇サポート人材の配置拡大（学校生活支援員、部活動指導員）　〔1,280 百万円〕

★校務用パソコンの利用環境整備・諸表簿の電子化　〔858 百万円〕

５　部活動の地域移行

休日部活動の地域移行に向けた検討のため、SSC による休日の地域クラブ活動を試行実施する。

★ SSC による地域クラブ活動の試行　〔1 百万円〕

６　性暴力等防止の徹底

教職員による児童生徒への性暴力等の防止を徹底するため、練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会を設置（R5.12）し、委員会から提言（R6.10）を受けた。提言を踏まえ策定した対策方針に基づき、人権を基盤にした教育・研修プログラムを作成し、継続的に実施する。

★人権を基盤にした教育・研修プログラムの実施　〔1 百万円〕

７　不登校対策の充実

保健室などに別室登校している児童生徒の学習支援や見守りを行う校内別室指導支援員を、区立小・中学校全校に配置する。利用者の増加に対応するため、適応指導教室事業および居場所支援事業の受け入れ可能人数を拡大する。また、メタバースを活用した

施策の柱１ 子どもたちの笑顔輝くまち	学習・相談支援をフリーマインド・トライ（光が丘・石神井台）で試行実施する。 〇校内別室指導支援員の全校配置（20 校⇒全校）〔61 百万円〕 〇適応指導教室事業等の受け入れ体制拡充〔80 百万円〕 〇メタバースを活用した学習・相談支援の試行実施〔7 百万円〕 **８　ヤングケアラーへの支援** 学校や学校教育支援センター、子ども家庭支援センターをはじめ、福祉・保健・教育・子育てなどの関係機関が連携し、ヤングケアラーを支える地域のネットワークを充実する。 練馬区社会福祉協議会に 18 歳以上のヤングケアラー（若者ケアラー）のサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置する。 ★若者ケアラー・コーディネーターの設置（業務委託）〔11 百万円〕 **９　外国籍生徒等への支援の充実** 日本語等の習得が不十分なために、学習に支障をきたしている外国籍生徒等に対する支援として、授業の内容を同時に翻訳できる自動翻訳サービス（ポケトーク for スクール）を試行導入する。また、日本語等指導講師の派遣による個別指導について、中学生の利用限度回数を拡大する。 ★自動翻訳サービスの試行導入〔5 百万円〕 〇日本語等指導講師派遣による個別指導の拡大〔22 百万円〕 **10　学用品等の公費負担の拡大** ６年度に策定する「公費で負担するべき学用品に関するガイドライン」に基づき公費で購入する小中学校の学用品を拡大するとともに、５・６年生の社会科見学バス借上料・電車代を公費負担とする。 ★新たに公費負担とする学用品の購入〔92 百万円〕 ★５・６年生の社会科見学の公費負担〔68 百万円〕
施策の柱２ 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	**【戦略計画 5】高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進〔320 百万円〕** **１　地域包括支援センターの移転** 地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするよう、区立施設等への移転を進める。 〇地域包括支援センターの移転〔25 百万円〕 ７年度移転（３か所）練馬ゆめの木 ⇒ 高野台デイサービスセンター 関町 ⇒ 関区民センター 大泉 ⇒ リズモ大泉学園（JA 東京あおば東大泉支店跡） ８年度移転（１か所）第２育秀苑 ⇒（仮称）みらい青空学園 **２　高齢者の見守りの推進** 75 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした実態調査を実施する。調査票の回収にあたっては、民生・児童委員が全戸訪問を行う。調査結果をもとに見守りが必要な方の名簿を作成し、熱中症への注意喚起や消防・警察と連携した防火・防犯対策に活用する。 〇ひとり暮らし高齢者等実態調査の実施〔28 百万円〕 **３　認知症高齢者やその家族への更なる地域支援の充実** 認知症の方やその家族を支援するため、６年度から区内２か所の介護サービス事業所で開始した「認知症なんでも相談窓口」において、オンラインを活用した相談も可能にするなど対応を充実する。 〇介護事業所と連携した相談窓口の設置〔1 百万円〕

施策の柱２

高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

４　特別養護老人ホーム等や在宅生活を支えるための環境の整備

在宅生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう特別養護老人ホームなどの整備を促進する。

○特別養護老人ホーム　〔149 百万円〕
　1 施設 (定員 129 人) に補助（8 年度以降 開設）
○ショートステイ　〔15 百万円〕
　1 施設 (定員 13 人) に補助（8 年度以降 開設）
○都市型軽費老人ホーム　〔36 百万円〕
　1 施設 (定員 16 人) に補助（8 年度以降 開設）
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所　〔17 百万円〕
　1 施設に補助（審査中）
※ 7 年 4 月に看護小規模多機能型居宅介護事業所 (定員 29 人) 1 施設を開設。

５　練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設の開設

7 年 4 月、練馬光が丘病院跡施設に光が丘医療福祉プラザを開設する。地域包括ケア病床や療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する 157 床の病院と介護医療院等が連携し、切れ目のない医療・介護サービスを提供する。

★光が丘医療福祉プラザの開設
　〔再掲　※ P.55【戦略計画 10】 1　練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設の開設〕

６　介護人材の確保・育成・定着

練馬光が丘病院跡施設に整備を進めている光が丘医療福祉プラザ内に、介護福祉士養成施設を開設する。卒業後、区内介護事業所への就職、定着を誘導するため、都の就学資金貸付制度を活用するとともに、運営法人が宿舎を借り上げる経費の 8 分の 7 を区が補助することで入学者の確保に努める。

介護職員として働く外国人が地域で働き続けられるよう、介護福祉士の資格取得に向けた試験対策講座や外国人同士が親睦を図る交流会を実施する。また、区内の訪問介護事業所で働きながら初任者研修を受講し、資格取得を目指す方を支援するため、対象者を雇用する介護事業所に対して有期雇用期間中の賃金等を補助する。あわせて、初任者研修の受講にかかる費用を全額補助し、資格取得を推進する。

★介護福祉士養成施設宿舎借り上げ支援事業の開始　〔12 百万円〕
★介護福祉士資格取得試験対策講座等の開始　〔5 百万円〕
★訪問介護採用応援補助事業の開始　〔13 百万円〕
※東京都は、週 10 ～ 40 時間以内の雇用契約を対象として訪問介護採用応援事業を実施。区は、週 8 ～ 10 時間未満の雇用契約を対象として実施する。
○介護職員初任者研修受講料補助金（9 割補助⇒全額補助）　〔7 百万円〕

７　住まい確保支援事業の実施

高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体による入居相談や物件情報提供と、居住支援法人による入居手続き等の伴走型支援を行う。住まい確保支援事業等を通じて賃貸借契約を締結した場合に、家主に対して補助を行う取組を新たに開始する。

身寄りがないために賃貸借契約を締結することができない高齢者等に対して保証会社を紹介するとともに、保証料の一部を助成する高齢者世帯等居住支援制度を充実する。

○住まい確保支援事業の実施　〔8 百万円〕
★賃貸借契約締結に対する補助金の開始　〔3 百万円〕
○高齢者世帯等居住支援制度の充実
　（補助率 1/2、上限 2 万円⇒補助率 3/4、上限 3 万円）　〔1 百万円〕

施策の柱２ 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	【戦略計画 6】元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進　〔232 百万円〕 1　街かどケアカフェの充実 高齢者の交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、敬老館の機能転換により増設する。また、地域団体が安定的に活動できるよう支援する。 ○街かどケアカフェの充実　〔158 百万円〕 区立施設活用　：6 か所⇒ 8 か所（2 か所増） 地域サロン連携：37 か所⇒ 40 か所（3 か所増） 2　フレイル予防の充実 フレイル予防アプリ「フィット & ゴー」は、社会参加や歩数に応じて、公衆浴場や理美容店、映画館などで使えるチケットが当たるキャンペーンの当選人数を拡大し、元気なうちからの健康行動と社会参加をさらに後押しする。 公衆浴場の営業時間前に体操等を行うフロ・マエ・フィットネスや認知機能の低下予防に効果的なねりまちウォーキングなどは、対象年齢を拡大して実施する。 ○フレイル予防アプリ「フィット & ゴー」の充実　〔47 百万円〕 ○「フロ・マエ・フィットネス」「ねりまちウォーキング」などの充実 （65 歳以上⇒ 55 歳以上）　〔27 百万円〕
施策の柱３ 安心を支える福祉と医療のまち	【戦略計画 7】障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備　〔1,305 百万円〕 1　医療的ケアが必要な障害者の通いの場の充実 三原台二丁目用地を活用し、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点を整備する。重度障害者の通いの場の提供、医療型ショートステイ、地域の医療的ケアを支える人材の育成等を実施するとともに、医療的ケアが必要な障害者の生活の場（療養介護等）も整備する。11 年の開設を目指す。 ★多機能型施設の整備補助（設計）　〔15 百万円〕 2　重度障害者への支援の充実 旧石神井町福祉園用地を活用し、重度障害者グループホームを整備する。ショートステイや相談機能等の機能を備えるとともに、強度行動障害の方の受入れを行う。8 年の開設を目指す。 ★重度障害者グループホームの整備補助　〔163 百万円〕 3　重症心身障害者の通所定員の拡大 心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）の大規模改修工事を完了し、7 年 11 月に再開する。再開にあたり入浴事業を開始するとともに、8 年度からは重症心身障害者の通所定員を 2 名拡大する。また､5 年 1 月に開設した Leaves 練馬高野台において、重症心身障害者の定員を 1 名拡大する。 ★心身障害者福祉センター大規模改修工事　〔928 百万円〕 ○ Leaves 練馬高野台運営費補助　〔118 百万円〕 4　福祉作業所における生活介護事業の開始 7 年 4 月から民営化する白百合福祉作業所において、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、生活介護事業を開始する。 ★白百合福祉作業所運営費補助　〔55 百万円〕 5　日中活動後の支援の充実 単独での外出が困難な障害者に対する移動支援について、障害者が日中活動先での活動を終えた後の余暇支援の利用回数を増やす。また、移動支援従事者等の養成を進めるため、研修受講料の助成事業を新たに開始する。 ★移動支援従事者等養成研修受講料の助成　〔2 百万円〕

施策の柱３

安心を支える福祉と医療のまち

6　ICT を活用した意思疎通支援事業の充実

障害者 ICT 相談窓口におけるスマホやアプリの利用支援をさらに充実する。重度障害者の活躍の場を広げる取組として、区役所西庁舎１階の「がむしゃら café」に障害者が遠隔で操作できる分身ロボットを配備する。区内 40 か所で実施している遠隔手話通訳の窓口は、さらに実施場所を拡大する。

○障害者 ICT 相談窓口の充実　〔1 百万円〕
★分身ロボットの配備　〔1 百万円〕
○遠隔手話通訳設置場所の拡大　〔3 百万円〕

7　障害児一時預かり事業の充実

重症心身障害児 (者) 等とその家族等を支援することを目的として実施している在宅レスパイト事業について、新たに障害者福祉サービス事業所での利用も可能とする。

○在宅レスパイト事業の充実　〔6 百万円〕

8　ペアレントトレーニングおよび障害児のきょうだい児支援の実施

発達に課題を抱える児童の保護者等を対象として、子育てのポイント等を学ぶペアレントトレーニングを実施する。また、障害児を兄弟姉妹にもつ児童と保護者等を対象として、レクリエーションやピアサポート相談事業を実施する。

★ペアレントトレーニングの開始　〔1 百万円〕
★障害児のきょうだい児支援の開始　〔1 百万円〕

9　紙おむつ支給事業等の対象者を拡大

障害児の健全な育成を社会全体で支えるため、紙おむつ支給事業や福祉タクシー券事業など、扶養義務者等の所得によりサービスの給付自体の対象を定めている事業について、すべての障害児を給付対象とする。

○給付対象者の拡大
・心身障害者（児）紙おむつ支給事業　〔6 百万円〕
・福祉タクシー事業、自動車燃料費助成事業　〔4 百万円〕
・日常生活用具給付事業、住宅設備改善費給付事業　〔1 百万円〕

【戦略計画 8】ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援　〔262 百万円〕

1　ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

小学生以下の児童がいるひとり親家庭を対象としたホームヘルプサービスについて、離婚協議中などの実質ひとり親家庭も対象とするとともに、レスパイト利用も可能とする。また、低所得のひとり親家庭に対する寄り添い型学習支援事業の対象を拡大するとともに、新たに学習塾や家庭教師などに利用できる学習クーポン事業を開始する。さらに、篤志家の寄付を活用し、ディズニーランドへのバスツアーを実施するほか、コンサート鑑賞や歌舞伎・読書など、16 の文化芸術・社会体験応援事業を実施する。

○ホームヘルプサービスの充実　〔54 百万円〕
○寄り添い型学習支援事業の充実（小４～中２⇒小１～中２）　〔16 百万円〕
★学習クーポン事業の開始（中１～２、高１～２）　〔105 百万円〕
※中３、高３を対象とした事業として、受験生チャレンジ支援貸付事業を実施済み。
○親子体験応援事業の実施　〔25 百万円〕

2　生活困窮者への支援体制の強化

生活サポートセンターでの住まいに関する相談について、きめ細やかに対応するため、新たに住まいサポーターによる支援を開始する。生活困窮者自立支援法の改正に伴って開始する転宅費用助成は、区独自に対象および助成額を拡充して実施する。

★住まいサポーターによる支援の開始　〔11 百万円〕
★転宅費用助成の開始（上限 40 万円）　〔30 百万円〕

施策の柱３

安心を支える福祉と医療のまち

３　困難な問題を抱える女性への支援の強化

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、関係機関や民間団体と連携し、居場所支援事業や出張相談会、SNS相談事業、ミドルステイ事業を実施する。

★ミドルステイ事業等の開始　〔21 百万円〕

【戦略計画 9】民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進　〔104 百万円〕

１　地域活動の推進

子どもから大人までユニバーサルデザインの考え方を学べるよう、区内小中学生を対象とした体験教室や大人向けの地域講座を拡充する。

区内のこども食堂等を「こどもだんらん食堂」と名付け、子どもを中心に多世代が集える居場所となるよう、開設・運営する団体への支援を開始する。

○ユニバーサルデザイン体験教室等の充実

（体験教室：15 校⇒ 20 校、地域講座：４回⇒６回）　〔8 百万円〕

★こどもだんらん食堂への補助　〔30 百万円〕

２　重層的な支援体制の強化

ひきこもりや 8050 問題等、複合的な課題を抱えながら支援が行き届いていない世帯に対するアウトリーチ型の支援等を実施する重層的支援体制整備事業を、７年度から本格実施する。長期間ひきこもり状態にある方等に対し、居場所提供から就労準備・職場定着支援までを行う区内２か所目の「あすはステーション」を７年７月に東大泉敬老館跡施設に開設する。

○アウトリーチ型支援体制の実施　〔41 百万円〕

○あすはステーションの増設　〔24 百万円〕

３　再犯防止を推進するための取組

刑務所出所者等が再犯をすることなく地域で安定した生活を送ることができるよう、一人ひとりに寄り添った具体的な支援を検討するため、保護司や更生保護ボランティア、関係機関等による再犯防止支援会議を設置する。

★再犯防止支援会議の設置　〔1 百万円〕

【戦略計画 10】安心して医療が受けられる体制の整備　〔　―　〕

１　練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設の開設

７年４月、練馬光が丘病院跡施設に光が丘医療福祉プラザを開設する。地域包括ケア病床や療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する 157 床の病院と介護医療院等が連携し、切れ目のない医療・介護サービスを提供する。

★光が丘医療福祉プラザの開設　〔　―　〕

【戦略計画 11】身体とこころの健康づくりを応援　〔48 百万円〕

１　「ちゃんとごはん」プロジェクトの拡充

児童館や学童クラブ等のほか、高松みらいのはたけでも実施している「ちゃんとごはん」プロジェクトを更に推進するため、食育応援店等と連携した講座を実施する。

○食育講座の充実　〔1 百万円〕

２　こころの健康問題を抱える方等への支援

順天堂練馬病院や NPO 法人と連携した自殺対策の充実に取り組むとともに、アプリ等を通じて相談窓口の情報発信を行うことで、早期に適切な支援につなげられるようにする。

○ NPO 法人と連携した相談支援の実施　〔　―　〕

※ NPO 法人から相談者の情報提供を受け、区職員が支援するため、新たな経費は生じない。

施策の柱３ 安心を支える福祉と医療のまち	○自殺未遂者支援事業の実施 〔1 百万円〕 **３　成人歯科健康診査の充実** 若年層の歯周病を予防するため、歯科健康診査の対象年齢に 20 歳と 25 歳を加える。生涯を通じた切れ目のない歯科健康診査を実施することで早期治療を促し、健康寿命の延伸を図る。 ○成人歯科健康診査の充実 〔45 百万円〕 （対象年齢：20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳） **４　地域における動物の相談支援体制の充実** 健康上の理由や施設入所など、やむを得ない事情で犬や猫を飼い続けることができなくなってしまった場合に対応するため、獣医師会やボランティア団体と連携して相談体制を構築し、飼い主を失った犬や猫の保護・譲渡につなげる。 ★ボランティアの保護・譲渡活動に対する助成 〔1 百万円〕
施策の柱４ 安全・快適、みどりあふれるまち	**【戦略計画 12】地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 〔3,497 百万円〕** **１　地震・火災に対する防災まちづくりの推進** 老朽木造住宅が密集する地域の改善に向け、桜台東部地区および貫井・富士見台地区では、道路拡幅や地区計画策定に向けた取組を進める。 区独自に指定した防災まちづくり推進地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）では、各種助成制度の個別勧奨などを実施し活用を促進する。 建築物の耐震化助成に関しては、６年度に大幅に拡充したのに続き、一般緊急輸送道路沿道建築物や震災時に迅速な避難行動が難しい障害者世帯等への助成を拡充する。 避難行動要支援者など配慮が必要な方が安心して避難生活を送れるよう、エアーベッドやアレルギー対応食など避難所の備蓄物資を充実する。 ○密集住宅市街地整備促進事業の推進 （桜台東部、貫井・富士見台） 〔1,028 百万円〕 ○防災まちづくりの推進（田柄、富士見台駅南側、下石神井） 〔34 百万円〕 ○建築物の耐震化促進 〔527 百万円〕 ○危険なブロック塀等の撤去促進 〔32 百万円〕 ○避難所の備蓄物資の充実 〔68 百万円〕 **２　水害への対策** 練馬区総合治水計画に基づき、都が実施する河川・下水道の整備と連携し、流域対策を進めるため、公共施設等への雨水流出抑制施設設置を行うとともに、個人住宅などに対して雨水浸透施設の設置費用を助成する。 ★公共施設（道路）に雨水流出抑制施設を設置 〔40 百万円〕 個人住宅などへの雨水浸透施設の設置費用の助成 〔5 百万円〕 **３　地域の防災力の強化** ⑴　中高層マンション防災対策の推進 マンション居住者が在宅避難できるように防災対策を推進する。 ★中高層住宅における応急給水栓などの整備費用助成 〔6 百万円〕 ⑵　区民の行動変容につながる周知・啓発 「防災の手引き」「防犯・防火ハンドブック」を改訂のうえ、全戸配布する。「中高層住宅の防災対策ガイドブック」についても改訂するとともに、マンション防災に関する動画を新たに作成・配信し、周知啓発活動を展開する。 ○防災の手引き等の配布、マンション防災に関する動画作成 〔83 百万円〕 ⑶　地域別防災マップの作成・訓練の推進 地域別防災マップを地域住民とともに新たに１地区で作成する。これにより水害リスクの高い全 14 地区においてマップ作成が完了する。またこれまでにマップを

施策の柱４

安全・快適、みどりあふれるまち

作成している地区では、水害に備え訓練を推進する。

○地域別防災マップの作成・訓練の推進　〔9 百万円〕

⑷　災害時の口腔ケア対策

断水時においても口腔ケアが可能な歯磨きシートを防災訓練等の参加者に啓発グッズとして配布する。

★災害用歯みがきシートの配布　〔15 百万円〕

４　都市インフラの計画的更新

橋梁の計画的な更新、道路陥没対策、街路灯・公園灯の LED 化、公園遊具の予防保全型管理により、都市インフラを計画的に更新していく。

○都市インフラの計画的更新　〔1,641 百万円〕

５　家庭における防災・防犯対策

全国で闇バイトを実行役とする「押し入り強盗」等の侵入犯罪が多発していることを受けて、区民の防犯意識の向上を図るため、振動感知式の防犯ブザーおよび防犯フィルムを啓発グッズとして配布する。

★防犯対策グッズの配布　〔9 百万円〕

【戦略計画 13】みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備　〔4,983 百万円〕

１　都市計画道路・生活幹線道路の整備

交通の円滑化、災害時の交通確保、みどりの創出など、多様な機能を担う都市計画道路や生活幹線道路の整備を着実に進める。都と区市町が連携し、第四次事業化計画に続く新たな整備方針（７年度策定予定）の検討を進める。

○都市計画道路の整備（区画街路１号線など９区間）　〔845 百万円〕

○生活幹線道路の整備（主要区道３号線など５区間）　〔901 百万円〕

○都市計画道路の新たな整備方針の検討　〔　―　〕

※過年度に実施した基礎調査を基に検討を行うため、経費は生じない。

２　大江戸線の延伸

今年度末に都は事業計画素案を取りまとめる見込みであり、区は早期実現に向けて、必要な財源の一部を担うとともに、鉄道施設整備に協力する。大江戸線延伸推進基金を更に 30 億円積み増し、今後も計画的に積み増していく。

○大江戸線延伸推進基金の積増し（累計 110 億円）　〔3,000 百万円〕

○延伸事業計画の確定と鉄道事業許可の取得に向けた取組の促進　〔13 百万円〕

３　西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の立体化

連続立体交差事業および側道整備事業について、工事着手に向け、都や鉄道事業者、沿線区市と連携して用地取得等に取り組む。

○西武新宿線連続立体交差事業などの推進　〔211 百万円〕

４　自転車駐車場の整備

氷川台駅周辺では、放射 36 号線の整備に伴う将来の自転車駐車場の不足に備え、仮称氷川台駅第十二自転車駐車場を整備する。7 年度は基本設計を実施する。

★仮称氷川台駅第十二自転車駐車場　基本設計　〔13 百万〕

【戦略計画 14】人々の移動を支える交通体系の構築　〔57 百万円〕

１　新たな地域公共交通計画の策定

従来の都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる地域公共交通計画を策定する。8 年度の策定に向け、引き続き検討を行う。

○地域公共交通計画策定に向けた検討　〔19 百万円〕

施策の柱４

安全・快適、みどりあふれるまち

２　デマンドタクシーの実証実験

デマンド交通などの新たな交通手段の導入に向けて取り組む。６年度に行う実証実験の検証結果を踏まえ、追加の実証実験を行う。

○実証実験の実施　〔15 百万円〕

３　駅周辺のバリアフリー化

駅ホームの安全性向上のため、ホームドア整備を促進している。練馬高野台駅、石神井公園駅に続き、中村橋駅、富士見台駅、新桜台駅のホームドアの整備を進める。大泉学園駅については、整備に向けた検討を進める。区は、ホームドア整備に関する費用の一部を補助するなど、整備を促進する。

石神井公園駅周辺（石神井公園駅、男女共同参画センター、石神井保健相談所）で、駅と主要な公共施設を結ぶ経路（アクセスルート）のバリアフリー整備等を実施する。

鉄道駅ホームドア整備への補助　〔　―　〕

※７年度は補助金の執行を見込んでいないため、経費は生じない。

○バリアフリー整備の推進　〔23 百万円〕

【戦略計画 15】快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進　〔2,553 百万円〕

１　大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

（仮称）大泉学園町駅予定地周辺では、バス等への円滑な乗り換えやイベントなどを開催できる駅前広場の整備、敷地の共同化による駅前にふさわしいまちづくりの検討を進める。

（仮称）大泉町駅予定地周辺では、地域資源を活かした拠点づくりを検討する。

補助 233 号線沿道周辺地区では、地区計画原案を作成し、都市計画決定に向けた手続きを進める。

○大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり　〔29 百万円〕

２　西武新宿線沿線のまちづくり

上石神井駅周辺では、６年度に地権者により設立された再開発準備組合の活動を支援するとともに、外環の２を渡る立体横断施設や、車両留置施設の跡地利用について検討する。

武蔵関駅周辺では、駅周辺の賑わいと良好な住環境の維持保全を目指し、７年度に地区計画を都市計画決定するとともに、駅周辺では、建築物共同化を検討する。

上井草駅周辺では、杉並区と連携しながら良好な住環境の維持保全を目指し、地区計画等を活用したまちづくりを進める。

○西武新宿線沿線のまちづくり　〔32 百万円〕

３　都市計画道路沿道のまちづくり

都市計画道路の整備にあわせて、地区計画等を活用し、沿道の利便性と周辺環境が調和したまちづくりを進める。

○放射 35 号線および放射 36 号線沿道地区のまちづくり　〔341 百万円〕

○外環道および外環の２沿道地区のまちづくり　〔9 百万円〕

○補助 156 号線沿道地区のまちづくり　〔9 百万円〕

○大泉学園駅南側地区のまちづくり　〔14 百万円〕

４　石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の支援など

10 年度の施設建築物の竣工を目指し、７年１月に新築工事に着手した。引き続き、円滑な事業実施に向けて施行者である再開発組合の取組を支援する。

○石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の支援など　〔2,112 百万円〕

施策の柱４

安全・快適、みどりあふれるまち

5　空き家等対策の推進

⑴　空き家等対策計画の改定

6 年度は、区内全域の空き家等の建築物や敷地の状態、接道の状況、所有者の利活用の意向等の実態調査を実施。7 年度は調査結果を踏まえ、新たな計画を策定し、空き家の発生の予防と、特定空家に至る前段階の対策を一層強化する。

○空き家等対策計画改定　〔　―　〕

※計画改定は区職員が行うため、経費は生じない。

⑵　マンション管理適正化推進計画の策定

6 年度に実施した分譲マンション実態調査を踏まえ、区の実情等に応じてマンションの管理適正化を効果的に促進するマンション管理適正化推進計画を策定する。

○マンション管理適正化推進計画策定　〔7 百万円〕

【戦略計画 16】練馬のみどりを未来へつなぐ　〔2,305 百万円〕

1　みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

稲荷山公園では 7 年度のロードマップ策定を目指し、説明会やオープンハウスを行う。清水山の森等では、健全な樹林地管理を目指した自然環境調査等を実施する。大泉井頭公園では、基本計画の策定に向けて、湧水・水生生物等調査を行う。

○稲荷山公園ロードマップ策定および清水山の森の健全な樹林地管理の取組、大泉井頭公園基本計画の策定に向けた自然環境調査　〔28 百万円〕

2　特色ある公園等の整備

特色ある公園等の整備に向けた取組を進める。平成つつじ公園は、ツツジの魅力を伝え広げ、一層魅力的な公園となるよう、8 年度の完成を目指して全面改修工事に着手する。トイレについては、7 年度中にリニューアルを完了する。こどもの森を約 3,700㎡から約 8,500㎡に拡張し、シンボルとなるツリーハウスや、既存の森を活かした自然体験ゾーンを新設する。7 年度は、基本設計に着手する。

○平成つつじ公園（整備）　〔321 百万円〕

○こどもの森緑地拡張（設計）　〔25 百万円〕

○その他　〔1,860 百万円〕

【7 年度整備予定（3 か所）】

（新設）　・（仮称）松山の森緑地（整備）

（拡張）　・中ノ宮竹林公園（整備）

・石神井松の風文化公園（設計・整備）

再掲　※ P.63【戦略計画 21】1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実

【8 年度以降整備予定（8 か所）】

（新設）　・（仮称）大泉学園町六丁目公園（設計）

・（仮称）西本村の森緑地（設計）

・（仮称）田柄二丁目公園（設計）

・（仮称）南田中の森緑地（測量）

（拡張）　・こどもの森緑地（用地買収）

・やくも公園（設計）

・西大泉こさくっぱら緑地（設計）

（改修）　・たけした公園（設計）

3　既存公園の改修・公園トイレのリニューアル

8 年度の公園等改修計画の策定に向けて、住民懇談会を実施し、計画案の作成を行う。6 年度に策定した「公園トイレリニューアル方針」に基づき、トイレのリニューアルを進める。

施策の柱４

安全・快適、みどりあふれるまち

○公園等改修計画策定に向けた検討 〔16 百万円〕
○計画に基づくトイレのリニューアル 〔15 百万円〕
（改修 2 か所、修繕等 4 か所）
平成つつじ公園（整備）、たけした公園（設計）〔再掲 ※ P.59〕

4 田柄川緑道の再整備着手

道路機能の改善とみどりの軸にふさわしい緑道の再整備に向けて、地域住民とともに改修方針を検討する。

○田柄川緑道改修方針検討 〔11 百万円〕

5 民有地の沿道緑化の促進

区民の目に映るみどりを増やすため、民間施設の緑化基準の見直しに向け、検討を進める。

小規模な敷地や玄関先の小さなスペースでも緑化に取り組みやすくするため、新たに中高木 1 本やプランターでの緑化に対する助成を開始する。

緑化後の管理をサポートするため、区内の園芸店や造園業者の協力により、園芸相談や、庭木の剪定などの実技を学べる講習会等を開催する。

○民間施設の緑化基準改定検討 〔8 百万円〕
○みどりの街並みづくり助成金 〔3 百万円〕

6 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

ねりまのみどりの魅力を広く発信するため、「（仮称）ねりまみどりフェスタ」を開催する。

憩いの森や緑地の区民管理を、12 か所から 13 か所に拡充する。

春から秋にかけて各憩いの森で行っている自然観察会などをスタンプラリーでつなぐ「ねりまの森こどもフェスタ」の開催場所を 8 か所から 9 か所に拡充する。

★（仮称）ねりまみどりフェスタの開催 〔10 百万円〕
○憩いの森の区民管理 〔7 百万円〕
○ねりまの森こどもフェスタの開催 〔1 百万円〕

【戦略計画 17】脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 〔1,204 百万円〕

1 脱炭素社会を目指した取組の推進

家庭部門の消費エネルギー削減を進めるため、窓の断熱改修を区内事業者が施工する場合には、補助上限額を 12 万円から 20 万円へ引き上げる。

マンション共用部の LED化を加速するため、一律 20 万円の補助上限額を 100 戸以上は 75 万円、50 ～ 99 戸は 50 万円、49 戸までは 25 万円に引き上げる。

○カーボンニュートラル化設備設置等補助金 〔83 百万円〕

2 区立施設への再エネ導入

6 年度から、区役所練馬庁舎に、実質再エネ 100％の電力を導入している。7 年度は再エネ導入を加速しながらコスト削減を図る。小中学校全校（改修・改築中の 5 校を除く）と区立施設 71 施設へ導入し、練馬庁舎と合わせて年間約 1.5 万 t の CO_2 排出量を削減する。

○再エネ 100％電力の導入 〔969 百万円〕

3 製品プラスチックの回収・資源化

現在可燃ごみとして収集している製品プラスチックについて、8 年 10 月からの分別回収・資源化を目指し、7 年度は動画等を作成し、区民への周知を開始する。

★動画等の作成 〔38 百万円〕

施策の柱４ 安全・快適、みどりあふれるまち	**４　集団回収の報奨金の拡充** ５年度に実施した資源・ごみ排出実態調査の結果を踏まえ、雑がみの資源化を一層促進するため、町会・自治会等が主体的に実施している雑誌・雑がみの集団回収の報奨金の単価について、1kg あたり６円から８円に引き上げる。 あわせて、昨今の物価変動等を踏まえ、集団回収業者へ補填する雑誌・雑がみの報奨金の基準単価も引き上げる。 ○集団回収報奨金　〔77 百万円〕 **５　粗大ごみ収集のキャッシュレス決済** 区民の利便性向上を図るため、８年度から、粗大ごみ収集のオンライン申請時のキャッシュレス決済を導入する。７年度は、システム改修等を行う。 ★キャッシュレス決済導入　〔6 百万円〕 **６　資源回収事業者等への熱中症対策の強化** ごみや資源を回収する従事者の熱中症対策を進めている。熱中症リスクの高い屋外や高温環境下での作業を伴う資源回収従事者等の空調服などの購入費用（1 人あたり２万円上限）を支援する。 ★熱中症対策用品等購入補助金　〔8 百万円〕 **７　豊玉リサイクルセンターの移転・機能拡充** リサイクルセンターは、3R に加え、CO_2 排出削減につながる省エネ・再エネ等の普及・啓発機能を拡充する。 豊玉リサイクルセンターは、桜台三丁目（JA 東京あおばふれあいの里隣接地）に移転し、見て、触って、比較して学べるなど、体験・実感できる展示スペース等を確保する。10 年度の移転に向け、７年度は基本設計に着手する。 ★基本設計委託料　〔23 百万円〕
施策の柱５ いきいきと心豊かに暮らせるまち	**【戦略計画 18】意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり　〔120 百万円〕** **１　企業活動の活性化に向けた支援の充実** ⑴　新規ビジネスチャレンジ補助事業の充実 新商品・新サービスの開発等に取り組む事業者に対して、練馬ビジネスサポートセンターの専門家チームが事業計画の策定から実行まで支援し、必要な費用を補助する。７年度は採択枠を 15 件から 30 件に拡大する。 ○新規ビジネスチャレンジ補助事業の充実　〔39 百万円〕 ⑵　情報発信支援事業の実施 商品やサービスのＰＲ映像を作成する区内事業者に対して、産学官連携により日本大学芸術学部が映像を作成するとともに、必要な費用を補助する。 ★情報発信支援事業の実施　〔3 百万円〕 **２　意欲ある商店会や個店をサポート** ⑴　新たな形態でイベントを実施する商店会等への支援 個店同士、商店会と企業など、新たな形態で連携して取り組むイベントに対して補助を実施する。 ○商店街地域連携イベント支援事業の実施　〔24 百万円〕 ○個店連携イベント支援事業の実施　〔9 百万円〕 ⑵　空き店舗を活用した商店街の賑わい創出の支援 商店街が実施する、空き店舗を活用した魅力的な店舗の誘致活動を支援し、商店街の魅力向上や活性化を図る。 ○空き店舗活用商店街支援事業の実施　〔27 百万円〕

施策の柱５

いきいきと心豊かに暮らせるまち

⑶　スマート商店街プロジェクトの更なる展開

商店街のデジタル化を進めるため練馬区商店街連合会と連携して、デジタル技術を活用した商店街の利用促進につながる取組等を支援する。

○商店街デジタル化セミナーの実施等　〔18 百万円〕

【戦略計画 19】生きた農と共存するまち練馬　〔379 百万円〕

１　全国都市農業フェスティバル 2025 の開催

全国都市農業フェスティバル 2025 を開催し、参加都市とともに、都市農業の意義と重要性を全国に発信していく。また各都市との意見交換を継続し、連携を深める。

○全国都市農業フェスティバル 2025 の開催　〔161 百万円〕

２　農を気軽に体験できる環境整備

果実の収穫体験が楽しめる「果樹あるファーム」や野菜の収穫を体験できる「ベジかるファーム」の PR を支援する。

果樹あるファームやベジかるファームの開設・拡充・PR の支援　〔6 百万円〕

３　認定農業者への支援

農業経営の改善に取り組む認定農業者、都市型認定農業者に対し、生産性向上に資する農業用機械等の購入やパイプハウス設置を支援する。

認定農業者等支援の充実　〔70 百万円〕

４　区民農園の整備

仮称上石神井二丁目区民農園の整備を行い、８年３月に開設する。

○区民農園の整備（工事１園）　〔137 百万円〕

５　都市農地の保全に向けた取組の推進

認定新規就農者制度を創設し、新規参入を希望する個人・法人を呼び込むことで、新たな担い手を確保する。

また、農の風景育成地区の魅力を PR する事業への支援を１地区 100 万円から 250 万円に増額し、育成地区の保全に繋げる。

○農の風景育成支援補助　〔5 百万円〕

【戦略計画 20】みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち　〔636 百万円〕

１　美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進

「まちと一体となった」「本物のアートに出会える」「併設の図書館と融合する」という新しい発想による美術館・図書館の全面リニューアルに、引き続き取り組む。７年度は実施設計と並行し、第三者機関によるコンストラクション・マネジメントを行い、建築工事費や工期などの妥当性を検証する。

実施設計完了後、解体工事に着手する。

休館中は、ふるさと文化館と連携した展示事業や幅広い年代層を対象とした美術講座など、区内各地で美術に親しめる取組を進める。図書館は、仮設受取窓口の設置等により基本的機能を維持するとともに、ブックスタートや近隣小中学校への出張事業等を継続し、図書館サービス提供スペースを設置する。

美術館・図書館のリニューアルにあわせて、中村橋駅周辺においてハード・ソフト両面から「だれもがアートを感じられるまち」を目指す。６年度に策定する「美術のまち構想」に基づき、新美術館・図書館の設計者である平田晃久氏監修のもと、アートを感じられるまちなみ整備の具体的内容の検討や、まちと美術館が一体となるような取組の検討を進める。

○全面リニューアルに向けた実施設計・解体工事　〔493 百万円〕

○美術館・貫井図書館休館中の事業実施、作品・図書等の保管　〔126 百万円〕

○中村橋駅周辺の街並み整備の推進　〔9 百万円〕

施策の柱５ いきいきと心豊かに暮らせるまち	２　練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり 区内在住の漫画家・村上もとかさんをはじめとした区ゆかりの漫画家との連携イベント「ねりま漫画サロン」は、会場を増やし、大泉学園ゆめりあホールと練馬文化センターの２か所で実施する。日本を代表する漫画家によるトークイベントに加えて、新たに漫画家座談会を実施するとともに、ワークショップや似顔絵コーナーの回数増や、原画展示の充実を図る。 ○「ねりま漫画サロン」の開催　[8 百万円] 【戦略計画 21】みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち　〔290 百万円〕 １　誰もがスポーツを楽しめる環境の充実 石神井松の風文化公園の拡張部分に、フットサル･テニス兼用コートや、スケートボード等が行える広場などを整備する。８年度の開設に向けて、実施設計および整備工事を進める。 総合体育館改築に向けて、現在の公共体育館を取り巻く状況、他自治体の最新事例などスポーツ環境の調査を実施する。 パリ 2024 オリンピックで、区内のフェンシングクラブ所属選手がメダルを獲得したことを機に、フェンシングを気軽に楽しんでもらう機会を創出し、競技の発展に資するため、初心者スポーツ教室を開催する。 ○石神井松の風文化公園拡張整備実施設計・整備工事　〔271 百万円〕 ★総合体育館改築に向けた取組　〔8 百万円〕 ★初心者スポーツ教室（フェンシング）の開催　〔2 百万円〕 ２　ユニバーサルスポーツの機会の充実 パラリンピック種目であるボッチャ交流大会について、予選大会と決勝大会を別日に実施するなど、開催日数を拡大する。 また、アンケートよりニーズの高かった「障害者ダンス教室」を新たに開催し、障害の有無にかかわらずスポーツを楽しめる取組を推進する。 ○ボッチャ交流大会の充実　〔1 百万円〕 ★障害者ダンス大会の開催　〔1 百万円〕 ３　世界陸上およびデフリンピック開催を見据えた取組 ７年度に世界陸上競技選手権大会およびデフリンピックが東京で開催されるにあたり、スポーツ情報誌での記事掲載やスポーツイベントなどを通じた周知啓発を図る。 練馬まつりと同日に練馬総合運動場で開催する「スポーツひろば」で、デフアスリートによるトークショーやデフスポーツ体験とともに、ランタンイベントを開催し、デフリンピックの機運醸成を図る。 ★世界陸上およびデフリンピックの周知広報　〔 — 〕 ※既存の広報経費やイベント経費で実施するため、新たな経費は生じない。 ★練馬まつり同日開催　デフリンピック機運醸成イベント　〔7 百万円〕
施策の柱６ 区民とともに区政を進める	【戦略計画 22】地域コミュニティの活性化と区民協働の推進　〔773 百万円〕 １　町会・自治会活動の支援 各町会・自治会の状況に合わせたきめ細やかな支援を行うため、課題解決に向けた助言等を行うコンサルタント派遣を開始する。 新たにデジタル活用に取り組む団体への支援を重点的に行うため、デジタル導入や環境整備を対象としたデジタル活用促進補助金を開始する。 地区祭について、物価上昇等に対応し、開催にかかる負担を軽減するため、補助を拡充する。 ★町会・自治会活動へのコンサルタント派遣　〔2 百万円〕

施策の柱６

区民とともに区政を進める

★町会・自治会デジタル活用促進補助金　〔1 百万円〕
○地区祭補助金の拡充　〔17 百万円〕
補助上限額　1 地区　50 万円→ 100 万円
補助率　補助対象経費　50 万円までは 10/10、50 万円超は 1/2

２　「ねりま協働ラボ」の実施

区とともに地域課題の解決に向けて取り組む団体・アイデアを募集するとともに、町会・自治会や NPO、ボランティア団体等がコラボして取り組むプロジェクトを支援し、地域活動への新たなチャレンジを後押しする。６年度に事業募集を行い、７年度から事業を開始する。

★ねりま協働ラボの事業開始　〔5 百万円〕
未来創造チャレンジ部門（区と一緒に地域の課題解決）　1 団体
コラボチャレンジ部門（他団体と一緒に地域の課題解決）　5 団体

３　外国人に開かれた地域づくり

外国人に開かれた地域づくりに向け、外国人施策の新たな方針を策定する。

★外国人施策の新たな方針の策定　〔12 百万円〕

４　地域施設の整備

平和台 1 丁目（旧シルバー人材センター作業所）に、新たな地域活動倉庫を整備する。

貫井地区区民館は、中村橋区民センターの大規模改修にあわせて、トレーニング室・会議室を増設し、施設貸出機能を拡充した上で、地域集会所に移行する。さらに、春日町南地区区民館の大規模改修基本設計に着手するなど、地域施設の改修を順次進める。

○地域活動倉庫整備工事　〔158 百万円〕
（令和８年度　開設予定）
○貫井地区区民館　大規模改修工事　〔292 百万円〕
（令和７年度　地域集会所への移行予定）
○西大泉地区区民館　大規模改修工事　〔236 百万円〕
（令和８年度　工事完了予定）
○関町北地区区民館　大規模改修実施設計　〔37 百万円〕
★春日町南地区区民館　大規模改修基本設計　〔13 百万円〕

【戦略計画 23】ＤＸで区民と区政を直につなぐ　〔3,187 百万円〕

１　オンライン化・キャッシュレス化の推進

施設利用に係る運用を見直し、利用登録がオンラインでできるなど、使いやすい新たな区立施設予約システムを構築し、８年１月の本稼働を目指す。

施設使用料の支払いにキャッシュレス決済を順次導入し、利便性を高める。７年度は、文化施設、スポーツ施設、区役所（会議室使用）などの窓口にキャッシュレス決済端末を導入する。さらに、全地区区民館および全地域集会所に、キャッシュレス対応券売機を配備する。

マイナンバーカードの更新手続の増加等に対応するため、マイナンバーカードや運転免許証等を用いて申請書を自動作成する装置の導入を全区民事務所に拡大する。さらに、税証明書の申請時にも利用できるよう、税務課窓口においても導入する。

★新たな区立施設予約システムの構築　〔240 百万円〕
★窓口での施設使用料支払いのキャッシュレス化　〔169 百万円〕
○申請書の自動作成装置の導入拡大　〔11 百万円〕

２　アナログからデジタルへの業務改革

国が整備するガバメントクラウドを活用した標準システムへの移行を進める。あわせて業務プロセスの見直しを行い、区民サービス向上と業務効率化を図る。

人材育成部門と連携し、デジタル人材育成プログラムを展開する。共同調達したオン

施策の柱６ 区民とともに区政を進める	ライン教材も活用し、基礎から応用まで段階を追って学ぶ研修を継続する。エキスパート認定された職員とコア人材、ICT 職が組織横断的に連携・情報交換できる「デジタル人材連携体制」の構築を行う。 ★標準システムへの移行 〔2,722 百万円〕 ★ DX を推進する中心的役割を担う職員の育成 〔39 百万円〕 ★生活保護ケースワーク AI 支援システムの導入 〔4 百万円〕 ★文書審査支援システムの導入 〔2 百万円〕

（3）令和５年度決算

●一般会計

５年度における一般会計決算額は、歳入 3,235 億 8,800 万円 (前年度 3,219 億 272 万円)、増減率 0.5％ (前年度 1.4％)、歳出 3,152 億 4,009 万円 (前年度 3,121 億 9,362 万円)、増減率 1.0％ (前年度 1.8％) で、前年度に比べて歳入で 16 億 8,528 万円の増、歳出で 30 億 4,647 万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 83 億 4,792 万円（前年度比 14.0％減）の黒字となった。

１　歳入

歳入のうち、一般財源の構成比は 62.0％で、前年度（61.4％）と比べ、0.6 ポイント増となった。一般財源の内訳としては特別区税 22.5％、特別区交付金 31.2％と、この二つで 53.7％となっている。

特定財源の構成比は 38.0％で、前年度（38.6％）と比べ、0.6 ポイント減となった。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主･依存財源別でみると、自主財源（区税、諸収入、繰入金、使用料など）は 29.9％（前年度 29.3％）、依存財源（国庫支出金、都支出金、地方債など）が 70.1％ (前年度 70.7％) であり、自主財源の構成比は 0.6 ポイント増となった。

２　歳出

目的別（科目別）の構成比でみると、保健福祉費、こども家庭費、教育費、総務費の順となった。前年度に比べて、都市整備費、産業経済費、地域文化費等が増となる一方、総務費、諸支出金、保健福祉費等が減となった。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は 1,692 億 2,621 万円で、前年度に比べて人件費が 7.6％の減、扶助費が 5.9％の増、公債費が 9.9％の減となった結果、義務的経費は 1.7％の増となった。歳出全体に占める構成比は 53.7％と前年度に比べ 0.4 ポイント増となった。

投資的経費は 307 億 2,634 万円で、前年度に比べて 17.2％の増、歳出全体に占める構成比は 9.7％と前年度に比べ 1.3 ポイント増となった。

その他の経費は 1,152 億 8,755 万円で、前年度に比べて 3.6％の減となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順となった。

３　特別区債

特別区債の歳入額は 33 億 9,564 万円で、前年度に比べて 15.5％減となった。このうち、教育債が 13 億 1,590 万円で構成比は 38.8％であり、土木債が 11 億 426 万円で、構成比は 32.5％である。

また、特別区債の５年度の未償還元金は、560 億 3,316 万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入で 1.5％、歳出で 1.2％の増となった。
つぎに介護保険会計は、歳入で 2.4％、歳出で 3.6％の増、後期高齢者医療会計は歳入、歳出とも 1.8％の増、公共駐車場会計は歳入、歳出とも 7.2％の減となった。

●財政指標

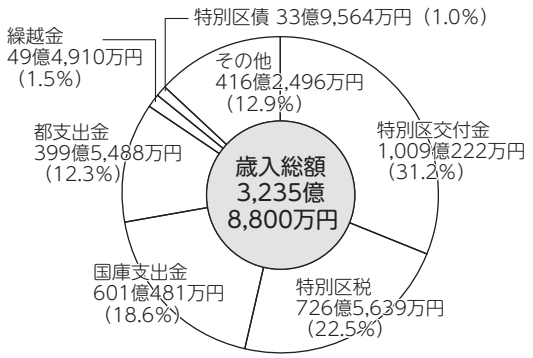
地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が 0.46（前年度 0.47）、実質収支比率が 3.7％（前年度 5.2％）、実質公債費比率が△ 2.5％（前年度△ 2.5％）、公債費負担比率が 2.2％（前年度 2.6％）、経常収支比率が 80.6％（前年度 81.7％）であった。

5 年度一般会計決算

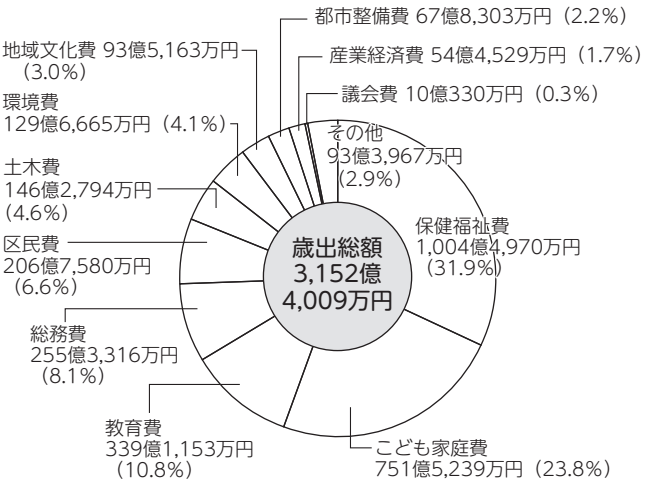
〔歳　入〕

区　分	予算現額	決算額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	72,401,490	72,656,390	22.5	100.4	71,511,170	1.6
地方譲与税	1,058,000	1,083,448	0.3	102.4	1,074,149	0.9
利子割交付金	190,000	281,057	0.1	147.9	240,594	16.8
配当割交付金	1,300,000	1,495,386	0.5	115.0	1,280,407	16.8
株式等譲渡所得割交付金	1,100,000	1,606,553	0.5	146.1	983,189	63.4
地方消費税交付金	17,000,000	17,067,909	5.3	100.4	17,220,764	△ 0.9
環境性能割交付金	300,000	298,632	0.1	99.5	271,321	10.1
地方特例交付金	556,846	556,846	0.2	100.0	610,323	△ 8.8
特別区交付金	99,996,076	100,902,215	31.2	100.9	99,253,496	1.7
交通安全対策特別交付金	64,000	57,211	0.0	89.4	63,659	△ 10.1
分担金及び負担金	1,113,073	1,187,339	0.4	106.7	1,212,432	△ 2.1
使用料及び手数料	5,027,356	4,980,290	1.5	99.1	5,030,028	△ 1.0
国庫支出金	60,250,143	60,104,809	18.6	99.8	69,323,549	△ 13.3
都支出金	46,367,996	39,954,881	12.3	86.2	33,184,252	20.4
財産収入	517,257	537,244	0.2	103.9	351,641	52.8
寄付金	216,719	218,363	0.1	100.8	68,645	218.1
繰入金	7,840,346	4,301,363	1.3	54.9	4,945,128	△ 13.0
繰越金	4,949,102	4,949,102	1.5	100.0	5,553,222	△ 10.9
諸収入	7,627,028	7,945,342	2.5	104.2	5,705,143	39.3
特別区債	3,594,000	3,395,643	1.0	94.5	4,019,563	△ 15.5
自動車取得税交付金	0	7,981	0.0	-	48	16,527.1
計	331,469,432	323,588,004	100.0	97.6	321,902,723	0.5

〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳　出（目的別）〕

区　分	予算現額	決算額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	1,031,033	1,003,301	0.3	97.3	990,205	1.3
総務費	26,434,197	25,533,164	8.1	96.6	30,286,749	△15.7
区民費	21,195,144	20,675,801	6.6	97.5	18,754,531	10.2
産業経済費	6,770,140	5,445,290	1.7	80.4	3,880,351	40.3
地域文化費	9,611,040	9,351,629	3.0	97.3	6,854,465	36.4
保健福祉費	108,892,389	100,449,694	31.9	92.2	107,942,013	△ 6.9
環境費	13,316,193	12,966,650	4.1	97.4	12,401,753	4.6
都市整備費	6,888,748	6,783,025	2.2	98.5	3,614,973	87.6
土木費	14,972,415	14,627,942	4.6	97.7	12,866,122	13.7
教育費	35,226,407	33,911,533	10.8	96.3	29,932,308	13.3
こども家庭費	77,685,238	75,152,391	23.8	96.7	74,560,956	0.8
公債費	4,582,141	4,581,980	1.5	100.0	4,625,711	△ 0.9
諸支出金	4,764,347	4,757,687	1.5	99.9	5,483,483	△13.2
予備費	100,000	0	0.0	0.0	0	-
計	331,469,432	315,240,087	100.0	95.1	312,193,620	1.0

〔歳　出（性質別）〕

区　分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	169,226,205	53.7	166,426,752	1.7
人件費	40,722,142	12.9	44,065,462	△ 7.6
扶助費	122,518,263	38.9	115,719,327	5.9
公債費	5,985,800	1.9	6,641,963	△ 9.9
投資的経費	30,726,337	9.7	26,213,541	17.2
普通建設事業費	30,726,337	9.7	26,213,541	17.2
災害復旧事業費	0	0.0	0	-
失業対策事業費	0	0.0	0	-
その他の経費	115,287,545	36.6	119,553,327	△ 3.6
物件費	54,647,407	17.3	59,217,462	△ 7.7
維持補修費	2,970,002	0.9	3,003,501	△ 1.1
補助費等	23,278,704	7.4	21,782,552	6.9
積立金	4,975,753	1.6	5,023,571	△ 1.0
投資及び出資金貸付金	3,267,346	1.0	3,374,206	△ 3.2
繰出金	26,148,333	8.3	27,152,035	△ 3.7
計	315,240,087	100.0	312,193,620	1.0

5 年度特別会計決算

〔国民健康保険事業会計〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	16,618,907	16,792,136	25.6
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	142	0.0
国庫支出金	2,888	2,219	0.0
都支出金	42,403,976	40,964,313	62.6
財産収入	1	0	0.0
繰入金	7,583,599	7,251,400	11.1
繰越金	405,866	405,866	0.6
諸収入	64,705	65,215	0.1
特別区債	1	0	0.0
計	67,079,946	65,481,291	100.0
(歳出)			
総務費	1,233,755	1,190,369	1.8
保険給付費	41,969,925	40,122,522	61.8
国民健康保険事業費納付金	22,618,543	22,618,540	34.8
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
保健事業費	693,011	628,181	1.0
諸支出金	364,711	347,884	0.5
予備費	200,000	0	0.0
計	67,079,946	64,907,496	100.0

〔介護保険会計〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	12,675,294	12,772,237	20.2
国庫支出金	14,938,644	15,317,502	24.2
支払基金交付金	16,497,086	16,217,172	25.6
都支出金	9,122,060	8,996,379	14.2
財産収入	2,495	2,394	0.0
繰入金	9,150,953	8,660,686	13.7
繰越金	1,311,729	1,311,729	2.1
諸収入	4,083	4,916	0.0
計	63,702,344	63,283,015	100.0
(歳出)			
保険給付費	59,396,974	58,454,282	93.2
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	2,960,492	2,900,056	4.6
基金積立金	686,105	686,105	1.1
諸支出金	658,772	657,510	1.0
計	63,702,344	62,697,953	100.0

〔後期高齢者医療会計〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	9,363,199	9,399,608	50.6
使用料及び手数料	1	17	0.0
広域連合支出金	517,856	510,773	2.8
繰入金	8,651,859	8,566,394	46.1
繰越金	25,697	25,697	0.1
諸収入	66,734	64,451	0.3
計	18,625,346	18,566,940	100.0
(歳出)			
総務費	146,685	143,406	0.8
広域連合拠出金	17,333,645	17,333,639	93.5
保健事業費	786,579	720,303	3.9
葬祭費	332,710	327,320	1.8
諸支出金	20,727	16,896	0.1
予備費	5,000	0	0.0
計	18,625,346	18,541,564	100.0

〔公共駐車場会計〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
繰入金	46,668	32,803	10.2
繰越金	1	0	0.0
諸収入	292,753	288,842	89.8
計	339,422	321,645	100.0
(歳出)			
公共駐車場事業費	219,661	215,297	66.9
公債費	17,903	17,902	5.6
諸支出金	96,858	88,446	27.5
予備費	5,000	0	0
計	339,422	321,645	100.0

4 税・財産

区は、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の４税を「特別区税」として課税している。また、特別区民税（個人分）と合わせ、都民税（個人分）（都税）と森林環境税（国税）を課税・徴収している。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の３税は、一般には市町村が課税・徴収するが、特別区の地域においては、「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている。

なお、特別土地保有税は平成 15 年度以降、新たな課税を停止している。また、都市計画税、事業所税についても、都が特例により課税・徴収しており、それぞれ都市計画事業や都市環境の整備等の費用に充てられている。

区民や区内事業者に対する固定資産税などの都税は練馬都税事務所（一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）が、所得税など国税は練馬東税務署と練馬西税務署が課税・徴収している。

（1）区政を支える特別区税

●特別区税

区の６年度特別区税収入額は 717 億 2,443 万円（前年度比 1.3％減）であり、区一般会計歳入額の 21.2％を占めている。また、特別区税収入額に対する区民１人当たりの年間負担額は、96,724 円（前年度比 1.6％減）であった。

１　特別区民税（個人分）

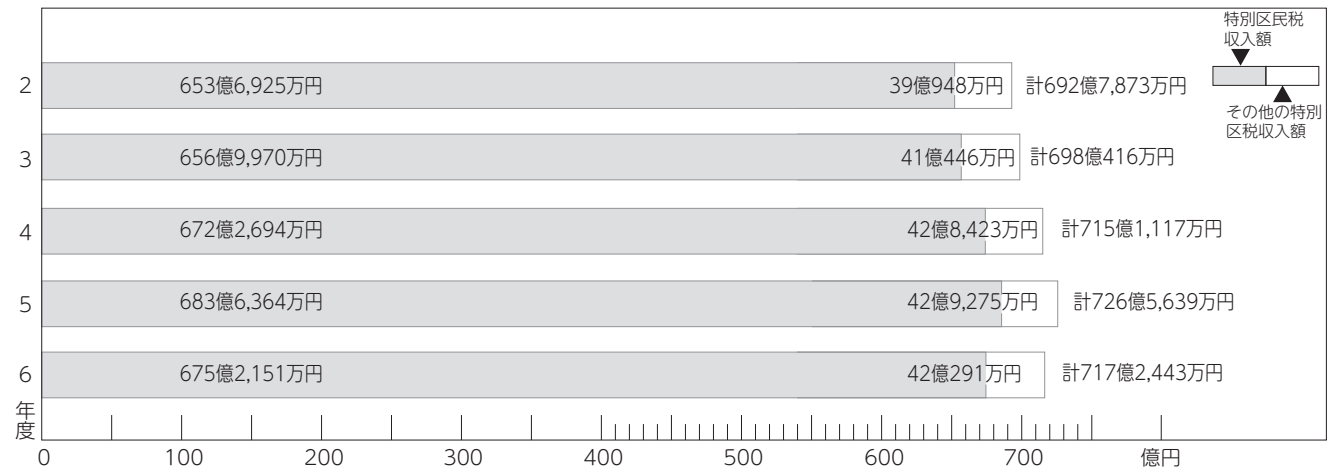
６年度の収入額は 675 億 2,151 万円で、特別区税に占める割合は 94.1％と最も高い。５年度に比べ、1.2％減であった（前年度収入額は、683 億 6,364 万円）。

また、納税義務者数は 424,589 人で、５年度に比べ 1.9％増であった。

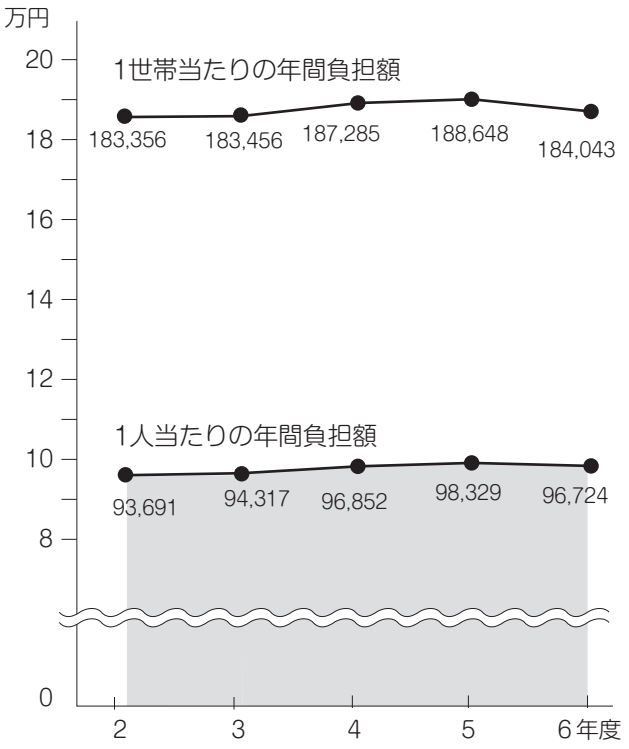
〔特別区税の収入状況（対前年度比較）〕

税　目	５年度				６年度			
	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比
	千円	千円（％）	％	％	千円	千円（％）	％	％
特別区民税								
現年課税分	68,546,372	67,837,830 (99.0)	1.8	93.3	67,593,830	66,994,629 (99.1)	△ 1.2	93.4
滞納繰越分	873,294	525,812 (60.2)	△ 7.1	0.7	939,704	526,885 (56.1)	0.2	0.7
小　計	**69,419,666**	**68,363,642 (98.5)**	**1.7**	**94.0**	**68,533,534**	**67,521,514 (98.5)**	**△ 1.2**	**94.1**
軽自動車税								
現年課税分	435,911	428,721 (98.4)	2.8	0.6	448,387	441,236 (98.4)	2.9	0.6
滞納繰越分	11,728	4,729 (40.3)	△ 18.6	0.0	10,589	3,883 (36.7)	△ 17.9	0.0
小　計	**447,639**	**433,450 (96.8)**	**2.5**	**0.6**	**458,976**	**445,119 (97.0)**	**2.7**	**0.6**
特別区たばこ税								
現年課税分	3,819,533	3,819,533 (100.0)	△ 0.1	5.3	3,719,169	3,719,169 (100.0)	△ 2.6	5.2
滞納繰越分	－	－	－	－	－	－	－	－
小　計	**3,819,533**	**3,819,533 (100.0)**	**△ 0.1**	**5.3**	**3,719,169**	**3,719,169 (100.0)**	**△ 2.6**	**5.2**
入湯税								
現年課税分	39,765	39,765 (100.0)	4.5	0.1	38,623	38,623 (100.0)	△ 2.9	0.1
滞納繰越分	－	－	－	－	－	－	－	－
小　計	**39,765**	**39,765 (100.0)**	**4.5**	**0.1**	**38,623**	**38,623 (100.0)**	**△ 2.9**	**0.1**
合　計	**73,726,603**	**72,656,390 (98.5)**	**1.6**	**100.0**	**72,750,302**	**71,724,425 (98.6)**	**△ 1.3**	**100.0**

〔特別区税収入額の推移〕



〔特別区税負担額の推移〕



2　軽自動車税

6年度の収入額は4億4,512万円で、特別区税全体の0.6%を占めており、対前年度の伸び率は、2.7%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は73,482件で5年度に比べて104件の増であった。

〔軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）〕　6年度

車種		件数（件）	前年比（%）	構成比（%）
原動機付自転車	50cc以下	12,139	△ 2.9	16.5
	90cc以下	1,490	△ 0.1	2.0
	125cc以下	9,888	1.1	13.5
	ミニカー	517	5.7	0.7
軽自動車	二輪	8,129	1.1	11.1
	（うち、被けん引車）	81	0.0	0.1
	三輪	3	0.0	0.0
	四輪（乗用）	21,018	1.0	28.6
	四輪（貨物）	11,687	△ 0.9	15.9
	雪上車	1	0.0	0.0
	農耕作業用	139	0.0	0.2
	その他	254	△ 0.4	0.3
二輪の小型自動車		8,217	1.8	11.2
合計		73,482	0.1	100.0

3　特別区たばこ税

6年度の収入額は37億1,917万円で、特別区税全体の5.2%を占めている。前年度に比べ、2.6%の減であった。たばこの売り渡し本数は5億6,764万本で、5年度に比べ1,531万本、2.6%の減であった。

4　入湯税

6年度の収入額は3,862万円であった。課税対象となる入湯客数は、257,485人であった。

（2）都税

5年度都税収入は、前年度より約1,799億円増の6兆3,443億円となった。

5年度の練馬都税事務所の都税収入については、前年度より約19億9,482万円増の1,024億3,183万円である。この数値は、都税収入全体の約1.6%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が2.6%の増、個人都民税が1.7%の増であった。全体としては、前年度の2.0%の増収となった。

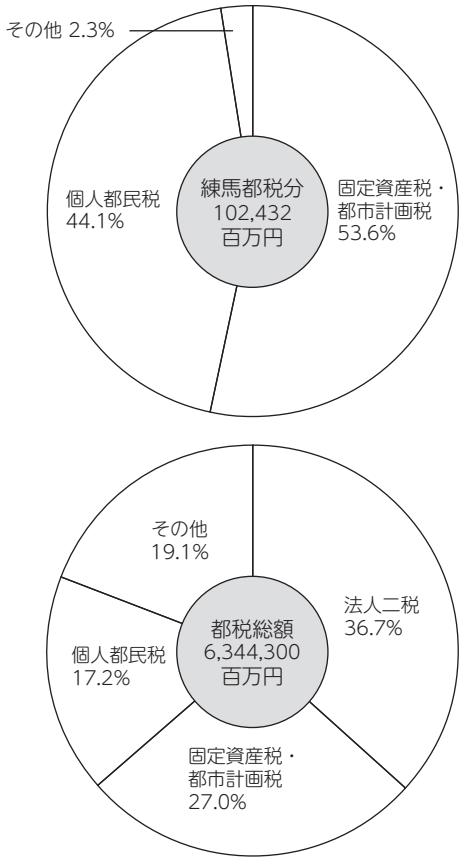
なお、法人二税、個人事業税、自動車税種別割、事業所税、および軽油引取税については、課税事務のブロック化により、練馬都税事務所については、滞納分がブロック所から徴収引継される。このため、練馬都税事務所の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める都税全体と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

〔練馬都税事務所の収入状況〕

税目＼区分	4年度		5年度	
	税額	構成比	税額	構成比
	百万円	%	百万円	%
個人都民税	44,445	44.3	45,184	44.1
法人二税	98	0.1	152	0.1
個人事業税	98	0.1	100	0.1
不動産取得税	2,113	2.1	1,909	1.9
自動車税種別割	167	0.2	166	0.2
固定資産税	43,922	43.7	45,093	44.0
都市計画税	9,594	9.5	9,827	9.6
軽油引取税	0	0.0	0	0.0
事業所税	0	0.0	1	0.0
その他	0	0.0	0	0.0
合計	100,437	100.0	102,432	100.0

注：①現年課税分と滞納繰越分の合計
　　②還付未済分を含む。
資料：練馬都税事務所

〔5年度都税収入構成比〕



資料：練馬都税事務所

(3) 国税

5年度、練馬区内税務署の国税徴収決定済額の総額は約2,346億円であった。

〔国税徴収決定済額の推移（練馬区内税務署分）〕

（単位：百万円）

税　目	4年度	5年度
源泉所得税	222	204
源泉所得税及復興特別所得税	40,776	40,434
申告所得税	542	465
申告所得税及復興特別所得税	42,378	45,183
法人税	30,091	30,038
地方法人税	3,195	3,213
相続税（※1）	60,353	51,660
消費税	20	18
消費税及地方消費税	59,630	63,131
その他（※2）	240	213
計	237,447	234,559

注：係数は速報値である。
※1：「相続税」には贈与税を含む。
※2：「その他」は、酒税、たばこ税及たばこ特別税、たばこ税、揮発油及地方揮発油税、復興特別法人税、地価税、国際観光旅客税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空燃料税、印紙税の合計

(4) 区税負担の公平性を確保する

●適正な課税

特別区民税・都民税（住民税）を適正に課税するため、扶養関係等の調査や区民および事業所（特別徴収義務者）への申告等についての指導、税務署や都税事務所と連携した申告勧奨等についての広報活動（区報・区公式ホームページ）を行っている。

●確実な収納事務

区役所本庁舎4階収納課、区民事務所および金融機関窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、ペイジー、スマートフォンを利用したモバイルレジクレジット、PayPay請求書払いなど、複数の納付方法を整備することで納期内納税を促進し、収納率の向上に取り組んでいる。

滞納者に対しては、納付案内センターからの電話や訪問員による個別訪問で早期のお知らせを行い、滞納者数の減少と歳入の確保を目指している。また、滞納者の生活状況を踏まえ、担税力を的確に判断し、差押えなどの滞納処分を積極的に行うことにより滞納額の圧縮に努めている。

〔特別区税収納率の推移〕　（単位：%）

年　度	4	5	6
収納率	98.6	98.5	98.6

〔特別区税滞納額の推移〕　（単位：千円　端数切り捨て）

年　度	4	5	6
滞納額	891,943	957,661	968,452

(5) 財産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。6年度現在、基金の種類は12となっている。

〔区有財産の現況〕　　6年度末現在

種　別	数　量	推定価格	摘　要
土　地	3,033,011㎡	8,985億5,323万円	庁舎、学校等の敷地面積
建　物	1,163,623㎡	1,618億3,007万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	−	109億7,690万円	プール、公園施設等
無体財産権	12件	1,548万円	区公式アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650株	（額面）4,250万円	株式
出資による権利	−	4億9,934万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物品（特別整理備品）	3,024点	79億8,839万円	各種事務用機器、機械、車両等
債　権	−	127億7,644万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基　金	（積立基金）	1,286億4,798万円	財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、区営住宅整備基金、福祉基金、みどりを育む基金、施設整備基金、大江戸線延伸推進基金、文化芸術振興基金、医療環境整備基金、介護保険給付準備基金
	（運用基金）	158億2,600万円	用地取得基金

（6）健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●練馬区土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した特別法人である。

練馬区土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

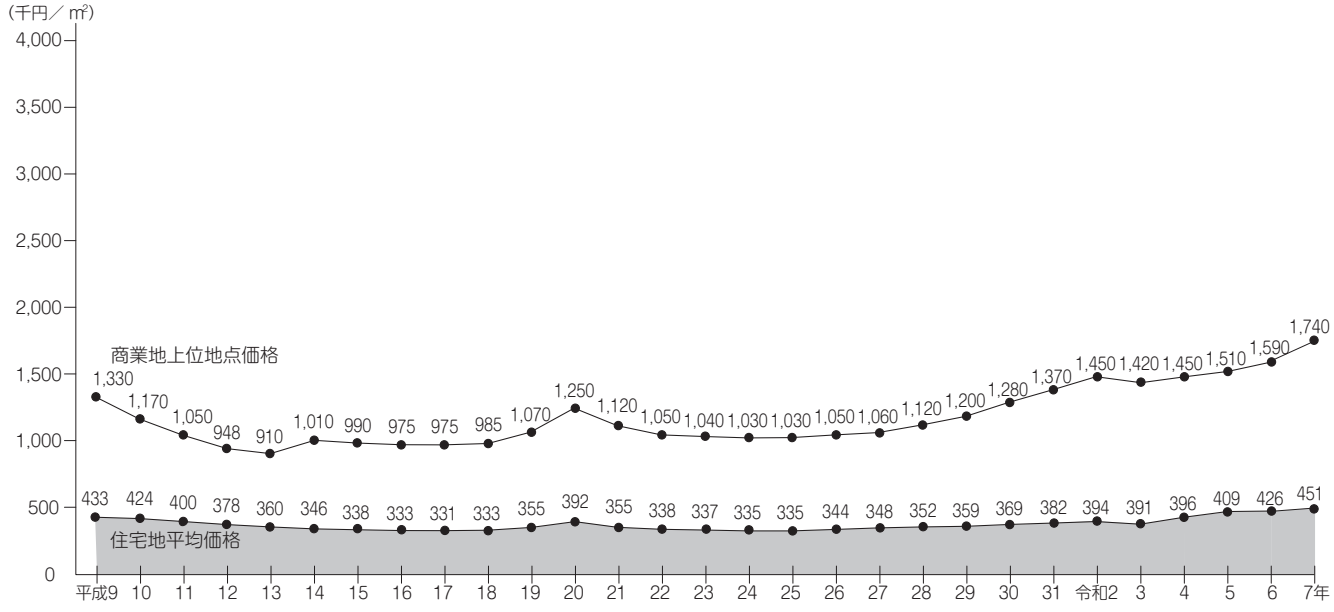
6年度の事業実績は土地取得が4,357.31㎡、売却が18,186.32㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

〔地価公示価格の推移（各年1月現在）〕



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

5 医療保険・年金制度

（1）国民健康保険

【関連文書：「ねりまの国保」練馬区区民部国保年金課】

●国民健康保険の役割と運営主体

わが国は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、相互に支え合う国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険の加入者以外が加入する医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）として、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

平成 30 年度からは都道府県も保険者となり、区市町村とともに国民健康保険の運営を行っている。

●加入状況

区における国民健康保険の加入状況は下表のとおりとなっている。

〔国民健康保険の加入状況〕　各年度末現在

年度	世帯数	被保険者数
	世帯（%）	人（%）
4	94,588（24.4）	129,912（17.6）
5	93,290（23.8）	126,559（17.0）
6	92,323（23.2）	123,449（16.5）

注：（　）内は区全体に対する割合

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して給付を行う。

1　療養の給付

被保険者が保険医療機関等の窓口で医療費の一部負担金として3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（区）が負担する。

70～74 歳の一部負担金の割合は 2 割（現役並み所得者は 3 割）である。

0～6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの一部負担金の割合は 2 割である。

2　療養費

やむを得ずマイナ保険証等を提示できずに診療を受けたときなど、医療費を全額自己負担した場合は、後日、申請に基づき、審査により保険で認められたもののうち一部負担金以外の部分について給付を行う。

3　入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

4　高額療養費の支給

1 か月間に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により給付を行う。

5　高額医療・高額介護合算療養費の支給

国民健康保険・介護保険の両方を利用し、年間（8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により給付を行う。

6　その他の給付

出産については出産育児一時金 50 万円（5 年 3 月 31 日までの出産は 42 万円）、死亡については葬祭費 7 万円の給付を行う。

〔給付の内容〕　6 年度

種類	件数（件）	金額（千円）
療養給付費	2,150,623	33,729,093
療養費	63,716	481,869
高額療養費	86,710	5,206,900
出産育児一時金	284	141,920
葬祭費	663	46,410
結核・精神医療給付金	57,485	57,963
傷病手当金	4	244

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。
②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

〔高額療養費の自己負担限度額〕

〔70 歳以上 75 歳未満〕

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
			3 回目まで	4 回目以降
現役並み所得（※ 1）	Ⅲ	252,600 円＋（総医療費 10 割－842,000 円）×1%		140,100 円
	Ⅱ	167,400 円＋（総医療費 10 割－558,000 円）×1%		93,000 円
	Ⅰ	80,100 円＋（総医療費 10 割－267,000 円）× 1%		44,400 円
一　般（※ 2）		18,000 円（年間上限 144,000 円）（※ 3）	57,600 円	44,400 円
住民税非課税（※ 4）	Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

注：75 歳に到達する月（1 日生まれの人を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について 2 分の 1 になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

※ 1：国保加入者のうち、70 歳以上で住民税課税所得金額がつぎのいずれかに該当する人が 1 人でもいる世帯
Ⅲ…住民税課税所得金額 690 万円以上
Ⅱ…住民税課税所得金額 380 万円以上
Ⅰ…住民税課税所得金額 145 万円以上

※ 2：現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ / 住民税非課税Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない世帯

※ 3：毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までに外来で支払った一部負担金を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

※ 4：Ⅱ…世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
Ⅰ…住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準以下（年金収入のみの場合、それぞれの年金収入が 80 万円以下）の世帯

〔70 歳未満〕

所得区分	判定基準（旧ただし書き所得※ 1）	3 回目まで	4 回目以降
ア	901 万円超	252,600 円＋（総医療費 10 割－842,000 円）×1%	140,100 円
イ	600 万円超～901 万円以下	167,400 円＋（総医療費 10 割－558,000 円）×1%	93,000 円
ウ	210 万円超～600 万円以下	80,100 円＋（総医療費 10 割－267,000 円）×1%	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税（※ 2）	35,400 円	24,600 円

※ 1：前年（1 ～ 12 月）の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額 43 万円（合計所得金額が 2,400 万円を超えると、段階的に減少）を控除した額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。なお、所得区分は国保加入者全員の旧ただし書き所得の合計で判定する。

※ 2：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

〔高額医療・介護合算療養費の自己負担限度額〕

〔70 歳以上 75 歳未満〕

所得区分	現役並み所得Ⅲ	現役並み所得Ⅱ	現役並み所得Ⅰ	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
世帯の限度額	212 万円	141 万円	67 万円	56 万円	31 万円	19 万円

〔70 歳未満〕

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額	212 万円	141 万円	67 万円	60 万円	34 万円

●医療費

6 年度の区の国民健康保険被保険者 1 人当たりの医療費は、374,070 円であり、前年度に比べ 1.8%の増となっている。

〔保険料調定額および総医療費の状況〕

年度	保険料（調定額）			総医療費		
	1　人当たり	1 世帯当たり	現年度調定額	1　人当たり	1 世帯当たり	総　額
	円	円	百万円	円	円	百万円
4	128,613	177,882	17,274	353,634	489,104	47,496
5	132,225	180,557	17,047	367,297	501,557	47,354
6	151,707	204,369	19,101	374,070	503,919	47,099

注：①1 人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年度の平均を使用している。
②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。
③6 年度の医療費の各数値は、7 年 6 月末現在のものである。
④元年度より総医療費には療養給付費だけでなく療養費等も含めている。

●国民健康保険料

保険料は、つぎの 3 つの保険料の合計である。それぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。

6 年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

1　基礎（医療）分保険料

均等割額（被保険者 1 人につき 49,100 円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 8.69／100」との合算額（賦課限度額：65 万円）

2　後期高齢者支援金分保険料

均等割額（被保険者 1 人につき 16,500 円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 2.80／100」との合算額（賦課限度額：24 万円）

3　介護分保険料

均等割額（介護保険第 2 号被保険者（40～64 歳）1 人につき 16,500 円）と所得割額「介護保険第 2 号被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 2.36／100」との合算額（賦課限度額：17 万円）

※旧ただし書き所得：
左表〔高額療養費の自己負担限度額〕の〔70 歳未満〕※ 1

●財政状況

国民健康保険事業は、特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（47 ページと 68 ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

6 年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で 656 億円、対前年度比 0.2%の増、歳出総額で 650 億円、対前年度比 0.2%の増であった。

保険料収入は徴収強化に努めているが、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大等により、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを

得ないため、区財政に対する大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

1　保険料の収納率

電話・訪問等による納付勧奨に努めるとともに、納付相談にきめ細かく対応している。財産があるにもかかわらず納付がない場合には、差押え等の滞納処分を実施し、未納解消に努めている。口座振替の勧奨やスマートフォンを利用した納付など、複数の納付方法を整備することで、納期内納付を促進している。

〔保険料収納率の推移〕　（単位：%）

年度	現年分	滞納繰越分	合計
4	93.6	43.1	88.6
5	93.8	43.5	89.2
6	93.2	39.2	89.0

2　医療費の適正化

保険医療機関等から提出されたレセプトの点検を行い、記載内容に疑義がある場合は、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、支払った医療費をお知らせする医療費通知、後発医薬品の理解を促進するための後発医薬品利用差額通知を送付している。さらに、同じ病気で複数の保険医療機関等にかかる重複受診等について訪問服薬健康相談を行っている。

3　被保険者の資格の適正化

資格取得時において、本来の国民健康保険の適用者であるか（被用者保険加入者やその被扶養者等でないこと）の資格確認に努めている。2年度からは年金情報を活用し、被用者保険と二重加入になっている人に対し脱退の勧奨を行い、なお届出がない場合は職権で喪失処理を行っている。

●保健事業

1　練馬区国民健康保険データヘルス計画

平成27年度から、健康・医療情報を活用してＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施・評価・改善を行うことを目的に、「練馬区国民健康保険データヘルス計画」を策定し、保健事業の取組を行っている。

5年度には、計画標準化の推進に伴う共通の評価指標の設定等を踏まえ、6年度から11年度を計画期間とする「練馬区国民健康保険データヘルス計画第3期」を策定した。

2　特定健康診査・特定保健指導

40～74歳の被保険者に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

〔実績〕　5年度

	対象者数（人）	受診者数（人） 終了者数（人）	実施率（%）
特定健康診査	78,455	32,630	41.6
特定保健指導	3,989	626	15.7

3　個別勧奨の実施

6年度から、特定健康診査において健診結果の血圧の値が受診勧奨値に該当し、医療機関未受診の人に、正しい健康情報の提供と医療機関への受診を促すため、行動変容を促すデザイン（ナッジ理論）を用いた受診勧奨通知を発送している。

（2）後期高齢者医療制度

【関連文書：「ねりまの後期高齢者医療」練馬区区民部国保年金課】

高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月に老人保健制度から移行した。

●制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（広域連合）が運営主体である。

広域連合の事務は資格管理、医療給付、保険料賦課等であり、区の事務は資格確認書等交付、保険料徴収、申請等窓口事務等である。

●被保険者

75歳以上の人である。ただし、65～74歳で一定の障害があり、申請により広域連合から認定を受けた人を含む。なお、生活保護受給者等を除く。

〔被保険者数の推移〕　各年度末現在

年　度	被保険者数（人）	対前年比（%）
4	87,689	103.1
5	89,718	102.3
6	91,300	101.8

●保険給付の概要

1　一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の１割、２割または３割の定率負担である。

〔後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額〕

負担割合	所得区分		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
３割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円＋(10割分の医療費－842,000円)×１％ 〈140,100円(※３)〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円＋(10割分の医療費－558,000円)×１％ 〈93,000円(※３)〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円＋（10割分の医療費－267,000円)×１％ 〈44,400円(※３)〉	
２割	一般Ⅱ		6,000円＋(10割分の医療費－30,000円)×10％ または18,000円の いずれか低い方 (144,000円(※２))	57,600円 〈44,400円(※３)〉
１割	一般Ⅰ		18,000円 〈144,000円(※２)〉	57,600円 〈44,400円(※３)〉
	住民税非課税等（※１）	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※１：区分Ⅱ　住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない被保険者
区分Ⅰ　①　住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が０円の被保険者（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）
②　住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している被保険者

※２：計算期間１年間（毎年８月１日～翌年７月31日）のうち、基準日（計算期間の末日）時点で自己負担割合が１割または２割の方の外来（個人ごと）の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を高額療養費（外来年間合算）として支給する。

※３：診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が３回あった場合の４回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含む。
この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含まない。

2　療養費の支給

⑴　高額療養費の支給

１か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

⑵　療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた場合や医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日、申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

⑶　高額医療・高額介護合算療養費の支給

１年間に支払った後期高齢者医療の自己負担と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

〔高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額（毎年８月～翌年７月の１年間）〕

負担割合	所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）
３割	現役並み所得Ⅲ		212万円
	現役並み所得Ⅱ		141万円
	現役並み所得Ⅰ		67万円
２割	一　般Ⅱ		56万円
１割	一　般Ⅰ		56万円
	住民税非課税等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

⑷　入院時食事療養費

入院したときの食事代から自己負担分（定額。低所得者は減額制度あり。）を除いた額を、広域連合が負担する。

3　葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った人（喪主）からの申請により、７万円を支給する。

区は申請受付・給付事務を実施する。広域連合の支給額が５万円、区の上乗せ支給額が２万円である。

６年度は、支給件数5,000件、支給額３億5千万円であった。

●保健事業

1　後期高齢者健康診査

広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者に対し健康診査を行う。

2　長寿すこやか歯科健診

76歳と80歳（年度末現在）を対象に歯科健診を行う。

〔実績〕　６年度

	対象者数（人）	受診者数（人）	実施率（％）
後期高齢者健康診査	86,244	45,229	52.4
長寿すこやか歯科健診	13,138	1,301	9.9

●後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなり（保険料上限あり）、所得に応じて保険料の軽減を行っている。なお、保険料は、２年ごとに広域連合が見直しを行う。

６年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

・均等割額（47,300 円）と所得割額「賦課のもととなる所得金額（※1）×9.67/100（※2）」との合算額（賦課限度額：80 万円（※3））

納付方法は、介護保険料が引かれている年金からの引き落とし（特別徴収）と、納付書または口座振替による納付（普通徴収）がある。

※1 賦課のもととなる所得金額：
前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

※2 所得割額の激変緩和措置：
6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の人は 8.78/100、58万円を超える人は 9.67/100となる。

※3 賦課限度額の激変緩和措置：
下記に該当する人は、6年度に限り、賦課限度額が73万円となる。
①昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた人
②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している人（障害の認定を受けていた人が、6 年 4 月 1 日以降に 75 歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）

（3）国民年金

●国民年金事業の運営

年金制度は、昭和 34 年に「国民年金法」が施行され、36 年 4 月から拠出制の国民年金制度として開始した。

これまでに、人口の高齢化や社会経済状況の変化等に対応するため、基礎年金制度の導入（61 年 4 月）、20 歳以上学生の強制加入（平成 3 年 4 月）、若年者に対する納付猶予制度の創設（17 年 4 月）、産前産後期間の保険料免除制度の創設（31 年 4 月）などの制度改正を行い現在に至っている。

22 年 1 月からは、公的年金に係る一連の運営業務は、主に国から委任・委託を受けた日本年金機構が行い、区では第 1 号被保険者に係る届出事務などを行っている。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の外国籍の人を含む全ての人が加入する、国民の基本的な年金制度である。任意加入の仕組みもある。

国民年金の加入は、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 種類と任意加入被保険者に分かれている。

〔年金に必ず加入する人〕

加入者種別	年　齢	対象者
第 1 号被保険者	20 歳以上 60 歳未満	日本国内に住む、第 2 号・第 3 号被保険者以外の人（自営業・学生など）
第 2 号被保険者	就職時～70 歳未満	会社員や公務員などの厚生年金加入者。ただし、65 歳以降は老齢基礎年金の受給権を有しない人のみ
第 3 号被保険者	20 歳以上 60 歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者

〔希望すれば年金に加入できる人（任意加入被保険者）〕

年　齢	対象者
20 歳以上 65 歳未満	海外に住んでいる日本人
60 歳以上 65 歳未満	・60 歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった人 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい人
65 歳以上 70 歳未満（特例）	昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になるまでに年金を受けるための必要な期間を満たせなかった人（受給できる資格期間を満たすまで）

6 年度末現在の区の加入者の推移はつぎの表のとおりである。

〔国民年金加入者の推移〕　（単位：人）　各年度末現在

年度	第 1 号被保険者	第 3 号被保険者	任意加入被保険者	計
4	95,834	43,492	1,932	141,258
5	94,792	41,458	2,044	138,294
6	94,371	39,182	2,132	135,685

●国民年金保険料

保険料は、将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。7 年度の保険料は月額 17,510円である。

また、保険料には免除制度がある。6 年度末現在の免除者は表のとおりである。平成 17 年 4 月から 30 歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18 年 7 月から申請免除に 4 分の 3 免除と 4 分の 1 免除が加わった。28 年 7 月からは、納付猶予の対象が 50 歳未満に拡大された。さらに、31 年 4 月から産前産後期間の保険料免除が開始された。

〔免除者の推移〕　（単位：人）　各年度末現在

年度	法定免除	申請免除				学生納付特例	納付猶予	産前産後
		全額	3/4	半額	1/4			
4	8,470	13,093	851	642	342	11,136	3,257	41
5	8,628	12,939	900	670	339	10,867	3,188	35
6	8,691	13,440	839	598	420	10,885	3,222	43

●年金等の給付

国民年金の給付には、被保険者本人に支給される老齢基礎年金、障害基礎年金と条件により遺族に支給される遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金がある。このほかに、昭和 61 年 4 月の基礎年金制度導入以前の旧「国民年金法」に基づく老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金がある。これらの年金の一部には、所得制限や他の年金との併給制限が定め

られているものがある。

なお、平成 29 年 8 月からは老齢基礎年金などを受けるために必要な期間（保険料納付済などの期間）が 25 年から 10 年に短縮された。

1　受給権者

6年度末現在の受給権者数は、つぎの表のとおりである。今後、第2次ベビーブーム世代が老齢年金受給開始年齢に到達するまでの間は増加が見込まれる。

〔老齢年金等受給権者の推移〕　（単位：人）　各年度末現在

年度	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	旧老齢	通算老齢	旧障害	寡婦
4	146,426	10,014	1,025	1,182	926	120	53
5	147,062	10,273	1,002	1,067	740	113	59
6	147,997	10,583	983	958	566	107	56

2　年金額

平成 16 年の年金改定によって、年金額の改定方法は保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

〔年金額の推移〕　（単位：円）

年度	老齢年金		障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 （子一人） 遺族年金
	福祉	基礎		
4	398,500	777,800	972,250 777,800	1,001,600
5	406,100	795,000	993,750 795,000	1,023,700
6	416,900	816,000	1,020,000 816,000	1,050,800
7	424,900	831,700	1,039,625 831,700	1,071,000

注：①障害基礎年金の上段金額は 1 級障害、下段金額は 2 級障害
②老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。
③7 年度の年金額は昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの人の年金額（老齢福祉年金を除く）

●練馬年金事務所

区内に所在する会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、子ども・子育て拠出金の各制度についての業務を行っている。

なお、全ての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金保険に加入することが義務付けられている。

1　健康保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者とする、被保険者およびその被扶養者のための医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、全国健康保険協会で行っている。

〔健康保険（協会管掌）の状況〕　6 年度末現在

区　分	状　況
事業所数	14,208件
被保険者数	56,634人
平均標準報酬月額	344,570円

資料：練馬年金事務所

2　厚生年金保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者として、被保険者あるいは被保険者であった人などに、年金や一時金を給付することにより生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

〔厚生年金保険の状況〕　6 年度末現在

区　分	状　況
事業所数	14,811件
被保険者数	81,485人
平均標準報酬月額	337,732円

資料：練馬年金事務所

3　国民年金

取扱い業務のうち、区役所においては第 3 号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所（日本年金機構）では諸届書等について審査・決定等を行っている。（国民年金事業の概要等については 77 ページ（3）国民年金を参照）

4　子ども・子育て拠出金

家庭生活の安定のため、児童を養育している父母等に児童手当を支給している。取扱い業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

6 区内の公共機関

(1) 警察

練馬、光が丘、石神井の３警察署が練馬区を管轄している。

令和６年中の認知件数は全体で3,693件で、前年に比べて200件、5.7%増加した。

窃盗は、全体の68.3％を占めている。うち侵入窃盗は前年より12件、15.8%増加した。一方、非侵入窃盗は、窃盗全体の96.5％を占め、前年に比べ54件、2.3％増加した。

中でも、自転車・バイクの盗難被害は1,490件で、1日平均4.1件認知した。

〔罪種別　認知件数〕　（単位：件）　６年

罪種別＼署別		練馬警察署	光が丘警察署	石神井警察署	合　計
凶悪犯	計	9	7	9	25
	殺人	1	2	2	5
	強盗	1	1	3	5
	放火	－	－	－	－
	不同意性交等	7	4	4	15
粗暴犯	計	136	60	67	263
	暴行・傷害	117	50	59	226
	脅迫・恐喝	19	10	8	37
窃盗犯	計	894	733	896	2,523
	侵入窃盗	35	4	49	88
	非侵入窃盗	859	729	847	2,435
	うち）オートバイ盗・自転車盗	564	423	503	1,490
知能犯	計	192	57	70	319
	詐欺	186	54	68	308
	その他	6	3	2	11
風俗犯	計	28	20	13	61
	不同意わいせつ	10	8	5	23
	その他	18	12	8	38
その他の刑法犯		175	136	191	502
合　計		1,434	1,013	1,246	3,693

資料：警視庁

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の３消防署（７出張所）が管轄している。

６年中の火災件数は、161件で前年に比べ41件増加し、焼損床面積は537㎡で398㎡減少し、焼死者は1人で前年に比べ2人減少した。

火災原因は、電気関係が68件（約42%）で第1位、第2位が放火で23件（約14%）となっている。

救急出場件数は36,259件で641件増加した。

〔消防署別の消防力〕　（単位：台）　6年

消防力＼消防署	練　馬	光が丘	石神井	計
ポンプ車	7	4	8	19
化学車	1	－	－	1
はしご車	1	1	1	3
救急車	4	3	6	13
特別救助車	1	－	1	2
指揮隊車	1	1	1	3
水槽車	1	－	－	1
その他の車	5	5	8	18
計	21	14	25	60

〔火災出場件数〕　６年（速報値）

区分＼消防署	練　馬	光が丘	石神井	計
火災件数（件）	62	36	63	161
り災棟数（棟）	42	26	54	122
り災世帯（世帯）	35	26	60	121
焼損面積（㎡）	86	—	451	537
死者（人）	—	—	1	1
負傷者（人）	11	6	12	29

〔救急出場件数〕　（単位：件）　６年（速報値）

種別＼消防署	練　馬	光が丘	石神井	計
急病	7,392	5,671	12,106	25,169
交通事故	507	358	796	1,661
一般負傷	1,944	1,455	3,204	6,603
転院搬送	603	363	767	1,733
その他	116	291	686	1,093
計	10,562	8,138	17,559	36,259

〔救助出場件数〕　（単位：件）　６年（速報値）

種別＼消防署	練　馬	光が丘	石神井	計
救助活動	491	306	559	1,356
緊急確認	175	121	186	482
危険排除	76	54	95	225
計	742	481	840	2,063

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

第１章

子どもたちの笑顔輝くまち

10　教育・子育てに関する施策の方針と計画 …… 82
11　子どもの教育・保育の充実 … 83
12　子どもと子育て家庭の支援の充実 …… 87
13　子どもの居場所と成長環境の充実 …… 90
14　教育の質の向上 …… 92
15　家庭や地域と連携した教育の推進 …… 97
16　支援が必要な子どもたちへの取組の充実 ……101



寿福寺第二幼稚園（練馬こども園）　園庭で元気よく遊ぶ子どもたち

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」

1 「練馬区教育・子育て大綱」改定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、練馬区総合教育会議を設置している。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を平成 28 年 2 月に策定した。策定から 5 年がたち、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により、新たな課題が生じたため、3 年 3 月に改定を行った。

2 各分野の目標と重点施策

改定した大綱では、子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と 6 つの取組の視点に基づき 17 の重点施策を定めた。

目標と取組はつぎのとおりである。

⑴ 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」

〔取組の視点〕

① 教育の質の向上
② 家庭や地域と連携した教育の推進
③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

⑵ 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

〔取組の視点〕

① 子どもと子育て家庭の支援の充実
② 子どもの教育・保育の充実
③ 子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●教育振興基本計画　中間見直し

教育委員会では、3年3月の大綱の改定を受け、第2次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、4年3月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。重点施策の主な取組については、改定アクションプランと整合を図り、8年度までの目標を示した。

その後、6年3月に策定した第3次ビジョンと整合を図るとともに、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえて、計画の中間見直しを行い、7年3月に「練馬区教育振興基本計画　中間見直し」を策定した。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画

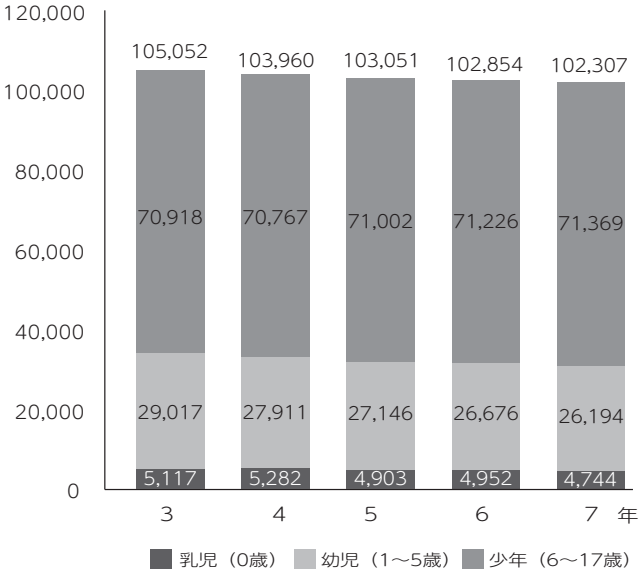
●第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定

7年3月、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として、7年度から11年度までを計画期間とする「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画に位置付けられており、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることを基本目標に掲げ、さまざまな子ども・子育て支援施策を推進している。

計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者等を対象にニーズ調査を実施したほか、子どもの保護者や学識経験者等で構成する「練馬区子ども・子育て会議」への意見聴取や、子どもへの意見募集を行うなど、子どもや子育て当事者等の意見反映に努めた。

〔区の児童数〕　（単位：人）各年4月1日現在



11 子どもの教育・保育の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

（1）家庭での子育てを支える

●親子で交流できる場

1　子育てのひろば　ぴよぴよ

0～3歳の乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流できるひろば事業である。各ひろばでは、子育て支援講座や人形劇などの催しを行っているほか、子育て相談も受け付けている。

練馬・光が丘・貫井・大泉・関ぴよぴよ、西大泉ぴよぴよ、光が丘・北大泉児童館ぴよぴよおよび田柄・春日町南・立野地区区民館ぴよぴよで実施しており、6年度は延べ166,030人の利用があった。

2　民設子育てのひろば

NPO法人などの民間団体が運営する子育てのひろばで、6年度は延べ71,441人の利用があった。

3　学童クラブ室活用型子育て支援事業　にこにこ

学童クラブ在籍児童がいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。

開放の形態には、つぎの2種類がある。

⑴　在宅子育て家庭集いの場（個人利用）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放している。6年度は69か所で実施し、延べ28,934人の利用があった。

⑵　子育てグループ活動の場（団体利用）

子育てグループを対象に、館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制である。17児童館のうち学童クラブがある13館全てと、厚生文化会館の計14施設で実施している。6年度は延べ39団体への貸出しを行った。

4　外遊び型子育てのひろば　おひさまぴよぴよ

公園で自然と触れ合いながら0～3歳の乳幼児親子がのびのびと楽しめる外遊び事業である。育児の孤立化や虐待の防止を目的に元年度から相談員を配置している。6年度は豊玉公園、中村かしわ公園、石神井公園、立野公園、大泉中央公園、井頭の森緑地、光が丘公園、城北中央公園で実施し、延べ20,972人の親子が参加した。

5　発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業

発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）で月2回実施している。6年度は延べ2,200人の利用があった。

●多様な子育て支援事業

1　子育てスタート応援券

産後の保護者の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めてもらえるように、2歳未満の子どもがいる家庭を対象につぎのサービスに利用できる応援券を8枚交付している。

〔利用できるサービス〕　6年度

サービス名	利用実績（1枚分の単位）
育児支援ヘルパー事業	1,450枚（時間）
助産師ケア事業	1,563枚（件）
ファミリーサポート事業	1,723枚（時間）
乳幼児一時預かり事業	6,232枚（単位（※））
産科医療機関実施事業	1,283枚（件）
子育て支援講座	1,423枚（件）
民設子育てのひろば一時預かり事業	738枚（件）
保育園一時預かり事業	296枚（件）

※：1単位は3時間

2　育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣している。利用期間は妊娠期から2歳になる月の末日までで、原則36時間まで利用できる。6年度は6,465時間の利用があった。

3　ファミリーサポート（育児支えあい）事業

区が実施する講習を修了した有償ボランティア（援助会員）が、利用会員に登録した区民の子どもを預かる育児支えあい事業である。6年度末現在の会員数は利用会員10,474人、援助会員271人、両方に登録している両方会員が15人だった。

4　多胎児ファミサポ利用券

多胎児が同時にファミリーサポート事業を利用する場合、1人分の料金で事業を利用することができる券を交付している。6年度は908枚（時間）の利用があった。

5　子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な時に一時的に養育する事業である。

⑴　子どもショートステイ（短期入所）事業

月6泊まで利用できる。なお、乳児院では宿泊

を伴わない日帰り利用も実施している。6 年度は延べ 2,543 人の宿泊利用と延べ 208 人の日帰り利用があった。

〔実施施設等〕　7年4月1日現在

実施施設等	対象年齢
聖オディリアホーム乳児院	生後 2 か月～ 2 歳未満
陽だまり荘	2 歳～小学校 6 年生
東京都石神井学園	2 歳～ 18 歳未満
錦華学院	小学生～ 18 歳未満
登録家庭	2 歳～小学校 6 年生

⑵　子どもトワイライトステイ（夜間一時保育）事業
午後 5 ～ 10 時の夜間一時保育事業。6 年度は延べ 531 人の利用があった。

〔実施施設〕　7年4月1日現在

実施施設	対象年齢
練馬ぴよぴよ（ひろば室）	2 歳～小学校 6 年生
光が丘ぴよぴよ（一時預かり室）	2 歳～小学校 6 年生
東京都石神井学園	2 歳～ 18 歳未満

6　乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず生後 6 か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業である。練馬・光が丘・貫井・大泉・関ぴよぴよで実施しており、6 年度は延べ 27,212 人の利用があった。

7　ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

6 年 7 月から未就学児の保護者が、都が認定したベビーシッター事業者を利用した場合の利用料の一部を補助している。補助上限時間は、児童 1 人当たり年 144 時間（多胎児の場合は児童 1 人当たり年 288 時間）であり、6 年度は 803 人、35,798 時間の利用があった。

8　外遊びの場の提供事業

光が丘公園などを会場に、自然と触れ合いながら自由な発想で遊びができる、外遊び事業を実施する団体の経費の一部を補助している。

6 年度は 87 回実施し、11,756 人の参加があった。

9　子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる進行役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウをともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。6 年度は全 6 回の連続講座を 4 回実施し、41 人が受講した。

10　練馬こどもカフェ

在宅子育て世帯を対象に、民間カフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、地域の幼稚園や保育事業者の協力を得て子育て支援講座などを実施している。

6 年度は 10 か所で事業を実施した。オンライン版を含め全 102 回開催し、親子延べ 321 組が参加した。

11　ねりま子育て応援アプリ

6 年 4 月から、希望する子育て支援サービスの " 知る・探す・申し込む " が、スマートフォン等からいつでも、どこでも、簡単にできる「ねりま子育て応援アプリ」の運用を開始した。

（2）就学前の子どもの成長を支える

●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。7 年 4 月 1 日現在、区には区立保育所 59 所と私立保育所 148 所（うち分園 6 所）がある。

区は、待機児童ゼロ継続を維持しながら保育サービスの充実に取り組んでいる。

1　乳児保育

区立保育所では、昭和 62 年 4 月に、生まれた日を含めて 58 日目からの産休明け保育を開始した。7 年 4 月 1 日現在、13 所で実施している。また、21 所で 101 日目から、12 所で 8 か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、131 所（うち分園 2 所）で生まれた日を含めて 58 日目から、1 所で 101 日目から、6 所で 6 か月以上、1 所で 8 か月以上の乳児を受け入れている。

2　障害児保育および医療的ケアの充実

区立保育所では、集団保育が可能と認められる、中・軽度の障害のある児童を全園で受け入れている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。7 年 4 月 1 日現在、区立保育所 59 所に 189 人、私立保育所 94 所に 206 人が在園している。

医療的ケア児の受入れについては、4 年 4 月入園の選考から一般児童より先に選考を行う「優先選考」を実施している（4 月 1 次利用調整のみ対象）。7 年 4 月 1 日現在、区立保育所 8 所に 8 人、私立保育所 1 所に 1 人が在園している。

3　延長保育

満 1 歳以上の児童については、全保育所で午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分（一部私立保育所では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

〔延長保育実施状況〕　　7年4月1日現在

区　分	区　立	私　立
（利用児童数）	（197人）	（405人）
朝　30分	31所	42所
朝1時間	－	1所
夕方30分	－	2所
夕方1時間	7所	28所
夕方1時間30分	－	10所
夕方2時間	31所	102所
夕方2時間30分	－	2所

また、平成16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。6年度は、区立保育所39所で延べ6,754人の利用があった。

4　年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため平成13年度から開始した。12月29・30日において午前7時30分から午後6時30分まで保育する。6年度は、区立保育所9所で延べ66人、私立保育所1所で延べ2人の利用があった。

5　休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝休日（12月29日から1月3日を除く。）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は、区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童である。

平成18年4月から区立保育所1所で開始し、6年度は区立保育所計7所で実施した。6年度は延べ2,249人の利用があった。

●地域型保育事業

1　家庭的保育事業（保育ママ）

保育士・教員などの資格を有することを条件に区が認定した家庭的保育者が自宅等で、生まれた日を含めて58日目から2歳児までの児童3～5人を保育する事業である。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成26年度までの家庭福祉員が家庭的保育者に移行した。7年4月1日現在、40人の家庭的保育者が事業を実施している。

2　小規模保育事業

区の定めた設置運営基準を満たし認可された民間の保育施設で、定員19人までの児童の保育を行う事業である。職員の配置基準に応じて、A型、B型、C型の3類型がある。7年4月1日現在、A型40所、B型3所で事業を実施している。

3　事業所内保育事業

事業所の従業員の児童を対象として開設し、区が認可した事業所内保育所に、保育を必要とする地域の児童を一定の割合で受け入れ、保育する事業である。7年4月1日現在、2所で事業を実施している。

4　居宅訪問型保育事業

児童の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業である。生まれた日を含めて58日目から就学前の児童を対象とした一般児向けと、障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象とした障害児向けがある。7年4月1日現在、5事業者で実施している。

●その他の保育制度

1　認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者に保育料の一部助成を行っている。7年4月1日現在、17所が開設されている。

2　短期特例保育

保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、保育員または定員に欠員のある保育施設で児童を保育する制度である。

7年4月1日現在、保育員または認証保育所、区立保育所、私立保育所、地域型保育事業の定員に欠員がある施設で実施している。6年度は38人、延べ568日の保育を行った。

3　一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育所の専用保育室などで預かる制度である。

7年4月1日現在、区立保育所2所と私立保育所30所で実施している。

6年度は区立保育所1所で延べ603人、私立保育所19所で延べ2,705人の利用があった。

4　病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児童を一時的に保育する事業である。

7年4月1日現在、病児・病後児保育は8所で実施している。6年度は8所で延べ7,166人の利用があった。

●待機児童ゼロ継続のために

計画を上回る定員枠を確保し、7年4月1日現在の待機児童数は5年連続で0人となった。7年3月に策定した「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」等を踏まえながら、今後も待機児童ゼロを継続できるよう取り組んでいく。

〔保育所数・児童定員・待機児童数の推移〕

各年度4月1日現在

年度	保育所数（所）			児童定員（人）			待機児童（人）
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
3	60	130	190	6,795	9,423	16,218	—
4	60	136	196	6,762	10,018	16,780	—
5	60	146	206	6,751	10,696	17,447	—
6	60	147	207	6,711	11,056	17,767	—
7	59	148	207	6,530	11,237	17,767	—

●柔軟な定員確保の推進

育児休業制度の取得増や期間の長期化など、0歳児の保育需要が減少し、1・2歳児の保育需要が増加していることから、区立保育園の0歳児定員を活用した1歳児の受入れなど、柔軟な定員確保に取り組んでいる。

●保育水準の維持向上

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを行い、保育人材の確保を支援している。

区内全保育施設を対象に、新任の園長や保育士への研修を新設するなど、研修の内容を充実している。また、保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回する回数を増やし、きめ細かく支援を行うことで保育水準の維持向上を図っている。6年度は48回の研修を開催し、423回の施設巡回を実施した。

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。近年は、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきており、幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさきおよび光が丘さくらの3園があり、4・5歳児を対象とした2年保育を実施している。

私立幼稚園は38園あり、保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や保育料等に対する区独自の補助等を行っている。また、園に対する教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

また、幼稚園ではさまざまなニーズに応えるため、全ての幼稚園で在園児を対象とした預かり保育を実施しているほか、支援の必要な幼児も多く受け入れている。7年5月1日現在、要支援児は区立幼稚園3園に49人、私立幼稚園25園に150人が在籍している。

〔区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況〕

幼児数・幼稚園児数　7年5月1日現在
保育所入所者数　7年4月1日現在

区分		3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)
幼児		5,344 (100)	5,223 (100)	5,433 (100)	16,000 (100)
幼稚園児数	区立3園	—	48 (0.9)	75 (1.4)	123 (0.8)
	私立38園	1,922 (36.0)	1,831 (35.1)	2,159 (39.7)	5,912 (37.0)
	計	1,922 (36.0)	1,879 (36.0)	2,234 (41.1)	6,035 (37.7)
区立・私立保育所入所者数　計		3,213	3,155	3,063	9,431
幼稚園・保育所合　計		5,135	5,034	5,297	15,466

●練馬こども園

区独自の幼保一元化施設として、通年（夏・冬・春休みを含む）で1日9～11時間の保育を実施する私立幼稚園（認定こども園を含む）を「練馬こども園」として認定している。

認定された私立幼稚園は、保育施設との提携や教育・保育の質の更なる向上（研修や職員交流）に取り組んでいる。

7年4月1日現在、30園で事業を実施し、定員2,391人となっている。

12 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

（1）地域で子育てを支える

●相談支援体制

1　すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるように情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内および地域の子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に配置しており、６年度は8,083件の相談があった。

2　子どもと家庭の総合相談

子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

６年度は虐待に関する相談 1,751件 、養育に関する相談 3,202件 、不登校に関する相談 129件 、育児・しつけ等の相談（児童相談所等の問合せ含む。）5,898件で、計 10,980件の相談があった。

●児童虐待防止

1　要保護児童対策地域協議会の設置

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、平成 19 年３月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（要対協）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、子ども家庭支援センターを要対協の調整機関として指定している。

2　児童相談体制「練馬区モデル」の強化

虐待通告が急増する中、都区の連携を強化するため、２年７月、子ども家庭支援センター内に都区合同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。都児童相談所と子ども家庭支援センターの専門職員の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげてきた。３年度から虐待通告の初期対応の振り分けに都区の職員が合同で取り組んでいる。

都は、６年６月に東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置した。都立児童相談所の設置により、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も更に的確・迅速に行われるようになった。

都区の緊密な連携を深め、児童相談体制を更に強化していく。

3　子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が、区内の子供が利用する保育所等の関係機関を訪問し、課題や不安を抱える児童家庭の情報を収集するほか、子育て情報の提供等を行い、早期に必要な支援につなげている。

６年度の巡回施設数は 638 施設であった。

4　養育支援訪問事業

⑴　児童虐待の再発防止等支援事業

子ども家庭支援センターによる定期的な訪問等の支援に加えて、地域子ども家庭支援センターも一時保護解除後の家庭復帰したケース等をきめ細かく訪問し、相談支援と子育て支援サービスを組み合わせた取組を実施している。

６年度は訪問世帯数 10 世帯、延べ児童数 318 人の利用があった。

⑵　見守り訪問事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改善を図るため、地域子ども家庭支援センターの相談員が訪問し、育児不安の解消や養育技術の提供等のための専門的相談支援を行っている。

６年度は訪問世帯数 41 世帯、延べ児童数 700 人の利用があった。

5　子育て世帯訪問支援事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改善を図るため、ヘルパーを派遣している。３か月を経過する日までの期間内で、96 時間までの派遣を行っている。

６年度は訪問延べ世帯数 59 世帯、1,327 時間の利用があった。

6　要支援家庭ショートステイ事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改

善を図るため、児童を最長14日間施設で養育することで児童および保護者への支援を行っている。事業の種類には、児童のみを対象とした「子ども型」と児童とその保護者を対象とした「親子入所型」がある。

６年度は子ども型が延べ 214 人、親子入所型は１組延べ３日の利用があった。

〔実施施設〕　７年４月１日現在

実施施設	種類	対象年齢
聖オディリアホーム乳児院	子ども型	生後２か月～２歳未満
陽だまり荘	子ども型	２歳～小学校６年生
	親子入所型	生後４か月～小学校６年生
錦華学院	子ども型	小学生～ 18 歳未満

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

１　子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

６年度は 3,228 件（うち電話相談は 197 件）の相談があった。

２　地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年５月の第２土曜日に開催している。６年度の「第 42 回練馬こどもまつり」は区立児童館 17 館、厚生文化会館、地区区民館 20 館の全 38 会場で開催し、延べ 17,574 人が参加した。

（2）手当・助成

●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給や、子どもおよびひとり親家庭等への医療費の助成を行っている。

なお、児童手当、第３子誕生祝金および子ども医療費助成を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

１　児童手当

高校生年代まで（18 歳に達した年度の末日まで）の児童の保護者に支給している。６年度末現在の支給児童数は 97,457 人である。支給月額はつぎのとおりである。

〔児童一人当たり支給月額〕　（単位：円）６年度末現在

対　象	金　額
３歳未満	15,000
３歳～高校生年代（18 歳に達した年度の末日まで）	10,000
第３子以降（一律）	30,000

２　児童育成手当

⑴　育成手当

父または母が死亡・離婚・未婚・行方不明等、あるいは父または母に重度の障害があり、18 歳に達した年度の末日までの児童を養育する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所している場合は除く。

支給月額は児童１人につき 13,500 円、６年度末現在の支給児童数は 6,282 人である。

⑵　障害手当

心身に一定程度の障害がある 20 歳未満の者を養育する保護者に支給している。支給月額は対象者１人につき 15,500 円、６年度末現在の支給対象者数は 419 人である。

３　第３子誕生祝金

第３子以降の子どもが出生した保護者のうち、つぎの要件を全て満たす父または母を対象に子ども１人につき 10 万円を支給している。６年度は 491 人に支給した。

・今回出生した子どもを含めて、３人以上の 18 歳に達した年度の末日までの子どもと同居し養育している
・第３子以降の子どもの出生日の１年以上前から区内に居住している
・祝金を受給した後引き続き１年以上、第３子等の子どもを含む子どもとともに区内に居住する意思がある

４　児童扶養手当

離婚や死亡、生死不明などで父または母がいない、あるいは父または母に重度の障害があり、18 歳に達した年度の末日まで（心身に一定程度の障害がある人は 20 歳未満）の施設に入所していない児童の保護者に支給している。

支給月額は、受給者本人の所得が一定額以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。

児童１人の場合の６年度末現在の支給月額は、全部支給は 45,500 円（一部支給は 45,490 円～ 10,740 円）、２人目以降は１人につき 10,750 円（一部支給は 10,740 円～ 5,380 円）加算となる。６年度末現在の支給児童数は 4,286 人である。

5　特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害がある 20 歳未満の施設に入所していない者の保護者に支給している。

6 年度末現在の支給月額は、1 人につき重度障害児は 55,350 円、中度障害児は 36,860 円、6 年度末現在の支給児童数は合わせて 576 人である。

6　子ども医療費助成

小学校就学前までを対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に小・中学生医療証、高校生年代まで（18 歳に達した年度の末日まで）の子どもには高校生等医療証を交付して、健康保険が適用される診療等について自己負担分および入院時食事療養標準負担額を助成している。

6 年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が 36,167 人、小・中学生医療証が 52,896 人、高校生等医療証が 17,837 人、合計 106,900 人である。

7　ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭、父母ともにいない家庭、父または母に重度の障害がある家庭を対象に医療証を交付し、健康保険が適用される診療等について、保護者が支払う自己負担分（高額療養費および入院時食事療養標準負担額を除く）の全部または一部を助成している。6 年度末現在の対象人員は 2,880 世帯、2,945 人である。

13 子どもの居場所と成長環境の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

（1）学童期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。6年度末現在、87の区立学童クラブを開設している。

内訳は、28学童クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内21、小学校内1、単独6）と59ねりっこ学童クラブ（ねりっこ学童クラブの詳細は、本ページ「●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」」を参照）となっている。

また、一定の条件を満たした学童クラブでは、高学年（小学校 4～6 年生）の受入れや、保育を必要とする日数(入会要件)を4週16日から4週12日に緩和し、受入れを行っている。

1　保育日

月～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。）

2　保育時間

⑴　月～金曜日：放課後～午後6時（夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時）

⑵　土曜日：午前9時～午後5時

注：6年度末現在、区立委託学童クラブ（10）およびねりっこ学童クラブ（59）では、朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施している。

3　障害児および医療的ケア児の受入れ

心身に軽・中程度障害のある児童は、障害児優先受入枠を設定し、受入れを行っている。6年4月1日現在、81クラブに269人（うち、ねりっこ学童クラブでは54クラブに161人）の障害児が在籍している。

また、医療的ケア（※）が必要な児童は、障害児優先受入枠とは別に医療的ケア児優先受入枠を設定し、受入れを行っている。6年4月1日現在、5クラブに5人（うち、ねりっこ学童クラブでは3クラブに3人）の医療的ケア児が在籍している。なお、自身で医療行為を行う児童は人数に含んでいない。

※：医療的ケアとして、たん吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定・インシュリン注射に対応している。

4　ICT化

6年6月から、学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳のやり取りをスマートフォン等で行える電子連絡帳を導入した。また、7年度の学童クラブ入会申請からオンライン手続を導入し、保護者の利便性の向上を図っている。

●学校応援団

「学校応援団」は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、「ひろば（児童放課後等居場所づくり）事業」や「学校開放事業」等を行うPTAや町会・自治会などの地域住民からなる団体で、地域の特色を活かした企画・運営が行われている。

平成16年度から順次設置を進め、23年3月末までに全小学校65校への設置を完了した。

ひろば事業では、放課後帰宅せずに児童がそのまま、校庭、図書室、体育館、ひろば室などで、自主遊びや宿題、読書などをすることができる。

●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものである。

保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。

平成28年度から開始した事業で、6年度は新たに7校で実施し、実施校は59校となった。また、7年度は3校で開始する。

〔6年度開始校〕

豊玉南小／早宮小／光が丘四季の香小／大泉第四小／大泉西小／南田中小／南が丘小

〔7年度開始校〕

光和小／大泉桜学園／橋戸小

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業である。

株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の団体が実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成している。6年度末現在、13施設で実施している。

また、児童のいない午前中などに乳幼児親子の交流の場を提供している施設もある。

●児童館（室）

18歳未満のすべての子どもを対象とし、学校や地域と連携しながら子どもの自主活動や遊びを通じて子どもの心身を育成し、情操豊かに育つよう援助することを目的としている。

6年度末現在、児童館等の施設は児童館17館、厚生文化会館児童室1室、地区区民館22館である。

6年度は、1日平均で1館（室）当たり81人の児童が利用した。

〔児童館（室）利用状況の推移〕　（単位：人）

館名＼年度	4	5	6
（児童館）			
栄町	24,715	29,786	31,048
中村	44,816	49,660	54,463
平和台	26,525	32,073	32,440
北町はるのひ	44,368	55,836	60,669
北町	23,998	26,710	29,452
光が丘	44,093	42,373	47,744
光が丘なかよし	60,411	66,435	68,059
土支田	35,477	42,267	41,239
南田中	38,652	41,312	38,040
三原台	29,324	31,210	33,966
石神井	26,595	26,233	27,347
石神井台	28,777	33,893	34,668
上石神井	23,501	25,021	30,815
関町	26,054	27,587	30,216
東大泉	32,133	35,018	37,997
西大泉	28,495	30,420	33,430
北大泉	22,205	24,881	27,144
（児童室）			
厚生文化会館	28,793	24,181	24,618
地区区民館	239,004	243,032	234,047
合計	827,936	887,928	917,402

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室や遊戯室等を利用して、卓球、工作やダンス等の各種クラブ活動や四季折々の行事を行っている。また、つぎのような事業も行っている。

1　乳幼児や保護者対象事業

主に乳幼児とその保護者を対象として、リズム体操、読み聞かせ、育児について語り合う集い等の事業を、週1～3回、午前中に実施している。

6年度は、1館平均150回の事業に延べ2,549人（1館あたり）の乳幼児が参加した。さらに、乳幼児の保護者を対象とした子育てに関する講演会等は1館あたり年間平均 7 回開催した。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育て支援の地域の拠点として積極的な事業展開を行っている。

2　親子のふれあう場等提供事業

幼児およびその保護者等のふれあいの場、小学生の遊び場の提供を目的として、日曜・祝日の午前9時から午後5時まで光が丘なかよし児童館の施設開放を実施している。

3　中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・北町はるのひ・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の12児童館では週2～3回、光が丘なかよし・光が丘・上石神井・平和台・東大泉の5児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。通常の利用時間が午後6時までのところ、実施日は中高生に限り午後7時（光が丘なかよし児童館は午後8時）まで児童館で過ごすことができる。

中高生の居場所と自己実現の場として交流や音楽活動のほか、飲食をしながら気軽に悩みを話したり相談したりできる「中高生カフェ」を実施している。

14 教育の質の向上

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

（1）小・中学校の教育内容を充実する

● ICT を活用した教育内容の充実

教員全体のICT活用能力を高め、効果的な学習指導を推進し、児童・生徒の情報活用能力の向上を図る教育活動に取り組んでいる。

６年度は各校独自のICT活用推進計画を策定し、ICT支援員による技術的な授業支援を通じて目標達成を目指した。また、計画の実施を牽引し、他の教員を支援する役割として各校から選出されたICT活用推進リーダーに定期的な研修を実施した。さらに、教員の校務負担を軽減し、授業準備時間の拡充を図るため、欠席連絡や学校からの連絡を効率化する保護者向け情報伝達サービスを導入し、中学校においてはデジタル採点システムを採用した。

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

〔具体的な取組例〕

・教員で構成する人権教育推進委員会による研修の充実
　６年度　６回
・人権尊重教育推進校（６年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施
　南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施
　開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表の実施

●学校図書館の充実

全区立小・中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより適切な蔵書管理を行い、学校図書館の利活用を推進している。また、学校図書館においてより統一した対応を図るため、指定管理による学校図書館支援員を順次業務委託による学校図書館管理員に切り替え、４年度から一本化した。7年度からは、学校現場で直接指示できるよう、業務委託から学校司書派遣に契約形態を切り替える。

●教育情報の発信

１　教育情報の収集と提供

⑴　トライ用に作成した「３年進路授業資料」を中学校全校に提供した。（トライの詳細は、102ページ「3⑴フリーマインド・トライ（不登校児童・生徒への学習相談等支援事業）」を参照）

⑵　各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。

２　教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年６月から７月にかけて 14 日間開催し、さらに採択替えの前年度には、法定展示と連続する前後 10 日間の特別展示会を開催している。６年度は6月 ８日から7月 １日までの24日間、学校教育支援センター内の教科書センターにおいて特別展示会および法定展示会を開催し、延べ55人の来場があった。併せて、区独自の取組として、貫井図書館（６月15～18日の４日間）・大泉図書館（６月19～23日、25日の６日間）・関町図書館（６月26日～７月２日の７日間）において、採択対象となる中学校の教科書展示を行い、延べ80人の来場があった。

なお、教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

３　保護者講演会

６年度は、８講座 16 回を実施し、延べ 672 人が参加した。

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

１　一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

・学力向上支援講師を配置
　６年度末現在　小学校 64校、中学校 22 校
・習熟度別指導や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施
　６年度末現在　小学校 65 校、中学校 31 校

２　特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

・学習指導要領の確実な実施に向けた、趣旨および内容の理解促進
・社会に開かれた教育課程の実現に向けて土曜授業を実施
　6年度　小・中学校年間4回以上

●小中一貫教育の推進

義務教育９年間を見通した教育を実践するため、すべての区立小・中学校において小中一貫教育を実施している。

施設一体型小中一貫教育校としては、平成 23 年度に大泉桜学園を設置しており、現在、旭丘・小竹地域において、２校目の小中一貫教育校「みらい青空学園」の設置に向けた取組を保護者や地域住民等から意見を聞きながら進めている。

児童・生徒数、学級数の状況等を踏まえ、旭丘小学校・旭丘中学校については、先行して新たな小中一貫教育校の設置に向けた準備を開始し、2 年度から改築に着手した。

24 年度には中学校１校に対し小学校１～３校の組合せで構成する小中一貫教育グループを設定した。2 年度から、各グループにおいて「目指す 15 歳の姿」を定め、４年度から義務教育９年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組み、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行っている。また、26 年２月からは、特別支援学級における小中一貫教育の取組を開始し、さらに、30 年度からはこれまで作成してきた段階表の名称を「ステップシート」に変更し、より一層の活用と指導の充実を図っている。

●教員研修等の充実

教育委員会は、全ての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援を行っている。

また、教育課程の編成および実施については、指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

〔具体的な取組例〕

・教育課程編成に関わる説明会や相談会を実施し、授業内容や実施時間数の管理を行っている。
・学校訪問等により、授業の実態や校内研究の取組を把握し、直接指導・助言を行っている。
　６年度　１園、32 校に訪問
・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。
　６年度　38 分野の研修会を計画
　なお、研修会の一部は教員の働き方改革推進のため、オンライン（Web 会議システム）やオンデマンドで実施した。
・教育アドバイザーを増員し、若手教員の指導機会を拡充した。

●教員の働き方改革

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実するため「練馬区立学校（園）の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、教職員出退勤管理システム導入による適切な業務管理、教員の業務改善などを進めるとともに、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置している。

１　教員サポート人材の配置拡大

〔副校長補佐〕　各年度末現在

年　度	小学校	中学校
5	59校（59人）	32校（33人）
6	62校（62人）	32校（32人）

〔スクール・サポート・スタッフ〕　各年度末現在

年　度	小学校	中学校
5	65校（82人）	33校（41人）
6	65校（78人）	33校（41人）

２　部活動指導員の配置拡大

〔部活動指導員〕　各年度末現在

年　度	中学校
5	12校（13人）
6	18校（23人）

●英語教育の充実

グローバル社会でたくましく生き抜く「英語力」と「コミュニケーション能力」の基礎を身に付けた児童・生徒の育成を目標に、小・中学校で連続した英語教育を実施している。

外国語指導助手を活用した指導体制の充実に加え、「聞く」「話す」「読む」「書く」の４技能のバランスのとれた英語力の向上を目指し、中学校２年生および小学校６年生で英語４技能検定を実施している。また、４年度から、中学校１年生を対象としたイングリッシュキャンプを実施している。

１　外国語指導助手の配置
　６年度　小学校３～６年生、中学校全学年
２　英語４技能検定の実施
　６年度　小学校６年生、中学校２年生
３　イングリッシュキャンプの実施
　６年度　中学校１年生の希望者

（2）教育環境を充実する

●施設の整備

１　校舎等の改築・改修

学校施設の５割以上が築 50 年を経過し、老朽化が進んでいる。そのため、区では「練馬区公共施設等総

合管理計画【実施計画】」「練馬区学校施設管理実施計画」「練馬区区立施設建築安全基本方針」に基づき、計画的に校舎等の改築を行っている。

６年度はつぎの改築、長寿命化改修を実施した。

〔学校施設の改築等実施状況〕　６年度

設　計	工　事
向山小学校、練馬東小学校 豊溪小学校 石神井南中学校（長寿命化） 立野小学校、上石神井小･中学校 大泉学園中学校、中村西小学校 開進第一小学校（長寿命化） 開進第二小学校（長寿命化） 豊玉中学校（長寿命化）	上石神井北小学校 旭丘小･中学校（小中一貫教育校） 田柄中学校

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入している。

２　校舎等の改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長期間施設を使用していくためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。

６年度は主につぎの改修工事を実施した。

〔学校施設の主な改修工事実施状況〕　（単位：校）６年度

改修工事件名	小学校	中学校
校舎屋上防水等工事	6	3
トイレ等改修工事	5	1
給水設備等改修工事	2	2
プール等改修工事	2	1
受変電設備改修工事	4	1
屋内運動場空調機設置工事	14	3
普通教室化改修工事	2	−

３　校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

４　学校の緑化

みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備に取り組んでいる。

６年度までに、小学校 36 校、中学校４校の校庭の芝生化および小学校 12 校、中学校７校の屋上緑化を実施した。また、小学校 53 校、中学校６校にみどりのカーテンを整備した。



〔中村小学校の校庭芝生〕

●小・中学校の現況

７年５月１日現在、小・中学校の現況は、つぎの表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校は35 人を 1学級とし、中学校は40人を1学級とする。ただし、中学校第1学年は35人を1学級として学級編制することができる。

〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕　７年５月１日現在

区　分		小学校	中学校
学校数（校）		65	33
学級数（学級）		1,197	418
児童・生徒数（人）	男	17,081	6,963
	女	16,345	6,263
	計	33,426	13,226
教員数（人）		1,813	832

●学校選択制度

４月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施する。７年度入学者の選択希望状況は、６年 10 月１日現在の学齢者 5,807 人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は 1,167 人（全体の 20.1％）であった。

●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

●区立学校の適正配置

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35 人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」に基づき、教育環境を整備する。

(3) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。実施状況は、つぎの表のとおりである。

〔校外学習事業実施状況〕　6 年度

区　分	場　所	日　数	参加人数（人）	参加校数（校）
移動教室（小学校５・６年生）	軽井沢、武石、岩井	（5 年）2 泊 3 日	5,402	65
		（6 年）2 泊 3 日	5,309	65
イングリッシュキャンプ（※）（中学校 1 年生）	軽井沢、武石、岩井	2 泊 3 日	3,260	33
移動教室（中学校 2 年生）	軽井沢（湯の丸スキー場）武石（番所ヶ原スキー場）	2 泊 3 日	4,075	33
修学旅行（中学校 3 年生）	関西方面、東北方面	2 泊 3 日	3,942	33

※：イングリッシュキャンプは希望参加

●学校災害

児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、（独）日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒 1 人につき年額 935 円で、区が全額負担している。学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

●アレルギー疾患対策

全ての学校教職員がアレルギーに対する共通認識を持ち、アレルギー疾患のある児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送れるように努めている。

●学校給食

1　学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

⑴　献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を踏まえ、栄養バランスのとれた献立を作成している。

⑵　米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和 55 年 7 月から米飯給食を開始し、現在週 3.8 回以上実施している。

⑶　衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

〔学校給食実施状況〕　7 年 5 月 1 日現在

区　分		小学校	中学校
自校調理（80校）	給食実施食数	30,966食	11,908食
	学校数	55校	25校
親子調理（18校）	給食実施食数	5,020食	2,467食
	学校数	10校	8校
計（98校）	給食実施食数	35,986食	14,375食
	学校数	65校	33校

2　学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。7 年 4 月現在、小・中学校 94 校に民間委託を導入している。

(4) 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開

●幼保小連携の推進

子どもの学びと育ちは連続していることから、遊びや生活を中心とした幼児期の幼児教育・保育と、教科などの学習を中心とした小学校教育との連携を強化して円滑に接続し、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うことが求められている。

平成 24 年度から幼児教育・保育と小学校教育との連携について協議するため、幼稚園・保育所・小学校の関係者を構成員とする「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置し、協議を進めている。

幼稚園・保育所・小学校の交流・連携を充実するため、それぞれの管理職等を対象とした研修会や懇談会を実施し、幼児教育・保育と小学校教育について理解を深め、連携、円滑な接続を推進している。

●家庭教育支援事業の実施

家庭教育は、子どもの基本的生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されている。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭における子育て機能の低下が指摘されている。子どもの健全な育成を進めるために、家庭の教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施している。

インターネット上で家庭教育に関する情報を得ようとする保護者等が、区で実施している事業専用の検索につながりやすくするため、区公式ホームページ内にサイト「ネリまなび～親子で見てみよう～」を作成し、公開している。

また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。

15 家庭や地域と連携した教育の推進

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

（1）学校との連携を推進する

●家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために

区は、各幼稚園、各小・中学校が取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

1　外部人材等の活用

多様な知識、経験を持つ地域人材や専門家などを、総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

⑴　６年度　総合的な学習の時間等における活用例
- 外国の文化への理解を深める学習
- 日本の伝統文化・芸能（生け花、和楽器、茶道等）や昔遊び、浴衣の着付けなどの体験学習
- 学校農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬け体験など

⑵　６年度　部活動外部指導員活用実績
- 運動部 139 部、文化部 86 部

⑶　地域未来塾（学習支援）
６年度　85 校

⑷　農業者と連携した体験学習等の実施
４年度から、農園見学や農産物の栽培など、農業者と連携した教育活動を全ての区立小学校で実施している。

2　地域と協議した学校運営

地域と連携した教育活動を更に充実するため、６年度から区立小･中学校３校（練馬東小、光和小、豊渓中）において、学校運営協議会制度を導入した学校運営を開始した。７年度からは、新たに区立小・中学校6校で学校運営協議会制度に関する研究や導入に向けた実証を行う。

●学校評議員制度

地域や社会に開かれた学校づくり推進のため、平成12年度に開始し、現在、全幼稚園、全小･中学校で実施している（学校運営協議会制度導入校を除く。）。委員は、教育に関する有識者に教育委員会が委嘱している。

●学校安全安心ボランティア事業

平成 16 年度から、全小学校で実施している。

児童の安全を高めるため、ボランティア（保護者や地域住民）による来校者への声かけなどを行っている。

また、児童とボランティアが一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、交流を進めている。

●学校安全対策事業

警察官 OB を学校防犯指導員として配置し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を実施している。

また、学校、地域等が連携して行う児童・生徒の見守り活動を補完するため、26 年度から 28 年度の 3 年間で区立小学校全 65 校の通学路に各校 5 台、計 325 台の防犯カメラを整備した。さらに、元年度には区立中学校全 33 校の通学区域に各校 2 台ずつ防犯カメラを設置し、計391台の防犯カメラによる見守り体制を整備した。

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深めるとともに、意見や要望を直接聞き、教育施策に反映させるため、平成 13 年度から毎年度開催している。6 年度は、小学校 2 校で開催し、通算の開催校は 77 校となった。

●広報活動

「教育だより」を年４回発行している。また、区公式ホームページでも、教育委員会の議事録、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

（2）家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

●青少年育成活動方針目標

練馬区青少年問題協議会・練馬区青少年対策連絡会で、区の青少年健全育成のための施策および青少年団体の活動の基本方針を決定している。7 年度の方針はつぎのとおりである。

1　心のかよう明るい家庭づくりを進めよう
2　青少年の社会参加の機会を増やそう
3　健全で安全な社会環境づくりを進めよう
4　家庭・学校・地域・関係機関の連携を深めよう

●家庭・地域社会の教育力の向上

家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の行動が青少年の人間形成に大きく影響している。家庭教育の重要性を認識するとともに、地域と一緒に支え

ていくことが必要である。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を行っている。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として、区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を区に具申している。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、諮問を受け、「青少年育成活動方針（案）」等の検討を行っている。

●青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、17 地区に設置し、約 2,000 人の委員が活動している。

主な活動は、ハイキング・キャンプ等の野外活動、スポーツ大会、音楽祭・カルタ大会等の文化活動、ボランティア体験・地域清掃等の地域交流会などを通じた青少年の育成である。

また、青少年が企画から運営までを行う、高齢者との交流会、こどもフェスティバルや、中学生の意見発表会などの事業も行い、青少年が自ら考え、表現する場を提供している。6年度は、285事業に、延べ37,831人が参加した。

さらに、青少年の健全育成にかかる知識の向上と事業の充実を図るため、青少年育成地区委員を対象に研修会を開催している。

●青少年委員会

各小学校の通学区域から 1 人ずつ、小・中学校校長会から代表各 1 人の計 67 人を青少年委員に委嘱している。ジュニアリーダー・青年リーダーの養成（6 年度　ジュニアリーダー小学校 5・6 年生 233 人、中学生 99 人、青年リーダー（15 ～ 23 歳）71 人）、小学校ごとの子ども会事業や、学校・保護者・青少年育成地区委員等との地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区をはじめ委員相互の連携を図っている。

●健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進

青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年団体などと協力し取り組んでいる。

1　「子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）」

青少年の非行防止と健全育成を全ての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

⑴「健やか運動」協力店

コンビニエンスストアや飲食店など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店ステッカーを掲示し、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。7 年 4 月 1 日現在、1,329 店が協力店として活動している。

⑵「健やか運動」の PR

毎年、子どもたちから募集した原画を使ったカレンダーを作成し、健全育成推進事業で活用している。

⑶「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区の防災無線設備を利用して放送（3 ～ 9 月は午後 5 時 30 分、10 ～ 2 月は午後 4 時 30 分）している。

2　「社会を明るくする運動」の推進

法務省が主唱する運動である。

区では、青少年関係団体・機関による練馬区推進委員会を設置し、毎年 7 月の強調月間に「フェスティバル」、「つどい」を行っている。

3　地域における子どもたちの安全のために

「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学生対象）や、子どもたちの緊急避難所事業を実施している PTA 等地域団体への「ひまわり 110 番」標示板等の提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

●学習の機会の充実

さまざまな講座の企画運営を、地域の団体等に委託している。地域の教育力向上を図るとともに、子どもたちの遊びや体験活動・学習の機会を提供している。

1　子育て学習講座

子育てや子どもの教育に関するさまざまな課題等を学習する場として実施している。6 年度は 25 講座を実施し、延べ 889人が参加した。

2　ねりまイクメン講座

父親が育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子どもと父親・父親同士の交流を図る場として実施している。6 年度は 6 講座を実施し、延べ 140人が参加した。

3　ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、公共施設等を会場に、子どもたちが遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として実施している。6 年度は 209 講座を実施し、延べ 6,926人が参加した。

4　すまいるねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

主に知的障害のある子どもを対象に、居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促す場として実施している。6 年度は 14 講座を実施し、延べ 203 人が参加した。

5　子供安全学習講座

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学び、大人が子どもの安全に関する知識を習得する場として実施している。6 年度は 2 講座を実施し、延べ 37 人が参加した。

（3）青少年の自主的な活動を支援する

●社会参加の促進

青少年が、単に行事に参加するだけではなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことで、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識を育んでいる。

1　ジュニアリーダー・青年リーダーの養成

小学校 5・6 年生と中学生を対象に、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。

また、講習会を修了した高校生から大学生年代までの青少年を対象に、青年リーダーを養成している。青年リーダーは、子どもたちの指導・育成にあたっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

2　二十歳のつどい

20歳を迎える区内在住者を対象に、毎年 1 月の第 2 月曜日に「二十歳のつどい」を開催している。6 年度は、 1 月 13 日に練馬文化センターを会場に、午前と午後の 2 回に分けて行われ、対象者7,020人に対して、3,549 人の参加があった。

3　練馬子ども議会

中学生が日頃疑問に思っていることや意見を区政に反映させる機会とするとともに、区政や区議会の仕組みを学習することを通じて、区政への関心を高めることを目的に開催している。6 年度は、34 人が「子ども議員」として参加し、8 月 1 日に生涯学習センターで、「いじめ問題」「SNS依存」「子育て」「防災」をテーマに、グループごとに子ども提言発表を行った。

4　情報教育推進事業

情報を正しく判断する能力（情報リテラシー）を育成するため「中学生のための情報番組制作講座」を実施している。

日本大学芸術学部に運営を委託し、地域への取材、スタジオ収録など、実際に番組を制作している。6 年度は 22 人が参加した。

5　珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で開催している。6 年度は 108 人が参加した。

6　若者自立支援事業

平成 25 年 6 月に厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション」を春日町青少年館 3 階に誘致・開設し、若者総合相談窓口の設置や、就労等の自立支援を開始した。

区では、若者自立支援事業として、就労が困難な若者等（15 ～ 49 歳）に対する相談や就労体験などを実施している。6 年度の利用者数は延べ 3,892人、進路決定者は延べ 76 人であった。

また、2 年 6 月にひきこもりや自立に不安を抱える若者を対象に、社会とのつながりを支援するため、同施設に居場所を開設した。6 年度の利用者は延べ 2,261人であった。

●青少年の活動の場

1　秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、埼玉県秩父市の秩父さくら湖を望む山腹に開設している。

バンガロー4 棟、炊事場 2 棟、集会所 1 棟を備えており、110 人の宿泊（テントを含む。）ができる（夏休み期間は常設テント 15 張を開設）。

利用期間は毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日までで、6 年度は延べ 1,148 人の宿泊があった。

2　民間遊び場

子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。7 年 4 月 1 日現在、15 か所で延べ面積 10,168.91㎡となっている。

3　公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。7 年 4 月 1 日現在、5 か所を開放している。

4　民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。7 年 4 月 1 日現在、3 か所を開放している。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「緑」という意味）という呼称が付いており、長野県にはベルデ軽井沢、ベルデ武石、千葉県にはベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室等の校外学習に利用されているほか、夏・冬休みを中心に少年団体や区民にも広く利用されている。

〔少年自然の家の利用状況〕　（単位：人）　6年度

施設名	利用者数（延べ）（※）
軽井沢少年自然の家	29,397
武石少年自然の家	23,070
岩井少年自然の家	17,806
計	70,273

※：小・中学校の校外学習、少年団体および区民等の総利用者数

●青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的とした施設で、青少年を対象としたさまざまな講座や催しを実施している。また、青少年団体や生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの活動の場としても利用されている。個人でも気軽に利用できるよう学習室、レクリエーションホールなどの開放を行っている。

6年度は、主催事業と団体利用を合わせて延べ79,607人の利用があった。

併せて、知的障害や肢体不自由のある青年たちのさまざまな生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。

春日町青少年館と南大泉青少年館（南大泉図書館との併設施設）がある。

〔青少年館の利用状況〕　6年度

区　分		春日町青少年館		南大泉青少年館	
		件	人	件	人
館主催事業		1,275	18,656	386	9,923
団体等	青少年団体	1,458	15,658	250	3,178
	生涯学習団体	1,399	16,608	419	3,377
	一般団体	627	3,450	1,030	2,230
官公署		276	3,723	112	1,793
その他		53	351	561	660
合　計		5,088	58,446	2,758	21,161

〔青少年館の事業実施状況〕　6年度

施設名	事業名	実施状況
春日町青少年館	文化祭	ダンスフェスティバル 563人参加 ウインドアンサンブル・ライブ 169人参加 サークル合同発表会（バレーボール大会） 115人参加 サークル合同発表会（作品展示、ダンス等） 192人参加
	青年自主企画等講座	2講座　延べ150人参加
	演劇活動	2講座・発表会 延べ2,862人参加
	野外講座	1講座　延べ49人受講
	スポーツ講座	2講座　延べ217人受講
	心身障害者青年学級	4学級 学級活動 延べ1,181人参加
	学習室開放	常設学習室 延べ4,186人利用 臨時学習室 延べ1,356人利用
	和室開放	青少年将棋コーナー 延べ169人利用
	レクリエーションホール開放	バレーボール 延べ196人利用 バスケットボール 延べ394人利用 卓球・バドミントン 延べ927人利用
南大泉青少年館	野外講座	1講座　延べ20人受講
	スポーツ講座	4講座　延べ619人受講
	学習室開放	教室の利用がない時に学習室として開放 延べ9,334人利用
	音楽練習室	利用講習会12回実施 延べ29人受講

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

（1）支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1　母子・父子自立支援員兼女性相談支援員

女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

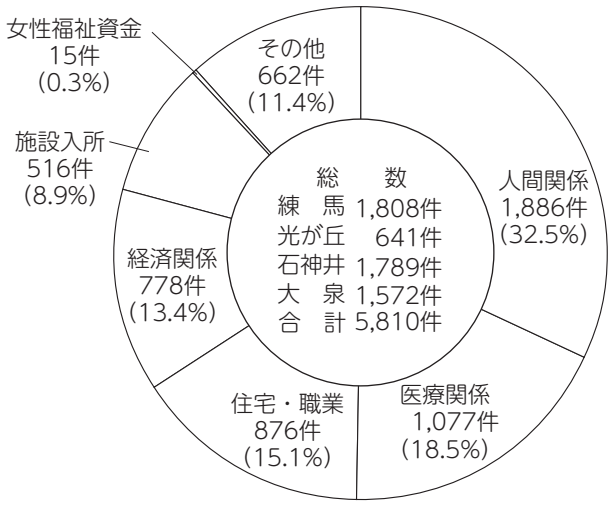
2　家庭相談員

経済的問題など、家庭に関わるさまざまな悩みごとについての助言と指導を行っている。

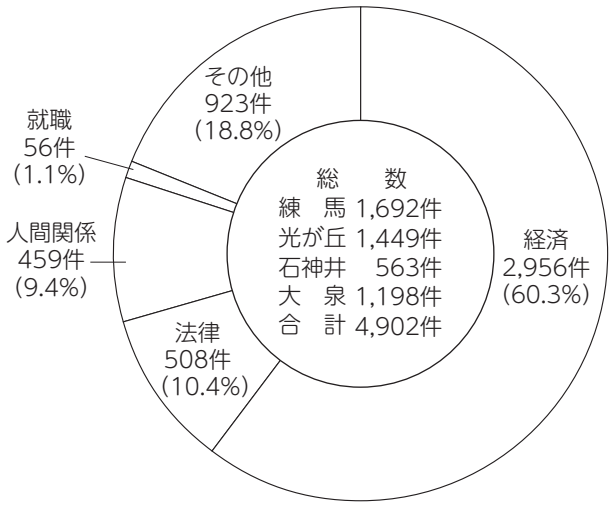
〔母子・父子自立支援員の相談・指導件数〕　6年度

項目＼総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉	合計
相談実人員（人）		746	2,096	1,773	672	5,287
合計件数（件）		2,070	2,992	2,726	1,240	9,028
生活一般	住　宅	69	117	436	42	664
	医　療	197	163	285	85	730
	家庭紛争	150	266	434	157	1,007
	就　労	212	207	171	162	752
	その他（結婚・内職・家事援助他）	267	257	334	133	991
児童	養　育	151	293	124	128	696
	教　育	72	22	46	35	175
	非　行	1	2	1	—	4
	就　職	3	—	—	—	3
	その他	78	38	36	10	162
生活資金等	母子および父子福祉資金	72	318	125	249	764
	公的年金	8	9	22	2	41
	児童扶養手当	38	27	43	17	125
	生活保護	97	103	177	57	434
	その他	549	1,013	389	101	2,052
その他		106	157	103	62	428

〔女性相談支援の相談・指導件数〕　6年度



〔家庭相談員の相談・指導件数〕　6年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕　6年度

区　分		人　数（人）	全児童・生徒数に対する比率（%）
小学校就学予定者	準要保護者（※2）	190	5.54
小学校	要保護者（※1）	263	0.78
	準要保護者（※2）	3,179	9.48
中学校	要保護者（※1）	183	1.38
	準要保護者（※2）	1,832	13.85

※1：要保護者は「生活保護法」による教育扶助を受けている者
※2：準要保護者は生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると教育委員会が認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1　教育相談事業

学校教育支援センター教育相談室（光が丘）、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉でつぎの支援を行っている。

⑴　来室教育相談

不登校やいじめ等子どもの様々な課題に応じて、カウンセリングおよびプレイセラピー（遊戯療法）、行動療法等の心理支援や助言を行っている。また、必要に応じて、他機関の情報提供等も行っている。

⑵　電話教育相談

電話により、助言や他機関の情報提供等を行っている。

⑶　学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了承を得て、相談員が学校訪問を行っている。

⑷　オンライン教育相談

相談を継続している方を対象に、Zoom を使ってオンラインでも相談できるようにしている。

〔教育相談実施状況（4 教育相談室合算）〕　6 年度

〔来室〕　（単位：件）

相談内容	件数
学校・学習	1,115
対人関係・集団（社会）生活	307
家族関係・家庭生活の問題	514
身体に出てくる問題	228
不安・自信喪失	116
精神疾患	—
発達の問題	379
その他	26
合　計	2,685

〔電話〕　（単位：件）

相談内容	件数
学校・学習	171
対人関係・集団（社会）生活	50
家族関係・家庭生活の問題	56
身体に出てくる問題	21
不安・自信喪失	11
精神疾患	—
発達の問題	25
その他	580
合　計	914

⑸　メール相談

区ホームページにてメール相談を実施し、助言や他機関の情報提供等を行っている。6 年度は67件の相談があった。

⑹　チャット相談

児童生徒用タブレットパソコン等からチャット形式で悩みをカウンセラーに相談できる「ねりまホッとアプリ＋（プラス）」を運用し、児童生徒の相談環境を整えている。6 年度は756件の相談があった。

2　学校支援事業

⑴　スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

⑵　心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

⑶　校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。6年度は、31回派遣し、延べ1,081人の参加があった。

⑷　ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。6 年度は、小・中学校11校へ派遣し、延べ3,765人の参加があった。

3　不登校対策事業

⑴　フリーマインド・トライ（不登校児童・生徒への学習相談等支援事業）

小学生対象の「フリーマインド」、中学生対象の「トライ」では、不登校の児童・生徒に対し、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談支援、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

3年3月から上石神井において、フリーマインド・トライの事業を民間事業者に委託した。また、6年4月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

〔実施状況〕　6 年度

教室名	年間登録数（人）	活動日数（日）
フリーマインド	175（※ 1）	174
トライ	353（※ 2）	175

※ 1：うち石神井台フリーマインド 67 人
※ 2：うち石神井台トライ 102 人

学校教育支援センター光が丘第一「つむぎ」では、集団での学習活動が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者支援、親子宿泊行事を委託実施している。6 年度の登録者は 21 人だった。また、元年度から 15 ～ 18 歳の不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施しており、6 年度の登録者は 14 人だった。

⑵　居場所支援事業

フリーマインド・トライへの通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者に委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。6 年度の登録者は 21 人だった。

3年3月から上石神井において、居場所支援事業を民間事業者に委託した。また、6年4月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

⑶　スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

①　スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。6 年度の個別支援の対象人数は小学校 240人、中学校 261人だった。

②　ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。6 年度は 32 人を対象に延べ 537 回の支援を行った。

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学校 3 年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●区立小・中学校等における医療的ケア児への支援の充実

平成 27 年度に初めて、区立小学校、学童クラブで医療的ケア児の受入れを行った。7 年 4 月 1 日現在、区立小学校10校に11人、区立中学校 1 校に 1 人が在籍している。

6年3月に策定した新たな支援方針に基づき、宿泊を伴う学校行事への看護師同行や教職員への意識啓発研修等の充実を図っている。

●ヤングケアラーへの支援の充実

スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターの専門職員の増員により、ヤングケアラー（※）支援体制の強化を行った。6 年度からは、子ども家庭支援センターにヤングケアラー・コーディネーターを 4 地域ごとに 1 名配置し、福祉・教育・子育て等の関係者との調整を行い、個々の状況に応じた支援につなげている。ヤングケアラーチェックシートの活用やスクールソーシャルワーカーの学校訪問をより頻回に行うことで、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行う。併せて、学校や支援者向けの研修や啓発を行っている。

※ヤングケアラー：
家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、7年3月に「練馬区特別支援教育実施方針」を策定した。学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会で検証を行い、指導方法の充実や支援体制の整備を進めていく。

1　特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

2　特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題を改善・解決するために、きめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中学校に特別支援教室を設置している。小学校は 17 校、中学校は 4 校の拠点校から、教員が全校へ巡回指導を行っている。

〔特別支援学級および特別支援教室〕　7 年 4 月 1 日現在

種　別	小学校数（校）	中学校数（校）
知的障害	16	8
弱　　視	1	1
難　　聴	2	1
言語障害	5	－
特別支援教室拠点校	17	4
特別支援教室巡回校	48	29

第２章

高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

21　高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり …… 106
22　介護施設の整備と介護人材の確保 …… 113
23　元気高齢者の社会参加・フレイル予防の推進 …… 116



はつらつセンター豊玉で体操や絵画を楽しむ様子

21　高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。５年度に、「第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和６～８年度)」を策定した。

「第９期計画」は、６年４月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊ジュニア世代が高齢者となる 22 年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』に基づく個別計画である。

(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充

＜地域で高齢者を支える＞

●地域包括支援センターの設置

保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護・福祉・医療などさまざまな分野について総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口として、区内 27 か所に設置している。

●包括的支援事業

介護予防サービス計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護、包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により認知症専門医による相談を行っている。

〔高齢者サービスに関わる相談件数〕　（単位：件）６年度

種　　別	相談件数
施設入所	3,823
在宅福祉サービス	11,408
経済的事項	4,794
家庭的事項	8,881
医療・保健	24,945
住宅	2,141
介護保険	98,812
権利擁護	6,363
その他	53,185
合　計	214,352

●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支え合いサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、街かどケアカフェ事業の補助やチームオレンジ活動を行う。6年度は研修を 1 回行い、15 人を育成した。（チームオレンジ活動の詳細は、112 ページ「●チームオレンジ活動」を参照）

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支えあいサポーターと活動場所である高齢者施設等との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域におけるネットワークづくり等を行っている。

６年度から、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに１人ずつ配置し、これまでの２人体制から 27 人体制へ生活支援体制を大幅に強化した。

支援が必要な高齢者を地域で活動している団体へつなぐ、また、元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げていく。

●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。６年度末現在、協定締結団体は 52 団体であった。

●ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが

自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる取組を実施している。６年度の訪問人数は15,231人であった。

＜高齢者等への支援＞

●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

６年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、つぎの任意事業を実施した。

１　介護給付費適正化推進事業
- ケアプラン点検
- 介護給付費通知

２　家族介護支援事業
- 介護学べるサロン
- 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業
- 認知症介護者支援事業
- 家族介護慰労金（５年度をもって新規申請受付終了）
- 家族介護者向け三療サービス

３　その他事業
- 認知症理解普及促進事業

●三療サービス

65 歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか１つを１回 1,500 円、年４回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。６年度は 10,909回利用された。

●三療サービス（施設内サービス）

60 歳以上の方を対象に健康づくりやいきがい活動の支援を目的として、区立施設等で、はり・マッサージ・指圧を１回 1,500 円で利用できるサービスを６年度から開始した。６年度は 44 回開催し、利用者は延べ 111 人であった。

●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

１　入浴証の交付

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を １回 200 円で利用できるシール方式の入浴証を、１人年間 52 回分を限度に交付している。６年度の入浴証の交付決定者数は 3,229 人で、利用は 87,701 回であった。

２　居宅火災予防設備の給付

65 歳以上で要介護 3 以上（認知症の診断を受けた人は要介護 1 以上）と認定され、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。６年度の自動消火器の給付件数は３件であった。

３　高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。６年度は延べ752 件の利用があった。

●高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

専門医により補聴器の必要性を認められた 65 歳以上の人を対象に、住民税非課税者は 72,000 円、課税者は 36,000 円を上限として補聴器の購入費用を助成している。６年度の補聴器購入費用助成者数は 721 人であった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の要介護認定・要支援認定の非該当者のうち、自立生活への支援が必要な人を対象とするとともに、一部、介護保険の要介護・要支援認定者もサービス対象としている。６年度の給付件数は、自立支援用具 1,306 件、住宅改修（予防改修）19 件、住宅改修（設備改修）157 件であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に６か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合などを除く。）。６年度の延べ利用件数は、介護用ベッド 182 件、車いす 525 件であった。

＜要介護・要支援高齢者への支援＞

●介護保険制度

介護保険は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度である。平成 12 年 4 月の創設から 25 年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

「第９期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更

なる充実などを進めている。

1　保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

2　被保険者

被保険者は、区内に住所を有する 40 歳以上の区民である。被保険者は、つぎの 2 つに分かれる。

⑴　第 1 号被保険者（65 歳以上）

介護が必要となった原因は問わず要介護・要支援認定を受けたときに介護サービスを利用できる。

保険料は、3 年を単位とした事業計画期間ごとに、区が決定する。6 年度から 8 年度まで、基準年額を 80,040 円とし、本人の所得や住民税課税状況等に応じた 19 の段階に定めた。

納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

⑵　第 2 号被保険者（医療保険に加入している 40 ～ 64 歳）

介護保険の対象となる病気（16 種類の特定疾病）が原因で要介護・要支援認定を受けたときに利用できる。

保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

〔第 1 号被保険者数の推移〕　（単位：人（%））

年　次	第 1 号被保険者
3	162,420（21.9）
4	162,974（22.1）
5	163,278（22.1）
6	163,960（22.1）
7	164,676（22.0）

注：（　）は練馬区全人口に対する割合

〔第 1 号被保険者の保険料収納状況〕

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額（円）	収納率（%）	収納額（円）	収納率（%）
2	12,119,139,840	98.5	80,656,540	19.5
3	12,480,273,600	98.6	71,426,450	19.7
4	12,581,940,785	98.6	67,594,972	20.7
5	12,684,916,980	98.8	70,556,140	22.6
6	13,429,702,060	98.8	59,761,827	21.2

注：収納額は、還付未済額を除く。

3　要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要介護・要支援認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者 4 人（1 合議体）で構成され、6 年度は委員 210 人、50 合議体で運営した。

〔要介護認定申請等の状況〕

年　度	要介護認定申請（件）	審査会開催数（回）	審査判定（件）
4	41,496	798	26,727
5	33,465	775	29,431
6	28,108	756	26,693

〔要介護認定者数の状況〕（単位：人（%））各年度 9 月末現在

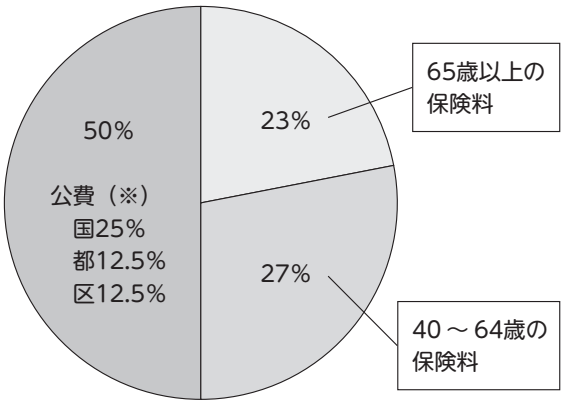
区分＼年度	4	5	6
	人数（割合）	人数（割合）	人数（割合）
要支援 1	4,894（13.4）	5,073（13.8）	5,292（14.1）
要支援 2	4,303（11.7）	4,301（11.7）	4,608（12.3）
要介護 1	7,102（19.4）	7,033（19.1）	7,043（18.8）
要介護 2	7,190（19.6）	6,910（18.8）	7,244（19.4）
要介護 3	4,981（13.6）	4,999（13.6）	5,036（13.5）
要介護 4	4,667（12.7）	4,852（13.2）	4,769（12.7）
要介護 5	3,512（9.6）	3,602（9.8）	3,417（9.1）
合　計	36,649（100.0）	36,770（100.0）	37,409（100.0）

4　財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は 47 ページ、決算は 68 ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費 50%と保険料 50%で賄われている。その他の内訳は図のとおりである。

〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳
国の負担のうち 5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。6 年度、区は 5.35%の交付を受けた。

5　保険者機能の強化

⑴　保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

区市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、年度ごとに定められた評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、国が交付金を交付する制度である。交付金は、地域支援事業の第1号被保険者の介護保険料分に充て、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等の取組を進めている。取組の結果、当該年度において第1号被保険者の介護保険料に余剰が生じた場合には、介護保険給付費準備基金に積み立てている。区は、６年度に2つの交付金を合わせて、約 1.38 億円の交付を受けた。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが設けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、６年度は東京都国民健康保険団体連合会へ 13 件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。６年度は、審査請求はなかった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として１割から３割を利用者が負担し、残りの９割から７割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの３種類である。

1　居宅サービス（介護給付・予防給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できる。

2　施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院の３つの種類がある。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

3　地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

〔保険給付費の状況〕

〔居宅サービス〕

年　度	給　付　費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
2	29,354,493,740	257,500	113,998
3	31,094,688,108	267,744	116,136
4	31,594,973,105	270,850	116,651
5	32,864,283,730	272,944	120,407
6	33,779,027,560	278,242	121,402

〔施設サービス〕

年　度	給　付　費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
2	15,065,379,867	51,348	293,398
3	15,325,026,054	51,862	295,496
4	15,724,280,898	52,755	298,062
5	16,165,198,565	53,567	301,775
6	16,506,785,065	53,031	311,267

〔地域密着型サービス〕

年　度	給　付　費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
2	5,728,629,990	48,436	118,272
3	5,940,400,862	49,950	118,927
4	6,001,872,094	50,396	119,094
5	6,255,753,024	51,677	121,055
6	6,351,897,966	51,273	123,884

〔介護サービスの種類および利用実績〕　（単位：人）

サービスの種類＼年度	4	5	6
居宅サービス			
（介護給付）			
訪問介護	80,563	79,538	78,213
訪問入浴介護	5,977	5,804	5,642
訪問看護	54,235	58,300	62,104
訪問リハビリテーション	7,708	7,482	7,146
居宅療養管理指導	97,482	103,594	110,196
通所介護	63,118	63,372	63,965
通所リハビリテーション	17,414	17,596	17,037
短期入所生活介護・療養介護	13,804	14,585	14,783
特定施設入居者生活介護	34,051	35,796	37,823
福祉用具貸与	132,488	132,003	131,933
居宅介護支援	187,526	185,918	183,567
福祉用具購入費の支給	2,016	1,951	2,089
住宅改修費の支給	1,328	1,296	1,261
（予防給付）			
介護予防訪問介護	－	－	－
介護予防訪問入浴介護	1	－	3
介護予防訪問看護	5,190	5,742	7,307
介護予防訪問リハビリテーション	816	824	825
介護予防居宅療養管理指導	5,784	5,919	7,098
介護予防通所介護	－	－	－
介護予防通所リハビリテーション	4,097	4,421	5,136
介護予防短期入所生活介護・療養介護	141	167	183
介護予防特定施設入居者生活介護	3,111	3,112	3,256
介護予防福祉用具貸与	24,085	24,853	27,654
介護予防支援	30,413	31,842	35,700
介護予防福祉用具購入費の支給	478	431	537
介護予防住宅改修費の支給	703	708	747
施設サービス			
介護老人福祉施設	38,763	40,306	39,404
介護老人保健施設	13,037	12,176	12,548
介護療養型医療施設	440	119	3
介護医療院	799	851	959
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,760	1,816	1,784
夜間対応型訪問介護	3,068	3,016	2,926
地域密着型通所介護	32,642	33,285	32,277
認知症対応型通所介護	2,312	2,345	2,389
小規模多機能型居宅介護	2,802	2,719	2,770
認知症対応型共同生活介護	6,954	7,101	7,364
看護小規模多機能型居宅介護	1,063	1,479	1,699
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8	－	－
介護予防認知症対応型通所介護	－	－	28
介護予防小規模多機能型居宅介護	98	159	148
介護予防認知症対応型共同生活介護	－	12	28

注：①人数は各月の利用者数の合計
②３月～翌年２月利用分
③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●市町村特別給付

要介護者や要支援者に対して、介護保険法で定められた保険給付以外に、市区町村の独自の条例などで定めた給付を行うものである。区では、６年４月から紙おむつ等の支給を「市町村特別給付」で実施している。

区の介護保険の被保険者で、常時紙おむつ等を必要とする要介護１～５と認定された人で、介護所得が８段階以下（２号被保険者は前年所得が 320 万円以下）の人が対象となる。なお、購入額の１割が利用者負担となる。６年度は延べ 59,444 人に支給した。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額 5,400 円上限）を延べ 3,498 人に支給した。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

１　高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険の自己負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻している。６年度は延べ 130,469件、1,891,558,305円を支給した。

２　高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻している。６年度は延べ 7,807件、305,231,917円を支給した。

３　居住費および食費の減額（補足給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額している。６年度の減額認定証交付件数は延べ4,562件、1,013,595,704円を減額した。

４　旧措置入所者の負担軽減

「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行っている。６年度の利用者負担減免の認定証交付件数は ０件、食費・居住費の減額認定証交付件数は １件であった。

５　生計困難者等に対する利用者負担軽減

軽減制度を実施している事業者で、対象となる16種類のサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。６年度の軽減確認証の交付件数は571件であった。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

１　出張調髪

65 歳以上の外出困難な高齢者で、要介護３～５と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、年５枚を限度に交付している。なお、１回当たり 500 円の利用者負担金がある。６年度の利用者は延べ 4,976 人であった。

２　布団乾燥消毒・丸洗い

65 歳以上の在宅の高齢者で要介護１～５と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。６年度は乾燥消毒が 3,572件、薬品消毒が 397件、水洗いが 388件であった。

3　寝具クリーニング券の支給

65 歳以上の在宅の高齢者で、要介護３～５と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年 24 枚を限度に交付している。６年度は 2,548 枚の利用券が使用された。

4　リフト付福祉タクシーの運行

65 歳以上で要介護３～５と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。６年度の運行回数は 10,555 回であった。

5　認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

認知症により、外出したまま自宅に戻れなくなる症状がある高齢者を介護している家族が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。６年度は延べ 469 人の利用があった。

6　家族介護慰労金

要介護４・５と認定された家族を在宅で介護しており、過去１年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額 10 万円の家族介護慰労金を支給している。６年度は４人に支給した。

なお、５年度をもって新規申請者の受付を終了した。

7　家族介護者向け三療サービス

要介護３～５と認定された人と同居し、在宅で介護している満 50 ～ 64 歳の親族等の人を対象に、はり・きゅう・マッサージ・指圧のいずれかひとつを 1 回 1,500 円、年４回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。６年度は 72 回利用された。

●緊急一時宿泊事業

1　緊急一時宿泊（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね 65 歳以上の高齢者に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則 10 日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。６年度の被保護者数は 37 人、滞在延べ日数は 309 日であった。

2　緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用）

要介護・要支援の認定を受けた人（第２号被保険者を含む）または健康長寿チェックシートで総合事業の対象者とされた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則10日以内で提供する。

利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。６年度の利用者数は3人、利用日数は3日であった。

●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活で、常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンサー、③見守り訪問、④見守り電話、⑤見守り配食、⑥見守り ICT のうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる。６年度の利用者数は 2,366 人であった。また、見守り配食のみを利用する人に向け、事業者案内を行っている。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

〔予防事業〕　６年度

区　分		回数・延べ人数など	
啓　発	講演会 パンフレット作成・配布	1 回	150 人 6,000 部
地域活動育成支援	認知症予防プログラム	112 回	1,365 人
人材育成	認知症予防推進員連絡会（フォローアップ研修）	1 回	67 人

〔支援事業〕　６年度

区　分		回数・延べ人数など	
啓　発	講演会	1 回	34 人
早期対応	認知症専門相談	36 回	61 件
人材育成	認知症サポーター養成講座	53 回	1,639 人
地域支援	介護相談・交流カフェ	10 回	193 人
	認知症介護家族による「介護なんでも電話相談」	51 回	106 件
	認知症なんでも相談窓口		19 件

●介護学べるサロン

介護をしている家族等を対象に、気軽に足を運べる地域の介護施設などで気分転換や健康に役立つ学習（ミニ講座）を実施している。６年度は613人が参加した。

●もの忘れ検診

70 歳以上の人を対象に、認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため「もの忘れ検診」を実施している。６年度は 129 か所の医療機関で実施し、693人が受診した。５年度から70歳以上で認知症の気づきチェックリストが 20 点以上の人も受診できるように

対象を拡大した。６年度は更に拡大して、希望者全員が受診できるようにした。

●チームオレンジ活動

認知症の人が地域の中で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、本人や家族の声を聞く「本人ミーティング」を開催し、認知症サポーター等とともに地域で活動するチームオレンジ活動を実施している。６年度は 398 回開催し、認知症である本人が延べ 1,176人、家族が延べ 282人、認知症サポーターが延べ 1,077人参加した。

＜在宅療養の推進＞

●医療介護従事者への研修機会の提供

区内医療介護従事者の ACP（※）の共通認識を図ることや、在宅療養に関係する専門職の連携推進などを目的に、実践的に学べる機会を提供する ACP 勉強会を６年度から開始した。動画形式の基礎編と対面形式の実践編を実施しており、６年度は実践編を２回実施した。

また、区内の病院スタッフが、在宅スタッフの業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築することを目的に、在宅療養の現場における研修を実施している。６年度の実施回数は、55 回であった。

※ACP：

Advance Care Planning の略。もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は、医療、介護など多職種にわたっており、相互の理解を深める機会を提供することを目的に、多職種連携会議や事例検討会を実施している。６年度は、多職種連携会議を 71 回、事例検討会を２回実施した。

●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐに入手できる環境を整えることを目的に、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。また、練馬区医師会の協力を得て、在宅療養者の短期間の入院に対する後方支援病床の確保を支援している。６年度の利用件数は 187 件であった。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深める機会を提供することを目的に講演会を実施している。６年度は３回開催し、参加者数は延べ 516 人であった。

22 介護施設の整備と介護人材の確保

（1）介護施設の整備と介護人材の確保

●老人ホーム

1　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護３以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設である。入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。７年４月１日現在、37 施設（定員 2,761 人）がある。

〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〕

７年４月１日現在

名　称	開設年月	定員（人）	設置・運営
育秀苑	昭和62年11月	60	（福）育秀会
田柄	平成元年４月	100	（福）練馬区社会福祉事業団
光陽苑	３年４月	60	（福）泉陽会
関町	５年６月	70	（福）練馬区社会福祉事業団
富士見台	６年６月	50	（福）練馬区社会福祉事業団
やすらぎの里大泉	６年11月	50	（福）章佑会
練馬キングス・ガーデン	８年12月	50	（福）キングス・ガーデン東京
第２育秀苑	10年４月	50	（福）育秀会
第二光陽苑	11年４月	100	（福）泉陽会
大泉	11年４月	120	（福）練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	11年５月	70	（福）章佑会
練馬高松園	12年４月	100	（福）東京福祉会
土支田創生苑	13年４月	86	（福）創生
moi～モア～	15年４月	90	（福）練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	16年４月	63	（福）安心会
こぐれの里	17年４月	50	（福）東京雄心会
さくらヶ丘	19年２月	72	（福）北山会
第２練馬高松園	19年10月	65	（福）東京福祉会
こぐれの杜	22年４月	60	（福）東京雄心会
みさよはうす土支田	22年４月	30	（福）シルヴァーウィング
サンライズ大泉	24年11月	100	（福）サンライズ
石神井台秋月	25年３月	177	（福）さわらび会
南大泉かがやきの里	25年４月	47	（福）安心会
上石神井	25年５月	30	（福）練馬区社会福祉事業団
第３育秀苑	25年６月	60	（福）育秀会
やすらぎグランデ	26年６月	90	（福）章佑会
やすらぎシティ東大泉	26年12月	101	（福）章佑会
タムスさくらの杜練馬	29年８月	108	（福）春和会
練馬の丘キングス・ガーデン	29年８月	96	（福）キングス・ガーデン東京
タムスさくらの杜練馬アネックス	31年４月	83	（福）春和会
上石神井幸朋苑	令和元年10月	40	（福）こうほうえん
あおぞら縁小竹テラス	２年９月	30	（福）宝満福祉会
第３練馬高松園	３年５月	72	（福）東京福祉会
練馬いやし園	４年２月	55	（福）気づき福祉会
ケアホーム練馬	４年６月	72	（福）道心会
おおいずみの里	４年８月	108	（福）香南会
大泉学園ふれあいの里	４年10月	96	（福）安心会

2　都市型軽費老人ホーム

60 歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる高齢者を対象とした入所型施設である。自立した生活の維持を支援するため、食事などのサービスが提供されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。７年４月１日現在、17 施設（定員 330 人）がある。

●介護老人保健施設

要介護１～５の認定を受け、病状が安定し、入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設である。医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。７年４月１日現在、14 施設（定員 1,316 人）がある。

●地域密着型サービス

平成 18 年４月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスで、区内にはつぎの７種類がある。

民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期巡回および随時対応の訪問介護や訪問看護を行う。

〔対象〕要介護１～５の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕起床介助、食事介助、入浴介助など

2　夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な訪問に加え、緊急時など利用者の求めに応じた随時訪問を行う。

〔対象〕要介護１～５の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕排せつ介助、体位変換、安否確認など

3　地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模なデイサービスである。

〔対象〕要介護１～５の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

4　認知症対応型通所介護

認知症に対応したデイサービスである。

〔対象〕要支援１・２または要介護１～５の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

5　小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心に、「宿泊」や自宅に来てもらう「訪問」サービスを、利用者の希望などに応じて組み合わせて利用できる。

〔対象〕要支援１・２または要介護１～５の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

6　看護小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心に、「宿泊」や自宅に来てもらう「訪問介護」と「訪問看護」サービスを、利用者の状況や希望に応じて組み合せて利用できる。「通い」や「宿泊」でも看護サービスを受けることができる。

〔対象〕要介護１～５の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

7　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

家庭的な環境のもと、少人数で共同生活をしながら介護を受けられる施設である。

〔対象〕要支援２または要介護１～５の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

●事業者状況

区内の介護サービス事業者には、つぎの種類がある。

1　都指定

⑴　居宅サービス・介護予防サービス事業者

⑵　介護保険施設

2　区指定

⑴　居宅介護支援事業者

⑵　介護予防支援事業者

⑶　地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者

⑷　訪問サービスや通所サービスのサービス・活動事業者

〔区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況〕

7年4月1日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
居宅介護支援	176	－
介護予防支援	－	28
訪問介護	204	－
訪問入浴介護	9	9
訪問看護	110	108
訪問リハビリテーション	19	19
通所介護	84	－
通所リハビリテーション	19	19
短期入所生活介護	42	40
短期入所療養介護	14	14
特定施設入居者生活介護	89	62
福祉用具貸与	41	－
特定福祉用具販売	44	－
合　計	851	299

〔区内の介護保険施設の状況〕

7年4月1日現在

サービスの種類	施設数
介護老人福祉施設（定員2,761人）	37
介護老人保健施設（定員1,316人）	14
合　計	51

〔区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況〕

7年4月1日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	－
夜間対応型訪問介護	2	－
地域密着型通所介護	97	－
認知症対応型通所介護	10	10
小規模多機能型居宅介護	13	13
看護小規模多機能型居宅介護	10	－
認知症対応型共同生活介護	39	39
合　計	186	62

〔区内のサービス・活動事業者の状況〕

7年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
訪問サービス	153
通所サービス	148
合　計	301

●社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

（福）練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を図ることを目的に、平成４年 10 月に区の外郭団体として設立した社会福祉法人である。

令和７年４月１日現在、指定管理者として、デイサービスセンター７施設、はつらつセンター３施設等を運営管理している。区の委託事業として、地域包括支援センター９施設、敬老館等を運営し、介護予防支援事業を実施するほか、練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、介護および障害福祉サービス従事者の確保・育成・定着を支援する事業を実施している。

また、平成 23 年４月に民営化した旧区立特別養護老人ホーム（デイサービスセンター併設）を運営するほか、25 年５月に同法人が初めて建設した上石神井特別養護老人ホームを開設し、26 年 12 月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設し運営している。

●介護人材の確保・育成・定着支援

良質な介護サービスが安定的に提供されるよう介護人材の確保、育成、定着を支援している。

〔介護人材確保・育成・定着支援事業〕（単位：人）６年度

区　分		申請者・受講者数など
練馬区福祉人材育成・研修センター事業		4,472
受講料等助成	介護職員初任者研修受講料助成	70
	介護職員実務者研修受講料助成	132
	介護福祉士資格取得費用助成	68
	介護支援専門員資格取得費用助成	7
	介護支援専門員資格更新研修費助成	10
介護従事者養成研修事業		120（※）

※：修了者数

23　元気高齢者の社会参加・フレイル予防の推進

（1）高齢者の多様な社会参加の促進

●老人クラブ・文化祭など

1　老人クラブ等運営助成

地域のおおむね 60 歳以上の高齢者で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会の活動を支援するため、助成金を交付している。６年度のクラブ数は 104 団体（会員数 5,940 人）、助成額は老人クラブが 2,750万円 、老人クラブ連合会が 514 万円であった。

2　老人クラブ農園

農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。６年度末現在の農園数は 20 か所 14,457.2 ㎡で、延べ35 の老人クラブが利用した。

3　老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。６年度末現在、２か所２面を提供し、１つの老人クラブと１つのゲートボール愛好団体が利用した。

4　寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね 60 歳以上の高齢者を対象に、芸能大会を開催している。６年度は、練馬文化センターで実施した。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、事業費の一部を助成している。６ 年度の助成額は 12 サークル計 42 万円であった。

●公益社団法人練馬区シルバー人材センター

働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和 52 年７月に設立され、平成 23 年４月に公益社団法人となった。

区に居住する、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する人で構成される会員組織である。６年度末現在の会員数は 3,602 人で、受注実績は15億1,739万円であり、延べ315,836人が就業した。

●高齢者就業・社会参加支援事業

1　元気高齢者介護施設業務補助事業

介護現場で元気な高齢者が活躍できるよう、（公社）練馬区シルバー人材センターの会員を、介護施設の清掃や洗濯などの軽作業の担い手として活用している。６年度は、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、介護老人保健施設、通所介護（デイサービス）を対象とした。また、請負・委任による就業のほか、派遣による就業を開始した。

2　シニアセカンドキャリア応援事業

高齢者のセカンドキャリア支援を充実させるため、６年度から、シニアセカンドキャリア応援事業とシニア職場体験事業を統合して実施した。高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かして、様々な場面で活躍できるよう、就業や地域活動に関する情報を紹介し、高齢者の希望に沿った社会参加につなげている。

おおむね 60 歳以上を対象に、セミナー、個別相談、企業による説明会を行い、延べ 149 人が参加した。また、希望者には個別就業相談会の実施や、就業前に職場の見学・体験の機会を設け、高齢者と企業の相互理解を促進した。

●高齢者の生活ガイド

区が実施している高齢者向けの保健・福祉サービス等を掲載した冊子を３年に１回発行し、無料配布している。



〔高齢者の生活ガイド〕

●高齢者いきいき健康事業

75 歳以上の高齢者が、公衆浴場・理美容店・豊島園庭の湯等、７事業から希望の１事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。６年度は 32,740 人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高齢者、百歳以上、白寿（99 歳）、米寿（88 歳）の区民にそれぞれ祝品を贈呈している。６年度は、祝品を最高齢者（112 歳）１人、百歳以上 566 人、白寿 347 人、米寿 3,949 人に贈呈した。

●高齢者みんな健康プロジェクト

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、管理栄養士・歯科衛生士・保健師の資格を持つ高齢者保健指導専門員が地域包括支援センターや練馬区薬剤師会と連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う。後期高齢者の糖尿病重症化予防や多数の処方薬がある人への支援、フレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行うほか、地域の理学療法士などと連携して健康教室事業等を行い、高齢者の健康の保持・増進につなげている。

〔支援内容〕　6年度

区　分	延べ件数・回数など
個別訪問支援	534件
健康教育・健康相談	220回　2,887人

●オンラインによる介護予防事業・スマホ事業

1　オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業

自宅等で他者と交流しながら心身機能の維持に取り組めるよう、理学療法士による介護予防・フレイル予防講座（講義・運動）を6年度は年10回開催した。オンラインツールを活用し、メイン会場のはつらつセンターからリアルタイム配信を行い、敬老館や自宅で他者と交流しながら参加することができる。

2　スマートフォン教室・相談会

高齢者のデジタル格差解消を目指し、はつらつセンター、敬老館および街かどケアカフェで、都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」などを活用し、スマートフォン教室・相談会を実施している。また、はつらつセンターに常設のスマホ相談窓口を開設し、スマートフォンの基本操作の質問に対応している。

3　シニアデジタル活用支援事業

高齢者のデジタル格差を解消し、かつ元気高齢者の活躍の場を拡大するため、（公社）練馬区シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、相談会を開催した。

4　フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」

おおむね65歳以上の人を対象に、フレイル予防のためのアプリを開発し、5年9月から配信している。アプリは、歩数や睡眠時間などによりAIがフレイルリスクを判定し、一人ひとりにあった健康アドバイスを配信する。また、利用者の健康状態やアンケート等を基に、興味関心に合う地域団体等の情報を検索できる。6年度の登録者数は3,088人だった。

●高齢者施設

1　はつらつセンター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的とした高齢者センターを、平成元年7月に光が丘、7年10月に関、16年10月に豊玉に開設した。29年4月のはつらつセンター大泉開設と同時に、高齢者センターの名称を「はつらつセンター」に変更した。

2　敬老館等

地域の高齢者施設として敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、集会室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

〔高齢者施設の個人利用状況〕　（単位：延べ人）

施設名	4	5	6
〈はつらつセンター〉			
光が丘	46,479	51,054	53,417
関	15,998	17,707	20,780
豊玉	21,939	30,010	36,133
大泉	33,854	36,465	38,944
〈敬老館〉			
栄町	9,176	8,896	8,336
中村（※）	－	－	－
南田中	7,931	8,237	7,919
高野台	7,544	7,591	8,073
三原台	10,191	10,084	10,081
石神井	7,232	10,358	10,350
石神井台	5,859	5,659	5,357
上石神井	7,563	7,552	7,308
東大泉	6,990	8,325	6,873
西大泉	8,729	8,503	8,743
大泉北	6,258	8,526	8,847
〈敬老室〉			
厚生文化会館	2,914	2,706	2,515
地区区民館	46,341	54,946	52,168
合　計	244,998	276,619	285,844

※：中村敬老館は街かどケアカフェに機能転換工事のため、4年4月1日から5年3月31日まで休館し、5年3月31日に閉館した。

(2) 介護予防の推進

●介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業とサービス・活動事業で構成され、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする。

1　一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

⑴　介護予防普及啓発事業
- ・はつらつライフ手帳の発行
- ・介護予防キャンペーン
- ・健康長寿はつらつ教室
- ・認知症予防啓発
- ・いきがいデイサービス事業
- ・公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」
- ・高齢者のための料理本「練馬発わかわか かむかむ元気ごはん」の普及
- ・「ねりまお口すっきり体操」の普及等

⑵　地域介護予防活動支援事業
- ・認知症予防プログラム
- ・介護予防推進員活動支援
- ・認知症予防推進員活動支援
- ・フレイル予防サポーター育成・支援

⑶　地域リハビリテーション活動支援事業
自主活動支援・自立生活支援

⑷　介護予防把握事業
はつらつシニアクラブ

⑸　街かどケアカフェ

高齢者をはじめとする地域の人が気軽に集い、介護予防について学べる、交流・相談・介護予防の拠点として、常設型６所（区立施設内）、地域サロン型 37 所（地域の集いの場）計 43 所で運営している。

また、27 所の地域包括支援センターが地域に出向いて開催する、出張型街かどケアカフェを実施している。

2　サービス・活動事業

⑴　訪問サービス
⑵　シルバーサポート事業
⑶　通所サービス
⑷　食のほっとサロン
⑸　高齢者筋力向上トレーニング

第３章

安心を支える福祉と医療のまち

31　障害者の地域生活を支える …… 120

32　生活の安定に向けた自立の応援 …… 127

33　地域福祉の推進 …… 131

34　医療環境の充実 …… 134

35　健康づくりの推進 …… 137



光が丘秋の陽小学校でのユニバーサルデザイン体験教室の様子

31　障害者の地域生活を支える

（1）総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1　総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援係の相談件数〕　（単位：件）　6年度

種別＼総合福祉事務所	練　馬	光が丘	石神井	大　泉
身体障害者手帳交付	2,940	2,728	2,870	1,867
自立支援医療（更生医療）	1,700	1,375	1,175	830
補装具交付	979	1,321	1,356	823
職業	－	－	－	－
施設入所および紹介	525	1,354	517	639
医療保健	1,393	1,768	1,224	1,030
在宅・生活	3,916	7,809	15,777	5,527
無料乗車券	770	602	667	397
その他	187	128	247	193
小　　計	12,410	17,085	23,833	11,306
合　　計	64,634			

〔知的障害者担当係の相談件数〕　（単位：件）　6年度

種別＼総合福祉事務所	練　馬	光が丘	石神井	大　泉
施設入所	142	1,424	34	867
職親（しょくおや）委託	－	－	－	－
職業	2	104	44	330
医療保健	1	51	2	143
生活	20	115	63	188
教育	2	78	176	121
その他	11,358	12,982	9,069	5,363
小　　計	11,525	14,754	9,388	7,012
合　　計	42,679			

〔保健相談所の保健師等による相談者数〕（単位：人）6年度

相談内容＼保健相談所	豊　玉	北	光が丘	石神井	大　泉	関
一般精神（心の健康）	3,911	3,962	3,528	6,791	2,786	3,274
社会復帰	978	156	340	654	238	518
依存（アルコール・薬物等）	182	183	99	161	69	56
児童・思春期	135	96	205	265	135	40
高齢者精神	33	39	56	40	17	5
小　　計	5,239	4,436	4,228	7,911	3,245	3,893
合　　計	28,952					

2　障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕

（単位：件）　6年度

種別＼施設	きらら	すてっぷ	ういんぐ	さくら
サービス利用	3,045	2,821	4,188	6,176
障害状況の悩み	7,621	5,074	8,214	6,132
就労	275	139	113	42
社会生活	1,157	962	872	293
その他	784	333	132	100
小　　計	12,882	9,329	13,519	12,743
合　　計	48,473			

3　障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕　（単位：人）　各年度末現在

年度＼区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	内部障害	肢体不自由	合計
4	1,513 (31)	2,116 (112)	262 (1)	7,223 (88)	9,053 (263)	20,167 (495)
5	1,520 (31)	2,183 (112)	265 (－)	7,268 (91)	8,982 (268)	20,218 (502)
6	1,534 (30)	2,277 (114)	259 (－)	7,504 (97)	9,022 (262)	20,596 (503)

注：（　）内の人数は 18 歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

（単位：人）　各年度末現在

区分／年度	最重度	重度	中度	軽度	合計
4	191 (24)	1,356 (245)	1,202 (289)	2,677 (639)	5,426 (1,197)
5	188 (22)	1,395 (268)	1,223 (306)	2,786 (662)	5,592 (1,258)
6	187 (20)	1,437 (281)	1,243 (316)	2,914 (722)	5,781 (1,339)

注：（　）内の人数は 18 歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

（単位：人）　各年度末現在

区分／年度	1 級	2 級	3 級	合計
4	476	4,618	4,030	9,124
5	491	4,689	4,328	9,508
6	482	4,991	4,788	10,261

（2）サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、平成 25 年 4 月から施行された。

1　対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2　障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化・明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分 1 ～ 6 が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕　（単位：件）　6 年度

支援対象者	判定区分							計
	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	
身体障害者	－	3	13	71	46	54	159	346
知的障害者	－	－	55	122	159	155	160	651
精神障害者	－	3	210	177	59	10	4	463
難病患者等	－	－	2	1	－	－	2	5
計	－	6	280	371	264	219	325	1,465

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1　自立支援給付

(1)　給付状況

〔給付状況〕　（単位：人）　6 年度

区　分	内　容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	13,463
	重度訪問介護	1,548
	同行援護	2,511
	行動援護	113
	療養介護	1,002
	生活介護	15,378
	短期入所	3,290
	重度障害者等包括支援	—
	施設入所支援	5,943
訓練等給付	自立訓練	1,132
	就労移行支援	3,691
	就労継続支援	16,964
	就労定着支援	1,766
	自立生活援助	15
	共同生活援助	11,163
地域相談支援給付	地域移行支援	17
	地域定着支援	—
計画相談支援給付	計画相談支援	13,042

(2)　自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の 3 種類がある。6 年度の利用者は精神通院医療が 17,184人、更生医療が875人、育成医療が 18人であった。

(3)　補装具費支給

障害の種別、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。6 年度の支給状況は購入 775件 、修理 661 件の計 1,436 件であった。

2　地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業はつぎのとおりである。

⑴　意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

６年度の派遣回数は、手話通訳3,112件 、要約筆記356 件であった。また、本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターの窓口に手話通訳者を設置しており、６年度の設置回数は344回であった。

そのほか、タブレット等を通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳を実施しており、６年度の利用件数は 36件であった。

また、５年６月から、失語症者向け意思疎通支援者の団体派遣を開始した。６年度の派遣件数は277件であった。

⑵　日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65 歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40 ～ 64 歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。６年度の日常生活用具の給付は 12,798件、住宅設備改善費の給付は 29 件であった。

なお、７年度から障害児（18歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

⑶　移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。６年度の利用者は延べ11,738人であった。

⑷　地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に６か所ある。

⑸　訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。６年度の利用者は延べ 783 人であった。

⑹　日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。６年度の利用者は延べ 1,078人であった。

⑺　障害者在宅生活あんしん事業

身体に障害がある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、緊急時に民間の受信センターへ通報する無線発報機を貸与する。６年度末現在の利用者数は16人であった。

⑻　重度障害者大学等修学支援事業

大学等における重度障害者の修学に必要な支援体制の促進を目的として、大学等での修学に必要な介護を行う。６年度の利用者数は１人であった。

⑼　重度障害者等就労支援事業

就労機会の拡大や社会参加の促進を図ることを目的として、重度障害者が通勤や職場等で必要となる支援を行う。６年度の利用者数は１人であった。

3　「児童福祉法」による障害児支援給付

「児童福祉法」による給付は、障害児通所支援および障害児相談支援で構成されており、障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況〕　（単位：人）６年度

支援・サービス等	延べ人数
児童発達支援	13,626
放課後等デイサービス	16,476
居宅訪問型児童発達支援	69
保育所等訪問支援	2,112
障害児相談支援	4,674

●「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1　紙おむつの支給

在宅の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人に紙おむつ等を支給している。６年度は延べ 5,162 人に支給した。年齢、所得による対象制限がある。

なお、７年度から、障害児（20 歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

2　出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年６枚まで交付している。１回当たり500 円の利用者負担金がある。６年度の利用者は、延べ 536 人であった。

3　福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、１か月につき 500 円券 ６枚、100 円券 ５枚を交付している。６年度の交付人数は、4,840 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

なお、７年度から、障害児（20 歳未満）については、

保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

4　リフト付福祉タクシーの運行

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。６年度の運行回数は46,373回であった。

5　自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、１か月2,800円の燃料費を助成している。６年度末現在の受給者は1,359人であった。年齢、所得による対象制限がある。

なお、７年度から、障害児（20歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

6　中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。６年度は54件の助成を行った。

7　重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減および当該家族の就労等の支援を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を１年度の間に144時間を限度に、１回あたり２～４時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。６年度は延べ785回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

６年３月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画（令和３～８年度）」を一部改定するとともに、「第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

●障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・日中活動・障害福祉サービス等、障害者のライフステージに応じたサービスの充実に取り組んでいる。

1　地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点の整備を進めている。

⑴　障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」

障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所と連携した面的な体制整備を強化している。

⑵　重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」

３年２月に北町地域に開設したゆめの園上宿ホームに続き、区内２か所目の多機能型地域生活支援拠点を旧石神井町福祉園用地に開設する。８年の開設を目指している。

2　共生型サービスを活用したショートステイの充実

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用し、共生型サービス（※）を活用したショートステイを４年３月から開始している。７年度は光が丘ライフプラザで共生型サービスを開始する。

※共生型サービス：
介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

3　医療的ケアが必要な障害者への支援の充実

⑴　三原台二丁目用地を活用した、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点を整備する。通いの場の提供、医療型ショートステイ、地域の医療的ケアを支える人材の育成等を実施する。さらに、特別区の取組としては初となる、医療的ケアが必要な障害者に対する24時間医療・介護が提供される生活の場を整備する。11年度の開設を目指している。

⑵　医療的ケアが必要な障害者の通いの場の充実

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致する。また、福祉園等の障害福祉サービスを実施する施設で、医療的ケアが必要な障害者の受入れを開始し、重度心身障害者の通所定員を拡大する。６年度は定員を１人拡大した。

⑶　医療的ケアに対応したショートステイの充実

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイの実施施設を拡大する。

●福祉園等

福祉園等では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。

谷原フレンドでは、日中一時支援事業として入浴サービスも行っている。

〔福祉園等在籍者数〕　（単位：人）　6年4月1日現在

施設名	在籍者
大泉町福祉園	56
氷川台福祉園(※)	55
関町福祉園	34
光が丘福祉園	39
大泉学園町福祉園(※)	65
貫井福祉園	30
谷原フレンド	20

※：氷川台福祉園および大泉学園町福祉園では、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。（1日当たり　氷川台福祉園9人、大泉学園町福祉園7人）

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するため、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を設置している。6年4月1日現在、白百合福祉作業所38人、かたくり福祉作業所 59人の利用があった。白百合福祉作業所は、7年4月に（福）練馬区社会福祉協議会に民営化した。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

心身障害者福祉センターでは、障害者の社会生活への適応力の向上、社会参加と自立の助長を図ることを目的に各種事業を行っている。

なお、施設の大規模改修工事に伴い、6年2月から光が丘第七小学校跡施設ほかで事業を継続している。

1　生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2　中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。6年度は、延べ130人の相談を受けた。

3　障害者ICT相談窓口

障害のある人の意思疎通を助けるICT（情報支援）機器の相談・体験、操作方法のサポートを行っている。

4　講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。

5　施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

6年度は、光が丘区民センターで事業を継続し、7,878人に対し施設提供を行った。

〔通所事業在籍者数〕　（単位：人）　6年4月1日現在

事業内容	在籍者
生活介護事業	14
中途障害者通所事業	22

●しらゆり荘

しらゆり荘は、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。また、就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。

〔施設概要〕

事業内容	定　員
共同生活援助事業（グループホーム）	8人
日中一時事業（日中の預かり） 短期入所事業（宿泊を伴う支援）	6人（短期入所4人を含む。）

●こども発達支援センター

医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所支援等の事業を実施している。

1　相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

また、医療的ケア児等コーディネーターによる専門相談と医療的ケア児を育てた経験のある家族への相談ができる窓口を設置している。

2　通所支援

発達相談や医療相談の結果、通所支援が必要と判断された児童を対象に、精神や身体の発達に応じ、日常生活の基本動作を習得して集団適応するための専門的な支援を行っている。6年度は4,074人に通所支援を行った。

3　訪問

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を行っている。

4　家族支援、地域支援

通所支援児童の家族を対象とした講習会や、区民を

対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室・運動場の活動の場を提供する。６年度は15,888人に施設提供を行った。

障害児および発達に心配のある児童を一時的に預かる障害児一時預かり事業を実施している。

〔相談・一時預かり人数〕　（単位：人）６年度

区　分	延べ人数
専門相談	4,670
障害児一時預かり事業	782

〔地域支援事業〕　６年度

内　容	実施回数（回）	参加延べ人数（人）
区民向け啓発事業：講演会（※）	2	222

※：対面とオンラインの同時開催

（3）障害者の就労を推進する

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者、企業等で働く障害者、障害者を雇用する企業等への支援などを行っており、（福）練馬区社会福祉協議会が運営している。

１　就労支援事業

⑴　就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行っている。６年度は延べ1,260件の相談があった。

⑵　就職支援

アセスメントや模擬面接、履歴書等の作成支援など、延べ 2,313 件の就職活動支援を行った。６年度は 48 人が就職した。

２　職場定着支援事業

障害者が働く企業等への支援員の訪問や障害者からの相談等を行い、就労の継続を図った。６年度の対象者は 886 人、支援件数は延べ 8,047 件であった。

３　障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の就労支援事業所や企業、特別支援学校等の関係機関で構成し、障害者就労の支援体制の構築を図った。６年度は５回開催した。

４　共同受注窓口事業

区内作業所等が企業や農業者等からの請負作業を共同で受注する体制づくりを行い、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。６年度の受注件数は 204件、受注金額は 3,255,573円であった。

５　普及・啓発事業

９月の障害者雇用支援月間において、講演会、パネル展および障害者施設の自主生産品販売会を行った。また、区内企業等の障害者雇用への理解を深めるため、雇用支援セミナーを開催した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を２か所設置している。定員は、貫井福祉工房が 20 人、かたくり福祉作業所が 10 人である。６年度の就職の状況は、貫井福祉工房で９人であった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を２か所設置している。６年度の利用状況は、貫井福祉工房で 25 人、かたくり福祉作業所で４人であった。

〔就職などの状況〕　（単位：人）６年度

内　容	人　数
福祉施設等から一般就労	198
就労定着支援事業の利用者	197

注：民間施設等利用者を含む

（4）障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち､安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。６年度は延べ28,952人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、平成 27 年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。このほかにも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、121 ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照)、通院にかかる医療費（自立

支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

・障害福祉サービス利用者　1,847人
・自立支援医療利用者　17,184人（再掲）
・入院医療利用者　0人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。６年度の利用状況は、団体利用が延べ2,151団体、17,843人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種の助成を行っている。

１　練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１～３度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（353疾病）の人に月額15,500円、身体障害者手帳３級、愛の手帳４度の人および精神障害者保健福祉手帳１級の人に月額10,000円をそれぞれ年３回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。６年度末現在の受給者は12,238人であった。

２　東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。６年度末現在の受給者は521人であった。

３　特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。６年度は、特別障害者手当月額28,840円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額15,690円を年４回に分けて支給した。６年度末現在の受給者は、特別障害者手当875人、障害児福祉手当243人、経過的福祉手当３人であった。

４　心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害者になったとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に、全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。６年度末現在の加入者は57人であった。

５　心身障害者医療費助成

身体障害者手帳１、２級（内部障害は３級まで）、愛の手帳１、２度、精神障害者保健福祉手帳１級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。なお、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。６年度末現在の対象者は5,565人であった。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。６年度は、地域活躍者４人、援護功労者２人の表彰を行った。

32 生活の安定に向けた自立の応援

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

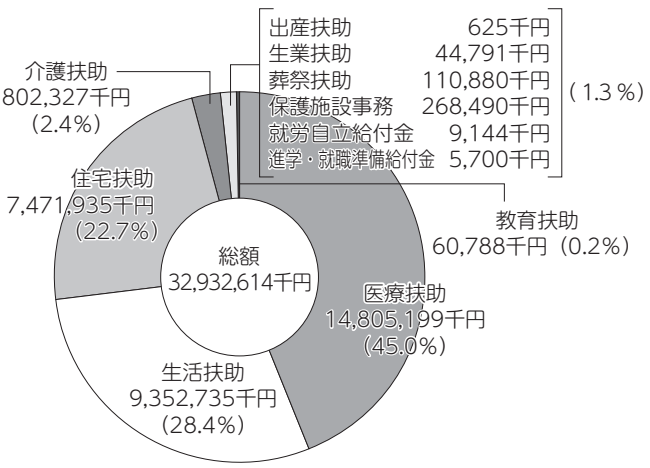
生活保護制度は、憲法第 25 条に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

1 生活保護受給状況

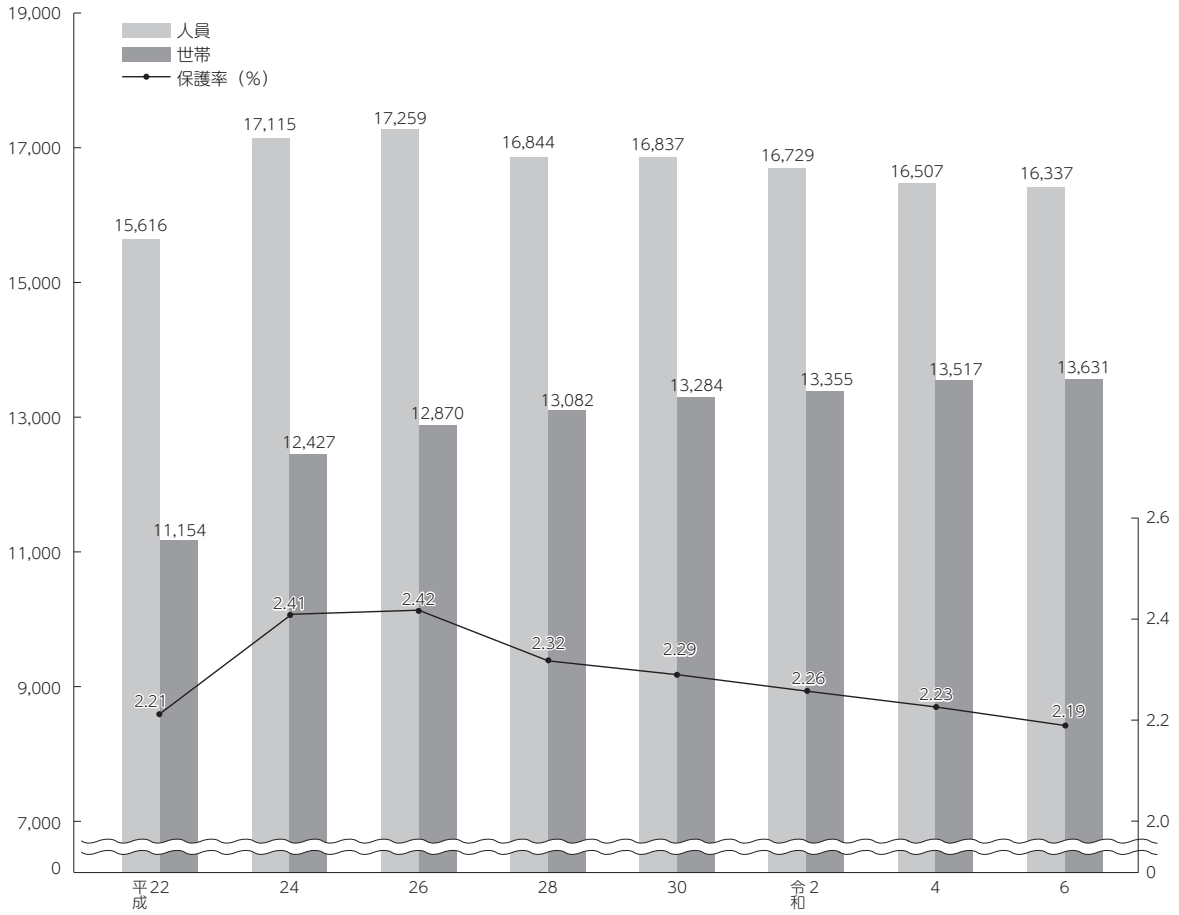
受給者は、平成４年度を底に増加し続けており、20年度以降急増したが、近年は横ばい傾向である。

生活保護費の支出総額は、５年度と比較して 1.95%増加している。

〔生活保護費支出状況〕 ６年度



〔生活保護受給世帯、受給者数および保護率の推移〕



〔生活保護世帯および人員〕

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助(※)		葬祭扶助(※)		出産扶助(※)	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
2	13,355	16,729	11,965	14,845	12,228	15,147	517	736	2,911	3,040	12,947	15,950	4,031	4,139	539	539	3	3
3	13,451	16,607	12,015	14,700	12,316	15,022	474	673	3,023	3,151	13,068	15,867	3,745	3,769	468	468	1	1
4	13,517	16,507	12,058	14,589	12,331	14,900	426	601	3,094	3,233	13,117	15,754	3,497	3,664	515	515	4	4
5	13,571	16,411	12,102	14,516	12,414	14,870	396	552	3,129	3,269	13,209	15,721	3,393	3,637	545	545	1	1
6	13,631	16,337	12,051	14,339	12,438	14,743	372	508	3,185	3,319	13,244	15,619	3,210	3,492	532	532	3	3

※生業扶助、葬祭扶助、出産扶助は各年１月１日から 12 月 31 日までの年間累計数値

2　自立への取組

就労自立、社会生活自立および日常生活自立を支援するため、自立支援プログラムを策定している。６年度は6,581人を支援した。

〔実施中のプログラム〕

1　「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム
2　就労支援（専門員による取組）プログラム
3　就労サポート事業プログラム
4　精神保健福祉支援　退院促進プログラム
5　精神保健福祉支援　居宅生活支援プログラム
6　高校進学支援プログラム
7　学力向上支援プログラム
8　子ども支援プログラム
9　債務整理支援プログラム
10　居宅生活支援プログラム
11　高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム

●法外援護

生活保護世帯の自立を支援するため、「生活保護法」では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。６年度の実績は93,945,465円であった。

〔支給内容〕

入浴証、児童・生徒への通学用被服等の購入費および中学校卒業者就職等支度金、家財保管料および処分料、自立促進費５種（就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・健康増進支援・次世代育成支援）

●生活困窮者自立支援事業

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者に対し、自立の促進を図ることを目的とした事業である。生活サポートセンターを相談窓口とし、自立相談支援を中心に家計改善支援、住居確保給付金の支給等を実施している。

〔生活サポートセンターの利用状況〕　（単位：人）

年度	自立相談支援事業利用者数	家計改善支援事業利用者数	住居確保給付金（※）受給者数
4	2,702	11	676
5	2,652	15	208
6	2,567	21	127

※：住居確保給付金については、相談、申請受付、受給期間中の就労支援を生活サポートセンターが実施する。

●戦争犠牲者の援助

1　戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。６年度の特別弔慰金等の請求受付は０件であった。

2　原爆被爆者見舞金

６年８月１日現在、区に住所がある被爆者健康手帳の交付者に、見舞金を支給している。６年度は、１人当たり12,500円を209人に支給した。

●中国残留邦人等への支援

1　支援給付

一定の要件を満たした中国残留邦人等を対象に実施している。６年度末現在、受給世帯数は48世帯、受給人員は66人であった。

2　配偶者支援金

中国残留邦人等の亡き後も配偶者が安定した生活を送るため、支援給付に加えて平成26年10月から支給している。６年度末現在、対象者は７人であった。

3　地域生活支援事業の実施

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1　応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に無利子で資金を貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円までである。

〔応急小口資金貸付け状況〕

年　度	件　数（件）	金　額（千円）
4	84	10,610
5	73	8,910
6	40	4,864

2　高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、進学者１人につき７万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。

〔高等学校進学準備資金〕

年　度	件　数（件）	金　額（千円）
4	7	381
5	3	182
6	4	192

3　入院資金の貸付け

65 歳以上の高齢者、身体障害者手帳や愛の手帳の所持者が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120 万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。6 年度は 14 件、171 万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1　東京都母子及び父子福祉資金の貸付け

20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母および父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など 12 種類の福祉資金を貸し付けている。6 年度は 65 件、3,849 万円の貸付けを行った。

2　女性福祉資金の貸付け

配偶者がいない女性等を対象に、11 種類の福祉資金を貸し付けている。6 年度は 3 件、313 万円の貸付けを行った。

3　入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を助成している。6 年度は 28 件の利用があった。

●生活困窮世帯エアコン購入費助成事業

経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない、または現に設置しているエアコンが故障等により使用できない生活困窮世帯に対し、エアコンの購入および設置に要する費用を助成する事業を実施することにより、夏季における熱中症による健康被害の予防を図るとともに、必要に応じ生活相談を行い、支援機関へつなぐことを目的としている。6 年度は 223 件、22,310,641 円の助成を行った。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18 歳未満の子どもを養育している生活上の問題を抱えた母子等が利用できる。

居室の提供のほか、相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における 3 つの支援を総合的に推進するため、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1　ひとり親家庭向け相談窓口

⑴　総合相談

専門相談員がひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、関係機関の適切な支援につないでいる。6 年度は延べ 8,111 件の相談があった。

⑵　出張相談

専門相談員がひとり親家庭の自宅に出張し、支援制度などの案内や相談に応じる。6 年度は 3 件の相談があった。

⑶　法律相談

弁護士が離婚前後に関することや養育費についての相談に応じる。6 年度は 131 件の相談があった。

⑷　家計相談

ファイナンシャルプランナーが、ひとり親の長期的なライフプランの設計などの家計相談に応じる。6 年度は延べ 59 件の相談があった。

2　生活を応援

⑴　生活応援セミナー

6 年度は資格取得セミナー、教育資金対策セミナー、副業セミナー講座を計 3 回開催し、延べ 60 人の参加があった。

⑵　養育費に関する公正証書作成等費用助成

養育費の取決めにかかる公正証書の作成等費用に対し、給付金を支給する。6 年度は 49 人に支給した。

⑶　養育費に関する ADR（裁判外紛争解決手続）費用助成

養育費の取決めにかかる ADR 費用に対し、給付金を支給する。

⑷　転宅支援給付金

家賃負担を軽減するため、今より安い家賃の住宅への転宅を希望する世帯に対し、敷金・礼金などの契約費用と引越し費用を助成する。6 年度は 20 人に支給した。

3　就労を応援

⑴　自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座の受講経費の一部を支給する。6 年度は 6 人に支給した。

⑵　高等職業訓練促進給付金等事業

就業に結びつきやすい看護師等の資格を取得するために 6 ヶ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費として給付金を支給する。6 年度は延べ 78 人に支給した。

⑶　高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、試験対策講座開始時、修了時および合格時に対象講座受講経費の一部を支給する。6 年度は 2 人に支給した。

⑷　就労支援セミナー

①　パソコン講習会

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるための講習会を 3 日制で実施した。6 年度は 2 回開催し、19 人が参加した。

②　在宅就業推進事業

在宅就業に必要とされる知識・スキルを身につけるため、通信環境とパソコンを 3 か月間貸出し、在宅就業体験を行う。6 年度は 20 人が参加した。

⑸　自立支援プログラムによる支援

各家庭の自立や就業に向けて課題を把握し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行う。6 年度は延べ 60 人にプログラムを策定した。

⑹　ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。6 年度は、66 世帯が利用登録し、延べ 3,483 回の利用があった。

4　子育てを応援

⑴　家庭訪問型学習支援事業

小学校 4 年生から中学校 2 年生までの児童・生徒のいるひとり親家庭に学習支援員を月 3 回・計 24 回派遣し、学習の支援と併せ、子どもの心に寄り添った悩み相談等を行う。6 年度は 39 世帯 45 人が利用した。

⑵　親子レクリエーション事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供するため、区内農園で収穫体験を 3 回開催したほか、バスツアーを 2 回実施した。6 年度は延べ 86 世帯 182 人が参加した。

⑶　ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、関東近郊の宿泊施設を指定し、宿泊料の一部を助成する。6 年度は延べ 87 人の利用があった。

●困難な問題を抱える女性への支援の強化

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「市町村基本計画」を、「第 6 次練馬区男女共同参画計画（計画期間 7 ～ 11 年度）」の中に位置づけた。

1　居場所事業

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV や児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える若年女性が気軽に立ち寄れ、相談・支援のきっかけとなるよう、女性自立支援施設や女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業および出張相談会を実施する。

2　LINE 相談事業

困難な問題を抱える若年女性が夜間や休日でも気軽に相談、つながることができる LINE 相談を実施する。

3　ミドルステイ（一時的な住まいの提供）

区が指定する施設内の居室（住居）を一時的に提供する。離婚前後等において、離婚後の住まい・就業の支援や親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整えるための支援を実施する。

33 地域福祉の推進

(1) みんなでつくる 誰もが安心して暮らせるまち

●練馬区地域福祉計画

７年３月に、地域福祉を推進し、誰もが安心して心豊かに暮らせる社会を実現するため、「練馬区地域福祉計画　みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン（令和７年度～令和10年度）」を策定した。

1　計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりである。

・社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」
・練馬区福祉のまちづくり推進条例第７条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」
・成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」
・社会福祉法第106条の５に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」
・再犯防止推進法第８条に規定する「地方再犯防止推進計画」

2　計画の体系（施策の柱と事業）

「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」を基本理念とし、その実現に向けた施策の柱と事業（５つの施策の柱と45の事業）で構成されている。

⑴　区民との協働と地域の支え合いを推進する
　８事業
⑵　誰もが安心して生活できる環境を整える
　17事業
⑶　再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する（練馬区再犯防止推進計画）
　９事業（再掲６事業）
⑷　ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める（練馬区福祉のまちづくり推進計画）
　９事業
⑸　権利擁護が必要な方への支援を充実する（練馬区成年後見制度利用促進基本計画）
　８事業

(2) 区民との協働と地域の支え合いを推進する

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は３年で、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●つながるカレッジねりま（福祉分野）

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に「地域福祉パワーアップカレッジねりま」として開設し、２年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルした。６年度は年間の授業日数が 29 日で、25 人が受講した。

●地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、地域福祉協働推進員（ネリーズ）や地域活動団体等と協力しながら、地域のネットワークづくりを進める活動を支援している。

●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。６年度は 12 団体に対して支援を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を３年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。６年度は ９団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO 法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO 法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

(3) 誰もが安心して生活できる環境を整える

●指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可

区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、指導監査を行っている。６年度は 8 法人に対する一般監査を実施した。

また、区内の福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の確保および支給等の適正化を図るため、指導検査を行っている。６年度は、障害福祉サービス事業者等で100事業所に対する実地指導、保育施設等で146 施設に対する一般指導検査、介護サービス事業者等で185 事業所に対する運営指導および２事業所に対する監査を実施した。

説明会および集団指導は、YouTube の動画配信により実施した。

社会福祉法人の設立認可について、６年度はなかった。

●保健福祉サービス苦情調整委員の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成 15 年６月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員３人と、専門相談員２人で構成されている。

(4) 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する

●練馬区保護司会

保護司会は、社会奉仕の精神をもって、主として非行少年や犯罪者の保護観察を担当するとともに、犯罪の予防を図るため、世論の啓発指導に努め地域環境の改善活動等地域社会の浄化を図ることを使命としている。

保護観察所長の推薦した社会的に信望のある篤志家のうちから保護司選考会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱するもので、任期は2年である。7年3月31日現在、区には88人(定数146人)の保護司がいる。

区では、保護司会活動に係る事務費・分担金・事業費等の一部を補助している。

●練馬区更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的としている。

区では、更生保護女性会活動に係る事務費・分担金・事業費等の一部を補助している。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりを進める

●ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。６年度は、小・中学校への出張型を10校、区内在住・在学の小学校４～６年生と保護者を対象に学校外編を２回実施し、延べ1,115 人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を平成 29 年２月から区公式ホームページで公開している。

(6) 権利擁護が必要な人への支援を充実する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

平成 17 年１月に、高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、（福）練馬区社会福祉協議会に設置した。

福祉サービスの利用手続、金銭管理の支援や成年後見制度の利用支援、周知・啓発などを行っている。

19 年１月には、区における成年後見制度活用を推進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けた。

２年度から、国が定める中核機関の運営主体としての業務を行っている。区は、設置主体として運営を支援している。

中核機関の運営業務は、つぎのとおりである。

⑴ 相談および利用支援
⑵ 広報および周知・普及啓発
⑶ 地域連携ネットワークの構築
⑷ 市民後見人の養成・活動支援
⑸ 親族後見人の支援
⑹ 利用促進協議会の開催
⑺ 法人後見事業の実施

また、６年度から終活相談窓口を開設している。

●地域福祉権利擁護事業等の実施

成年後見制度の利用に至る前の支援として、福祉サービスの利用援助や支払・手続等、日常の金銭管理をサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

（7）練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

１　活動

公益性の高い組織としてつぎの活動をしている。

⑴　練馬ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」および障害者就労支援センター「レインボーワーク」等の運営
⑵　共同募金への協力
⑶　区の福祉事業の受託
⑷　区のこどもだんらん食堂支援事業との連携（７年度開始）

２　理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

６年度に「第６次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。

34 医療環境の充実

(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療、重篤患者に対する三次救急医療を都が担っている。

1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎２階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下１階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間（平日午後８～11 時、土・日・祝休日午後６～10 時）に実施している。

〔初期救急医療施設〕 6年度

施設名	診療日数（日）	受診者数（人）
練馬休日急患診療所	365	6,952
練馬区夜間救急こどもクリニック	365	1,915（※）
石神井休日急患診療所	122	6,920

※：練馬休日急患診療所の内数

2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎３階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には、休日診療当番制歯科診療所を区内に２か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕 6年度

施設名	診療日数（日）	受診者数（人）
練馬歯科休日急患診療所	70	518
当番制歯科診療所	14	229

3 二次救急医療

都は、区内６病院と１診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕 6年度

施設名		所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10
	練馬光が丘病院	光が丘 2-5-1
	練馬総合病院	旭丘 1-24-1
	大泉生協病院	東大泉 6-3-3
	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23
	浩生会スズキ病院	栄町 7-1
診療所	川満外科	東大泉 6-34-46

4 三次救急医療

都は、５年３月に順天堂練馬病院を三次救急医療機関として指定し、生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に医療を提供している。

〔三次救急医療機関〕 6年度

施設名		所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎３階）では、地域の歯科診療所で治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に歯科診療を実施している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

摂食・えん下機能支援センター（区役所東庁舎３階）では、機能の低下が疑われる要介護高齢者を対象に、摂食、えん下機能に関する事前調査を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕 6年度

区　分	診療日数（日）	治療件数（件）
心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療	99	2,360
摂食・えん下リハビリテーション診療	94	213

区　分	調査件数（件）
摂食・えん下機能支援事業	40

（2）病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、平成 17 年７月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療、がん医療など
・内科、外科、小児科の 24 時間救急医療
・区内医療機関との連携

既存病棟の改修により、３年４月から 90 床増床するとともに、手術室、ICU（※１）および NICU（※２）の増設、GCU（※３）の新設等、医療機能を拡充した。

５年３月に、生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に対応する三次救急医療機関に指定された。

※1 ICU：
集中治療室。重篤な患者に対し、24 時間体制で高度な医療・看護を行う病床

※2 NICU：
新生児集中治療室。保育器や人工呼吸器、こども用点滴器具等を備え、早産児や先天性疾患等を患った重症新生児が集中的な治療・ケアを受ける病床

※3 GCU：
新生児治療回復室。NICU で治療を受け、低出生体重から脱した新生児や状態が安定してきた新生児などが、引き続きケアや治療を受ける病床

●公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、平成 24 年４月に（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
・高度で専門的および総合的な医療
・区内医療機関との連携

29 年度に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、既存の医療機能の充実に加え、光が丘地域では初となる回復期機能（※）を有する新たな病院として、４年 10 月に開院した。

※ 回復期機能：
急性期の病院を退院後、すぐに自宅に戻ることが難しい人を受け入れ､在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。また、容体が悪化した人の緊急時の受入れにも対応

●慈誠会・練馬高野台病院

旧高野台運動場用地の一部を活用し、区が病院の建設および運営を行う事業者を誘致する方式により、４年８月に慈誠会・練馬高野台病院が開院した。

218 床の病院として、回復期・慢性期（※）の機能を有している。

※ 慢性期機能：
比較的長期間にわたり療養が必要な人を入院させる機能

●慈誠会・光が丘病院

練馬光が丘病院跡施設を活用し、区が病院の改修および運営を行う事業者を誘致する方式により、７年４月に慈誠会・光が丘病院が開院した。157床を有する病院として、区内初の緩和ケア病床や光が丘地域初となる地域包括ケア病床等を設置している。

（3）在宅療養の推進

●在宅医療提供体制の充実

３年度に、在宅医療の提供体制の充実を図るため、練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターを開設した。病院から在宅医療へ移行する際の訪問診療医のコーディネートや区民からの在宅医療に関する相談等を実施している。

●在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う、在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。（詳細は、112 ページの＜在宅療養の推進＞を参照）

（4）災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

災害時に区立小・中学校に設置される避難拠点のうち、10 校に医療救護所を設ける。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に、来所する傷病者をトリアージ（※）し、軽症者の応急処置を行う。重症者等については、災害拠点病院（2 か所）または災害拠点連携医療機関（6 か所）に搬送する。

※トリアージ：
災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

●医療救護所訓練の実施

医療救護所に参集する医療スタッフや近接医療機関等による訓練を実施している。６年度は石神井西中学校および開進第三中学校で実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘 2-40-1
開進第三中学校	桜台 3-28-1
貫井中学校	貫井 2-14-13
練馬東中学校	春日町 2-14-22
光が丘秋の陽小学校	光が丘 2-1-1
石神井東中学校	高野台 1-8-34
谷原中学校	谷原 4-10-5
大泉南小学校	東大泉 6-28-1
大泉西中学校	西大泉 3-19-27
石神井西中学校	関町南 3-10-3

35 健康づくりの推進

【関連文書：「ねりまの保健衛生」練馬区健康部・保健所・地域医療担当部】

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

区は、健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を述べた「健康都市練馬区宣言」を宣言し、その理念のもと、区民とともに健康づくりを進めている。(宣言文は裏表紙参照)

●健康づくりサポートプラン

「誰もが自ら健康づくりに取り組むまち」の実現を目指して、７年３月に「練馬区健康づくりサポートプラン」を策定した。計画では、10年度までの４年間に取り組む具体的な事業を示している。

●乳幼児と親の健康づくり

１　母子健康手帳の交付・妊婦全員面談・妊婦健康診査

妊娠届出書を提出した妊婦に対し、妊娠・子育て相談員が母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等の交付および面談を行い、妊娠中の健康管理を支援している。

２　産後ケア事業

産後１年未満（母子ショートステイはおおむね４か月まで）の母子を対象に、助産師のいる施設での母子ショートステイや母子デイケア、助産師が自宅を訪問する産後ケア訪問により、安心して子育てができる環境の充実に努めている。

３　新生児聴覚検査・乳幼児健康診査

新生児聴覚検査受診票を交付し、聴覚障害の早期発見、早期療育につなげている。また、乳幼児（４か月、６か月、９か月、１歳６か月、３歳）の健康診査を実施し、子どもの健康保持増進、疾病の早期発見だけでなく、保護者の健康面にも対応し、育児不安の軽減に努めている。

４　赤ちゃん準備教室・２か月児相談など

妊娠、出産、育児に関する知識の習得および地域での仲間作りを目的とした集いを開催している。

５　こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が生後４か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・子育て相談、産婦の健康相談、情報提供を行い、育児不安の軽減を図っている。

また、必要に応じ妊産婦や乳幼児の訪問指導も行っている。

６　歯科保健

むし歯予防と健全な口腔育成の支援として、乳幼児を対象とした歯みがき相談や、１歳６か月から３歳までを対象とした半年ごとの歯科健康診査と口腔衛生指導を実施している。

また、歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する普及啓発事業を実施している。

〔むし歯のない子の割合〕　（単位：%）　６年度

区　分	むし歯のない子の割合
１歳６か月児健康診査	99.4
３歳児健康診査	96.5

〔区民の保健・衛生の主要指標〕

指標		練馬区 5年 (人)	練馬区 5年 (率)	練馬区 4年 (率)	練馬区 3年 (率)	東京都 5年 (率)	全国 5年 (率)
出生※1		**4,880**	6.8	7.1	7.3	6.4	6.0
死亡※1		**7,217**	10.0	10.3	9.1	10.2	13.0
主要死因※2	悪性新生物	**1,810**	252.0	250.6	236.3	254.9	315.6
	心疾患	**1,015**	141.3	149.8	133.0	150.1	190.7
	老衰	**986**	137.3	128.2	103.7	130.2	156.7
	脳血管疾患	**463**	64.5	68.2	63.0	64.8	86.3
	肺炎	**344**	47.9	47.0	43.4	45.7	62.5
乳児死亡※3		**7**	1.4	1.8	1.9	1.6	1.8
新生児死亡※3		**2**	0.4	0.6	1.1	0.7	0.8
周産期死亡※4		**14**	※5 2.9	※5 3.7	3.2	3.1	3.3
死産※4		**92**	18.5	21.3	18.9	21.9	20.9
低体重児出生※3		**526**	107.8	94.4	97.0	94.8	---

注：※1印の率は人口千当たり、※2印の率は人口10万当たり、※3印の率は出生千当たり、※4印の率は出産千当たり
※5印の率は、出生・妊娠22週以降の死産千対の数値（全国および東京都と同様の算出方法）

資料：①「令和５年（2023）人口動態統計（確定数）の概況」厚生労働省
②「人口動態統計　令和５年」東京都保健医療局

7　給付・助成等

未熟児養育医療給付､妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付などの給付・助成事業を行っている。

また、都が小児慢性特定疾病の医療費助成を行っており、区では申請を受け付けている。

●出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく身近で相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する出産・子育て応援事業を行っている。

経済的支援として、妊娠届出時と出産後に、育児用品や子育て関連サービス等に使用できるギフトカードを支給している。

●バースデーサポート事業

子育てに関する相談支援体制の強化を目的に、１歳の誕生日を迎える子どもを育てる家庭を対象に、バースデーサポート事業を行っている。子育てに関するアンケートを実施するとともに、保健相談所で開催する１歳児子育て相談等の情報提供を行い、アンケート回答者にはギフトを贈呈する。アンケートの回答は保健相談所と共有し、必要に応じて相談支援につなげている。

●学校保健の充実

成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、定期健康診断等を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

〔定期健康診断における疾病等の状況〕　（単位：人）　６年度

区分		小学校			中学校		
		男	女	計	男	女	計
在籍者数　（５月１日現在）		17,167	16,375	33,542	6,867	6,357	13,224
受診者数		16,935	16,160	33,095	6,576	6,045	12,621
栄養状態	栄養不良　※	12	16	28	－	－	－
	肥満傾向　※	127	65	192	83	51	134
脊柱側わん症・脊柱異常　※		46	84	130	56	114	170
胸郭異常　※		11	16	27	20	8	28
四肢の異常　※		7	11	18	14	7	21
裸眼視力	1.0 以上	10,168	9,186	19,354	2,295	1,677	3,972
	1.0 未満 0.7 以上	1,928	1,916	3,844	724	677	1,401
	0.7 未満 0.3 以上	2,004	2,051	4,055	1,072	958	2,030
	0.3 未満	1,395	1,362	2,757	1,087	979	2,066
	上記のうち、眼鏡・コンタクト装用者	968	1,132	2,100	689	793	1,482
矯正視力のみ測定者（眼鏡・コンタクト装用者）		1,450	1,664	3,114	1,457	1,840	3,297
感染性眼疾患		23	5	28	－	－	－
アレルギー性眼疾患		1,561	1,243	2,804	1,301	996	2,297
その他の眼疾患		296	279	575	107	90	197
難聴（小学校１・２・３・５年および中学校１・３年のみ）		39	33	72	13	14	27
耳疾患		1,275	1,179	2,454	498	334	832
アレルギー性鼻疾患		4,428	3,199	7,627	2,143	1,490	3,633
その他の鼻・副鼻腔疾患		417	284	701	97	57	154
口腔咽喉頭疾患		12	13	25	2	1	3
感染性皮膚疾患　※		17	2	19	－	1	1
アレルギー性皮膚疾患　※		1,376	1,117	2,493	471	403	874
その他皮膚疾患　※		52	34	86	8	3	11
結核	結核患者	－	－	－	－	－	－
	精密検査対象者	33	32	65	12	5	17
心臓	心臓疾患	129	105	234	44	35	79
	心電図異常（小・中学校ともに１学年のみ）	70	53	123	67	78	145
尿蛋白検出		58	152	210	145	106	251
尿糖検出		6	10	16	6	9	15
その他	気管支喘息　※	872	562	1,434	213	174	387
	腎臓疾患　※	49	81	130	69	97	166
	言語障害　※	87	63	150	4	3	7
	その他の疾病・異常　※	209	209	418	53	74	127
歯および口腔の検査	歯科受診者数	16,828	16,059	32,887	6,510	5,982	12,492
	う歯：処置完了者	2,229	1,854	4,083	1,027	1,169	2,196
	う歯：未処置歯のある者	1,508	1,271	2,779	449	447	896
	歯周疾患	77	67	144	160	73	233
	歯列・咬合の異常	324	313	637	319	252	571
	顎関節の異常	5	1	6	6	9	15
	歯垢の状態	478	279	757	312	191	503
	その他の歯・口腔の疾病および異常	101	100	201	12	42	54
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	148	141	289	227	191	418
	う歯による喪失歯数（小学校６年生および中学校１年生のみ）	4	3	7	13	14	27
	処置歯数（小学校６年生および中学校１年生のみ）	310	387	697	454	652	1,106

注：①受診者数は※印の検査を全て受診した人（内科検診を受診した人）
②集計期間は４月から６月まで（定期健康診断実施期間）

1　定期健康診断

診断結果によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が 8.5%、中学生が 7.2%である。むし歯は偏食などの原因にもなるため、歯垢染色テストやよい歯のバッジの配付等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

2　脊柱側わん症の精密検査

定期健康診断で異常が認められた小学校５・６年生、中学校１・３年生および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

3　生活習慣病対策

肥満度の高い児童･生徒に対して精密検査を実施し、個別指導や集団指導を行っている。

4　貧血検査

中学校 1 年生の希望者を対象に実施している。

〔身体発育状況〕　6 年度

学年	男　子		女　子	
	身長 (cm)	体重 (kg)	身長 (cm)	体重 (kg)
小学校１年生	116.9	21.3	115.8	20.9
小学校２年生	123.1	24.2	122.0	23.6
小学校３年生	129.1	27.7	127.8	26.6
小学校４年生	134.2	31.0	134.1	30.2
小学校５年生	139.8	34.7	141.3	34.9
小学校６年生	146.4	39.5	147.9	39.6
中学校１年生	153.7	44.3	152.8	44.4
中学校２年生	161.2	49.8	155.3	47.5
中学校３年生	166.9	55.0	156.9	49.6

〔区内小・中学校の体力・運動能力調査の結果〕　6 年度

男子		小学校						中学校		
項目	単位	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	１年生	２年生	３年生
握力	kg	8.5	10.4	12.2	14.0	16.2	19.0	23.4	29.0	33.8
上体起こし	回	11.1	13.9	15.9	17.8	19.4	21.3	23.6	26.6	28.5
長座体前屈	cm	25.9	27.6	30.0	31.8	33.6	36.1	39.9	43.6	46.8
反復横とび	点	25.9	29.5	32.8	36.3	39.7	43.3	48.3	50.7	53.2
20 mシャトルラン	回	16.8	26.2	32.6	39.3	45.6	52.9	65.2	77.2	83.4
50 m走	秒	11.9	10.9	10.4	9.8	9.5	9.1	8.7	8.2	7.6
立ち幅とび	cm	110.8	122.5	131.5	139.4	148.9	159.8	178.1	195.8	209.1
ボール投げ	m	7.3	10.7	13.8	16.7	19.8	23.5	17.1	20.0	22.4
体力合計点（※）	点	28.4	35.8	41.5	46.8	51.8	57.7	33.2	40.7	47.1

女子		小学校						中学校		
項目	単位	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	１年生	２年生	３年生
握力	kg	8.0	9.7	11.5	13.3	16.0	18.7	21.4	23.0	24.4
上体起こし	回	10.7	12.9	15.2	16.7	18.1	19.9	20.8	22.0	23.2
長座体前屈	cm	28.0	30.5	33.3	35.6	37.8	41.8	44.2	46.5	47.6
反復横とび	点	24.6	27.8	31.2	34.2	37.6	40.6	44.0	45.0	44.9
20 mシャトルラン	回	13.5	18.7	23.5	28.2	33.2	38.5	44.8	48.8	50.1
50 m走	秒	12.2	11.3	10.7	10.2	9.8	9.4	9.3	9.1	8.9
立ち幅とび	cm	103.5	111.6	122.4	132.0	141.9	149.9	160.6	161.9	166.0
ボール投げ	m	5.0	6.6	8.7	10.4	12.4	14.2	10.8	11.7	12.9
体力合計点（※）	点	28.0	34.9	41.6	47.1	52.8	58.5	42.7	45.9	48.5

※：調査項目の記録を得点換算し、全ての得点を合計したもの

●成人の健康推進

1　健康診査・がん検診等

生活習慣病などを予防し健康を維持するための健康診査、およびがんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させるための各種がん検診を実施している。

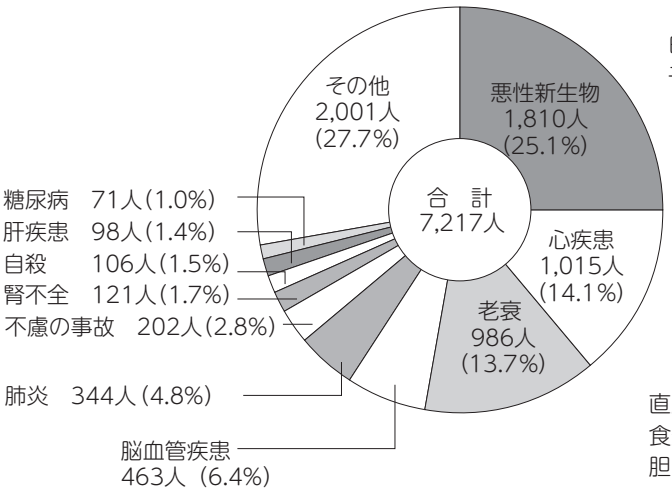
また、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、眼科（緑内障等）健康診査、成人歯科健康診査および長寿すこやか歯科健診を実施している。

〔健康診査・がん検診等〕　（単位：人）6年度

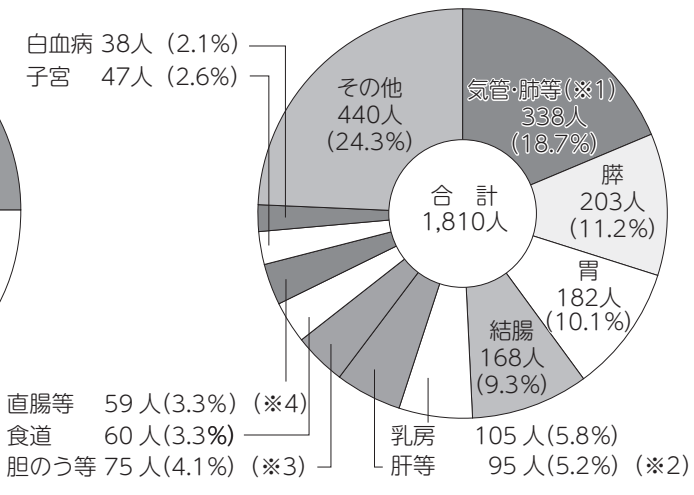
健診（検診）名	受診者	有所見者	対象者	実施場所
健康診査 30歳代健診	5,677	5,315	30～39歳の人	健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	31,560	－	練馬区国保の被保険者で40～74歳の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
75歳健診	3,503	3,428	75歳の人	協力医療機関
後期高齢者健診	43,784	43,055	後期高齢者医療制度の被保険者の人	協力医療機関
医療保険未加入者健診	3,741	3,663	生活保護受給者等で40歳以上の人	協力医療機関
一般胸部エックス線検査	59,716	20,360	40歳以上で区が実施する健康診査を受診する人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
肝炎ウイルス検診	7,623	C型　20 B型　38	30歳以上で、区が実施する肝炎ウイルス検診を受診したことのない人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
骨粗しょう症検診	4,701	2,833	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	区内協力医療機関
がん検診 胃がん検診 （エックス線検査）	5,545	410	40歳以上で、前年度に区の胃内視鏡検査を未受診の人	健康診査室・医療健診センター
胃がん検診（内視鏡検査）	9,868	152	50歳以上で、前年度に区の胃内視鏡検査を未受診の人	区内協力医療機関・医療健診センター
子宮がん検診	20,356	328	20歳以上の人（前年度未受診の女性）	協力医療機関
乳がん検診	16,322	1,082	40歳以上の人（前年度未受診の女性）	区内協力医療機関・医療健診センター
肺がん検診	27,230	736	40歳以上の人	区内協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
大腸がん検診	53,253	4,121	40歳以上の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
前立腺がん検診	857	53	60・65歳の男性	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
成人歯科健診	4,071	3,804	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人	協力歯科医療機関
長寿すこやか歯科健診	1,301	1,208	76・80歳の人	区内協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	4,345	872	40・45・50・55・60・65歳の人	区内協力眼科専門医療機関
低線量胸部CT検査	90	84	肺がん検診で要精検除く喫煙指数600以上で50～74歳の人	医療健診センター

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な人の数（精密検査の結果、大半の人はがんではない）
②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、7年5月31日現在において確認している人の数

〔区民の主要死因別割合〕　5年



〔悪性新生物（がん）の部位別死亡割合〕5年



※1：気管・肺等：気管・気管支および肺
※2：肝等：肝および肝内胆管
※3：胆のう等：胆のうおよびその他の胆道
※4：直腸等：直腸S状結腸移行部および直腸

2　成人の健康づくり事業

区民の健康づくりを支援するため、生活習慣病予防を中心にさまざまな健康づくり事業を実施している。

〔主な健康づくり事業〕　6年度

事　業	実績（参加数等）
練馬区健康いきいき体操普及啓発	327 人 /20回
健康づくりボランティア育成講座	216 人 /6 回
健康づくりのための講習会	882 人 /1 回
健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」	30,932 件
生活習慣病予防教室	636 人 /40 回
歯周病予防講演会	39 人 / 1 回
睡眠・休養講演会	32 人 / 1 回
出張健康づくりセミナー	26 人/1 回

3　難病患者支援

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする疾病をいう。このうち、国の指定難病、都単独の対象疾病、人工透析が必要な腎不全および血友病については、都が医療費助成を実施しており、区で申請を受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、都が実施している在宅難病患者医療機器貸与事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

4　骨髄等提供者支援事業

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髄移植やドナー登録を推進するため、平成 29 年８月１日から、ドナーやドナーが勤務する事業所に助成金を交付している。

交付額は、骨髄等の提供に要した通院（検査）および入院した日数に応じて、通算７日を上限とし、１日につきドナーは２万円、ドナーが勤務する事業所は１万円である。６年度の交付状況はドナー６件、事業所０件の計６件であった。

●こころの健康問題を抱える人等への支援

1　NPO 法人と連携した相談支援の実施

ＳＮＳや電話による相談に通年で対応しているＮＰＯ法人と連携し、相談者を支援している。６年度の支援件数は６件であった。

2　メンタルヘルスケア講座の実施

区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座を実施している。６年度は１回実施し、48 人が受講した。

3　ゲートキーパー養成講座の実施

自殺防止対策の要となる人材であるゲートキーパーを養成する講座を実施している。６年度は８回実施し、698 人が受講した。

4　自殺未遂者支援事業の実施

区内の三次救急医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援している。６年度の支援件数は 60 件であった。

（2）食育を推進する環境づくり

●練馬区食育推進ネットワーク会議

区民、関係団体と連携し「農地が身近にあるねりまならではの食育」の推進に取り組んでいる。６年度は５回開催し、若い世代、特に 20 ～ 30 歳代に対する食育の推進の検討およびねりまの食育応援店事業の普及啓発について検討した。

●生涯を通じた食育の推進

1　地域での食育事業

保健相談所では乳幼児から大人までを対象として、家族そろって健康的な食生活を実践するための支援を行っている。乳幼児健診や相談の機会に実施する食育講習会等のほか、地域の施設と連携して実施する地域食育講座を実施した。

〔保健相談所が実施している食育講習会〕　6年度

講習会	回数（回）	参加延べ人数（人）
赤ちゃんからの飲む食べる相談	96	1,998
すこやか親子の食事講習会	72	1,706
地域食育講座	118	2,253

2　食育推進講演会

広く食育を普及・啓発するために、年１回開催している。６年度は、「子供のころからの環境がはぐくむ食育～フードロス・ものを大切にする心～」をテーマに講演会を実施し、参加者数は 131 人であった。

3　食育実践ハンドブックの作成・活用

食生活の課題や「ねりまならではの食育」をテーマに食育実践ハンドブックを作成し、冊子を活用した食育事業を展開している。

4　インスタグラムの活用

野菜摂取量の向上と正しい食の情報の周知を目的に、3年度から野菜レシピ等を投稿している。6年度は49品目投稿した。

5　ねりまの食育応援店

平成29年度から、練馬ならではの食材を使っているお店や健康的な食生活を応援するお店で、かつ食育に取り組むお店を登録している。6年度末現在、101店舗が登録している。

●食育推進ボランティア

1　食育推進ボランティア講座

地域で食育活動を行う人材を育成するために、原則、年1回5日制の講座を実施している。6年度は実施しなかった。

2　活動支援

講座修了生を対象に知識の習得のための講座や情報交換会を実施している。6年度は5回、延べ129人に継続支援を行った。

3　協働事業

世代に合わせ、健康的な食事を作って食べる体験事業「ちゃんとごはん」を実施している。6年度は、年長児、小・中高生、高齢者等を対象とした「ちゃんとごはん」を地域の施設で13回実施し、「高松みらいのはたけ」で収穫した野菜を使用した「ちゃんとごはん」を1回、Zoomを活用した「オンラインでちゃんとごはん」を1回実施した。参加者数は延べ149人であった。また、高齢者向けの「高齢者のためのちゃんとごはん」を街かどケアカフェ（常設型）、敬老館等で26回実施し、延べ297人が参加した。

(3) 健康に関する危機管理を行う

●予防接種

感染症の予防に関して予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人のり患を防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

定期予防接種および任意予防接種は、区が委託する予防接種協力医療機関で通年（小児・高齢者インフルエンザおよび新型コロナは秋冬期）個別接種により実施している。

1　定期予防接種

「予防接種法」に基づく定期予防接種は、BCG（結核）、B型肝炎、ロタウイルス、Hib（ヒブ）、小児用肺炎球菌、DPT-IPV-Hib（5種混合）、DPT-IPV（4種混合）、DPT（3種混合）、不活化ポリオ、MR（麻しん風しん混合）、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、DT（2種混合）、子宮頸がん（HPV感染症）、高齢者用肺炎球菌、帯状疱疹、高齢者インフルエンザおよび新型コロナである。

2　任意予防接種

「予防接種法」に定めのない予防接種について、つぎの表のとおり接種費用を助成している。

〔任意予防接種の接種費用助成〕

	助成開始時期	対象者	助成費用
おたふくかぜ	平成25年4月	1歳以上3歳未満の人	3,000円（※1）
小児インフルエンザ	令和6年10月	生後6か月から小学校6年生までの人	2,000円／回（※1）（※2）
MR（麻しん風しん混合）未接種者対策	平成24年4月	2歳以上19歳未満で、接種が完了していない人	全額
HPV男性	令和6年4月	小学校6年生～高校1年生相当の男性	全額
風しん抗体検査	平成26年4月	19歳以上で、つぎのいずれかに該当する人 ①妊娠を希望している女性 ②①の同居者 ③妊娠中の女性の同居者	全額
風しん予防接種	平成25年4月		
帯状疱疹	令和5年4月	50歳以上65歳未満で定期予防接種対象外の人	つぎの自己負担額を超える額 生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：11,000円／回 (※1)(※3)(※4)
新型コロナ	令和7年4月	つぎのいずれかに該当する人(※5) ①前年度の3月1日から同月31日までの間に新たに65歳に到達した人 ②前年度の3月1日から同月31日までの間に新たに60歳に到達し、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害者手帳1級程度の障害のある人	自己負担額2,500円を超える額（※1）

※1：生活保護受給者は全額
※2：毎年10月～1月に実施し、同年度に2回まで助成
※3：生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は全額
※4：不活化ワクチンは2回接種で完了
※5：前年度中に未接種で、4月中に接種した人

3　ねりますくすくアプリ（ねりすく）

4年3月から、乳幼児健診の記録や妊娠・子育て情報の入手、予防接種のスケジュール管理などの機能を搭載した電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ」のサービスを開始した。

●感染症対策

平成 10 年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、対応している。各感染症は、感染症法により一類から五類等に分類され感染症の日常的な発生状況を把握するとともに、感染、症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等を行っている。

感染症法の一部改正により、27 年に中東呼吸器症候群および鳥インフルエンザ（H7N9）が二類感染症へ、28 年にジカウイルス感染症が四類感染症へ、30 年に急性弛緩性麻痺が五類感染症へ位置付けられた。

1　新型コロナウイルス感染症

２年１月、国内で初の感染者が発生して以来、５年５月までに新規感染者が急増する流行の波が８回繰り返された。その間、感染者の積極的疫学調査やクラスター対応、患者の入院調整、医療費の公費負担等を実施した。５年５月８日、感染症法上の位置付けが五類感染症へ変更（※）され、それに伴い医療提供体制は、６年3月31日にかけて段階的に通常の体制へ移行した。

６年３月、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて次の感染症危機に備えるため、感染症法に基づく「練馬区感染症予防計画」を策定した。

また、５年３月に「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」から改組し、医療機関や高齢者施設等で構成する「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を設置した。同会議においては、平時から関係機関との連携強化や情報共有を図っている。

※：２年２月１日に指定感染症、３年２月13日に新型インフルエンザ等感染症に変更された。

2　結核

結核のり患率は低まん延の水準にあるが、耐性菌に感染した患者が確実に治療できるよう支援するなど、医療機関と連携した支援がより重要となっている。

６年の新登録患者数は 71人であった。半数が高齢者であり、高齢者の結核対策は重要な課題である。

結核の正しい知識の普及、結核患者への服薬支援や、家族や接触者に対する健康診断等の対策を実施している。

〔保健所への届出患者数〕　（単位：人）　６年

分類		疾患名	届出患者数
一類	1	エボラ出血熱	—
	2	クリミア・コンゴ出血熱	—
	3	痘そう	—
	4	南米出血熱	—
	5	ペスト	—
	6	マールブルグ病	—
	7	ラッサ熱	—
二類	8	急性灰白髄炎（ポリオ）	—
	9	結核（※）	114
	10	ジフテリア	—
	11	SARS（重症急性呼吸器症候群）	—
	12	MERS（中東呼吸器症候群）	—
	13	鳥インフルエンザ (H5N1)	—
	14	鳥インフルエンザ (H7N9)	—
三類	15	コレラ	—
	16	細菌性赤痢	1
	17	腸管出血性大腸菌感染症	16
	18	腸チフス	—
	19	パラチフス	—
四類	20	Ｅ型肝炎	4
	41	デング熱	1
	61	レジオネラ症	8
	62	レプトスピラ症	1
五類（全数届出）	64	アメーバ赤痢	3
	66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	5
	68	急性脳炎	1
	71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	10
	72	後天性免疫不全症候群	3
	74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	3
	76	侵襲性肺炎球菌感染症	12
	77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	1
	79	梅毒	31
	81	破傷風	1
	83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2
	84	百日咳	8

注：四・五類感染症は対象疾患が多いため、届出のあった疾患のみ掲載している。

※：結核の届出患者数には、潜在性結核感染症患者（感染はしているが、発病していない状態の者）が含まれる。

3　エイズ・性感染症

国内の HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者、エイズ患者の報告数は、ここ数年、横ばい状態で推移している。都内における HIV 感染者、エイズ患者の報告数は、全国の報告数の約３割を占めている。また、近年、梅毒の患者数が増加しており、男性は 20～50 歳代に多く、女性は 20 歳代が多くを占めている。

HIVや梅毒は症状がない間に感染が広がっている可能性があり、正しい知識の普及や感染予防、早期発見の取組が重要となっている。

このような状況を踏まえ、区内の中学校や高校、大学で、エイズや性感染症の正しい知識の普及啓発を行っている。

また、豊玉保健相談所では、HIV検査と同時に、性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）検査を無料・匿名で実施している。

〔エイズ相談・HIV・性感染症検査実施数〕

（単位：件）　6年度

区　分	件　数
エイズ相談	190
HIV 検査	171
梅毒検査	167
クラミジア検査	29
淋菌検査	29

4　新型インフルエンザ

区では、平成 26 年 6 月に「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、27 年 3 月に「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を整備し、より実効性の高い対策がとれるよう体制整備を図った。

（4）安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

食中毒防止、食品の安全性確保のため、6 年度は営業者の監視指導を 3,743 件、食品等の検査を 1,431 検体行った。また、営業者向けの食品衛生講習会を実施した。

こうした監視指導を行うに当たり、区では毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定している。計画策定に当たっては、区民から意見を求めるとともに、練馬区食品衛生推進員会議での意見を参考にしている。

6 年度の区内での食中毒の発生は 1 件であった。

●食品衛生普及啓発活動

6 年度は消費者向けの食中毒予防講習会を 10 回実施し、延べ 263 人が参加した。中でも、食育の一環として、区内の保育園などを対象とした、紙芝居や手洗い練習を通して食中毒予防について学ぶ「食の安全教室」には、122人が参加した。

なお、「食の安全・安心講演会」を 10月にオンラインで開催した。テーマは「今こそ知ろう！健康食品との付き合い方」で、34人が参加した。

そのほか、「ねりま食品衛生だより」（年 3 回発行）、区公式ホームページ、区公式 X（旧 Twitter）等を活用して普及啓発活動を行った。

●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場、理･美容所、クリーニング所、旅館等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

そのため、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気環境や細菌、水質等の検査を実施している。6 年度は 662 件の監視指導を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

●ペット動物の飼養

犬については、「狂犬病予防法」および「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。6 年度末現在、区内の犬の登録件数は 26,303頭であった。

猫については、飼い猫の去勢・不妊手術費の一部を助成する事業を行っている。また、飼い主のいない猫をめぐる問題に取り組む団体を登録し、団体に対して去勢・不妊手術費用の助成や猫保護ケージ等の貸出しなどを行っている。6 年度末現在、61 団体の登録があった。

なお、災害時に、適切に飼育動物の保護を行い区民の安全・安心を確保するため、災害時のペット対策事業を行っている。6 年度は、10月にペットの飼い主を対象にした講演会「災害時のペットの避難対策～能登半島地震から学ぶこと～」を開催した。そのほか、災害時ペット管理ボランティアを募り、6 年度末現在、98人が登録している。

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、ねずみ・害虫等の相談を受けている。6 年度はねずみに関して 744 件、害虫等に関して 1,370 件の苦情・相談を受けた。また、ボウフラ、ユスリカの駆除およびスズメバチの巣の除去を行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を 5 月から 11 月まで開設した。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。6 年度は 103 か所の監視指導を行った。

●薬事衛生

1　薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く。）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。6 年度は 1,026 件の監視指導、5 品目の医薬品等の検査を行った。

また、薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

2　毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。６年度は54 件の監視指導を行った。

3　有害物質を含有する家庭用品の検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。６年度は 34 品目､延べ 60 検査数の試買検査を行った。

●免許申請などの取扱い

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許の交付、書換え、再交付等の申請を取り扱っている。６年度の取扱い数は 1,384 件であった。

第４章

安全・快適、みどりあふれるまち

40-1　良好な地域環境を作る　… 148
40-2　地域特性を活かした
　　まちづくりの推進　…… 152
41　災害に強い安全な
　　まちづくり　…… 156
42　地域防災力の向上　…… 161
43　安全・安心な地域づくり　… 166
44　鉄道・道路など
　　交通インフラの整備　…… 168
45　地域生活を支える
　　駅周辺のまちづくり　…… 176
46　みどりの保全と創出　…… 178
47　脱炭素社会の実現　…… 182
48　ごみの発生抑制と
　　リサイクルの推進　…… 184
49　住まい確保のサポート　…… 189



スケルトン清掃車を用いた環境教室の様子

40-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「練馬区の環境」練馬区環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させ、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

これまで区が関係地域になった事業は、６年度末現在 20 件である。６年度は、「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」に係る手続が行われた。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される二酸化窒素（NO_2）、光化学オキシダント（Ox）および浮遊粒子状物質（SPM）等によって引き起こされる。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：
「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

〔大気汚染物質に関する環境基準〕

物　質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	１時間値の１日平均値が、0.04ppmから0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	年間の１日平均値のうち、低い方から 98% に相当する日の値（98% 値）が 0.06ppm 以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	１時間値の１日平均値が、0.10mg/㎥以下であり、かつ１時間値が 0.20mg/㎥以下	年間の１日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあたるものを除外した日の値（2% 除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、１日平均値が２日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	１時間値が 0.06ppm 以下	

※：１年間に 6,000 時間以上測定した測定局が評価の対象

１　大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は７か所の測定室を設置している。６年度の各大気汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

なお、大気汚染は改善傾向にあるため、長光寺橋公園、小竹、高松一丁目での測定を4年度末で終了した。

〔大気汚染測定結果（区測定）〕　６年度

測定室	二酸化窒素（NO_2）（単位：ppm）			浮遊粒子状物質（SPM）（単位：mg/㎥）			光化学オキシダント（Ox）（単位：ppm）	
	適否	１日平均値の１時間値	98%値の１日平均値	適否	１日平均値の１時間値	２%除外値の１日平均値	適否	１時間値
豊玉北	○	0.011	0.027	○	0.014	0.033	×	0.151
石神井南中学校	○	0.011	0.025	－	－	－	×	0.148
大泉中学校	○	0.013	0.035	－	－	－	×	0.137
くすのき緑地	○	0.017	0.037	－	－	－	－	－
石神井西小学校	○	0.014	0.029	－	－	－	－	－
谷原交差点	○	0.016	0.034	○	0.014	0.036	－	－
大泉町四丁目	○	0.012	0.028	－	－	－	－	－

(1)　二酸化窒素１時間値の１日平均値（一般環境・沿道環境）

１時間値の１日平均値は、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を下回っていた。

〔一般環境〕　（単位：ppm）

測定室	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
豊玉北	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
石神井南中学校	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
大泉中学校	0.014	0.015	0.013	0.013	0.013

〔沿道環境〕　（単位：ppm）

測定室	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
くすのき緑地	0.020	0.020	0.019	0.018	0.017
石神井西小学校	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014
長光寺橋公園	0.019	0.017	0.016	---	---
谷原交差点	0.018	0.018	0.017	0.016	0.016
小竹	0.015	0.014	0.014	---	---
高松一丁目	0.015	0.014	0.013	---	---
大泉町四丁目	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012



〔大気汚染測定室配置図〕

⑵ 浮遊粒子状物質１時間値の１日平均値

１時間値の１日平均値については、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を下回っていた。

〔浮遊粒子状物質〕 （単位：mg/㎥）

測定室	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
豊玉北	0.015	0.012	0.014	0.014	0.014
長光寺橋公園	0.014	0.012	0.014	---	---
谷原交差点	0.017	0.013	0.015	0.014	0.014
小竹	0.013	0.011	0.012	---	---
高松一丁目	0.014	0.011	0.013	---	---

⑶ 光化学オキシダント１時間値の最高値

１時間値の最高値については、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を達成していない。

〔光化学オキシダント〕 （単位：ppm）

測定室	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
豊玉北	0.178	0.149	0.160	0.129	0.151
石神井南中学校	0.151	0.156	0.149	0.123	0.148
大泉中学校	0.133	0.106	0.123	0.107	0.137

２ 光化学スモッグ

６年度の注意報の発令日数は12日で、光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

３ ダイオキシン類環境調査

６年度も区内３か所で年４回（5・8・11・2月）、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点で環境基準を下回っていた。

４ アスベスト環境調査

６年度も区内４か所で年４回（5・8・11・2月）、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.26本/L（総繊維数濃度）であった。

なお、アスベストの環境基準は設定されていない。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

平成18年１月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」の対象外であったアスベスト含有成形板等の除去等工事についても規制の対象とした。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

「改正大気汚染防止法」が３年４月に一部施行され、アスベスト含有成形板等の除去等工事も法の規制対象に加えられたことから、法との整合を図るため条例を改正した。４年４月から改正法による事前調査結果報告制度が開始されたことに合わせて、アスベスト含有建材の除去等工事に関する標識の設置に係る報告を条例で義務付けている。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用した場合に、使用量等を区に報告することが義務付けられている。６年度は、ガソリンスタンド等47事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、指定された26物質（揮発性有機化合物、重金属、農薬等）の取扱い履歴のある事業所が、事業場の廃止または主要な施設等を除却する場合、あるいは3,000㎡以上の土地等を改変する場合（都所管）は土壌調査

が義務付けられている。

なお、調査の結果、汚染が判明した場合には、基準を超過した物質の種類や汚染の状態に応じた措置を講じなければならない。

６年度は、土壌汚染状況調査報告書等の届出が12件あった。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、平成 23 年 6 月から区内の区立施設 12 か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。６年度の測定結果は 0.025 ～ 0.081 マイクロシーベルト / 時であり、区の対応基準である 0.24 マイクロシーベルト / 時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる。

６年度の水質検査結果の生活環境項目について、白子川は基準を満たしていたが、石神井川の栗原橋付近では、大腸菌数が基準を満たさなかった。

●公害に関する苦情および相談の処理事務

騒音、振動および悪臭等の公害問題に関する対応として、騒音計および振動計の貸出し、啓発パンフレットの配布、相談等を受け付けている。

相談等への対応として、現地調査、対象となる原因者への指導等を行っている。夜間に発生している相談への対応として、夜間騒音等実態調査も実施しており、６年度は延べ 14 件実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕　（単位：件）　６年度

	工場	指定作業場	建設作業	一般	不明	合計(件)	構成比（%）
ばい煙	—	1	—	5	—	6	1.6
粉じん(※)	—	1	45	4	—	50	13.6
有毒ガス	—	—	—	1	—	1	0.3
悪　臭	—	1	6	13	8	28	7.6
汚　水	—	—	—	—	—	—	—
騒　音	1	2	105	57	4	169	46.0
振　動	—	1	85	3	3	92	25.1
地盤沈下	—	—	—	—	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	13	7	1	21	5.7
合　計	1	6	254	90	16	367	100.0

注：２項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに１件としてカウント
※：石綿に関するものを含む

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」（平成９年３月制定）、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（21 年 10 月制定）に基づき、まちの美化や安全で快適な歩行空間を確保するため、区・区民・事業者が協力してつぎの取組を行っている。

１　まち美化意識の啓発

６年度は、５月と 11 月を美化活動月間と位置づけ、町会・自治会を中心に清掃活動を実施した。また、環境問題に関連する研修会を実施した。

２　美化活動の推進

⑴　環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組む地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供している。（６年度 38 地区 44,631 世帯）

⑵　環境美化活動団体

区民による自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（６年度　町会・自治会 78 団体　58,445 世帯、ボランティア団体 34 団体　2,555 人）

３　条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

⑴　マナーアップ指導業務

平成 21 年 12 月から、マナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

⑵　電柱巻看板による周知

歩行喫煙等禁止の看板を区内 246 本の電柱に掲出している。



〔電柱巻看板〕

⑶　喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、練馬駅２か所、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。

４　歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、平成 14 年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の４駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、調査開始当初は2.6％であったが、６年度は 0.1％にまで減少した。（数値は４駅全 20 調査地点の集計値）

5　ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、平成19年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の４駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を調査している。

調査開始当初は、４駅合計で１日あたり500本前後であった。６年度は251本となっている。

6　落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去している。６年度は２件、３か所、33㎡を消去した。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する場合、その原因となる巣の撤去などを行っている。６年度は20巣を撤去した。

●アライグマ・ハクビシン対策

平成30年度から、アライグマやハクビシンが天井裏へ侵入するなどの生活被害を受けている場合、わなを設置し、捕獲する事業を行っている。６年度はハクビシンを13頭、アライグマを２頭捕獲した。

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理されていない空き家やごみ屋敷が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

区は「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」（平成29年７月制定）に基づき、空き家等の発生予防、有効活用および管理不全な空き家への必要な措置を進めている。また、「空家地域貢献事業」の条件を満たす空き家については、所有者等と活用希望団体等のマッチングに取り組み、有効活用を促進している。６年度は１件成立した。

〔空き家相談対応件数〕　（単位：件）

年度	4	5	6
相談件数	344	466	412
適正管理通知件数	130	180	66

●あき地管理

「あき地の管理の適正化に関する条例」（昭和45年10月制定）に基づき、所有者等に対し、あき地の適正な管理を依頼している。

〔あき地相談対応件数〕　（単位：件）

年度	4	5	6
相談件数	101	106	97
適正管理通知件数	34	39	26

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進

(1) 計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地を形成する

「練馬区都市計画マスタープラン」は、今後の区政運営の方向性を明らかにした『ビジョン』に即し、都市計画法第18条の２に基づいて定めたまちづくり分野の基本計画であり、つぎの２つの役割を持つ。

① 区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針
② 区民等（区民、民間事業者、NPO、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針

当初の策定から 10 年以上が経過したため、区のまちづくりの進捗状況、都市計画関連制度の改正等を踏まえ、平成 27 年 12 月に計画を改定した。

「練馬区都市計画マスタープラン」で示したまちの将来像、まちづくりの方針は、個別の都市計画や地域のまちづくりなどにより実現を目指す。

●地域地区制度

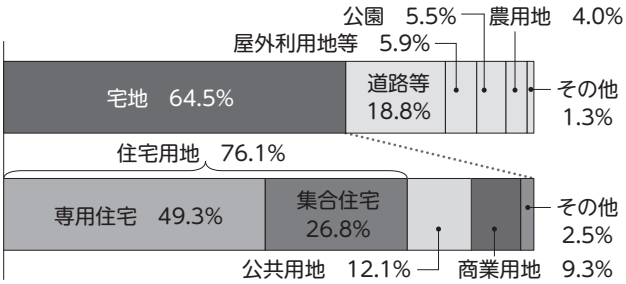
土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成 20 年３月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、６年８月現在 595 地区、159.70ha である。

〔用途別土地利用面積率〕（練馬区の全面積）



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。
資料：「令和３年度土地利用現況調査」

〔練馬区用途地域等の面積〕 ６年度末現在

地域地区	面積 (ha)	比率 (%)
用途地域		
第１種低層住居専用地域	2,756.0	57.2
第１種中高層住居専用地域	837.8	17.4
第１種住居地域	548.6	11.4
第２種住居地域	55.3	1.1
準住居地域	83.4	1.7
近隣商業地域	301.7	6.3
商業地域	93.5	1.9
準工業地域	139.0	2.9
工業地域	3.4	0.1
計	4,818.7	100.0
高度地区		
第１種	2,551.0	52.9
17 m第１種	23.4	0.5
第２種	204.9	4.3
17 m第２種	405.5	8.4
20 m第２種	944.7	19.6
25 m第２種	50.0	1.0
30 m第２種	90.2	1.9
17 m第３種	38.6	0.8
20 m第３種	16.6	0.3
① 25 m第３種	151.2	3.1
② 30 m第３種	210.2	4.4
③ 35 m第３種	31.4	0.7
20 m	2.9	0.1
30 m	0.5	0.0
④指定なし	97.6	2.0
(①～④のうち最低限高度地区)	(58.9)	(1.2)
計	4,818.7	100.0
防火地域および準防火地域		
防火地域	644.4	13.4
準防火地域	4,105.8	85.2
指定なし	68.5	1.4
計	4,818.7	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	132.4	2.7
指定なし	4,686.3	97.3
計	4,818.7	100.0

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画は、「都市計画法」に基づき、生活に密着した身近な地域について、その特性にふさわしい良好な住環境の街区を整備・保全するため、住民と区が協働してまちづくりのルールを定めた都市計画である。

まちづくりの目標や方針、公共施設の配置、建築物等の制限内容（建築物の用途や高さ、敷地面積の最低限度等の建築物等に関する事項）などを定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、目標とするまちづくりを進めていく。

現在 46 の地区において地区計画を定めている。

●「練馬区風致地区条例」に基づく事務

風致地区内での建築物等工作物の建築、樹木の伐採、切土・盛土などの行為を行う場合には許可が必要である。６年度は177 件の問合せがあり、153 件の事前相談を受け、212 件の許可書を交付した。

●優良宅地の認定審査

優良な土地の供給を目的として、土地を造成した場合などに、土地を譲渡して得た譲渡益の税率の低減等優遇措置が適用される。

(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●練馬区まちづくり条例

区民、事業者および区の協働によるまちづくりの公共性の実現を図り、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指して、「練馬区まちづくり条例」を定め、平成 18 年４月に施行した。

この条例では、まちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み等を定めている。

●区民・事業者・区の協働によるまちづくり

「練馬区都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本的な進め方として、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担いながら、共に連携・協力して地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進することとしている。

また、「練馬区まちづくり条例」では、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図るために、独自の提案制度や住民によるまちづくりへの支援について定めている。この支援の仕組みのひとつとして、（公財）練馬区環境まちづくり公社内にみどりのまちづくりセンターを開設している。（詳細は、154 ページ「●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」を参照）

●「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

〔開発調整に関する届出件数〕　（単位：件）　６年度

区　分	対　象	件数
大規模建築物	①延べ面積 3,000㎡以上かつ高さ 15 m以上の建築物	8
	②床面積 1,000㎡以上の集客施設	1
	③床面積 500㎡以上の深夜営業集客施設	－
	④床面積 1,000㎡以上の葬祭場等	－
特定用途建築物	①床面積 500㎡以上 1,000㎡未満の集客施設	－
	②床面積 1,000㎡未満の葬祭場等	－
	③専用床面積 40㎡未満のワンルーム住戸が 15 戸以上	18
	④寄宿舎	2
	⑤大規模長屋等	12
宅地開発事業	①開発区域面積 3,000㎡以上の宅地開発事業	12
	②開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満の宅地開発事業	153
墓地等	①墓地	－
	②納骨堂	－
	③火葬場	－
自動車駐車場等	①床面積 300㎡以上の自動車駐車場	4
	②開発区域面積 300㎡以上の自動車駐車場	3
	③開発区域面積 300㎡以上の材料置場	－
	④開発区域面積 300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	－
	⑤ペット火葬施設等	－
計		213

上記宅地開発事業のうち、「都市計画法」に基づく開発許可（500 ㎡以上）の件数は 67 件、「練馬区まちづくり条例」に基づく協定締結（500 ㎡以上）の件数は 33 件であった。

また、６年７月 31 日より宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用が始まり、宅地造成等に関する工事のうち、一定の規模以上のものは事前の許可が必要となった。６年度は、開発許可におけるみなし許可の件数が 11 件、それ以外の許可の件数が７件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物等の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（建築紛争予防条例）」を平成17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

〔「建築紛争予防条例」の取扱い状況〕　6年度

項目			件数
中高層建築物対象件数			711件
あっせん	取扱い件数		−
	結果	解決	−
		打ち切り	−
		計画取止め	−
		次年度へ繰越	−
	あっせん回数		−
調停	取扱い件数		−
	結果	解決	−
		打ち切り	−
		次年度へ繰越	−
	委員会開催回数		3回

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

〔建築協定の状況〕　7年4月1日現在

協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和47年2月 （4年2月更新）	10年	98人
コスモアベニュー練馬春日町建築協定	平成16年1月 （6年1月更新）	10年	26人

●「練馬区福祉のまちづくり推進条例」等によるバリアフリー整備

全ての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心・快適に暮らし続けられる地域社会実現のため「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物および公共施設の整備等を進めている。

この条例では、区民に身近な店舗や診療所、共同住宅等（以下「店舗等」という。）で着実なバリアフリー整備を促進するため、「バリアフリー法」で定められている対象建築物の拡大と整備基準の追加等を行った。さらに、新築・改築等において建築確認申請手続き前の事前協議と完了検査の義務付けや、区立施設等では区民の意見聴取を定め、区民、事業者および区の協力でより水準の高い整備を推進している。

また、既存建築物のバリアフリーを促進するため、店舗等のバリアフリー改修等費用の一部を助成している。

〔公共的建築物の手続件数〕　（単位：件）

年度	4	5	6
事前協議受付	140	121	134
公表	43	48	33

●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。区は、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、公園築造費用などを助成している。

また、都は土地区画整理事業の機会を捉えた無電柱化を推進するため、令和3年3月に「東京都土地区画整理事業助成規程」を一部改正した。

6年度末までに、土地区画整理事業が終了しているのは23地区（約64.4ha）である。

●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

（公財）練馬区環境まちづくり公社は、平成24年4月に、前身である（財）練馬区都市整備公社から移行・名称変更し発足した。

公社では、「練馬区まちづくり条例」の公布に伴い、18年4月に練馬まちづくりセンター（現みどりのまちづくりセンター）を設置し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。

平成元年度から委託しているタウンサイクルおよび4年度から委託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っている。17年度から委託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度から、粗大ごみの収集業務、練馬区資源循環センターの管理運営、27年度から、可燃ごみの収集業務、4年度から、不燃ごみの資源化に向けた金属

類の選別作業を行っている。

また、22 年度から、練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営を担っており、脱炭素社会の実現に向けた啓発事業を行っている。

1　みどりのまちづくりセンターの運営

⑴　みどり・景観事業に関する取組
- ①　憩いの森等の区民管理活動の支援
- ②　地域ぐるみのみどり保全活動の普及
- ③　つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営
- ④　みどりを守り育てる人材の登録・紹介
- ⑤　景観形成支援

⑵　まちづくり事業に関する取組
- ①　まちづくり啓発・相談・活動助成
- ②　まちづくり条例に基づく専門家派遣等の支援
- ③　地区まちづくりの活動支援
- ④　空家等地域貢献活用
- ⑤　建築物等のバリアフリー化協働推進
- ⑥　みどり・まちづくりに関する調査・研究

2　放置自転車対策事業

⑴　放置自転車の撤去・移送
⑵　撤去した自転車の保管・返還
⑶　自転車駐車場への誘導・案内
⑷　自転車の問い合わせセンター運営
⑸　自転車対策地域協議会の設立・活動支援

3　自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

６年度末の管理施設数はつぎのとおりである。

⑴　有料自転車駐車場　　73 か所
⑵　ねりまタウンサイクル　　7 か所
⑶　公社立自転車駐車場　　10 か所
⑷　無料自転車駐車場　　5 か所

4　資源循環推進事業

⑴　粗大ごみの収集・再使用、金属類の回収
⑵　可燃ごみの収集
⑶　集団回収支援事業
⑷　練馬区資源循環センターの管理運営
⑸　資源循環推進事業の普及啓発
⑹　不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業

5　地球温暖化対策事業

⑴　練馬区地球温暖化対策地域協議会事務局の運営
⑵　地球温暖化対策に関するイベント等の企画・運営
⑶　ホームページやメールマガジンによる情報発信

（3）調和のとれた都市景観を形成する

●景観形成のルールづくり

区では、地域特性に応じた景観施策を展開するため、平成 23 年３月に「練馬区景観条例」を制定し、同年５月には「景観法」に基づく景観行政団体となった。

また、景観行政の基本的な考え方である「練馬区景観計画」を 23 年８月に策定し、良好な景観の形成に向け実行性のある景観まちづくりに取り組んでいる。

●景観まちづくり

区は、（公財）練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」に指定し、協力体制のもと「景観まちなみ協定制度」等を設け、区独自の景観まちづくりを進めている。

●景観に関する届出

一定規模以上の建築行為等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要となる。区では、区全域を７つの区域に区分し、区域ごとに方針を定めて良好な景観形成を誘導している。

６年度の届出・通知件数はつぎのとおりである。

- 建築物の建築等　　212 件
- 工作物の建設等　　3 件
- 開発行為　　25 件

41 災害に強い安全なまちづくり

(1) まちの防災性を向上する

●防災まちづくりの推進

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、老朽木造住宅が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

1 老朽木造住宅が密集する地域の改善

区では、密集住宅市街地整備促進事業等により、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保、建物の更新による不燃化、危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路拡幅の促進など、地区の防災性向上に取り組んでいる。

2 住宅・建築物の耐震化促進

区は、区内の建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ることを目的とする「練馬区耐震改修促進計画」を２年度末に策定した。

この計画に基づき、一般緊急輸送道路沿道建築物や住宅等の耐震改修等に対する費用助成や、耐震化に係る啓発、所有者への個別訪問、指導および助言等に重点的に取り組んでいる。

●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。さらに、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射７号線や補助 230 号線等の都市計画道路の整備に合わせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化している。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めている。

これらを含み、「建築基準法」および関係法令に基づいて建築物を交通、安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

〔建築確認の受付件数（構造別）〕　（単位：件）６年度

区分	一　般	計画通知	計
木造	19	―	19
鉄骨鉄筋	―	―	―
鉄骨	1	8	9
鉄筋	―	5	5
ブロック	―	―	―
その他	―	1	1
計	20	14	34

2 道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、「建築基準法」（以下「同法」という。）上の道路に接していない場合、新たに同法上の道路を築造するか、同法第 43 条第２項第２号の許可を受ける必要がある。

６年度は、指定道路等の申請（指定件数）が 40 件、許可を受けるための空地（協定通路認定等）の申請が10件であった。

3 違反建築物の取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正させるため、現場調査等に基づき取締りを行っている。６年度の違反建築物の取扱件数は63件であった。主な違反の内訳は、申請手続26件、接道義務10件、用途地域９件、表示義務19件であった（重複を含む。）。

(2) 災害に強いまちをつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、防災上の課題を抱えている地域において、防災性の向上と住環境の改善を図るため、道路・公園などの公共施設の整備や老朽建築物の建替え費用に対して助成を行う等、災害に強い総合的

なまちづくりを行っている。

現在は貫井・富士見台地区および桜台東部地区で事業に取り組んでいる。

〔取組状況〕　6年度末現在

地区名	対象	面積	取組状況
練馬	練馬一～四丁目の各一部	約 20.0ha	平成 17 年度完了
江古田北部	小竹町一・二丁目の各一部、羽沢一丁目、栄町の一部、旭丘一・二丁目の各一部	約 46.4ha	平成 30 年度完了
北町	北町一・二丁目の各一部	約 31.1ha	元年度完了
貫井・富士見台	貫井一～四丁目の各一部、富士見台三・四丁目の各一部	約 92.3ha	実施中
桜台東部	桜台一・二丁目、三・四丁目の各一部	約 50.6ha	実施中

●防災まちづくり事業

この事業は、防災上の危険性が懸念される地区を指定した上で、地域住民と区が防災上の課題を共有し、地区の防災性向上に資する整備の促進、不燃性向上のための規制、住民への周知啓発に集中的に取り組むものである。

元年度に、防災まちづくり推進地区として、田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区の３地区を指定し、防災性の向上に取り組んでいる。４年度には、建替え時における不燃化を促進するため、都条例に基づく新たな防火規制の区域を指定した。

〔取組状況〕　6年度末現在

地区名	対象	面積	取組状況
田柄	田柄一～四丁目の各一部、光が丘二丁目の一部	約 87.2ha	実施中
富士見台駅南側	富士見台一・二丁目、南田中三丁目の一部	約 44.2ha	実施中
下石神井	下石神井二・五・六丁目	約 60.2ha	実施中

●感震ブレーカーの無償貸与

出火防止対策の強化を図るため、６年度から防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯を対象に感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を行っている。６年度の貸与件数は 271 件であった。

●消火用スタンドパイプの設置

地域の初期消火力の向上を図るため、防災まちづくり事業実施地区内の区立施設やコンビニなどの街頭に消火用スタンドパイプを設置し、訓練を行っている。６年度は 12 か所に設置した。

〔設置場所〕

名　称	住　所
富士見台地区区民館	富士見台三丁目 10 番１号
ファミリーマート練馬桜台二丁目店	桜台二丁目８番６号
桜台地域集会所	桜台一丁目 22 番９号
ローソン練馬桜台二丁目店	桜台二丁目 43 番 12 号
巣鴨信用金庫　田柄支店	田柄二丁目５番 27 号
田柄地区区民館	田柄三丁目 28 番 13 号
ファミリーマート練馬北町七丁目店	北町七丁目 10 番 10 号
ローソン練馬田柄二丁目南店	田柄二丁目 13 番５号
ＪＡ東京あおば田柄支店	田柄二丁目 20 番 10 号
ローソン練馬富士見台店	富士見台二丁目２番１号
下石神井地区区民館	下石神井六丁目８番 15 号
ＪＡ東京あおば石神井支店	石神井町五丁目 11 番７号

●無電柱化の推進

区では、平成 12 年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりに併せて、無電柱化を積極的に推進している。

平成 30 年３月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、７年度までに新たに約 9.7㎞の区道の無電柱化に着手することとしている。

６年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約 3.2㎞で完了、約 6.５㎞で事業中である。





〔補助 132 号線（石神井町二丁目）〕

●河川の改修

かつて区内には３河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の２河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川について、都は１時間あたり 50 ミリの降雨に対応した護岸改修を進めている。白子川では、運用が開始されている比丘尼橋上流調節池（34,400㎥）、白子川地下調節池（212,000㎥）、比丘尼橋下流調節池（212,000㎥）に加え、75 ミリ対応に向けて新たに３か所の調節池が計画されている。

また、石神井川では、運用が開始されている富士見池調節池（33,800㎥）に加え、75 ミリ対応に向けて、新たに環状七号線地下広域調節池、城北中央公園調節池の２か所の整備が進められている。

なお、区では、河川防災のため、降雨量および河川水位の観測、河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

〔河川の現況〕　　6年度末現在

河川名	東京都整備計画延長（km）	本改修済延長（km）（改修率）
石神井川	24.5	18.7（76%）
白子川	8.6	4.5（52%）

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流下して起こる「都市型水害」を防ぐ必要がある。区では、河川改修や下水道の整備、流域対策を推進するため、平成２年６月に「練馬区総合治水計画」を策定した。

令和３年３月に改定を行い、雨水流出抑制施設の整備による流域対策を推進し、６年度末現在、道路、公園、学校などの公共の施設で 251,850 ㎥、大規模民間施設などで 379,505 ㎥、合計 631,355 ㎥の雨水流出抑制施設を整備した。

●地下室等設置に係る浸水対策の届出

近年の浸水被害は、台風を原因とするものだけでなく、短期間集中豪雨を原因とする地下構造の住宅への雨水流入などが増加している。

地下室への浸水が起こると人命を脅かす事態に結びつくため、建物を建築する際に区では浸水対策の啓発や指導を行い、あらかじめ届け出ることを義務付けている。

〔地下室等設置に係る浸水対策の届出件数〕　（単位：件）

年度	届出件数
4	14
5	9
6	12

●ねりま情報メール・練馬区公式Ｘ（旧Twitter）・LINE【防災気象情報】

気象情報や避難情報など災害に関する情報を、あらかじめ登録された区民のパソコンやスマートフォンなどに、電子メールや区公式SNSで配信している。

●橋りょう

区内の橋は、6 年度末現在、185 橋であり、このうち区の管理する橋は 130 橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を平成 25 年度に策定（４年度更新）し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、橋の架け替え工事を実施しており、石神井川の豊城橋で６年度から架け替え工事に着手している。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅に係る費用の負担をしている。

●街路灯等の省エネルギー化促進

３年度までに水銀ランプ型街路灯の省エネルギー化が完了し、引き続き蛍光灯等を使用した街路灯の LED 化を進めていく。６年度は、3,242 基の街路灯の改修を実施し、街路灯の LED 化率は 71％となっている。

また、公園灯については、４年度から計画的に LED 化を進めている。

(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する

●旧耐震建築物等の耐震化に係る助成および支援事業

一般緊急輸送道路沿道建築物や住宅、災害時医療機関等および私立幼稚園・私立保育所等の耐震化に重点的に取り組み、耐震改修等に要する費用を助成している。また、老朽木造住宅が密集する地域内の旧耐震建築物を対象に建替え費用や除却費用を助成している。

さらに、７年度から震災時に迅速な避難行動が難しい障害者や要介護者等が居住する住宅の耐震改修等に要する費用の助成を拡充する。

このほか、区民が安心して耐震化を進められるよう、区民向けの無料の耐震相談会やマンション向け耐震セミナーを実施し、アドバイザー派遣等の経費を全額補助している。

７年度

〔耐震診断・実施設計・改修工事助成額〕（ ）内は限度額（単位：円）

区分		耐震診断	実施設計	改修工事
住宅 （※ 1）		費用の4分の3	費用の３分の２	
		（12 万）	（22 万）	（130 万）(※2)(※3)
分譲マンション		費用の６分の５		費用の３分の２
		（150 万）	（200 万）	(3,000万)
賃貸集合住宅・事務所など	主に3階以上で延べ面積1,000㎡以上	費用の３分の２		費用の６分の１
		（150 万）	（200 万）	(1,000万)
事務所・商店など	主に2階以下で延べ面積1,000㎡未満	費用の３分の２	―	
		（100 万）	（―）	
私立幼稚園・保育所など		費用の10分の９	費用の６分の５	費用の２分の１
		限度額なし	（200 万）	(3,000万)
災害時医療機関等		費用の10分の９	費用の６分の５	費用の２分の１
		限度額なし	(1,000万)	(6,000万)
一般緊急輸送道路沿道の建築物		費用の10分の９	費用の６分の５	
		限度額なし	(1,000万)	(6,000万)
特定緊急輸送道路沿道の建築物		―	費用の６分の５	
		（―）	(1,000万)	限度額なし

注：延べ面積等によっては助成額が異なる。
※１：昭和 56 年６月から平成 12 年５月末までに建築された木造住宅を含む
※２：所有者が居住し、所有者含む世帯全員が非課税世帯である場合などは、費用の５分の４で限度額 150 万円
※３：障害者手帳所持者、または要介護、要支援認定を受けている人が居住する住宅の場合は費用の４分の３で限度額 200 万円

７年度

〔建替え工事・除却工事助成額〕（ ）内は限度額（単位：円）

区　分	建替え工事	除却工事
住宅（※ 1）	費用の３分の２（※2）	費用の４分の３
	（225 万）	（150 万）
一般緊急輸送道路沿道の建築物	費用の6 分の５	
	（6,000 万）	
特定緊急輸送道路沿道の建築物	費用の６分の５	
	限度額なし	

注：延べ面積等によっては助成額が異なる。
※1：密集事業実施地区および防災まちづくり推進地区内の住宅に限る（分譲マンション等は除く）。
※2：障害者手帳所持者、または要介護、要支援認定を受けている人が居住する住宅の場合は費用の4分の3で限度額290万円

●ブロック塀等撤去費用助成について

事故を未然に防止するため、倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の助成をしている。６年度の助成件数は 81 件であった。

●狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等

１　狭あい道路の拡幅をするための費用の助成

幅員４ｍ未満の狭あいな道路は、災害時における延焼の拡大や緊急車両の通行を妨げるなどの恐れがある。そのため、狭あい道路の拡幅に必要な費用の助成や、区による私道の拡幅整備を行っている。なお、６年度の助成件数は 10件、拡幅整備は 13 件であった。

２　「建築基準法」の道路にするための費用の助成

「建築基準法」の道路に接していない土地では、適法な建替えができず、違反建築物や空き家化するなどの問題を抱えている。そのため、既に家が建ち並んでいる道を「建築基準法」の道路とするために必要な申請費用を助成している。６年度の助成件数は０件であった。

３　すみ切りの公道化の奨励

すみ切りは、交差点において見通しを確保し、歩行者や車両通行の円滑化、災害時の緊急車両の容易な進入を可能にする。そのため、すみ切り用地を区に寄付などする人に対して奨励金を交付している。６年度の交付件数は７件であった。

(4) 上・下水道の整備

●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は 100％である。

都の水道は、より安全でおいしい水を供給するため、通常の浄水処理に加えて高度浄水処理の導入や国

が定めた水質基準より高い目標を定めるなどの取組を進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水体制の整備の対策を推進している。

さらに、災害により一時的に断水した場合にも、飲料水を確保できるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を設けている。

〔災害時給水ステーション（給水拠点）〕

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘 2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町 6-25
区立学田公園	豊玉南 3-32
区立はやいち公園	早宮 1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町 8-41

●下水道

1　普及率はおおむね 100％に

下水道は、日常生活や都市活動で発生する汚れた水をきれいにして川や海に戻すほか、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要不可欠な役割を担っている。

昭和 42 年度から始まった区の下水道整備は、平成 7 年度末に普及率がおおむね 100％に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道（透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式）を採用している。

また、下水道管の総延長は、6 年度末現在約 1,297 km となっている。

〔下水道管延長〕　6 年度

総延長	管きょ内訳	
	幹線	枝線
1,296,593m	68,363m	1,228,230m

資料：都下水道局

2　道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因は、下水道本管へ接続する、ます（汚水・雨水）の取付管（陶製管）の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶製管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ取り替え、道路陥没の抑制を図っている。

42 地域防災力の向上

(1) 自然災害に対する体制を強化する

●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成 16 年 3 月に制定した。

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、区民・行政・防災関係機関などが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

1　自助（自分の命は自分で守る）

「防災の手引　災害にそなえて」など各種冊子の配布、防災講演会や出前防災講座の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

2　共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

3　公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区は、消防署、警察署、自衛隊などの防災関係機関と連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で「練馬区地域防災計画」を作成し、その実施を推進している。

4　地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

都による河川改修のほか、区では、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について注意喚起のチラシを作成し、浸水被害が予想される地域に毎年配布している。

〔過去の集中豪雨による大規模被害（50 件以上）〕
（床上・床下浸水、道路冠水）　（単位：件）

発生年月日	件　数
平成17 年 9 月 4 日	738（※）
22 年 7 月 5 日	163
23 年 8 月 26 日	61
30 年 8 月 27 日	122

※：石神井川氾濫

5　避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。また、避難行動要支援者名簿登録者の中で作成に同意した人を対象に、「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定める個別避難計画も作成している。

名簿は、一定の要件に該当する人を自動で登録しているほか、要件に準ずる人も希望により登録しており、計画作成者は計画内容も記載し 98 か所の避難拠点に配備している。また、そのうち個人情報の外部提供に同意した人の情報を、平常時から関係機関（民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）と共有するなど、災害時に地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。

平成 28 年度には、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結し、要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化した。また、協定に基づき、区と介護・障害福祉サービス事業者の選定委員による「練馬区介護・障害福祉サービス事業者災害時連携検討会」を設置している。6 年度は 9 月に 147 事業者と安否確認訓練を行ったほか、7 年 1 月に 110 事業者でサービス提供訓練を実施した。

5 年度には、東京都理学療法士協会と災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定を締結し、要支援者に対する生活支援体制を更に強化した。また、6 年度には、協定に基づき、災害時フレイル・血栓による災害関連死を予防する知識を得てもらうため、講義と簡単な体操を織り交ぜた講習会を実施した。

また、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充および整備を図っており、高齢者施設や障害者施設などの計 55 か所を福祉避難所として指定している。災害時に福祉避難所を円滑に運営できるよう、無線機および備蓄物資を配備するとともに、震災および台風接近時を想定した災害時対応訓練を実施している。

さらに、出火防止対策と室内の安全対策を図るため、6 年度から避難行動要支援者のみ世帯を対象に家具転倒防止器具等の設置支援や感震ブレーカーの無償貸与事業および取付支援を行っている。家具転倒防止器具等設置支援事業の実施件数は 1,230 件、感震ブレーカーの貸与件数は 846 件であった。

6　地域別防災マップの作成・訓練の実施

水害リスクの高い地区で、地域住民と協働して、地域の防災情報をまとめたマップを作成している。6年度末までに、14 地区中 13 地区で作成した。マップを活用した訓練を通じて、地域住民の適切な避難行動につなげていく。

●災害対策関連計画

1　練馬区地域防災計画

災害の予防から応急、更に復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。直近では、首都直下地震等による東京の被害想定で示された防災・減災対策上の課題、法改正、「東京都地域防災計画 震災編」の修正、令和6年能登半島地震の被害から見える状況を踏まえ、6年3月に修正した。

2　練馬区業務継続計画（地震編）

震災時のさまざまな制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画である。直近では、7年3月に修正した。

〔「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月　東京都防災会議公表）における練馬区の被害〕

主な被害		多摩東部直下地震（M7.3）
建物全壊棟数		2,493 棟
出火件数		28 件
焼失棟数		11,004 棟
死者数		314 人
負傷者数		3,564 人
避難者数		129,837 人
帰宅困難者数		43,191 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		586 台
ライフライン	電力（停電率）	10.9%
	通信（不通率）	7.4%
	上水道（断水率）	14.4%
	下水道（管きょ被害率）	3.9%
	ガス（供給停止率）	32.7%

注：①区の想定震度　震度6強～6弱
　　②冬・夕方　風速8m/sの場合

●防災センター

1　情報連絡体制の整備

災害時の情報連絡手段として、つぎの無線通信システムを整備している。

⑴　移動系防災行政無線

防災センターを基地局として、避難拠点や防災関係機関等との間で、情報の収集および伝達を行う。6年度末現在、216 台を配備している。

⑵　MCA 無線

帰宅困難者対策および支援物資等の物流対策用として、各拠点等と災害対策本部との間で情報の収集および伝達を行う。6年度末現在、21台を配備している。

⑶　同報系防災行政無線

災害に関する情報を区民へ一斉放送するシステムである。6年度末現在、子局（無線放送塔）207局と区立施設等に戸別受信機（防災ラジオ）1,065台を配備している。

2　臨時災害放送局（FM 放送）

大規模災害発生時に、臨時に開局することができるFM 放送（77.1MHz）である。被災者支援情報など必要な情報を発信する。区では、平成 27 年度に放送機材を導入し、定期的に放送訓練を実施している。

日本大学芸術学部をはじめ区内関係団体と臨時災害放送局の開設および運営に関する協定を締結している。

●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低 3 日分、可能な限り 1 週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点 1 か所あたり 700 人の 1 日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2 日目以降は、都等から輸送された食料を避難拠点で提供する。

また、避難拠点には、毛布・寝袋などの生活必需品や、停電に備えた発電機などの資器材も備蓄している。

●飲料水の確保

区内には、給水所が光が丘公園内（66,600㎥）に、応急給水槽が大泉公園・学田公園内（各 1,500㎥）・はやいち公園・みんなの広場公園内（各 100㎥）にあり、断水時には都と連携して応急給水を実施する。

また、避難拠点では、応急給水栓や消火栓から給水できるスタンドパイプセットを使用して、応急給水を行う。

そのほか、更に不足する場合にも給水が受けられるよう、主に区と民間の協定により、6年度末現在、区内 23 か所の深井戸を「防災井戸」として指定している。

●帰宅困難者対策

1　練馬区帰宅支援ステーション

徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援するための施設で、一時休憩場所や飲料水、情報などを提供する。

〔練馬区帰宅支援ステーション〕

名称	住　所
区民産業プラザ（Coconeri 3階）	練馬一丁目17番1号
練馬文化センター	練馬一丁目17番37号
光が丘区民ホール	光が丘二丁目9番6号
生涯学習センター分館	高野台二丁目25番1号
石神井公園区民交流センター	石神井町二丁目14番1号
関区民ホール	関町北一丁目7番2号
勤労福祉会館	東大泉五丁目40番36号

2　一時滞在施設

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、帰宅が可能となるまで職場などで待機することができない帰宅困難者を受け入れる施設である。おおむね3日間程度の受入れができ、飲料水や情報などの提供を行っている。

なお、民間一時滞在施設へは、都や区が備蓄品等の購入費用の助成を行っている。

〔民間一時滞在施設〕

指定施設	住　所
ホテルカデンツァ東京	高松五丁目8番20号
トヨタモビリティ　東京株式会社（区内6か所の支店との協定）	高野台四丁目22番20号　他
西武バス株式会社　練馬営業所	南田中一丁目13番5号
英明フロンティア中学校・高等学校	関町北四丁目16番11号
富士見中学校・高等学校	中村北四丁目8番26号
ワーナーブラザーススタジオツアー東京	春日町一丁目1番7号
桜台自治会館	桜台4丁目39番12号

〔一時滞在施設〕

都立練馬高等学校	春日町四丁目28番25号
都立第四商業高等学校	貫井三丁目45番19号
都立練馬工科高等学校	早宮二丁目9番18号
都立光丘高等学校	旭町二丁目1番35号
都立井草高等学校	上石神井二丁目2番43号
都立石神井高等学校	関町北四丁目32番48号
都立大泉高等学校	東大泉五丁目3番1号
練馬都税事務所	豊玉北六丁目13番10号

●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練等助成金を支給し活動を支援している。

1　市民消火隊

災害時に地域で発生した火災について、消火や延焼防止活動を行う目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を配備している。

2　防災会

大地震や水害に際して、初期消火や救出救護、安否確認、避難誘導などにより、地域の被害を軽減し、災害後の復興を行うために結成されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、ヘルメットなどの資器材を貸与している。

3　避難拠点運営連絡会

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、全ての区立小・中学校を避難拠点として位置付け、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等さまざまな活動を通して「いざ！」というときに備えている。

〔区民防災組織の数〕　6年度末現在

組織の種類	組織数
市民消火隊	12隊
防災会	311組織
避難拠点運営連絡会	98組織
その他	2組織

●防災訓練

区は、区民の災害対応力を高めるために、消防署・警察署・自衛隊などの防災関係機関や、市民消火隊・防災会・避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1　震災総合訓練

〔開催日〕　6年9月14日
〔場　所〕　全避難拠点98か所、防災センター
〔参加者〕　1,508人
〔概　要〕・避難拠点開設訓練
・資器材操作訓練
・通信訓練
・安否確認とりまとめ訓練

2　防災フェスタ

6年度は台風10号の接近に伴う悪天候により中止した。

3　水防訓練

〔開催日〕　6年5月18日
〔場　所〕　都立城北中央公園
〔参加者〕　1,297人
〔概　要〕・土のう積みなどの浸水防止工法
・現地指揮本部運営訓練
・避難指示地域住民の避難誘導訓練
・救出救護訓練

・各種体験コーナー（土のう作り、VR防災体験車、起震車、防災訓練車）
・防災関係機関による広報

4　区民防災組織における訓練

地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消火隊・防災会・避難拠点運営連絡会等による自主的な訓練等が、年間を通して実施されている。

⑴　訓練・講習会等

６年度は訓練等を 622 回実施し、延べ 60,542 人が参加した。

⑵　軽可搬ポンプ操法大会

ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的として、区内を２地域（①練馬②光が丘・石神井）に分けて、ポンプ操法大会（発表会）を開催している。６年度は、37 団体 113 人が参加した。

●防災企画展

大地震に備えて、区民の防災意識を向上させることを目的として開催した。６年度は458 人が来場した。

〔開催日〕　７年２月５日
〔場　所〕　区役所アトリウム
〔概　要〕・避難拠点紹介
・パネル展示
・在宅避難啓発
・災害用携帯トイレ啓発
・初期消火体験
・応急救護訓練

●防災功労者・功労団体表彰

昭和 62 年度から、地域防災力の向上に貢献した個人および団体を表彰している。６年度は功労者 53 人、功労団体 13 団体を表彰した。

●普及啓発活動

1　防災講演会

「間違いだらけの防災対策！今日始める死なないための準備」をテーマに、講演会を開催した。

〔開催日〕　７年３月２日
〔会　場〕　区民・産業プラザ　ココネリ研修室
〔講　師〕　備え・防災アドバイザー　高荷　智也氏

2　防災用品のあっせん

家具転倒防止器具、感震ブレーカー、非常持ち出し品セット、保存飲料水・食料などをあっせんしている。６年度は86件の申込みがあり、353品をあっせんした。

3　「防災の手引」などの発行

発行している刊行物は、つぎのとおりである。

〔刊行物一覧〕

名称	内容	配布場所
防災の手引	地震や水害時に取るべき行動や日頃の備えについて	７階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所（転入者へ配布）など
中高層住宅の防災対策ガイドブック	中高層住宅特有の被害や災害時の行動、防災のための組織づくりについて	７階危機管理室、防災学習センター
防犯・防火ハンドブック	特殊詐欺や住居侵入などの犯罪の手口と対策、火災を防ぐための対策	７階危機管理室、各区民事務所
水害ハザードマップ	大雨の時に浸水が予想される区域や避難所に関する情報	７階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所（転入者へ配布）など
土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域および特別警戒区域や避難所に関する情報	７階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所など
防災地図	避難拠点・各種施設など防災に関する情報	７階危機管理室、防災学習センター、「わたしの便利帳」に挟み込み
食と防災	災害時の食事に関する情報	７階危機管理室、防災学習センター

4　起震車による地震体験訓練

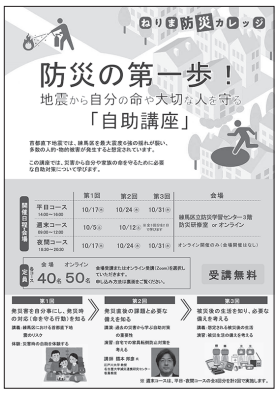
震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的としている。６年度は 333 回実施し、延べ 18,578 人が参加した。（うち、ＶＲ体験は 16 回実施、延べ 251 人が参加）

5　防災訓練車による初期消火訓練

実際の火事の時に区民が使用する消火資機材を気軽に体験してもらうことを目的に訓練を実施している。６年度は 183 回実施し、延べ 16,513 人が参加した。

●ねりま防災カレッジ事業

地震防災をはじめとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、防災学習センターを中心拠点として、ねりま防災カレッジ事業を実施している。



〔６年度ねりま防災カレッジ自助講座の案内〕

1　人材育成カリキュラム

⑴　自助講座

「自助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。6年度は274 人が受講した。

⑵　つながるカレッジねりま防災分野共助コース

「区民防災組織の活動などを学び、発災時に共助活動ができるようになること」をテーマに開催した。6年度は25 人が受講した。

⑶　区民防災組織向け講座

「運営にかかる手法等を習得し、日頃の防災活動のレベルアップをはかること」をテーマに開催した。6年度は16 人が受講した。

⑷　女性防災リーダー育成講座

「日頃の備えと助け合い」をテーマに開催した。6年度は40 人が受講した。

⑸　小学生（4～6年生）向け講座

防災に関する基礎的な知識を習得し、自分の身は自分で守ることの大切さについて学ぶ講座を実施した。6年度は144 人が受講した。

⑹　中学生向け講座

災害時に中学生に求められる役割と、それを果たすための技術や知識について学ぶ講座を実施した。6年度は12 人が受講した。

⑺　合同フォローアップ講座（つながるカレッジねりま防災分野共助コース・女性防災リーダー育成講座の修了者向け）

「円滑な災害対応に向けた地域連携のあり方」をテーマに開催した。6年度は15 人が受講した。

2　防災普及啓発カリキュラム

さまざまな視点から知識や技術を学ぶ講習会を実施した。6年度は319 人が受講した。

〔開催した講座〕

・中高層住宅向け防災講習会
・事業所向け防災講習会
・食と防災
・乳幼児の保護者向け防災講習会
・一般公開防災講習会

3　出前防災講座・授業

区内の事業所や町会・自治会・学校などの団体を対象に、防災に関する講座・授業を実施した。6年度は5,074 人が参加した。

4　防災体験講座

防災学習センターの来所者を対象に、起震車による地震体験や消火器操作・応急手当など、防災に関する体験講座を実施した。6年度は285 人が参加した。

5　防災学習コースメニュー

防災学習センターの来所者を対象に、防災に関する講話や体験などを組み合わせて実施した。6年度は3,537 人が参加した。

●各種団体との協定

災害時における応急・復旧活動を迅速に実施するため、他の地方自治体、民間事業者や各種団体等と協定を締結し、応急対策活動が円滑に行えるよう体制を整えている。

6年度末現在、災害時協定を締結している自治体は、つぎのとおりである。

〔災害時総合応援協定〕

・長野県上田市
・群馬県前橋市
・埼玉県上尾市

〔災害時物資等支援協定〕

・福島県塙町
・群馬県下仁田町
・群馬県館林市

〔災害時隣接自治体応援協定〕

・東京都および都内区市町村
・特別区
・東京都西東京市
・埼玉県和光市
・埼玉県新座市
・東京都武蔵野市

43 安全・安心な地域づくり

（1）犯罪等に対する体制を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成 16 年 12 月に施行した。

●「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動

区内の 3 警察署および 3 防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを共同で実施している。

●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校区域を単位として、学校、町会、自治会および PTA などの各地域団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築している。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。6 年度末現在、41 学区域で設立されている。

●パトロール団体

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、申請に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。6 年度末現在で 263 団体が登録している。

〔支援の内容〕

- 夜光ジャンパーや誘導灯など、パトロールに必要な用品の支給
- パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- パトロールを行う際の委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーの貸出し

〔登録の要件〕

- パトロール活動に従事する人員が 5 人以上で、かつ、その過半数が区内に在住、在勤、在学していること
- 月 1 回以上または年 12 回以上の頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行うこと
- 営利を目的としないこと

●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は 3 消防署管轄ごとに組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について、助成等を行っている。

● 防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。また、地域団体が設置したカメラで、一定の要件を満たすものについて、その維持管理費用の一部について補助を行っている。

●ねりま情報メール・練馬区公式 X（旧 Twitter）・LINE【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民のパソコンやスマートフォンなどに、電子メールや区公式 SNS で配信している。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を 6 台導入している。

区が委託した警備員が毎日 24 時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などが自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを貸し出している。6 年度は延べ 261 件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね 100m 四方に 1 本の割合で、街頭消火器を設置している。6 年度末現在で 5,306 本を設置している。

(2) 安全な道路環境の整備

●交通安全啓発

交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

平成 10 年 12 月 15 日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

6 年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについての PR を行った。

1　区立小学校での啓発

新入生を対象に、蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行している。6 年度は小学校 58 校で実施し、5,078 人の児童に免許証を発行した。



〔自転車運転免許証〕

2　自転車安全教室

平成 21 年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。6 年度は中学校で 11 回、高等学校で 3 回実施した。

3　自転車シミュレーターの活用

平成 26 年度から、自転車シミュレーターを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。6 年度の自転車シミュレーター利用者は 8,308 人であった。

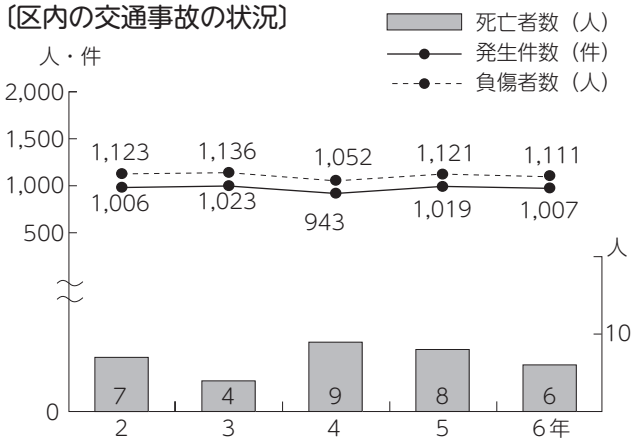
●交通安全計画

「交通安全対策基本法」に基づき、4 年 3 月に「第 11 次練馬区交通安全計画」を策定した。この計画の目標である「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を踏まえ、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めている。6 年の区内における交通事故（人身事故）の発生状況は発生件数 1,007 件、死傷者数 1,111 人であり、発生件数・死傷者数ともに前年からほぼ横ばいであった。また、発生件数はピーク時の平成 13 年の 4,038 件と比べ、約 4 分の 1 となり、大きく減少している。

〔交通安全施設〕　7 年 4 月 1 日現在

種　別	総　数	対前年度増減
歩　道	130,132 m	196 m
道路標識	2,710 本	2 本
街路灯	45,872 基	88 基
道路反射鏡	6,306 本	3 本
歩行者用防護柵	88,694 m	26 m
点字ブロック	2,507 か所	8 か所

〔区内の交通事故の状況〕



●区民交通傷害保険

交通事故等の被害者を救済することを目的としている保険事業で、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われる。

自転車の運転者が歩行者等と衝突し、加害者となる事故が増加している。中には高額の賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成 21 年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。毎年 2 月上旬から 3 月下旬まで受付をしている。

44 鉄道・道路など交通インフラの整備

（1）公共交通を充実する

●区内交通の現状と「練馬区都市交通マスタープラン」

区内の交通インフラは、整備が進められてきているものの、慢性的な交通渋滞や脆弱な南北方向の交通などさまざまな課題がある。

また、道路網の整備が未完了であることから、公共交通の不便な地域が依然として存在している。道路の整備率は、都市計画道路が約５割、生活幹線道路が約３割であるなど、交通の円滑化が図られておらず、解決すべき課題は多い。

今後、高齢者が増加していく中で、円滑な移動手段の確保が求められている。その一方で環境問題の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立も求められている。

区は、平成 20 年３月に「練馬区都市交通マスタープラン」を策定し、誰もが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、さまざまな交通問題の解決に取り組んでいる。

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また、西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などに寄与するものとして計画された鉄道路線であり、放射部と環状部からなっている。

平成 12 年 12 月には、現行の営業区間が全線（汐留駅は 14 年 11 月開業）開通した。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

光が丘駅～大泉学園町までの延伸は、首都圏の鉄道ネットワークを充実・強化するうえで欠くことのできない路線であり、都区部にわずかに残る鉄道駅から離れた地域を大きく改善することができる。また、豊かなみどりが残る地域に、都市の利便性を兼ね備えることで、延伸地域のポテンシャルを最大限引き出し、良好な住宅都市を形成することができる。

本路線は、27 年 7 月に都の計画に、28 年 4 月には国の答申において、整備に向けた明確な位置付けを得ている。加えて、７年３月に都が公表した、「2050 東京戦略～東京もっとよくなる～」では、延伸について「関係者と事業化について協議･調整を進める」、「検討を深度化」と位置付けている。

また、５年３月に都が設置した副知事をトップとする、「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」がこれまでの検討を取りまとめ、区の財政負担など一定条件のもとで収支採算性が確保できるとした。

区は、延伸の早期実現を目指し、大江戸線を運営している都との具体的な協議や、新駅予定地周辺を含む延伸地域のまちづくりに取り組んでいる。また、実現には積極的に区が役割を担う必要があることから、延伸に資するために活用する大江戸線延伸推進基金 80 億円を、７年度には 30 億円、その後も計画的に積み増ししていく。さらに、区議会、地域住民とともに大江戸線延伸促進期成同盟を設立し、促進大会の開催や都に対し、早期着工に向けた働きかけを行ってきた。29 年 8 月、期成同盟は、区内経済・産業団体、町会等と大江戸線延伸推進会議を設立し、延伸実現に向けてともに活動している。

大泉学園町から先の JR 武蔵野線東所沢駅までの延伸については、新座市等で構成する都市高速鉄道 12 号線延伸促進協議会に加盟し、要請活動等を行っている。

●西武池袋線

西武池袋線は、区内を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、江古田駅から大泉学園駅までの８駅があり、また保谷駅が区に近接していることから、多くの区民の日常生活を支えている。

この路線は、踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、都により高架化が行われてきた。併せて、複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められてきた。

昭和 46 年 1 月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手した。平成６年 12 月には練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。また、15 年３月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間の高架複々線化が完了し、19 か所の踏切が無くなった。

練馬高野台駅～大泉学園駅付近間については、17 年６月に都市計画が決定（変更）され、19 年５月に事業着手し、27 年 1 月には高架化が完了した。その結果、９か所の踏切が無くなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25 年３月に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

●西武新宿線

西武新宿線は、区南西部を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、上石神井駅と武蔵関駅の２駅があり、また上井草駅と東伏見駅が区に近接していることから、多くの区民が西武新宿線を利用している。

この路線は、南北方向の道路と交差する箇所が全て踏切による平面交差となっているため、特に朝夕のラッシュ時には踏切付近などで慢性的な交通渋滞が発生している。

都は、平成 16 年６月に策定した踏切対策基本方針において、井荻～東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象区間（全 20 区間）のひとつとして位置付けている。区では、各駅周辺のまちづくりに取り組むとともに、27 年１月には、区民、区議会、区が一体となって西武新宿線立体化促進協議会を設立し、鉄道立体化の早期実現の要請活動を都へ行ってきた。31 年２月に都、関係区市および西武鉄道（株）が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画等について、都市計画素案等の説明会を行い、２年 10 月には、都市計画案および環境影響評価書案の説明会を行った。３年 11 月に連続立体交差化計画等が都市計画決定し、６年３月に、都市計画事業の認可を取得した。12月には用地補償説明会を開催し、現在は用地取得に取り組んでいる。

●東武東上線

東武東上線は、川越街道と平行して、練馬区と板橋区との区境を走る鉄道路線である。区内に駅はないものの、東武練馬駅、下赤塚駅および成増駅の３駅は、区と近接していることから区民の利用が多く、重要な交通手段の一つとなっている。

●東京メトロ有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内で最初の地下鉄として昭和 58年 6月に池袋駅～営団成増駅(現地下鉄成増駅)間が開業した。池袋駅から先の都心部とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通利便性が飛躍的に向上した。

平成６年 12 月には、西武有楽町線が練馬駅まで開通し、10 年３月に西武池袋線との相互直通運転が実現するなど、利便性の向上とともに西武池袋線の混雑緩和に大きく寄与している。20 年６月には、小竹向原駅から池袋駅を経由して渋谷駅に至る東京メトロ副都心線が開業し、25 年３月に、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現するなど、都心部へのアクセスなどの利便性が更に向上している。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的に、平成12年５月、行政、公共交通事業者および国民の役割を明確にする「交通バリアフリー法」(18年 12月に「バリアフリー法」に統合）が施行された。区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、区では、補助要綱を策定し、大泉学園駅など区内５駅のエレベーター等の整備費用の一部を補助してきた。23 年８月には、区内全 21 駅において、駅出入口からホームまでのバリアフリー化された経路が１ルート確保された。１ルートでは利便性を欠く駅について、更なるバリアフリー化が必要であり、２ルート目の整備に取り組んでいる。現在、光が丘駅において、都が８年度内の供用開始を目指しエレベーターの整備を進めている。

駅ホームの安全性向上のためには、ホームドア整備が必要である。西武鉄道（株）は、元年度に練馬駅に整備し、５年度から中村橋駅、富士見台駅、練馬高野台駅、石神井公園駅、新桜台駅の整備に着手した。練馬高野台駅と石神井公園駅は、６年度に供用開始した。区は、平成30 年３月に「練馬区鉄道駅ホームドア整備事業補助金交付要綱」を策定し、練馬駅の整備費用の一部を補助した。６年４月には、同要綱の一部を改正し、補助金を増額した。

区は、更なるバリアフリー化およびホームドア整備の促進のため、引き続き、鉄道事業者に整備を働きかけていく。

〔各駅の１日平均乗降客数〕　（単位：人）６年度

駅名	乗車	降車	総数
西武池袋線（※１）			
江古田	---	---	32,177
桜台	---	---	15,032
練馬	---	---	121,493
中村橋	---	---	38,455
富士見台	---	---	27,732
練馬高野台	---	---	26,372
石神井公園	---	---	76,732
大泉学園	---	---	80,236
保谷	---	---	56,960
西武豊島線（※１）			
豊島園	---	---	15,214
西武新宿線（※１）			
上井草	---	---	18,819
上石神井	---	---	41,728
武蔵関	---	---	29,438
東伏見	---	---	21,835
東武東上線			
東武練馬	28,049	28,132	56,181
下赤塚	7,279	7,448	14,727
成増	26,519	26,782	53,301
東京メトロ有楽町線			
小竹向原（※２）	48,186	45,882	94,068
氷川台	19,051	18,927	37,978
平和台	21,379	21,514	42,893
地下鉄赤塚	20,123	19,954	40,077
地下鉄成増	25,221	25,477	50,698
東京メトロ副都心線			
小竹向原（※２）	44,694	41,021	85,715
西武有楽町線（※１）			
小竹向原（※２）	---	---	138,056
新桜台	---	---	9,867
都営大江戸線			
新江古田	14,566	14,338	28,904
練馬	39,272	39,051	78,323
豊島園	7,189	7,105	14,294
練馬春日町	11,380	11,275	22,655
光が丘	28,453	28,385	56,838

※１：西武鉄道は総数のみ公表
※２：小竹向原駅
①西武鉄道：直通連絡客を含む。
②東京メトロ：直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。
資料：西武鉄道（株）、東武鉄道（株）、東京地下鉄（株）、東京都交通局

●エイトライナー

東京近郊の環状鉄道は、JR 山手線、都営大江戸線、その外側に JR 武蔵野線、JR 南武線があるが、これらの中間部にあたる環状８号線の沿線区には環状鉄道が無く、南北方向の移動に多くの時間を要している。

区では、環状８号線を基本ルートとする新しい交通システムについて、関係区との研究を始め、平成５年 10 月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。この構想を実現することにより、①環状方向の移動時間が短縮する、②沿線の拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港へのアクセスが向上する、などの効果が期待されている。

６年５月には、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、北区とともにエイトライナー促進協議会を設置し、環状７ 号線を基本ルートとするメトロセブン促進協議会とも連携して、メトロセブンとエイトライナーをつなぐ環状線「区部周辺部環状公共交通」の実現に向けた調査・研究を行っている。

28 年４月に交通政策審議会が国土交通大臣に答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「区部周辺部環状公共交通」は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられた。

●バス交通

区内を東西方向に走る西武池袋線や西武新宿線、板橋区との区境を走る東武東上線の各鉄道路線は、南北の間隔が広い。これら路線の各駅をつなぐ路線バスが、区民の日常生活の「足」となっており、区内では、西武バス（株）、国際興業（株）、関東バス（株）、京王バス（株）、都交通局の５つの事業者により、約 160 系統が運行されている。

しかし、区内は狭い道路が多いことなどから、路線バスの運行がない地域や１ 日の運行回数が少ない地域がある。そのため、区は、「公共交通空白地域（※）改善計画」を策定し、計画に基づく既存路線バスの再編などにより公共交通空白地域の改善に取り組んでいる。

また、路線バスを補完するものとして、区運営のコミュニティバス「みどりバス」を区内５ルートで運行している。

※公共交通空白地域：
鉄道駅から 800m 以上、かつ、30 分に１便以上運行しているバス停から 300m 以上離れた地域

〔みどりバスの運行ルート〕

ルート	運行開始（平成）	路線（7年4月1日時点）	主な経由地
保　谷	3年8月	保谷駅北口 ～練馬光が丘病院	光が丘駅
北　町	15年3月	練馬光が丘病院 ～東武練馬駅入口 ～練馬光が丘病院	光が丘駅
関町・南大泉	17年7月	保谷駅入口 ～上石神井駅 ～順天堂練馬病院	武蔵関駅南口 練馬高野台駅
氷川台	17年7月	〔光が丘線〕 練馬北町車庫 ～光が丘公園 〔練馬線〕 北町小学校 ～東武練馬駅入口 ～練馬駅	〔光が丘線〕 氷川台駅 氷川台福祉園 練馬春日町駅東 光が丘駅 〔練馬線〕 氷川台駅 氷川台福祉園
大　泉	20年1月	大泉学園駅 ～大泉学園町5丁目 ～大泉学園駅	

（2）道路交通ネットワークを形成し、沿道を整備する

●区内の道路事情

区内の道路は、それぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、幹線道路（都市計画道路等）、生活幹線道路、主要生活道路、生活道路に分類される。

自動車専用道路としては、関越自動車道、東京外かく環状道路、骨格となる幹線道路として、放射6号線（青梅街道）や放射7号線（目白通り）、放射8号線（川越街道）、環状7・8号線、補助的な幹線道路として、補助76号線（新青梅街道）、補助134号線（笹目通り）、補助229号線（千川通り）などがある。

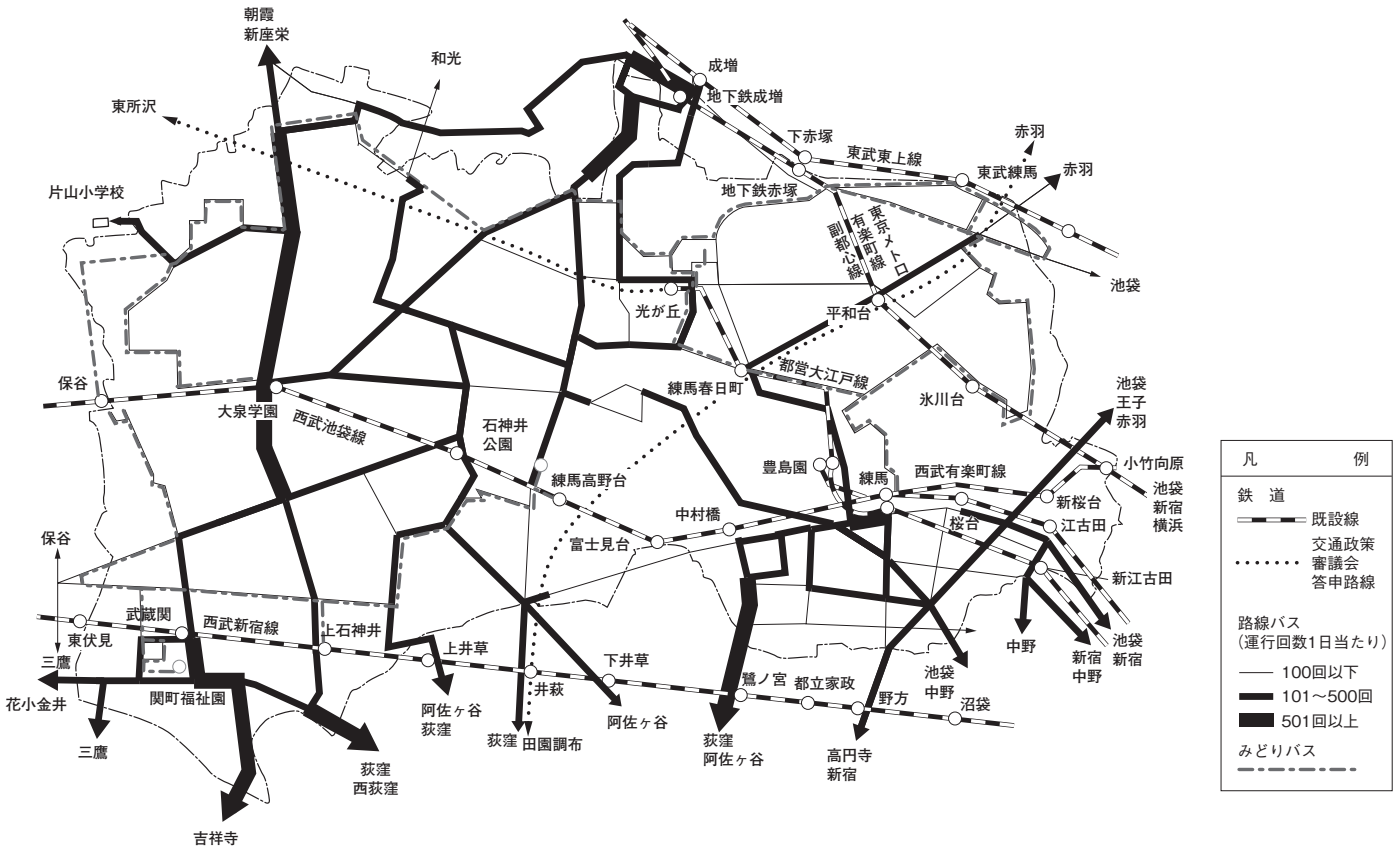
骨格となる幹線道路の整備が比較的進捗している一方で、区西部地域の都市計画道路の整備率は未だ約3割であり、更なる整備が必要である。

生活道路としての役割を果たす区道は、かつて農道であったなど、狭く曲がったものが多く、幅員も4.5m未満の道路が総延長の39.8%を占めている。

●都市計画道路の整備状況

6年度末現在、区内の都市計画道路は38路線あり、計画延長は108.4kmである（都市高速道路および鉄道付属街路等を除く。）。整備状況は、事業完了が56.3km（51.9%）、事業中が17.3km（16.0%）、未完

〔練馬区の公共交通図〕　7年4月1日現在



了は 34.8km（32.1%）である。

都と特別区および 26 市 2 町は、平成 28～7 年度の 10 年間で優先的に整備すべき路線を示した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を 27 年度末に公表した。区内では、11 路線（20 区間）、延長 18.5km が指定されており、引き続き都と連携して整備を着実に進めていく。

〔事業中の主な都市計画道路〕　7年 3 月 31 日現在

路線名	事業状況
放射 7 号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目 2,000 m工事中、一部用地取得中
放射 35 号線	早宮二丁目～北町五丁目 1,330 m工事中、一部用地取得中
放射 35・36 号線	板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目 1,970 m工事中、一部用地取得中
補助 133 号線	向山四丁目～春日町三丁目 1,240 m用地取得中
補助 133 号線	中野区上鷺宮一丁目～練馬区中村北三丁目 1,105m 用地取得中
補助 156 号線	東大泉四丁目～西大泉一丁目 1,400m 用地取得中
補助 172 号線	早宮三丁目 390 m用地取得中
補助 229 号線	下石神井四丁目～上石神井南町 290 m用地取得中
補助 230 号線 （Ⅰ期）	大泉町三丁目～大泉町二丁目 850 m工事中、一部用地取得中
補助 230 号線 （Ⅱ期）	大泉学園町七丁目～大泉町三丁目 1,250 m用地取得中
補助 233 号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目 500 m用地取得中
補助 230 号線	関町北二丁目～関町北四丁目 914 m用地取得中
外郭環状線の 2 （大泉 JCT 地域）	石神井町八丁目～東大泉二丁目 1,000 m用地取得中
外郭環状線の 2	石神井台三丁目～石神井町八丁目 950 m用地取得中
外郭環状線の 2 （上石神井駅周辺）	上石神井一丁目～上石神井四丁目 790 m用地取得中
外郭環状線の 2 （交通広場）	上石神井一丁目、二丁目および四丁目 各地内 5,164.41㎡用地取得中
補助 135 号線 （補助 156 号線交差部）	東大泉一丁目、三丁目および四丁目 各地内 142 m用地取得中
補助 135 号線 （補助 230 号線交差部）	大泉学園町四丁目～大泉学園町七丁目 461 m用地取得中
補助 232 号線	石神井町三丁目 220 m用地取得中
区画街路 1 号線	早宮三丁目～練馬二丁目 230 m工事中
区画街路 8 号線 （交通広場）	関町北二丁目および四丁目各地内 5,113 ㎡用地取得中

〔自動車保有台数の推移〕　（単位：台）　各年 3 月 31 日現在

年　次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原　付
5	154,696	50,031	24,367
6	153,683	50,401	24,135
7	153,883	51,445	23,845

資料：登録自動車は、練馬自動車検査登録事務所

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約 15km 圏域を環状に連絡する延長約 85km の道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越自動車道までが供用中である。関越自動車道から東名高速道路の区間については、平成 19 年 4 月に高架方式から地下方式に都市計画が変更され、21 年 5 月に事業化した。交通渋滞など、区内における交通問題の抜本的改善のため、事業者である国や高速道路会社に対し、工事の安全・安心に万全を期すとともに、早期完成を求めていく。

●都市計画道路沿道地域のまちづくり

都市計画道路の整備に併せ、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進めている。

1　大江戸線延伸地域

大江戸線延伸の導入空間となる補助 230 号線は、土地区画整理事業をはじめとした区の精力的な取組により、笹目通りから別荘橋通りの区間が交通開放されている。

現在は都が別荘橋通りから大泉学園通りの区間および大泉学園町四丁目付近において接続する補助 233 号線（大泉学園町四～八丁目）の事業を進めている。

区は、大江戸線延伸を見据えたまちづくりを進めており、これまでに補助230号線沿道の全ての地区で地区計画の都市計画決定を行った。

引き続き、補助233号線沿道のまちづくりを進めるとともに、新駅予定地周辺では、道路や広場の整備による交通利便性の向上や商業施設等の立地を促し、まちの中心となる新たな拠点づくりを進めていく。

2　外かく環状道路沿道地区

国等が、地下の高速道路である東京外かく環状道路の事業を、都が、地上部の一般道路である外郭環状線の 2 の事業を進めている。区は、区西部地域の南北を繋ぐこの重要な都市計画道路の整備が良質な都市空間を創出する絶好の機会と捉え、道路整備に併せたまちづくりを進めている。

大泉 JCT 周辺地区では、平成 27 年 7 月に重点地区まちづくり計画を策定し、現在、地域住民とその実現に向けた検討を進めている。

外環の 2 沿道富士街道北部地区では、地域住民とともに重点地区まちづくり計画の策定に向けて、検討を進めている。

3　その他の都市計画道路沿道周辺地区

放射 35 号線沿道周辺地区では、歩行者の利便性と安全性の向上を図るため、環状 8 号線を横断し、平和台駅に連絡する地下通路の完成に向け、工事を進めて

いる。

放射 36 号線等沿道周辺地区では、氷川台駅周辺地区において、地区計画検討会を開催し、にぎわいの創出や駅へのアクセスの向上を目指し、検討を進めている。

補助 156 号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）地区では、まちづくり協議会から提出された提言書の内容等を踏まえた重点地区まちづくり計画を策定した。

現在、地区計画の策定に向け地域住民とまちづくりのルールの検討を進めている。

●沿道地区計画制度によるまちづくり

沿道地区計画は、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づき、道路交通騒音に強い建築物等を沿道に誘導することで住環境の向上を図り、沿道地区にふさわしい土地利用を促進するためにまちづくりのルールを定めた都市計画である。

防災性や遮音性の向上を図るために、まちづくりの方針や建築物等の制限内容（間口率の最低限度、高さの最低限度等）を定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、適切な土地利用を促進していく。なお、一定の防音改良工事や建替え工事に対しては、都の補助を受けることができる。

現在、区内の環状８号線の一部、環状７号線および笹目通りで沿道地区計画を定めている。

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を生活幹線道路として位置付け、昭和 63 年 5 月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約 110km を計画した。このうち、６年度末現在、区道延長は約 93km であり、約 26km の整備が完了している。

区では、計画した路線のうち延長約 4km で事業を実施するとともに、延長約 4km を早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

〔主要道路の自動車交通量（12 時間値）〕　（単位：台）

路線名（観測地点）	観測年度		
	平成22	27	令和3
環状７号線（羽沢２丁目）	35,225	34,165	29,202
目白通り（豊玉北４丁目）	30,908	27,379	27,636
川越街道（旭町３丁目）	21,803	29,545	---
笹目通り（谷原３丁目）	31,312	29,828	30,429
新青梅街道（関町北４丁目）	10,971	9,452	9,906
青梅街道（東伏見４丁目）	27,641	25,248	25,494

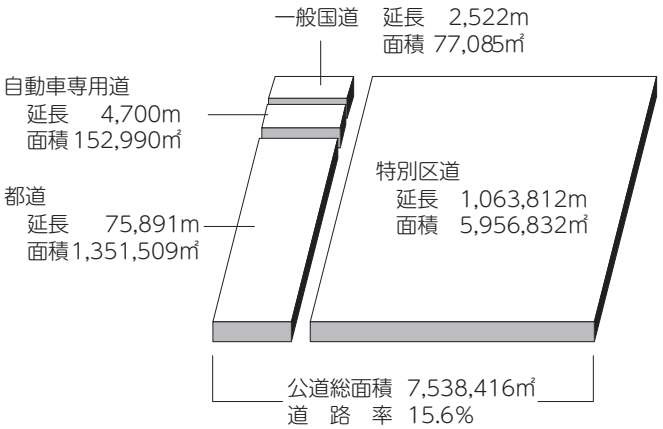
注：台数は、午前７時から午後７時までの秋の１日（平日）の測定値

資料：「交通量調査報告書」（都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。６年度に認定した路線は 39 件、延長 1,517m、面積8,718㎡であった。

〔練馬区の道路の現状〕　7年４月１日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調書令和６年版」（都建設局）

●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道を舗装または再舗装する場合や、私道に排水施設（下水）を設置する場合の工事費用の一部を助成している。６年度は舗装 17 件、舗装面積 1,559㎡を助成した。

（3）快適な道路環境を整備する

●練馬区自転車利用総合計画

区の自転車に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「自転車利用総合計画」を策定している。

４年３月には、「第３次練馬区自転車利用総合計画（令和４～13年度）」を策定した。

本計画では、「第２次練馬区自転車利用総合計画（平成23～３年度）」での実績を踏まえ、継続して取り組むべき施策と、平成29年に施行された「自転車活用推進法」に基づく新たな施策に取り組むこととしている。

●駅周辺の放置自転車等の状況

道路上の自転車の放置については、歩行者の安全な通行を妨げるほか、災害時などの救助活動にも支障となる。このため、区は、駅周辺などへの自転車駐車場の設置や、自転車等の放置禁止区域を指定し撤去を行っている。

７年５月の調査では、駅周辺の午前中の放置自転車は259台で、過去最大だった平成７年（13,142台）の約２％までに減少した。

一方、午後も減少はしているが、午前の約1.6倍（427台）の自転車等が放置されていた。

●自転車駐車場の整備

区では平成４年７月から、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めた。

通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少した一方で、買物客などによる午後の放置自転車の問題が顕在化している。買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、短時間無料の区立自転車駐車場の整備を進めている。

現在、公営自転車駐車場は区内に89か所あり、７年３月31日現在の収容台数は43,046台である（(公財）自転車駐車場整備センター等の運営を含む。)。このうち21駅56か所は、短時間無料の公営自転車駐車場である。

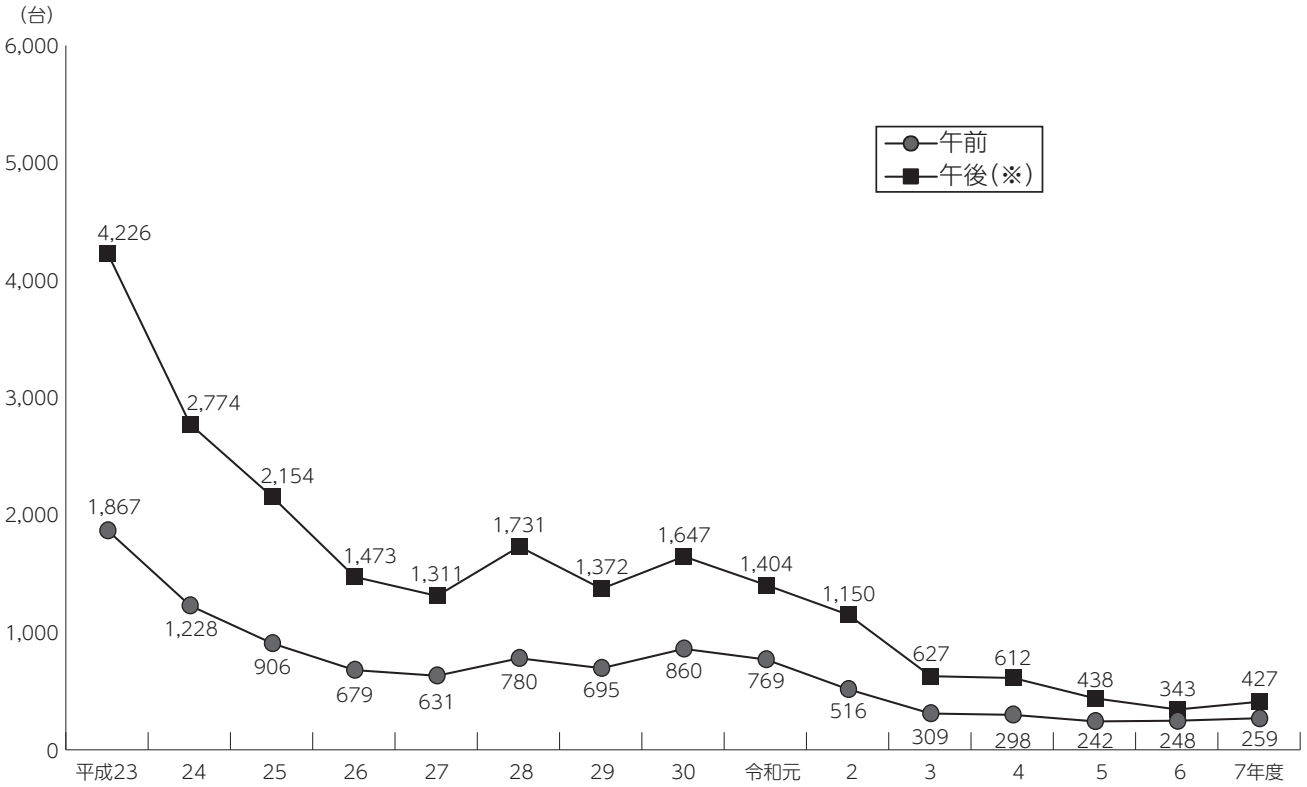
●自転車通行空間の整備

６年度末現在、区道での自転車専用通行帯の総延長は約3.2㎞である。

４年３月には、「第３次練馬区自転車利用総合計画（令和４～13年度)」を策定し、自転車ネットワークの整備を位置付けた。

今後、国、都などと連携し、都市計画道路の整備にあわせて、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を進めていく。

〔駅周辺の放置自転車等の状況〕 各年５月調査



※：午後調査については、平成27年度以前は午後２時前後、28年度以降は午後４時前後に実施

●レンタサイクルシステム

区では、１台の自転車を複数の人が使うことにより、自転車の有効利用が図れるとともに、駅周辺における放置自転車の抑制、地域振興、環境改善などを主な目的とし、シェアサイクルの社会実験とねりまタウンサイクルの運営を行っている。

シェアサイクルは、同じ事業者のサイクルポートであれば、いつでもどこのポートでも自転車の貸出・返却ができるシステムで、平成 29 年 10 月から光が丘地区、大泉・石神井・上石神井地区においてシェアサイクルの社会実験を実施してきた。

この社会実験では、会員登録数が増加し続けていること、未実施区域や他自治体との相互乗入れの需要が高いことなどがわかった。

そこで、４年４月からは、「区内全域への拡大」と「他自治体との相互乗入れ」を行う新たな社会実験を実施している。

一方、ねりまタウンサイクルは平成４年６月から運営しており、区内６駅７か所に設置し 2,700 台の自転車が利用可能である。なお、当日利用についてはシェアサイクル社会実験の効果検証のため休止している。

また、駅周辺の自転車駐車場や、シェアサイクル社会実験の利用状況によるねりまタウンサイクル各施設の利用の変化を踏まえ、ねりまタウンサイクル事業の見直しについて検討していく。

●自動車駐車場の運営

区内には練馬駅北口地下駐車場、石神井公園駅北口駐車場、大泉学園駅北口駐車場、大泉学園駅南口駐車場と４か所の区立自動車駐車場があり、収容台数は合計 1,057 台である。

また、平成 19 年３月、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口に、自動二輪車用駐車スペースを整備した。

全ての施設で指定管理者制度を導入し、運営している。

〔各駅における放置自転車等の状況〕

（単位：台）７年５月調査

駅　名	放置台数	
	午　前	午　後
江古田	24	37
桜台	20	25
練馬	72	95
豊島園	6	7
中村橋	17	39
富士見台	3	7
石神井公園	4	23
大泉学園	13	36
大泉バス停（※）	―	6
保谷	6	5
上井草	―	―
上石神井	13	20
武蔵関	13	11
東武練馬	5	9
小竹向原	2	6
氷川台	3	4
平和台	7	18
地下鉄赤塚	8	11
新桜台	―	1
光が丘	17	9
練馬春日町	2	2
練馬高野台	23	54
新江古田	1	2
計	259	427

※：大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・大泉郵便局バス停を指す。

45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり

(1) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の駅周辺では、交通広場やアクセス道路などの整備が必ずしも十分ではない状況がある。また、利便性や安全性を高め、商業活動の活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置付け、交通広場や道路の整備を進めている。さらに、便利でにぎわいのある商業環境等の生活利便性を向上させるなど、まちの拠点としての整備を進めている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、「練馬区都市計画マスタープラン」で『練馬の中心核』と位置づけられている。これまで、道路や駅前広場をはじめとした都市基盤の整備など、まちづくりを推進してきた。

駅南口の豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を平成16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が23年3月に完成した。

練馬駅南地区の商店会、町会、自治会有志が中心となり、まちづくり活動の理念と目標像、方針について定めた「練馬駅南地区まちづくり憲章」を25年3月に策定し、自主的なまちづくり活動に取り組んでいる。

駅北口の練馬一丁目地区では、道路の拡幅整備に併せたまちづくりの実現を図るため、「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商業施設が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。

このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、駅前広場や道路、踏切など駅周辺の交通環境の整備が十分とはいえない状況であったため、鉄道の高架化や駅前広場の整備を行い、現在、都市計画道路の整備を進めている。

1　整備の方針

区では、石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置付け、平成15年6月に「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を策定し、つぎのような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

(1) 鉄道の連続立体交差事業の計画にあわせて、補助132号線、補助232号線、南口駅前広場、富士街道の整備について、地域住民と検討・協議しながら進めていく。

(2) 基盤整備と連携して、駅周辺の土地利用の転換を適切に誘導し、災害に強く、石神井公園と一体となったみどりを大切にしたまちづくりを進めていく。

2　駅周辺まちづくり事業の推進

区では、これまで「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」に基づき、南口駅前広場の整備や周辺の都市計画道路の整備などを行い、駅周辺のまちづくりを段階的に進めてきた。

平成29・30年には、駅南口西地区市街地再開発事業について検討状況報告会を開催し、30・31年には、補助132号線周辺地区における地区計画によるまちづくりのルールを検討する意見交換会を開催した。2年7月には補助132号線周辺地区等に関連する地区計画変更、南口西地区の市街地再開発事業およびこれらに関連する都市計画の原案説明会等を開催し、12月に都市計画決定した。4年には、都知事から認可を受けて再開発組合が設立され、再開発事業に着手した。

現在は、10年の再開発ビルの竣工に向けた再開発組合の取組を支援している。

●上石神井駅周辺整備

上石神井駅は急行停車駅であり、駅周辺には多くの商業施設が立ち並ぶなど、まちの発展の可能性を多く秘めた地域である。しかし、交通広場がなく、歩行者や自転車、自動車などが駅に通じる狭い道路に集中するうえ、踏切遮断の影響もあり、交通渋滞などが課題となっている。そのため、交通広場を含む外郭環状線の2（千川通り～新青梅街道間）の整備と西武新宿線の立体化に取り組んでいる。

外郭環状線の2は、平成27年12月から測量を行い、30年12月に事業認可を取得し、事業に着手した。また、西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業は、3年11月に都市計画決定され、6年3月に事業認可を取得し、事業に着手した。現在はこれらの整備に向けて取り組んでいる。

1　整備の方針

平成20年3月に重点地区まちづくり計画を策定し、

３年６月には外郭環状線の２の事業化や鉄道の連続立体交差化計画の具体化に併せて、その一部を改定した。改定後の整備方針に基づき、まちづくりを推進している。

２　まちづくり事業の推進

区では、重点地区まちづくり計画に基づき、外郭環状線の２と交通広場の整備に加え、６年３月に「上石神井駅周辺地区地区計画」を都市計画決定し、活気ある商店街と良好な住宅地が調和した災害に強い市街地の形成を目標に取組を進めている。また、駅北西地区では再開発準備組合が設立され、建物の共同化に向けた検討が進められており、現在は、再開発準備組合の活動を支援している。

●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅・上石神井駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置付け、地域の状況に合わせて道路整備などと連動しながらまちづくりを進めている。

１　江古田駅周辺地区

平成 30 年度まで江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、18 年６月に「江古田駅北口地区地区計画」、30 年３月に「江古田北部地区地区計画」、元年 11 月に「江古田南部地区地区計画」を都市計画決定している。

２　中村橋駅周辺地区

平成 17 年１月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25 年３月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。

また、美術館のリニューアルに併せて、中村橋駅周辺を「だれもがアートを感じられるまち」とするため、７年３月に「美術のまち構想」を策定した。構想に基づき、中村橋駅周辺のまちなみ整備、アートとまちを繋げる事業の充実などの取組を進めている。

３　富士見台駅周辺地区

平成23年２月に重点地区まちづくり計画を策定し、貫井・富士見台地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりを行っている。

平成 30 年 12 月に「富士見台駅北部地区」、５年６月に「富士見台三・四丁目環八南地区」の地区計画を都市計画決定した。併せて、同地区において新たな防火規制区域の指定を行うなど、災害に強く、安全・快適なまちを目標に取組を進めている。

４　保谷駅周辺地区

保谷駅周辺地区まちづくり協議会の提言を踏まえ、地域住民が協議を重ね、元年 12 月、建替え時の自主ルールである「保谷駅南口駅前通りまちづくり宣言」を策定した。安全で快適な環境を目指し、区も連携してまちづくりに取り組んでいる。

５　東武練馬駅周辺地区

元年度まで北町地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、平成 22 年 11 月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」、27 年１月に「北町二丁目西部地区地区計画」、元年８月に「北町一丁目地区地区計画」を都市計画決定している。

６　武蔵関駅周辺地区

平成26年５月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せた交通広場や補助 230 号線などの整備に向けて取り組むとともに、まちづくりを進めている。西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業や武蔵関駅交通広場等は、３年 11 月に都市計画決定、６年３月に事業認可を取得し、事業に着手した。現在はこれら整備に向けて取り組んでいる。

７　上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）

平成 26 年 11 月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せ、計画の実現に向けた取組を進めている。

８　桜台駅周辺地区

４年９月に重点地区まちづくり計画を策定し、駅周辺では、周辺の環境と調和した街並みを誘導するとともに、地域住民が買物や交流を楽しむ日常的なにぎわいを創出する駅前空間の整備を検討している。

また、５年度から桜台東部地区密集住宅市街地整備促進事業に着手し、災害に強く、安全・快適なまちづくりを進めている。

46 みどりの保全と創出

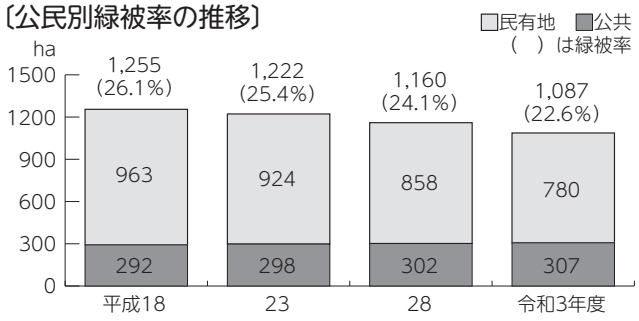
(1) みどりのネットワークの形成

●みどりのネットワーク形成の推進

区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、22.6%である。公共のみどりは増えているが、民有地のみどりは一貫して減少している。

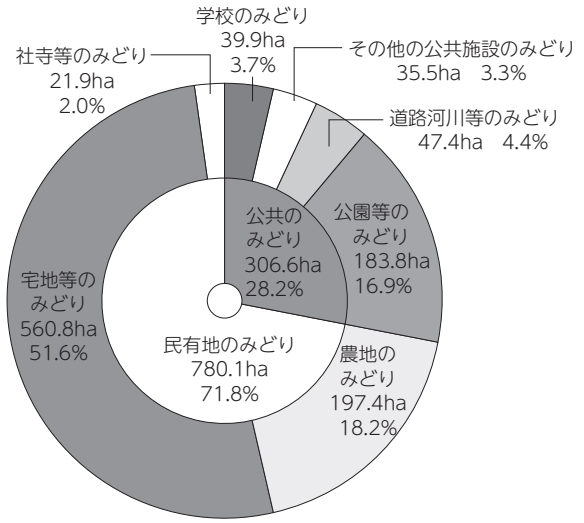
区は、「練馬区みどりの総合計画（令和５年度改定）」を策定し、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めている。

〔公民別緑被率の推移〕



注：緑被率＝樹木緑被率＋草本被覆率

〔公民別緑被状況の内訳〕 3年度



●みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

白子川の源流部に位置する約 5ha の大泉井頭公園は「水辺空間の創出」を、そこから約４㎞下流に位置する約 10ha の稲荷山公園は「武蔵野の面影」をテーマに、みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして検討を進めている。

稲荷山公園は、６年度末現在、「稲荷山公園の整備に関する専門家委員会」を６回開催し、専門家からの知見をもとにゾーニング等の検討を進めている。

●特色ある公園の整備

誰もが利用できる身近なみどりの空間が公園である。

６年度は「きたろく公園」、「石泉けやき緑地」の整備および「どんぐり山の森緑地」の拡張整備を行った。

きたろく公園は、ピクニックや休憩ができる原っぱ広場、複合遊具やユニバーサルデザインに配慮した遊具等で遊べる広場を設けた。

石泉けやき緑地は、屋敷林である既存樹木を活かした整備を行った。樹林地の中を散策できる園路を設け、また休憩できるスペースを確保し、緑地内でゆっくりとできる空間を創出した。

どんぐり山の森緑地は、既存の自然環境を活かした整備を行った。土の園路を残しながら、車いす使用者等も通行できるようバリアフリー対応の園路を設けた。

今後も地域の特性等を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人が訪れる魅力的で特色ある公園の整備を進めていく。

●既存公園の改修・公園トイレのリニューアル

１　既存公園の改修

区内には大小様々な公園や緑地、児童遊園が約 700 か所あり、そのうち半数以上が開園から 30 年以上が経過し、施設の老朽化や今の時代に合ったニーズへの対応などが課題となっている。

各公園の持つ機能や特徴等を踏まえて「（仮称）公園等改修計画」を策定し、計画的な改修を進めるため、６年度は各公園の実態調査や区内全域を対象としたアンケート調査を実施した。

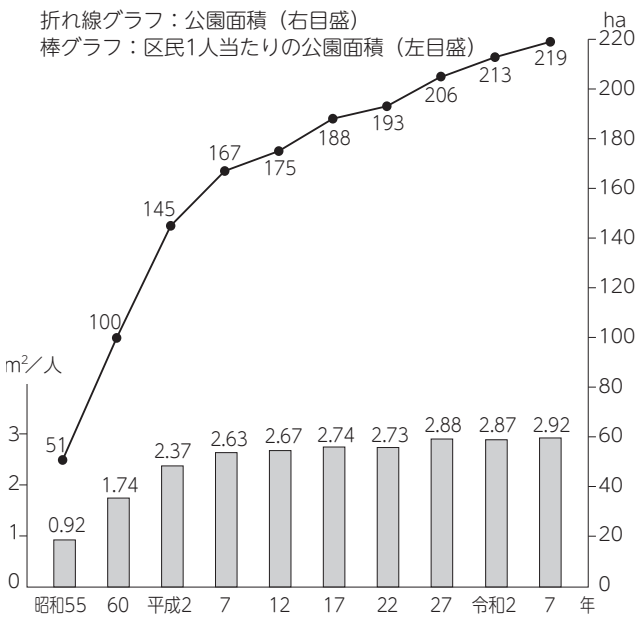
２　公園トイレのリニューアル

清潔・快適で、みんなが使いたくなる公園トイレの創出を進め、公園やまちのイメージアップを図るため、６年７月に公園トイレリニューアル方針を策定した。方針に基づき、泉新公園他２か所の修繕を実施した。引き続き、区のイメージアップにつながるトイレのリニューアルを進めていく。

〔公園の現況〕 ７年４月１日現在

種　類	数（か所）	面　積（㎡）
都立公園	5	1,091,817.07
区立公園	210	845,304.76
区立児童遊園	218	90,492.44
区立緑地緑道	274	158,509.68
計	707	2,186,123.95
区民１人当たり		2.92

〔公園面積の推移〕　　各年４月１日現在



●区立公園等の維持管理

区民が快適に公園等を利用できるよう遊具等の補修、清掃および樹木せん定などの維持管理を行っている。維持管理の際には、事前周知を行い、区民、利用者の意見要望を取り入れることとしている。

１　樹木の管理

街路樹や公園等の樹木については、日常的な点検などにより樹木の状況を把握するとともに、樹種特性や樹木の立地状況などを踏まえてせん定等を行っている。

大泉学園通りのサクラ並木は、平成26年度から計画的に樹木更新を進めている。

２　遊具の管理

遊具については、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画(令和４年８月)」に基づき、予防保全型管理を実施している。

●みどりの普及啓発施設

１　四季の香ローズガーデン

平成28年５月に花とみどりの相談所温室植物園跡を整備して開園した。香りの異なる６種類のバラを分けて配置した「香りのローズガーデン」の他、「色彩のローズガーデン」、「香りのハーブガーデン」など四季折々に五感で楽しめる庭園である。管理運営は指定管理者が行い、６年度の来園者数は157,941人であった。

２　牧野記念庭園

昭和 33 年 12 月に故・牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園である。令和２年３月に都指定文化財（名勝及び史跡）になった。５年度に放送された牧野博士をモデルとした連続テレビ小説「らんまん」の放送をきっかけに、区内外から多くの人が来園するようになった。６年度の来園者数は76,984人であった。

３　土支田農業公園

平成５年５月に、野菜づくりを通して自然と触れ合い、農文化に親しめる公園として開園した。毎年100世帯に向けて農場スタッフの指導のもと、畑作りから収穫までを体験できる農業教室を開催している。

なお、７年度は管理棟の利用を休止している。

４　こどもの森緑地

平成27年４月に子どもたちがみどりを活用した、木登りや泥遊びなどの自然体験ができる施設として開園した緑地である。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしている。６年度の来園者数は32,881人であった。

５　中里郷土の森緑地

平成29年３月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地である。周辺の町会や商店会の協力を得て毎年、ホタルの観察会を開催している。６年度の来園者数は14,196人であった。

●公共施設の樹木管理

「練馬区公共施設樹木管理要綱」に基づき、区内の小中学校や地区区民館、保育園などの公共施設の樹木管理を行っている。

●民有樹林地の保全

区内のみどりの約４分の３は民有地のみどりであり、区は、民有地のみどりを保全する事業を実施している。

１　都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針（２年７月改定）」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者と交渉を進めている。

２　市民緑地

区は、300㎡以上の樹林について、都市計画税・固定資産税が非課税となる市民緑地制度を活用して保全に努めている。区と所有者は土地の貸借契約（無償）を結び、園路整備や清掃・せん定などの日常管理を区が行うことで、樹林を広く区民に開放している。敷地面積が1,000㎡以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼称している。

〔市民緑地の推移〕　各年度末現在

	4年度	5年度	6年度
憩いの森 1,000㎡以上	39か所	40か所	39か所
	98,387㎡	100,359㎡	97,398㎡
街かどの森 300㎡以上	5か所	6か所	6か所
	2,753㎡	2,325㎡	2,982㎡

3　保護樹木・保護樹林

区は、一定の条件を満たす樹木・樹林の所有者からの申請に基づき、保護樹木・保護樹林を指定している。指定された樹木・樹林の所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っている。

〔保護樹木・保護樹林の推移〕

	4年度	5年度	6年度
保護樹木	1,157本	1,153本	1,198本
保護樹林	77か所	78か所	78か所
	20.9ha	21.7ha	21.7ha

●地域ぐるみでの沿道緑化の推進

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりを支援する取組を進めている。

1　緑化助成制度

住宅等の道路沿いや建物を新たに緑化する場合に、費用の一部を助成している。6年度の助成実績は、生け垣化7件（38.2m）、低木等緑化9件（37.9㎡）、フェンス緑化3件（22.7m）、屋上緑化1件（1.2㎡）であった。

住宅敷地の小規模化による緑化可能なスペースの減少といった、現在の住宅事情に合わせ、玄関先の小さなスペース等での緑化を促進するために制度の見直しを行い、7年度から助成の拡充を行う。

2　みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援している。6年度は、協定地区が18地区、苗木の提供は計1,491本であった。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければならない。6年度は、問合せが2,100件、事前協議申請が949件あった。

●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。6年度は37件の届出があった。

●緑化委員会

「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づき、みどりの保全と創出に関する重要事項を調査、審議する区長の附属機関として設置している。第23期は学識経験者や公募区民等を含む19人で構成されている。6年度は2回開催した。

(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる

●みどりの活動を支える人材の育成

1　落ち葉清掃活動

民有地のみどりを地域で守る取組として、区民ボランティアによる落ち葉清掃を実施している。6年度の活動は6か所の保護樹木・保護樹林地周辺で 24 回行い、参加者数は延べ258人であった。また、事業の企画や当日の運営などの活動を支えるサポーターの育成を2か所で実施した。

2　つながるカレッジねりま（みどり分野）

みどりを守り育てる人材や団体の育成を推進するため、「つながるカレッジねりま」で草花の基礎知識、植栽デザイン、グループ活動のコツなどを学べる「コミュニティ・ガーデナーコース」を実施している。6年度は12回開催した。

また、憩いの森の管理活動に必要な知識と技術を学べる「ねりまの森維持管理コース」を実施している。6年度は9回開催した。

●地域に根差した活動の拡充・支援

1　公園や憩いの森の区民管理の拡充・支援

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動（清掃・除草等）や、区民団体による憩いの森等の自主管理活動を支援している。

6年度は、公園で 28 か所 19 団体、憩いの森等で 12 か所 12 団体（区立緑地 3 か所 3 団体含む）が活動した。

2　区民協働花壇事業

区は、区民団体による公園や区立施設などの花壇管理活動を支援している。6年度は、80か所65団体が活動を行った。

●みどりの魅力を伝える情報発信の強化

憩いの森等の区民管理団体が行う子ども向けイベントを集約した「ねりまの森こどもフェスタ」を初めて開催し、みどりの魅力を伝える情報発信を強化した。8か所でイベントを計 12 回実施し、参加者数は延べ

1,188 人であった。

●練馬みどりの葉っぴい基金

区は、平成 16 年 10 月に「練馬みどりを育む基金(練馬みどりの葉っぴい基金)」を設置した。さらに、元年 12 月には、練馬のみどりを守り育てる活動の中から使いみちを選んで寄付ができる仕組みを構築した。

６年度は牧野記念庭園プロジェクト、平成つつじ公園プロジェクト、みどりの区民活動応援プロジェクト等の寄付募集を実施した。６年度末の現在高は 23 億 3,060 万 1 千円である。

47 脱炭素社会の実現

(1) ゼロカーボンシティの表明

区は、４年２月の区議会定例会において、2050 年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

(2)「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的として、平成 18 年６月に条例を制定した。

条例施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を次の世代に引き継ぐことを宣言した。(宣言文は裏表紙参照)

●練馬区環境審議会

「練馬区環境基本条例」に基づき、区の環境保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は２年で、区民・事業者、学識経験者などで構成されている。６年度は３回開催した。

(3) 練馬区環境基本計画

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して環境施策を展開するため、「練馬区環境基本計画 2020」、「練馬区エネルギービジョン」および「練馬区環境管理実行計画」を統合し、５年９月に「練馬区環境基本計画 2023」を策定した。

本計画は、「2030 年度までに、区内 CO_2 排出量を 2013 年度比 46%削減」を目標としている。また、地球温暖化対策推進法の「地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編)」および気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

(4) 住宅等の消費エネルギー削減

●既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援

平成 18 年度から、省エネ効果の高い設備や再エネ設備を導入する費用の一部を補助している。６年度の実績はつぎのとおりである。

〔実績〕 ６年度

設備	件数（件）	金額（千円）
太陽光発電設備	288	51,036
蓄電システム	187	11,180
エネファーム	115	5,750
エコキュート	30	750
V2H	2	200
LED化改修	9	1,800
窓の断熱改修	176	14,936
合計	807	85,652

(5) 環境に配慮したライフスタイルの推進

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、環境に配慮した行動（エコライフ）を学び、エコライフによるCO_2排出量削減効果を確認（チェック）することで、日常生活での実践につなげる取組である。６年度は、21,278人が参加し、1,080kgのCO_2排出量を削減した。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区民・事業者・区等が連携・協力して、日常生活で排出する温室効果ガスを削減するため、平成 22 年５月に発足した。協議会は 26 会員で構成されており、６年度は、つぎの取組を実施した。

１　ねりま環境まなびフェスタ

主に小・中学生とその保護者を対象に、夏休みの宿題や自由研究のヒントとなる参加・体験型イベントを開催した。(来場者　約 1,700 人)

２　スタート！エコライフ

区民団体・事業者等が、省エネ・省資源・節電等、環境に役立つくらしのヒントをパネル等で展示し、紹介した。

3　こどもエコ・コンクール

小学校3年生から中学校2年生までを対象に、環境に関する絵のコンクールを実施している。6年度は、2,749点の応募があり、入賞作品は区役所や図書館等で展示した。

4　ホームページでの普及啓発

地球温暖化や省エネの解説記事をはじめ、家庭での省エネのコツを紹介する「ねりまのエコ暮らし帳」、動画で学べる「たのしく学ぼう！地球温暖化」、クイズ形式で学べる「ねり☆エコe-ラーニング」等のコンテンツを充実した。

5　事業者向け支援

国・都・区などが実施する事業者支援策の周知を行った。

(6) 区の率先行動

●事業執行における環境配慮の徹底

省エネの推進、環境に配慮した電力調達、省資源・廃棄物削減の取組は、「練馬区環境基本計画 2023」に基づき推進している。取組の実効性は、環境配慮手順書を定めて確保している。

●区立施設の省エネ対策等

全施設で節電を励行するとともに、施設の改修にあたっては、省エネに配慮した空調、照明設備等を導入している。

6年度は、区役所練馬庁舎で使用する電力を実質再エネ100%電力に切り替えた。

●区立施設への再エネ設備の導入

区立施設等の新築・改築に合わせ、太陽光発電設備などの再エネ設備の導入を進めている。避難拠点となる区立小・中学校には、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設置を進めている。

●低公害車の導入と電動化の拡大

区が導入する車両については、「低燃費・低公害車の導入に関する手順書」に基づき、九都県市指定低公害車（※）を選定条件にしている。

2年度に手順書を改定し、小型乗用車および普通乗用車の調達はハイブリッド自動車を原則とした基準としている。

※九都県市指定低公害車：
九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと

●プラスチック削減の取組

マイボトルの利用を促進し、プラスチックごみを削減するため、区役所やリサイクルセンターなどにマイボトル用給水機を計21台設置している。

(7) 先進技術の導入

●超高効率燃料電池システムの実証

田柄特別養護老人ホームに、都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させて電気をつくる超高効率燃料電池システムを設置し、発電した電力を施設に供給する実証試験を行った。

(8) 災害時のエネルギーセキュリティの確保

●家庭等におけるエネルギーセキュリティ確保

災害時に非常用電源となる太陽光発電設備や蓄電池、エネファームなどの設置を促進している。

●地域コジェネレーションシステムの運用

3年3月に順天堂練馬病院と石神井東中学校、4年10月に練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間で地域コジェネレーションシステム（※）の運用を開始した。

※地域コジェネレーションシステム：
災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を災害時に近隣の医療救護所に供給すること

●電動車を活用した非常用電源の確保

災害による大規模な停電発生時には、電気自動車等の「動く蓄電池」としての特性を活かし、区、事業者、区民が協働して、医療救護所等で給電活動を行う。

公用車の電気自動車10台、燃料電池自動車2台を活用するほか、自動車販売店およびメーカー3社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結し、災害時に電気自動車等および充電スタンドの貸与を受ける体制を整備している。

また、区民が保有する電気自動車等を災害時に避難拠点（区立小・中学校）の電源として活用する「災害時協力登録車制度」を運用している。

災害時の円滑な給電に備え、日頃から区民・事業者と訓練を実施している。また、医療救護所10か所に外部給電器を配備している。

48 ごみの発生抑制とリサイクルの推進

(1) 23区における清掃リサイクル事業の仕組み

清掃事業は、ごみの収集・運搬、中間処理（焼却や破砕等）および最終処分（埋立）の過程から成り、区市町村の事務とされている。

23 区では、収集・運搬は各区で行い、中間処理は23 区が東京二十三区清掃一部事務組合を設置し共同で処理し、最終処分は区と東京二十三区清掃一部事務組合が処分場を設置・管理する東京都に委託して実施している。

また、ごみの発生抑制や資源のリサイクルに係る事業については、地域の実情に応じて各区で取り組んでいる。

(2) ごみの発生を抑制する

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第４次一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度～8 年度)」を平成 29 年３月に策定した。

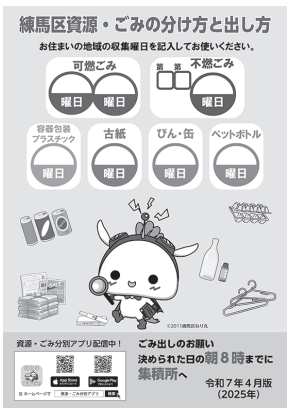
計画では、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区の取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりを目指している。

また、「練馬区リサイクル推進条例」第 19 条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、「練馬区第４次一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度～8 年度)」の施策と不可分であることから、これに包含されるものとしている。

●普及啓発の推進

1　情報の発信

区で行っている取組は、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」や「練馬区資源・ごみ分別アプリ」、ＡＩチャットボット、区公式YouTubeチャンネルで情報を発信している。



〔「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」〕

2　清掃事務所における啓発活動・指導

清掃事務所は、ごみの収集・運搬を行うだけでなく、区民・事業者に向けて、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るための様々な啓発活動・指導を行っている。

⑴　ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所への適正排出や不法投棄の防止などについて、直接、個別に相談に応じ、指導・改善をしている。

⑵　ふれあい環境学習

主に小学校４年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明している。６年度は区立小学校51 校で実施し、冊子「できることからはじめよう！」を配布した。また、保育園および幼稚園等でも実施している。



〔「できることからはじめよう!」〕

⑶　青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、資源・ごみの分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認してもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

⑷　大規模建築物排出指導

1,000 ㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導・助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るために、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。

また、家庭用生ごみ処理機の貸出し・あっせんも行っており、６年度は貸出し71件、あっせん35件の利用があった。

●食品ロス削減の取組

家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を有効利用につなげ、食品ロスを削減するため、平成29 年度からフードドライブ事業を開始した。５年７月からリサイクルセンターにフードドライブ受付窓口

を常設し、集まった食品を区内のこども食堂等に提供している。６年度は 2,313.7 kgの食品が集まった。

また、６年度には「ねりま食べきりキャンペーン」を実施し、食品ロス削減に取り組む区内飲食店である「おいしく完食協力店」を広く周知し、意識啓発を行った。

●リサイクルセンター

１　整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、平成９年３月に関町リサイクルセンター、14 年 10 月に春日町リサイクルセンター、21 年４月に豊玉リサイクルセンター、29 年４月に大泉リサイクルセンターが開館した。

施設には、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティコーナーなどがある。いずれも指定管理者が運営している。

２　事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

⑴　環境・リサイクル講座の開催

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。６年度は562回開催した。

⑵　再使用家具等の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものは簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。６年度は、区民提供の小物と合わせて 131,116点を販売した。

⑶　環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍･ビデオなど）を収集し、区民に提供している。６年度は情報誌「ゆずりは」を６回発行した。

●再使用の促進

１　リサイクル・マーケット支援

家庭で不用となった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可申請などの支援を行っている。６年度は公園や区立施設など８会場で、50回のリサイクル・マーケットが開催された。

２　粗大ごみ再使用の促進

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用している。６年度末現在、区立施設 16 か所に設置している。

また、粗大ごみの更なる減量を図るため、６年７月からリユース促進事業者と協定を締結し、区公式ホームページなどでリユース促進について周知している。

(3) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

１　再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成９年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに、13 年度から乾電池、20 年度から廃食用油、22 年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14 年度からマテリアル資源を回収している。

〔庁舎等区立施設回収〕　（単位：t）

年　度	4	5	6
古紙等	911.5	904.5	891.4
びん	5.7	6.5	6.2
缶	13.7	15.7	15.3
ペットボトル	12.3	13.4	11.8
トレイ	0.0	0.0	0.0
乾電池	3.1	3.6	2.8
マテリアル資源	31.8	31.2	30.0
廃食用油	8.0	7.9	8.0
蛍光管	2.5	2.6	2.3
計	988.7	985.4	967.6

２　学校等生ごみの資源化

平成 14 年２月から、小・中学校 92 校および学校給食総合調理場２か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え 15 年度から保育園、16 年度から福祉施設での回収も開始した。

６年度末現在、小・中学校97校、保育園60園、福祉施設５か所および庁舎１か所の計163 か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、平成 15 年６月 20 日に区で商標登録した。６年度は1,005.8tの生ごみが回収され、270.4tの「練馬の大地」が出荷された。

●効率的な資源回収システムの構築

１　集団回収団体支援

各区の事業として、平成４年７月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区

民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給するのに加え、29年7月から、区内登録業者と契約して資源回収を行った団体に対し、報奨金を一割加算して支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

〔集団回収〕

年　度	4	5	6
回収量	8,501.1 t	8,013.9 t	7,435.1 t
団体数	655団体	659団体	657団体

2　集積所資源回収（古紙）

平成9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。

資源の種別ごとに定められた方法で出すことになっている。23年4月からは、集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を25年4月から開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、広域的な取締り体制を構築した。

〔古紙回収〕　（単位：t）

年　度	4	5	6
回収量	14,879.1	14,030.9	13,722.5

3　集積所資源回収（容器包装プラスチック）

平成20年10月の資源・ごみの分別変更から、プラマーク表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料として再利用されている。

〔容器包装プラスチック回収〕　（単位：t）

年　度	4	5	6
回収量	5,580.1	5,380.2	5,387.3

4　街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

平成8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

〔街区路線回収量〕　（単位：t）

年　度	4	5	6
アルミ缶	964.7	937.1	978.0
スチール缶	966.9	889.5	805.7
リターナブルびん	383.6	365.1	355.6
ワンウェイびん	4,629.7	4,414.7	4,238.9
ペットボトル	2,667.9	2,706.8	2,730.7
計	9,612.8	9,313.2	9,108.9

5　拠点回収（乾電池）

6年度末現在、区内87か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、小学校2校では、児童を対象として使用済み乾電池の回収を行っている。

6　拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加することが困難な区民に対して、リサイクルへの参加の機会を確保するため、平成13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から、区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。6年度は32か所を拠点として回収を行った。なお、平成17年度以降は春と秋の衣替えの時期に臨時回収を行っている。

7　拠点回収（廃食用油）

平成20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。6年度は45か所の区立施設等で回収を行った。

8　拠点回収（小型家電）

レアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため、平成23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、他区に先駆けて小型家電9品目の回収を開始した。6年度末現在、16か所に設置し13品目の回収を行っている。

〔拠点回収量〕 (単位：t)

年　度	4	5	6
乾電池	87.8	84.1	85.6
古着・古布	530.5	515.8	498.8
廃食用油	16.0	15.2	15.3
小型家電	6.0	6.3	7.1
計	640.3	621.4	606.8

9　事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA 紙等の古紙類を中心に回収を行っている。６年度は13事業所が参加し、34.6tを回収した。

●事業者との連携

民間事業者と協定を締結し、６年４月から使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトル」の取組を開始した。６年度は1,711t の実績があった。

●練馬区資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、平成 22 年 11 月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

資源回収事業の充実・発展を担う事業拠点として、粗大ごみの収集・再使用や金属類の回収、不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業などを行っている。

また、施設見学の実施や、展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

(4) ごみの適正処理を進める

●ごみ排出ルールの確立

1　ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の３区分により行っている。可燃ごみは週２回、不燃ごみは月に２回収集している。

おおむね 30cm 角を超える家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、練馬区資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、平成 13 年４月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法)」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15 年 10 月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行っている。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

2　ごみ量

６年度のごみの種類・量は、つぎの表のとおりである。前年度と比較して、可燃ごみは 1,836t の減、不燃ごみは 136t の減、粗大ごみは 144t の減となった。

平成 23 年度から粗大ごみの資源化事業を開始し、６年度は再使用家具 6,040 点 35.8t、家電分解品 41.2t、粗大鉄 541.6t、布団 41.0t、衣装ケース 39.7t を資源として回収した。

２年度から不燃ごみの資源化事業を開始し、６年度は蛍光管 29.7t、小型家電 403.2t、金属類 684.9t を資源として回収し、ごみ量の抑制を図った。

〔ごみ量〕 (単位：t)

年　度	4	5	6
可燃ごみ	114,819	110,621	108,785
不燃ごみ	2,723	2,380	2,244
粗大ごみ	5,483	5,220	5,076
計	123,025	118,221	116,106

3　ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している。

不燃ごみは金属類、小型家電、蛍光管等を選別したのち、中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破砕・減容化している。さらに、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

粗大ごみは再使用家具、金属、布団等を選別したのち、中央防波堤内の粗大ごみ破砕処理施設に搬入して破砕・減容化している。さらに、鉄分・アルミ分を回収後、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部はセメントの原料としたり、加工した上で、建設資材として有効利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

4　し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100％に達しているが、49 戸程度でくみ取り式の便所

が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、６年度末現在、２基である。

５　犬猫等の死体処理および防鳥用ネットの貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から、犬猫等の死体処理の依頼があった場合、および都・区道上の動物の死体処理については、清掃事務所で対応している。６年度の処理件数は 624 件であった。

また、カラス等による集積所のごみの散乱を防ぐために、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。平成 14 年２月から宅配サービスを開始した。６年度の貸出枚数は3,463枚であった。

６　戸別訪問収集

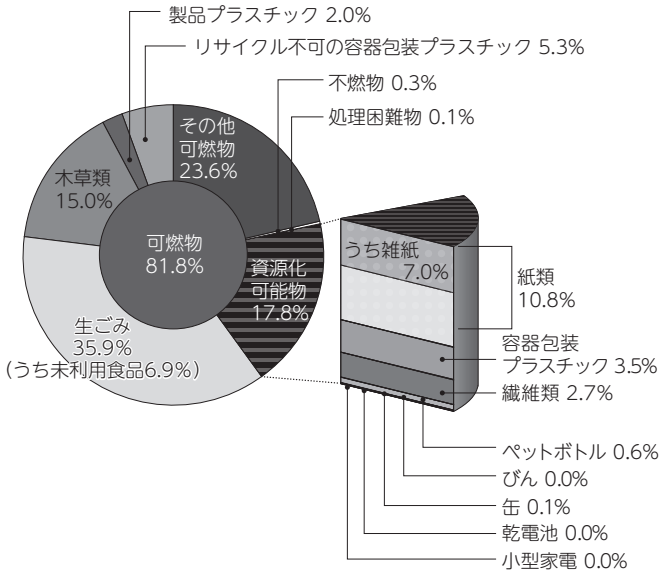
清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。６年度末現在1,841世帯で収集を行っている。

●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を行っている。

５年 ８～９月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が 81.8%となっている。一方で、正しく分別されていない割合は18.2%で、そのうち、17.8%は紙類や容器包装プラスチックといった資源化可能物である。

〔可燃ごみの調査結果〕　５年度



●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、６年度末現在、242である。

●災害時に発生する廃棄物処理

災害時には、被災家屋の片付けにより生じる廃棄物や損壊家屋等の解体・撤去により発生する廃棄物に加え、避難所や家庭から排出される生活ごみ等を同時に処理する必要がある。これらの災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、７年３月に「練馬区災害廃棄物処理計画」を策定した。

49 住まい確保のサポート

(1) 良質な住まいづくりを支援する

●分譲マンションに関する支援事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、下記の３つの事業を行っている。

1 ねりまマンションセミナー“未来塾”

分譲マンションの管理運営について、理解を深めることを目的としたセミナーを開催した。

〔実施状況〕 ６年度

時期	参加者	参加マンション数	主なテーマ
６年 ６月	36	31	管理会社への対応
11月	24	19	区分所有法制改正でマンションは、どう変わる
７年 ３月	14	12	管理組合における自然災害に対する備え

2 分譲マンション管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後に22回開催し、56件の相談を受けた。

3 分譲マンションアドバイザー制度利用助成

６年度は、(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」を利用する２管理組合に対して、派遣料を助成した。

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、６年度の利子補給件数は５件、金額は73,144円であった。

●マンション管理計画認定制度

適切に管理している民間の分譲マンションの管理計画を公的に認定する制度である。認定を受けると、住宅金融支援機構の金利の優遇等を受けることができる。６年度の認定は13件であった。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は、所得税等の税制上の優遇を受けることができる。６年度の申請は956件であった。

(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年５月に入居者の募集を行っている。

現在、区が管理する区営住宅は、20団地803戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅４団地140戸がある。

〔区営住宅の状況〕 (単位：戸) ６年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	34
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	38
高野台三丁目アパート	57
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	52
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

〔区営住宅応募状況〕［募集月：５月］ ６年度

区分	募集戸数(戸)	応募数(人)	倍率(倍)
一般世帯向	17	129	(※) 9.1
ひとり親(母子・父子) 世帯向	5	11	(※) 2.6
若年ファミリー向	2	5	2.5
単身者向	5	286	57.2

※：要件を満たす応募者に優遇抽せんを適用しているため、応募数 / 募集戸数と一致しない。

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅の６年度末管理戸数は、都営住宅 11,989 戸、（独）都市再生機構住宅 5,992 戸、東京都住宅供給公社住宅 1,624 戸、都民住宅 88 戸の計19,693 戸（ただし、都営住宅は５年度末管理戸数）である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅地元割当応募状況〕　６年度

募集月	区分	募集戸数（戸）	応募数（人）	倍率（倍）
11 月	単身者または２人世帯向	2	364	182.0

（3）だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅である。毎年11月に入居者の募集を行っている。

６年度末現在、４団地 140 戸を管理している。

〔区立高齢者集合住宅の状況〕　（単位：戸）　６年度

住宅名	戸数
羽沢高齢者集合住宅	50
土支田高齢者集合住宅	47
豊玉高齢者集合住宅	19
高松高齢者集合住宅	24

〔区立高齢者集合住宅応募状況〕　６年度

募集月	住宅名（区分）	募集戸数（戸）	応募数（人）	倍率（倍）
11 月	羽沢（単身者向）	2	35	17.5
	土支田（単身者向）	1	26	26.0
	豊玉（単身者向）	3	95	31.7
	高松（単身者向）	2	45	22.5

●他の高齢者向け公共住宅

１　都営住宅シルバーピア

通常の都営住宅と同様に、都が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅シルバーピア応募状況〕　６年度

募集月	区分	募集戸数（戸）	応募数（人）	倍率（倍）
８月	単身者向	5	431	86.2
２月	単身者向	3	357	119.0
	２人世帯向	2	47	23.5

２　UR（独立行政法人都市再生機構）シルバー住宅

（独）都市再生機構が、独自に募集を行っている。

（4）住まい探しを支援する

●住まい確保支援事業

高齢者や障害者、ひとり親家庭が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して物件情報提供を行う事業を元年６月から開始した。６年度は延べ 204 件の申込みがあり、50 戸 の物件情報を提供した。

また、高齢者や障害者、ひとり親家庭で、自分だけでは契約や転居等の手続ができない人等を対象に、物件の紹介や見学・契約への同行などを行う伴走型支援を居住支援法人に委託して実施する事業を、３年度から開始した。６年度の支援数は 48 件であった。

●住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度

「住宅セーフティネット法」に基づき高齢者や障害者、ひとり親家庭を対象に賃貸を行う住宅に対して、改修費補助および家賃補助を元年６月に開始した。

●練馬区居住支援協議会

不動産団体や福祉団体等から委員を構成する練馬区居住支援協議会を平成 31 年４月に設置した。高齢者や障害者、ひとり親家庭など、住宅の確保に特に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関して協議を行っている。

第５章

いきいきと心豊かに暮らせるまち

51　企業活動の活性化に向けた支援の充実 …… 192

52　魅力ある商店街づくり …… 199

53　都市農業の振興と都市農地の保全 …… 200

54　文化・生涯学習・スポーツの振興 …… 205

55　練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進 … 216

56　平和と人権の尊重、男女共同参画の推進 …… 219



「練馬区ボッチャ交流大会 2024」

51 企業活動の活性化に向けた支援の充実

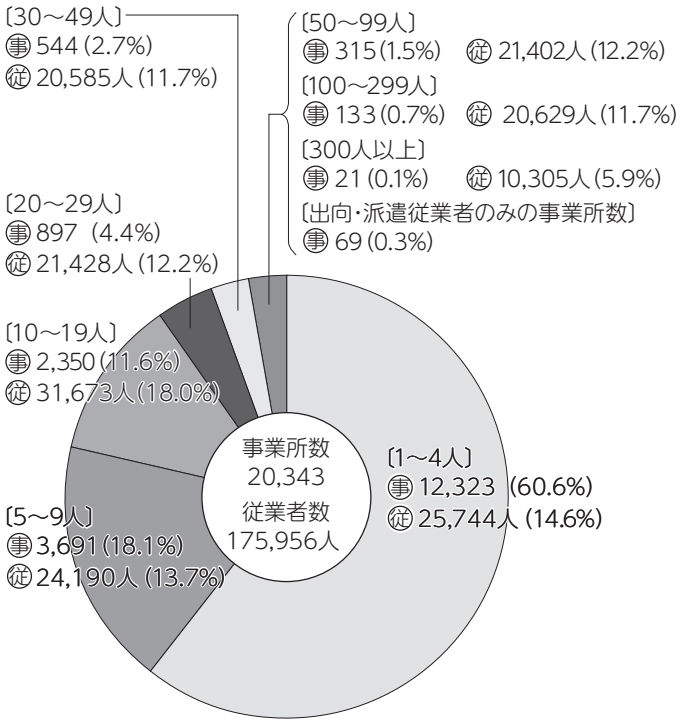
(1) 練馬区の産業振興施策

●区の産業構造と特性

区の産業別構成では、卸売業・小売業（19.8%）、医療･福祉業（12.7%）、建設業（11.9%）、不動産業･物品賃貸業（11.5%）、宿泊業・飲食サービス業（10.0%）、生活関連サービス業・娯楽業（8.5%）を合わせると全体の 74.4%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が４分の３を占めている。

また、事業規模では、従業者数 20 人未満の事業所が全体の 90.3%を占め、区内産業活動の中心となっている。

〔規模別事業所構成と従業者数〕　3年６月１日現在



注：①〔　〕内の記述は事業所の規模を示す。
　　② 事は事業所数、従は従業者数の略である。
資料：「令和３年経済センサス－活動調査報告」都総務局統計部

〔産業大分類別・事業所数及び従業者数〕 3年６月１日現在

産業大分類	事業所数	構成比（%）	従業者数（人）	構成比（%）
農業、林業	28	0.1	155	0.1
漁業	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
建設業	2,412	11.9	15,948	9.1
製造業	776	3.8	5,863	3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.1	348	0.2
情報通信業	547	2.7	3,891	2.2
運輸業、郵便業	499	2.5	10,469	5.9
卸売業、小売業	4,037	19.8	39,417	22.4
金融業、保険業	201	1.0	2,829	1.6
不動産業、物品賃貸業	2,331	11.5	7,508	4.3
学術研究、専門･技術サービス業	1,195	5.9	4,664	2.7
宿泊業、飲食サービス業	2,031	10.0	17,376	9.9
生活関連サービス業、娯楽業	1,727	8.5	7,709	4.4
教育、学習支援業	885	4.4	9,224	5.2
医療、福祉	2,576	12.7	37,435	21.3
複合サービス事業	78	0.4	1,260	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	1,008	5.0	11,860	6.7
総　計	20,343	100.0	175,956	100.0

資料：「令和３年経済センサス－活動調査報告」都総務局統計部

●一般社団法人練馬区産業振興公社との連携

（一社）練馬区産業振興公社は、平成 25 年４月１日に、区内の産業振興と地域経済の活性化を目指す団体として発足した。（前身である（一社）ねりまファミリーパックを改組、名称変更した。）

26年度には、区民･産業プラザの指定管理者となり、施設の維持運営のほか、中小企業の経営相談から支援までを一体的に行う「練馬ビジネスサポートセンター」の業務を開始した。また、29年度からは、解散した練馬区観光協会の事業を引き継ぎ、観光事業を展開する「ねりま観光センター」を設置した。

区と公社は、産業･観光振興に関する協定を締結し、必要な事業を公社に移管した。互いに連携・補完しながら、区内の産業振興施策を展開している。

６年度の公社の事業内容は、つぎのとおりである。

1　練馬ビジネスサポートセンターの運営
- ⑴ 起業・創業や経営に係る各種相談事業
- ⑵ 起業・創業および経営者セミナーの開催
- ⑶ 経営支援に係る各種補助金の交付
- ⑷ 販路拡大・集客の支援
- ⑸ 産業情報の収集および提供

2　区民・産業プラザの維持運営
- ⑴ 貸出し業務（研修室、ホール等）
- ⑵ 維持管理

3　勤労者福祉共済事業

中小企業で働く従業員と事業主のために、会員制の福祉共済事業「ねりまファミリーパック事業」を展開している。（詳細は、196 ページ「1　ねりまファミリーパック」を参照）

4　ねりま観光センターの運営

⑴ 観光振興事業

⑵ 観光案内所運営事業

（詳細は、216 ページ「3　ねりま観光センターの運営」を参照）

（2）中小企業の経営を支援する

●中小企業サポートガイドブックの発行

区内の中小企業者、創業者、勤労者および就職希望者を対象にした、区および区内産業団体等の主な産業振興施策をまとめた「中小企業サポートガイドブック」を毎年発行している。

●産業融資による支援

1　産業融資あっせん事業

区内の中小企業が区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。６年度は緊急経営支援特別貸付 658 件、41億 6,160 万円のほか、デジタル化・イノベーション等支援特別貸付、景気対策特別貸付、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付、創業支援特別貸付など 15種類の融資あっせんを行い、利子の一部と信用保証料を補助した。

〔産業融資状況（業種別）〕　６年度

業種別内訳			貸付	
			件数（件）	金額（万円）
建設業			575	479,976
製造業			91	68,404
運輸・通信業			48	38,042
卸・小売・飲食業			382	290,849
	内訳	卸売業	136	123,978
		小売業	142	106,793
		飲食業	104	60,078
サービス業			373	253,645
その他（不動産業含）			178	129,874
合　計			1,647	1,260,790

2　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）支援事業

日本政策金融公庫のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。６年度は、215 件の補助を行った。

●練馬ビジネスサポートセンターによる支援

中小企業の経営支援と起業・創業の支援として、つぎの事業を行っている。

1　各種相談

中小企業診断士等による総合相談、起業・創業相談のほか、法律、デジタルサポート、労務、販路拡大・集客、経営および税務について各分野の専門家による相談ならびにワンストップ相談による特定創業支援等事業を実施した。また、オンライン相談を引き続き実施し、６年４月から法律相談の枠を拡充した。

〔相談実績〕　（単位：件）６年度

内　容		件　数
総合相談		870
起業・創業相談		434
専門相談	法　律	115
	デジタルサポート	39
	労　務	79
	販路拡大・集客	140
	経　営	50
	税　務	326
ワンストップ相談		468
出張相談		10
計		2,531

2　経営指導（企業診断）

中小企業診断士が経営改善等のために指導するもので、６年度は 41件の指導を行った。

3　合同経営相談会

社会保険労務士、中小企業診断士および税理士を一堂に集めた事業者向けの相談会を開催している。６年度は５月と 10 月に２回開催し、計 62 件の相談に対応した。

4　経営者セミナー

経営力を高めるためのセミナーを、年間を通じて定期的に開催している。６年度は会場のほか、オンラインライブ方式により開催し、計 369 人が受講した。

5　起業・創業セミナー

創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶセミナー「創業！ねりま塾」を開催している。６年度は会場のほか、オンラインライブ方式および動画配信により開催した。

〔起業・創業セミナー〕　6年度

内容	会場開催（人）	オンライン ライブ開催（人）	動画配信（回）
入門編	94	−	−
一般編	81	15	514
女性編	42	14	−
若者編	25	−	−
応用編	30	3	−
実践編	27	−	−
計	299	32	514

6　見本市等出展に対する支援

区内の中小企業およびその団体に、見本市等に出展する経費の一部を補助している。6年度は15件の補助を行った。

7　ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の区内の中小企業者に対し、作成費の一部を補助している。6年度は15件の補助を行った。

8　各種認証取得に対する支援

国内外の公共機関等が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。6年度は1件の補助を行った。

9　商店街空き店舗入居者に対する支援

区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する区内の中小企業者に対し、店舗の内外装改修工事費および賃借料の一部を補助するとともに、経営面のサポートを行っている。6年度は9件の改修工事費補助、37件の賃借料補助を行った。

10　産業財産権取得に対する支援

新たに産業財産権を取得する区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。6年度は4件の補助を行った。

11　新規ビジネスチャレンジに対する支援

新市場への参入や新商品・新サービスの開発等に取り組む事業者に対して、経費の一部を補助するとともに、事業計画の策定・実行を伴走支援している。6年度は14件の補助を行った。

12　ねりま産業情報紙「neri・made（ネリマデ）」の発行

中小企業の経営者や商店会への産業振興に関する情報提供のため、「neri・made（ネリマデ）」を発行している。6年度は4回発行した。



〔neri・made　7年4月号〕

13　事業者支援サイトの運営

新規オープン情報、イベント開催など区内事業者が自主的に自社のPR活動ができる場を提供するとともに、経営に役立つ知識や情報を「いつでも・どこでも・何度でも」学ぶことが出来るオンラインセミナーなどを配信している。

6年度は、動画配信を行うコンテンツ13本の動画を配信し、計3,686回の視聴があった。情報発信を行うコンテンツでは、15件の投稿があった。また、オンラインセミナーを配信するコンテンツでは12本の動画を公開し、計1,795回の視聴があった。

14　景況調査の実施

区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1　商工業団体への支援

区内の商工業団体が行う事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行っている。

2　生鮮食料品共同販売事業への支援

魚介類など各小売業組合に対し、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進している。また、健全な経営基盤の強化を図るため、補助金を交付するなどの支援を行っている。6年度は生鮮食料品全体で1小売業組合が、12月13日に魚介類（8品目）の販売を実施し、8店舗が参加した。

3　家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内事業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。6年度は411件のあっせんを行った。

4　公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。6年度は、季節事業は18浴場、施設設備改善は11浴場、燃料費は18浴場に補助を行った。

5　練馬区伝統工芸展

練馬に生き続ける伝統工芸を地域に広く紹介し、伝統産業の普及と振興を図り、併せて区の文化発展に寄与することを目的として、練馬区伝統工芸会が開催している。

〔期　間〕6年10月25日～27日
〔場　所〕区民・産業プラザ
〔来場者〕2,052人
〔概　要〕東京手描友禅、江戸刺繍、江戸筆等12業種の展示・実演・販売・体験
〔主　催〕練馬区伝統工芸会
〔後　援〕練馬区、練馬区教育委員会、(一社)練馬区産業振興公社

6　ねりま漬物物産展

練馬の伝統的産物である漬物の展示・販売を通じて、広く消費者の理解を得るとともに、漬物産業の振興を図ることを目的として、練馬漬物事業組合が開催している。

〔期　間〕①オンライン開催　7年1月16日～31日
②会場開催　7年2月7日～8日
〔購入者〕2,210人（オンライン開催等210人、会場開催2,000人）
〔参加業者〕8者
〔概　要〕①専用ホームページ「ねり漬.com」によるオンライン販売
②区民・産業プラザで会場販売
〔主　催〕練馬漬物事業組合
〔後　援〕練馬区、（一社）練馬産業連合会、（一社）練馬区産業振興公社

●中小企業等地域貢献事業補助

区内中小企業等が地域団体等との連携・協働により行う、経済や文化の振興に関する活動や環境を保全する活動など、地域の活性化や地域課題解決に資する活動に必要な経費の一部を補助している。

●練馬産業見本市

優れた技術や特徴ある商品など、区内産業の魅力を多くの区民に伝えることを目的として開催している。

〔開催日〕6年10月20日
〔場　所〕区民・産業プラザ
〔来場者〕5,300人
〔出展者〕45者
〔概　要〕商品やサービスの展示・販売・体験のほか、区内事業者による子ども向け体操教室などの特別企画を実施
〔主　催〕練馬区
〔後　援〕（一社）練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、（一社）練馬区産業振興公社
〔協　賛〕経済産業省関東経済産業局、（公財）東京都中小企業振興公社、（地独）東京都立産業技術研究センター、練馬区商店街連合会、（公社）練馬東法人会、（公社）練馬西法人会、東京あおば農業協同組合、練馬漬物事業組合、練馬区伝統工芸会

●練馬ビジネスチャンス交流会

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図ることを目的として開催している。

	開催日	テーマ	場　所	参加者
第1回	6年7月26日	デジタル化	オンライン	19者
第2回	6年11月18日	新規ビジネス	区民・産業プラザ	30者
第3回	7年2月21日	区内農産物の活用	区民・産業プラザ	14者

〔概　要〕グループ交流会・フリー交流会・個別商談会
〔主　催〕練馬区
〔後　援〕（一社）練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、（一社）練馬区産業振興公社、練馬区商店街連合会、練馬区しんきん協議会、東京あおば農業協同組合、（福）練馬区社会福祉協議会

●人材確保に対する支援

人材確保に課題を抱える区内事業者を支援するため、区内事業者と求職者とのマッチングの場として、気軽に参加できる交流会や合同企業説明会を実施している。

6年度は、「合同企業説明会」を初めて開催し、22事業者が参加した。

●デジタル化体験事業

区内事業者のデジタル化の促進を目的に、会計・受発注管理・顧客管理・勤怠労務管理のうち、希望するソフトを設定したパソコンまたはタブレットを3か月間無料で体験できる事業を実施し、6年度は15者が体験した。

●区民・産業プラザの運営

区内産業の振興、区民の文化活動と相互交流の促進ならびに地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図ることを目的として設置した施設である。

区民・産業プラザには、中小企業の経営支援と起業・創業の支援に取り組む「練馬ビジネスサポートセンター」が設置されている。

〔区民・産業プラザ利用状況〕　6年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
Coconeri（ココネリ）ホール	589	73,553
産業イベントコーナー	255	－
研修室　1	775	40,752
研修室　2	945	23,166
研修室　3	808	12,418
研修室　4	642	9,726
研修室　5	713	11,890
多目的室1・2	1,298	14,293
計	6,025	185,798

●キャッシュレス決済ポイント還元事業

物価上昇の影響を受けている区民および事業者を支援するため、区内の対象店舗で対象のキャッシュレス決済サービスを利用して支払いをした人に、支払額の最大 20%分(上限あり)のポイントを還元する「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を３～５年度に引き続き６年度も実施した。実施期間は６・７月の２か月間とした。

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●福利厚生事業への支援

区は、(一社) 練馬区産業振興公社への運営補助を通して、区内中小企業等の従業員に対する福利厚生の充実に努めている。

1　ねりまファミリーパック

(一社) 練馬区産業振興公社が実施する会員制の福祉共済事業で、中小企業等に勤務する勤労者と事業主を対象として、給付金の支給、遊園地等のチケットあっせん、人間ドック利用補助などを行っている。なお、６年度末の会員数は 8,795 人である。

2　各種共済制度の周知

国の退職金共済制度などを、会報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、池袋公共職業安定所 (ハローワーク池袋) と連携して、積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、６年６月末現在で 93 組合、組合員数 19,000 人となっている。

1　中小企業等従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と勤労意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。６年度は 123 人を表彰した。

2　労働相談

勤労福祉会館とサンライフ練馬において、社会保険労務士が、労働問題に関する相談を受け付けている。

3　労働者向けの講座

社会的に高い関心がもたれている労働問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働者向けの講座を開催している。６年度は「春闘情勢講座」「知って役立つ労働法」の２講座を開催し、延べ 125 人の参加があった。また、「働き方改革講座」を開催し、延べ 16 人の参加があった。

4　職業相談・紹介

石神井公園区民交流センター２階にハローワーク池袋との連携により設置している「ワークサポートねりま」では、15 歳以上を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人情報自己検索機により職業情報を提供している。６年度は 12,062 件の相談があった。

5　就労支援

「ハローワーク池袋就職面接会 in 練馬」を６年８月 26 日および７年１月 29 日に開催した。29 人の参加があり、２人の採用が決定した。

勤労福祉会館では「就労支援講座」を開催し、６年度は延べ 24 人の参加があった。

6　内職事業所の情報提供

家庭外において就業することが困難な内職希望者に対し、内職求人事業所に関する情報提供を実施している。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営

1　勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養と福祉の向上を図ることを主な目的として設置した施設である。６年度は簿記教室、ライフプラン講座などの事業を実施し、延べ 4,717 人の参加があった。

〔勤労福祉会館利用状況〕　６年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
集会室	864	47,422
会議室（大）	774	16,855
会議室（中）	790	9,591
会議室（小）	728	4,990
和　室（大）	585	7,151
和　室（小）	735	3,390
職業講習室兼会議室	795	7,356
音楽室	1,082	9,129
料理室	279	3,102
トレーニング室	32,716	32,716
展示コーナー	153	－
囲碁・将棋コーナー	－	5,057
計	39,501	146,759

2　東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的として設置した施設である。６年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室などの事業を実施し、延べ 1,142 人の参加があった。

〔東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）利用状況〕　6年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
体育室	1,730	14,912
トレーニング室	44,620	44,620
和室　第一	678	8,182
和室　第二	663	4,592
会議室（※1）	－	－
研修室　第一	870	12,005
研修室　第二	774	9,083
クラブ室	573	5,216
職業講習室（※2）	－	－
職業相談室	845	5,047
計	50,753	103,657

※1：青少年育成第三地区委員会が使用しているため貸出を休止
※2：地域包括支援センターが使用しているため貸出を休止

（4）消費者の自立を支援する

●消費者意識の啓発

1　消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

〔消費者講座〕　6年度

講座名	概　要	開催回数(回)	参加者数(人)
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を講師の講演や実習により学習する。食品添加物などに関する講座を実施した。	2	59
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。講演会のほかに料理や実験を交えて学習する。環境問題などに関する講座を実施した。	6	232

2　消費生活展

〔開催日〕6年11月23日
〔場　所〕石神井公園区民交流センター
〔来場者〕953人
〔主　催〕練馬区消費生活展実行委員会、練馬区
〔概　要〕パネル展示、共同事業（1日図書館、盲導犬体験）、バザー、講習会、寄席

3　消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報の提供と、消費生活に関する知識の普及による区民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者だより「ぷりずむ」を年6回発行している。6年度は「クレジットカードこんなことに注意」「健康食品を知ろう」「スマホ決済について」などを主な内容とした。

●消費者の安全の確保

1　消費生活相談

消費者が安全で安心な生活を送るために、専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に応じている。6年度の相談件数は5,794件であった。

総件数の4割弱（契約・購入金額別件数においては300万円以上の相談の約3割）が60歳以上の相談となっており、高齢者の消費者被害が依然として多い。

消費生活相談ではさまざまな相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などとも連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

〔相談が多かった商品・サービスの種類（上位5位）〕
（単位：件）　6年度

順位	区　分	相談数
1	商品一般	514
2	役務その他	457
3	レンタル・リース・貸借	423
4	医療	243
5	化粧品	228

2　販売事業者等立入検査

「家庭用品品質表示法」および製品安全4法（※）に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。6年度は3事業者、23品目について検査を行い、適正に表示されていた。

※製品安全4法：
「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「消費生活用製品安全法」をいう。

●石神井公園区民交流センターの運営

1　石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信、職業・就職相談のための場の提供などを目的として設置した施設である。

消費者施策・活動の拠点となる消費生活センターの機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」が設置されている。

〔石神井公園区民交流センター利用状況〕　　6年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
展示室兼集会室	747	31,319
うち展示利用	78	7,479
うち集会利用	669	23,840
大会議室（1）	880	10,327
大会議室（2）	878	9,930
会議室（1）	800	7,067
会議室（2）	801	5,003
会議室（3）	758	6,715
和　室（1）	782	4,243
和　室（2）	737	3,722
研修室	754	5,663
テスト室	610	4,732
料理実習室	306	3,303
保育室	65	295
計	8,118	92,319

2　消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施している。施設には、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。消費生活相談では、消費者と事業者との契約に関するトラブルなどの相談を専門相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画･運営、情報誌の編集などを行っている。

52 魅力ある商店街づくり

(1) 魅力的な商店街づくりを進める

商店街は、買い物の場であると同時に、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている。区では商店会が行う取組に対し、さまざまな支援を行っている。６年度の区内商店会数は、88商店会、会員数3,425人となっている。

〔商店街振興事業実績〕 ６年度

支援（助成）内容	商店会数	事業数
イベント事業	52	112
環境整備等事業	12	13
街路灯等維持費	60	60
空き店舗活用事業	3	8

●魅力ある個店づくり

商店会を構成する個店の意欲的な取組を支援し、商店会の核となる個店・人材を育成することで、魅力ある個店づくりを進めている。６年度は、練馬区商店街連合会が実施している「まちゼミ」（商店主等が講師となり、プロならではの知識や情報を伝える講座を開催する事業）や個性あふれる意欲的な個店同士が連携するイベント等に対して、補助金を交付するなどの支援を行った。

●賑わいのある商店街づくり

個々の商店会活動の枠を超えて、商店会同士や民間企業など多様な主体が連携する取組を支援し、賑わいのある商店街づくりを進めている。

●商店街振興への取組

１　商店会のイベントや環境整備等への支援

商店会が、商業活動の活性化や近隣住民との交流を目的に実施する各種イベント事業や、快適な商環境づくりを目的に実施する環境整備事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街通行者や地域の安全・安心な環境整備に寄与している商店会の街路灯等について、維持管理に係る経費の一部を助成している。６年度は、維持費（電気代）に対し、補助を行った。

２　商店街空き店舗活用の促進

商店会への加入促進および事業者の安定した事業運営を目的として、商店街にある複数の空き店舗に事業者を積極的に誘致する取組を支援している。６年度は、商店会に対する専門家支援や出店事業者に対する賃借料への補助等の支援を行った。

●商店街連合会等との連携

区内商店会の連合組織である練馬区商店街連合会や練馬区商店街振興組合連合会と連携し、商店会活動の充実や区内商業の振興発展を進めている。６年度は、商店街連合会の開催する「商業まつり」（年２回）や団体ニュース発行事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

●スマート商店街プロジェクトの更なる展開

デジタル技術を活用した商店街の魅力を高める取組や利用促進につながる取組を支援している。６年度は、SNSを活用した情報発信などのデジタル技術の活用や、商店会が主体となって実施するキャッシュレス決済の利用促進に係るイベント事業等への補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街のデジタル化に先駆的に取り組んでいる商店会の取り組み事例を紹介するセミナーを開催した。

53 都市農業の振興と都市農地の保全

(1) 農の活きるまち練馬

●意欲的な都市型農業経営の支援

1 経営改善に取り組む農業者の支援

平成23年度から、経営改善に計画的かつ意欲的に取り組む農業者を、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

６年度末現在の認定農業者数は78経営体、都市型認定農業者数は10経営体である。

2 農の学校

区民の中から農業者の支え手を育成し、支え手を必要とする農業者とのマッチング等を行うため、平成27年３月に開講した。５年３月から一部を除く敷地を一般開放しており、年末年始を除く毎日午前９時から午後５時まで開園している。

農の学校では、区内農業者を実技講師とした複数のコースを設置している。なお、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定しており、６年度末までに157人を認定した。農業者とのマッチングは６年度末までに延べ188件成立した。

●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

1 練馬果樹あるファーム事業

新鮮な果実の摘み取り・もぎ取りおよび直売を行う農園を「練馬果樹あるファーム」と位置付け、消費者が季節を通じて手軽に果樹と触れ合える機会の充実を図る。６年度は区内果樹の包括的なPR支援を行った。また、新たに果樹栽培に取り組む農園や栽培規模の拡大を図る農園への整備支援や広報事業に対する支援事業等、計２件を実施した。

2 ねりまベジかるファーム事業

野菜の収穫体験を実施する農園について統一したネーミングによるブランド化を行い、一体的にPRすることで、農業経営の安定化を図るとともに区民に対し身近な農体験を提供することで区民が農とふれあう機会の充実を図る。６年度はベジかるファーム事業に関心のある区内農業者を対象とした説明会を開始し、新たに４農園が開始した。

3 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

農業者により組織された「ねりマルシェ実行委員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）で、平成27年度から平成つつじ公園で開催しており、６年度は11月24日に開催した。区民が農業者と触れ合う機会を更に増やすため、区役所アトリウムでマルシェを行い、６年度は延べ11回開催した。

また、自らマルシェを開催する農業者等の団体に対して、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援を行っている。６年度は９団体を支援した。

4 高松みらいのはたけ

高松みらいのはたけは、「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の区域内に位置し、５年３月に開設した区立の畑である。「農の景観を区民とともに育て・守る畑」をコンセプトとし、「見る」「触れる」「楽しむ」体験を通じ、誰もが気軽に農とふれあい、農の風景を楽しむことができる。

年末年始を除く毎日午前９時から午後５時まで開園しており、とうもろこしや枝豆、ミニトマトといった人気の夏野菜や、練馬の伝統野菜である練馬大根を栽培する。種まきや間引きといった農作業のポイントとなる作業を手軽に体験でき、収穫を楽しむことができる。農業振興の発信拠点として、地域を中心とした人と人のつながりを拡げる交流を図る。

5 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を、平成22年度から助成している。

6 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、平成元年から練馬大根育成事業を実施している。６年度は、20軒の農家への栽培委託等により約13,000本を生産した。生大根・たくあん漬けの販売のほか、第18回「練馬大根引っこ抜き競技大会」を東京あおば農業協同組合と開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。また、区内農業者の協力のもと、練馬大根の昔ながらの伝来種（代々受け継いできた種）を守り、未来へ継承していく取組を行っている。そのほか区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

7　ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、農業者と触れ合うことを通して、都市農業についての理解を深めてもらうため、つぎの事業を実施している。

⑴　ふれあい農園

区内農業者の圃場（ほじょう）で、参加者がジャガイモやサツマイモの収穫を体験する。区は、参加申込みの受付等を行っている。

⑵　大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、平成23年度に整備した大泉橋戸公園内の水田（230㎡）で、24年度から地域団体や小学校と共同で稲作を実施している。

⑶　果樹を活用した体験学習事業

カキを収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農との触れ合いや収穫の喜びを味わうことを目的に、平成24年度から実施している。

8　農の魅力を発見できる情報の発信

⑴　練馬の農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなどの練馬の農産物や、農業体験農園をはじめ、身近に農と触れ合うことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を配布している。



〔冊子「ねりまの農業」〕

⑵　直売所の紹介ガイド

区民等に練馬産農産物をより身近に感じてもらい地産地消を推進するため、区内の直売所情報などを掲載した「練馬区農産物ふれあいガイド」を配布している。



〔「練馬区農産物ふれあいガイド」〕

⑶　練馬果樹あるファーム紹介冊子

区内で生産されるブルーベリー、ブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリ等の果実を紹介する冊子「練馬果樹あるファーム」を配布している。



〔冊子「練馬果樹あるファーム」〕

⑷　ねりまベジかるファーム紹介冊子

野菜の収穫体験ができる農園を紹介する冊子「ねりまベジかるファーム」を配布している。



〔冊子「ねりまベジかるファーム」〕

⑸　とれたてねりまアプリ

練馬産農産物を販売する直売所や練馬産農産物を使用している飲食店等の情報、農に関するイベント情報を発信するアプリ「とれたてねりま」を開発し、3年11月から配信を開始した。

練馬産農産物に関する情報を区内の農業者や飲食店等が自ら発信している。



〔アプリ「とれたてねりま」〕

9　区役所アトリウムに練馬産農産物自動販売機の設置

区民が来庁をきっかけとして、練馬産農産物の魅力や区内農業者を知る機会を創出するため、区役所アトリウムにコインロッカー式の農産物自動販売機『ねり丸直売所』を設置している。

区内全域から区内農業者が生産した新鮮な野菜、果物、加工品を販売している。

10　食農教育推進教材の作成

区立小学校3年生の社会科の地域学習や総合学習の授業において、練馬の伝統野菜である「練馬大根」について学習する機会を創出するため、平成27年度から補助教材を作成し、配布している。補助教材の提供により、都市農業や練馬大根への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図っている。



〔冊子「まるごと練馬大根」〕

11　農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園とは異なり、農業者が自ら開設し、経営・管理する農園である。区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備および管理運営に要する費用の一部を助成している。

利用者は、年間利用料を支払い、園主の指導のもと、種まきから収穫まで、年間20種類以上の野菜づくりを体験することができる。

平成８年４月に全国初の農業体験農園「緑と農の体験塾」が区内に開園し、６年度末現在は17園、1,859区画が利用されている。

12　区民農園

区民農園は、練馬区が所有者から借り受けた農地（一部区有地あり）を整備して区画割りし、区民が耕作を楽しめるようにした農園である。区民農園には休憩施設（クラブハウス）がない農園（21園）と休憩施設がある農園（５園）があり、６年度末現在は合計26園、1,881区画が利用に供されている。

〔農業体験農園一覧〕（17 園）　　６年度末現在

名　称	区画数
緑と農の体験塾	146
大泉風のがっこう	125
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	105
学田体験農園	98
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わぁるど」	125
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	89
農業体験農園「旬感倶楽部」	109
あーばんあぐりーぱーく石神井台	77
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百匁の里」	68
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「春日の森ファーム」	100
合　計	1,859

注：1 区画の面積はおおむね 30㎡

〔区民農園一覧〕（26 園）　　６年度末現在

休憩施設なし

名　称	区画数
田柄一丁目	235
西大泉二丁目	169
関町南三丁目	95
大泉学園町四丁目	146
南大泉やまぶし	50
関町南三丁目第二	82
中村南一丁目	90
春日町二丁目	38
高松三丁目	38
高松一丁目	30
高野台三丁目	59
羽沢三丁目	48
上石神井三丁目	50
向山二丁目	34
南田中四丁目	119
南大泉三丁目	42
高松一丁目第二	39
東大泉一丁目	54
向山四丁目	76
石神井台二丁目	28
土支田二丁目	112
合　計	1,634

注：1 区画の面積はおおむね 15㎡

休憩施設あり

名　称	区画数
西大泉	49
旭町	44
南大泉	48
谷原東	56
谷原西	50
合　計	247

注：１区画の面積はおおむね 30㎡

13　地域住民と農のつながりを深める取組の推進

子どもたちの都市農業への理解を深めるため、全区立小学校において農業者と連携した体験学習の実施を支援している。

●都市農地の保全に向けた取組の推進

１　「農の風景育成地区制度」の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、都の独自制度として平成23年８月に創設された。区内では27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」が指定された。

地区指定により、農業者との協力・連携を図ることで、農地の活用を通した農業者と地域住民との交流が促進され、また都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれることが期待される。

区は、２年度から、地区内農業者等による農地保全活動を支援している。６年度は高松地区で、地域の人に農の風景育成地区を認知してもらうための取組として、のぼりを作成し地区内の畑に設置した。南大泉地区では「南大泉with農フェスタ」を開催し、クイズラリーや収穫体験、マルシェ等を実施した。

２　都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。しかしながら、都内の市街化区域内農地は、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携して活動することにより、都市農地の保全に取り組むため、平成 20 年 10 月に都内 38 の区市町からなる都市農地保全推進自治体協議会が設立された。区は、協議会の会長区として他自治体とともに、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。27年に「都市農業振興基本法」の制定、29年に「生産緑地法」の一部改正、30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、要望事項が着実に実現されてきている。

３　防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地には、住宅などが密集している地域で火災時の延焼を防止したり、一時避難スペースを提供したりするなどの機能が期待されている。６年度は、農地の防災機能をより発揮させるため、東京あおば農業協同組合と締結している災害時の協定について、内容の見直しを検討した。

４　生産緑地制度

⑴　生産緑地地区の指定

平成3年4月に「生産緑地法」が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分された。保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は30年間の営農義務と建築制限が課される一方、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

29年5月の「生産緑地法」一部改正により、区市町村が条例で定めた場合、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となった。区は、29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、下限面積を300㎡とした。

６年８月の生産緑地地区面積は、約160haとなっている。

⑵　特定生産緑地制度の周知・指定

生産緑地は指定から30年経過すると区へ買取申出ができるようになり、区が買い取らない場合に宅地等への転用が可能となる。平成29年5月の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度が創設された。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。同制度は30年4月に施行された。

区は、元年度から、30年を経過する日を近く迎える生産緑地を対象に特定生産緑地への指定手続を進め、６年8月までに特定生産緑地を約137ha指定した。区内の生産緑地を保全するため、特定生産緑地制度について引き続き農業者に周知していく。

⑶　生産緑地の貸借制度の創設

平成30年６月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「貸借法」という。）」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りること等が可能となった。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて貸農園を開設することが可能となった。

６年度末現在「貸借法」に基づく貸借は、農業者によるものが20件、民間事業者による貸農園が６件である。

〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

年次	農家戸数（戸）	農業従事者数（人）	農地面積 (ha)	生産緑地面積 (ha)
2	421	938	193.7	175.5
3	415	927	188.6	172.5
4	398	886	182.3	169.7
5	385	859	177.7	162.85
6	368	806	171.3	159.7

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（各年８月１日現在）、農地面積は都税事務所固定資産税課税（各年１月１日現在）、生産緑地面積は各年の告示面積による。

〔地区別農産物生産面積〕　（単位：アール）

	品　目	合　計	練　馬	石神井	大　泉
野菜類	キャベツ	1,899	308	672	919
	枝　豆	852	340	202	310
	大　根	805	343	186	276
	ブロッコリー	736	333	138	265
	トウモロコシ	579	269	97	213
	ジャガイモ	557	206	153	198
	ネギ	445	168	97	180
	ほうれん草	422	165	130	127
	こまつな	349	106	149	94
	にんじん	328	178	59	91
	サトイモ	311	123	81	107
	トマト	308	99	47	162
	サツマイモ	285	106	43	136
	白　菜	207	74	47	86
	キュウリ	198	100	35	63
	ナ　ス	180	65	44	71
	カリフラワー	159	66	30	63
	レタス	86	14	28	44
	いちご	39	15	4	20
	その他野菜類	1,567	499	389	679
野菜類計		10,312	3,577	2,631	4,104
野菜類以外	柿	688	137	128	423
	ブルーベリー	654	160	126	368
	みかん	341	102	76	163
	ブドウ	284	117	73	94
	栗	240	21	32	187
	梅	212	13	102	97
	キウイ	93	64	1	28
	その他果樹類	301	169	30	102
	植　木	780	178	467	135
	花　類	767	247	19	501
	芝	741	4	53	684
	さつき	25	18	2	5
	その他	379	121	142	116
野菜類以外計		5,505	1,351	1,251	2,903
延べ生産面積計		15,817	4,928	3,882	7,007

※その他野菜類…南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ 、絹さや、ふき、ピーマン、うど、しそ、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、なばな（のらぼう） 等
その他果樹類……ゆず、 かりん、すもも、 レモン　等
その他……麦、緑肥、茶、牧草　等
資料：農業経営実態調査による調査報告（６年８月１日）

●全国都市農業フェスティバルの開催

元年度に開催した「世界都市農業サミット」の成功をもとに、都市農業に積極的に取り組む自治体や農業者とともに、都市農業の魅力を広く発信し、更なる都市農業振興を図るため、５年度から「全国都市農業フェスティバル」を開催している。

次回は、７年11月15日（土）・16日（日）に「全国都市農業フェスティバル2025」を開催する。

６年度は都市農業の魅力を伝えるプレイベントを開催した。

〔イベント名〕全国都市農業フェスティバル2025
プレイベント
〔開　催　日〕６年11月16日（土）、17日（日）
〔会　　場〕都立光が丘公園
〔参加自治体〕９自治体
〔来　場　者〕約63,000人

54 文化・生涯学習・スポーツの振興

(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

●文化芸術・生涯学習施策の推進

『ビジョン』に基づき、区の魅力的な文化の掘り起こしや一流の音楽家・芸術家などによる本格イベントの開催など、文化芸術および生涯学習施策のさまざまな取組を進めている。

●文化芸術の振興に関する事業

身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、「絵画展示」と「野外彫刻設置」の2つの事業を行っている。

また、地域の魅力を高めるため、区ならではの文化芸術事業を実施している。６年度は、つぎの事業を実施した。

・真夏の音楽会　vol.７大谷康子と楽しむ音楽の旅 −世界の鉄道めぐり−
・こどもアートアドベンチャー
・みどりの風　練馬薪能
・ねりまの森の音楽祭

●映像∞文化施策の推進

区では昭和初期から現在に至るまで実写・アニメを問わず映像を作る環境が整っている。こうした状況を背景に、３年11月に「映像∞文化のまち構想」を策定し、区と映像のつながりや映画の魅力を伝える様々な事業を実施した。

１　映画上映会

ねりまの森の音楽祭と同日に映画上映会「ねりぶんシネマ day」を初開催し、音楽映画「太陽とボレロ」を上映した。

２　映像文化と教育の連携事業の実施

区内の小・中学校において、映像制作等の体験授業を実施している。６年度は14校で延べ18授業を実施した。

３　映像文化情報の発信

⑴　ねりま映画サロンの配信
日本を代表する俳優による対談動画（第１～5弾）をオンライン配信した。

⑵　ウェブサイト「映像∞文化のまちねりま」
上記対談動画やインタビュー、年表、コラムなど、練馬と映像文化の理解が深まる様々なコンテンツを公開した。

４　ねりま漫画サロンinゆめりあホールの実施



〔サイトメインビジュアル〕

多くの漫画家が在住している区の特色を活かし、トークイベントやワークショップ、複製原画の展示など､区ゆかりの漫画家と連携したイベントを実施した。

●公益財団法人練馬区文化振興協会

豊かな区民文化の創造と多様な文化の発展に寄与することを目的に、昭和57年9月に財団法人として設立した。その後、平成24年４月に公益財団法人に移行し、28年度から、日本を代表するヴァイオリニストの大谷康子氏を理事長に迎えた。

地域における自主的な文化芸術活動を促進し、また文化芸術の裾野を広げるため、区内文化団体への活動支援を行うとともに、区民に向けて情報を広く発信している。

練馬文化センター、大泉学園ホール、美術館および石神井公園ふるさと文化館の指定管理者として、魅力ある文化芸術事業の充実に取り組んでいる。

●練馬文化センター

区の文化芸術拠点として区民文化の創造と発展に寄与するため、昭和 58 年４月に開館した。

６年度は、音楽・伝統芸能などの公演事業、区民の文化芸術活動・団体の支援などを引き続き実施した。（11事業）

１　公演事業　６事業

⑴　音楽事業　３事業
①クラシックコンサート
②アトリウムミニステージ
③拠点コンサート

⑵　伝統文化事業　３事業
①能楽公演
②能楽講座
③小学校狂言師・能楽師派遣事業

2　区民の文化芸術活動・団体の支援に係る事業

5事業

⑴　演奏家等派遣事業

⑵　舞台芸術支援事業　　など

〔練馬文化センターの利用状況〕　6年度

	利用件数（件）（※）	入場者数（人）
大ホール	282	222,284
小ホール	266	80,952
ギャラリー	105	5,724
リハーサル室	983	29,650
集会室	445	8,166
計	2,081	346,776

※：延べ利用団体件数

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民文化の創造と発展に寄与するため、大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ１」内に、平成14年２月に開館した。

〔大泉学園ホールの利用状況〕　6年度

	利用件数（件）（※）	入場者数（人）
ホール	497	46,296
ギャラリー	111	6,710
計	608	53,006

※：延べ利用団体件数

●練馬区立美術館

区民の美術に関する知識および教養の向上を図り、区民文化の発展に寄与することを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術に関する学識経験者等により構成する美術館運営協議会を設置し、幅広い意見を反映した活動を行っている。

美術館の再整備については、基本構想策定検討委員会の提言をもとに、区民意見反映制度に寄せられた意見等を踏まえ、４年３月に基本構想を策定した。公募型プロポーザル方式により選定された㈱平田晃久建築設計事務所の平田晃久氏による基本設計が６年１月に完了し、２月より実施設計に着手した。７年度中に併設の貫井図書館・美術の森緑地とあわせて再整備を開始する予定である。

1　展示事業

日本近現代美術を中心に、斬新な視点・切り口で開館以来様々な展覧会を開催している。また、地域に根差した美術館として、区内在住の美術家協会会員の作品を紹介する「練馬区美術家協会展」や、区民の公募作品による「練馬区民美術展」を開催している。

〔企画展〕　6年度

展覧会名	会　期	観覧者数（人）
「三島喜美代－未来への記憶」展	5月19日～7月7日（43日間）	17,381
「平田晃久－人間の波打ちぎわ」展	7月28日～9月23日（50日間）	18,381
「追悼　野見山暁治　野っ原との契約」展	10月6日～12月25日（69日間）	10,552
「トーク・トーク40年のコレクションと展覧会」展	3月7日～3月30日（21日間）	1,993

2　教育普及事業

展覧会関連の企画を中心に各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の教員を対象に学芸員が作品解説を行う「ティーチャーズデイ」の実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

3　美術作品の収集

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近現代の優れた美術作品を収集している。６年度末の全所蔵数（寄託含む）は7,703点である。

4　美術の森緑地

平成27年3月に美術館の前庭にあたる緑地をリニューアルし、動物彫刻等32体を野外展示している。

●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する施設として、平成22年3月に開館した。

また、隣接公園内に「旧内田家住宅」（区指定文化財）を移築復元し、建物内部も公開している。

26年4月1日に石神井松の風文化公園管理棟内に分室を設置した。

館の事業には区民サポーター76人が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。６年度は、分室を含め延べ209,916人が来館した。

1　展示事業

⑴　常設展

「江戸・東京近郊のくらし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。分室では、練馬区ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛用したオーディオの展示などを行っている。

⑵　特別展

区の歴史などのほか、幅広い視野からテーマを設定した特別展を６年度は２回開催した。

〔特別展〕　６年度

展覧会名	会　期	観覧者数（人）
魔法の部屋 トリックアートの世界	4月13日 ～6月9日 （50日間）	20,682
大漫会の漫画家たち －石神井公園の桜の木の下で－	9月14日 ～11月4日 (45日間)	4,874

⑶　企画展

収蔵資料などからテーマを決めた企画展を６年度は２回開催した。

〔企画展〕　６年度

展覧会名	会　期	観覧者数（人）
子どもの頃に見た道具たち －あなたが懐かしい道具は どれですか?－	6月22日 ～8月12日 (45日間)	5,510
石神井ものがたり	1月18日 ～3月16日 (50日間)	8,380

⑷　わがまち練馬情報コーナー　１・２

区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

２　教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、季節体験事業などを実施している。分室では、貴重なオーディオを用いて、さまざまなイベントを開催している。

３　資料収集事業

区の伝統文化にかかわる資料を幅広く系統的に収集している。

４　施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

●生涯学習センター

昭和28年に練馬公民館として開館し、平成24年４月に名称を生涯学習センターと変更した。29年度には、生涯学習施設を生涯学習センター分館と向山庭園を合わせた３館体制とし、生涯学習センターを区の生涯学習の中核を担う施設とした。

地域活動を行う人材の基盤づくり、生涯学習を行う団体への支援、生涯学習に関する情報提供を中心とした事業を行っており、施設は区民の自主的な活動場所として利用されている。

１　地域活動を行う人材の基盤づくり

⑴　武蔵大学特別履修生制度

４月から翌年３月までの１年間、武蔵大学で大学生と一緒に授業を履修する制度である。ボランティア活動の経験者、「つながるカレッジねりま」または「練馬Enカレッジ」の受講生もしくは修了生を対象としている。履修料の一部を区と武蔵大学で負担する。６年度の履修生は23人だった。

２　生涯学習団体等の支援

⑴　生涯学習団体届出制度

芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等さまざまな分野で活動し、一定の要件を満たす団体を生涯学習団体として登録している。

団体の名簿を公開しており、新たな会員獲得による団体の活性化を支援している。６年度末現在、1,265団体が登録されている。

⑵　団体活動支援

区民文化祭、サークル文化祭、文化団体舞台発表促進事業等の文化活動団体の発表を支援するほか、趣味と仲間づくり講座「縁ジョイ倶楽部」を実施し、新たな会員募集の支援を行っている。

３　生涯学習情報の提供

⑴　区民発出前講座

さまざまな趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。６年度末現在で、44講座が登録されている。

⑵　学びと文化の情報サイト（あ・そ・ぶサイト）

学びに関する団体情報や区内で開催されるさまざまな催し等の最新情報を、区民が活動したいときや学びたいときに、いつでも得られるよう情報提供している。

〔各種事業実施状況〕　6年度

事業名	実施状況	
縁ジョイ倶楽部	15講座　延べ717人受講 講演会1回196人受講	
盆踊り講習会	2回　延べ153人受講	
練馬児童合唱団	在団生　61人 定期演奏会　1回　837人入場	
サークル文化祭	舞台発表会	2日　延べ522人受講
	作品展	3日　延べ900人受講
区民文化祭	参加団体　17団体　7,497人参加	
寿大学通信講座	書道・俳句2科目　延べ4,493人受講	
	スクーリング　5回　延べ114人受講	
	書初め展　1回　書道109点 俳句180句　出品	
公開講座	4大学　延べ675人受講	

〔生涯学習センターの利用状況〕　6年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
ホール	500	50,890
第一会議室	535	4,143
第二会議室	504	3,473
第一教室	820	12,842
第二教室	562	4,944
第三教室	628	6,500
和室（大）	600	4,466
和室（中）	397	2,964
和室（小）	529	2,598
美術工芸室	455	3,490
視聴覚室	749	11,168
調理実習室	159	1,369
陶芸室	163	459
保育室	319	1,566
合　計	6,920	110,872

〔生涯学習センター分館の利用状況〕　6年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
講座室1	304	2,782
講座室2	256	1,778
講座室3	427	2,604
講座室4	424	3,278
講座室5	451	5,310
講座室6	487	2,750
講座室7	238	1,445
講座室8　（※）	－	－
講座室9　（※）	－	－
和　室　（※）	35	203
料理室	9	44
工作室	316	2,582
美術室	427	3,108
音楽室1	750	8,758
音楽室2	660	4,472
陶芸室	707	2,764
保育室　（※）	4	43
合　計	5,495	41,921

注：学習室利用人数…5,821人
※：区事業で利用のため、講座室8・9は6年4月1日から7年3月31日まで、和室、保育室は6年8月31日まで貸出を休止

●向山庭園

庭園を有する和風の施設である。文芸・茶道・華道・囲碁などの活動場所としてだけでなく、会議や学習の会場としても、広く区民に親しまれている。

平成30年度からは、春に観桜会、秋に観楓会として、コンサート・茶会・いけ花の展示などのイベントを行っている。

管理運営は指定管理者が行い、年末年始を除く通年開園している。

〔向山庭園の利用状況〕　6年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
茶　室	640	2,684
和室（第1）	640	2,895
和室（第2）	701	3,269
和室（第3）	539	3,949
多目的室	650	3,358
日本庭園	22	40
庭園見学者	－	55,276
計	3,192	71,471

●学校施設の地域開放推進

学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、学校施設を開放している。

・校庭開放
・学校図書館開放
・教室開放
・学校体育館開放

●学校施設の一般利用

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほかに、学校への事前申請に基づき、区民が一般利用できる。

利用できる施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

(2) 読書活動を支援する

【関連資料：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

●図書館

地域の情報拠点として、図書館資料の収集・貸出しをはじめ、行政情報や地域情報を発信するとともに、区民の読書活動の普及・啓発のため、さまざまな事業を実施している。

また、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスの充実を図っている。

さらに、4年11月に策定した「これからの図書館構想」により、図書館運営の基本理念を「世界につながる　彩り豊かな　知の情報拠点」とし、サービスの充実を図っている。

なお、貫井図書館は、７年度中に併設の練馬区立美術館・美術の森緑地とあわせて再整備を開始する予定である。

1　施設の概要

⑴　図書館（12館）
光が丘、練馬、石神井、平和台、大泉、関町、貫井、稲荷山、小竹、南大泉、春日町、南田中

⑵　分室（1分室）
南大泉図書館分室（こどもと本のひろば）
乳幼児から小学校低学年までの子どもたちと、その保護者を対象としている。

⑶　図書館資料受取窓口（６所）
高野台（生涯学習センター分館内）、豊玉（豊玉リサイクルセンター内）、石神井公園駅（西武池袋線高架下）、大泉学園駅（リズモ大泉学園４階）、北町（北町地区区民館内）、上石神井（上石神井南地域集会所内）に設置している。
予約した資料の受取と返却および利用登録ができる。また、資料の検索・予約ができる（高野台を除く。）。

2　利用の促進

「東京都公立図書館調査（６年度）」によると、図書館資料の個人貸出点数および、個人予約点数は23区中第１位となっている。

資料の閲覧や貸出しのほか、季節や社会情勢に沿ったテーマの資料を展示するなど、利用者の読書の幅が広がるよう工夫している。加えて、普段馴染みのない本にも興味を持ってもらうため、内容が分からないように本を包装した「本の福袋」の貸出しも行っている。

また、読んだ日、タイトルや感想などを自分で記入することにより、読書記録をつけることができる読書ノートを配布している。

このほか、図書館をより身近に感じてもらうため、生活や趣味に関連した講座や講演会、参加型イベント、バリアフリー映画会や音楽会なども開催し、一部をYouTube練馬区立図書館公式チャンネルで公開している。

3　子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」を７年３月に策定した。これにより、発達段階に応じた読書環境を整えるため、さまざまな取組を進めている。

⑴　事業
・よみきかせ・おはなし会やおたのしみ会
・ブックスタート事業
赤ちゃんと保護者が絵本を介して触れ合えるよう、絵本を手渡す事業
６年度　3,502セット配付
・本の探検ラリー
クイズを解きながらさまざまな本と出会い、親しむことができる参加型イベント

⑵　ボランティアとの連携
読書活動の担い手の育成に努め、関係団体との連携を図っている。
・ボランティアへの講習会の実施
・ボランティア団体との協働
・地域文庫の活動への助成
６年度　15団体　681冊

〔子どもの読書活動推進に関する催し実施状況〕 6年度

催し名	実施数	参加者数（人）
よみきかせ・おはなし会	1,106回	14,668
おたのしみ会	22 回	663
子ども読書の日・こどもの読書週間記念行事	25 回	1,428
本の探検ラリー（小・中学校開催）	延べ 42 校	4,226

4　学校支援

小・中学校への団体貸出し、「ブックトーク」（テーマに沿ってさまざまなジャンルから本を紹介する事業）や「本の探検ラリー」、図書館見学・職場体験の受入れなどを実施し、子どもたちの読書活動を支援している。

・各校の学校図書館運営計画に基づく、学校図書館の図書選定の支援や蔵書管理
・調べ学習のための資料の提供

5　障害のある人へのサービス

全国の図書館などと連携して点字資料・録音資料の郵送貸出しを行うほか、ボランティアの協力を得て、本や雑誌の録音資料製作や対面朗読サービスを行っている。

また、外出が困難な区内在住の障害者等には、郵送で図書館資料を貸出すサービスを行っている。

そのほか、乳幼児や障害児向けの布の絵本の制作や、聴覚障害児も楽しめる手話つきおはなし会を行っている。

〔サービスの状況〕 6年度

項　目	点数等	
製作録音資料数	128点	
対面朗読実施時間	延べ 1,444時間	
外出困難障害者等資料郵送サービス貸出数	6,792点	
布の絵本制作数	40点	
講習会名	実施数（回）	参加者数（人）
音訳者養成等講習会	13	延べ 160
布の絵本制作講習会	4	延べ　44

6　図書館情報システム

図書館資料の貸出し・返却・予約などの基本的な業務を管理するシステムで、年間約620万点の資料貸出しに対応している。

また、利用者の利便性を高めるため資料検索機や家庭用パソコン・携帯電話等からの資料検索・予約サービス、Eメールによる予約資料の取置き通知サービス等を実施している。

〔予約状況〕 6年度

項　目	点数等
予約点数（個人）	2,176,395点
うちインターネットからの予約	1,926,775点
予約点数に占めるインターネット予約割合	88.5%

7　電子図書館

7年1月からオンラインで電子書籍の貸出や閲覧ができる「ねりま電子図書館」を開始した。電子図書館では、時間や場所の制限がないだけでなく、文字の拡大や、一部には文書読み上げ、色反転が可能な電子書籍があり、高齢者や障害がある人への読書機会の拡大が期待できる。

〔電子書籍導入状況〕 6年度

項　目	点数等
電子書籍コンテンツ数	3,694点
貸出回数	9,576回

注：集計期間は7年1月14日から3月31日まで。

〔図書館の利用状況等〕　　6年度

館名＼種別	個人利用登録者数（人）	団体利用登録数（団体）	来館者数（人）	貸出数（点）			貸出予約数（点）		
				個人貸出	団体貸出	協力貸出	個人貸出	団体貸出	協力貸出
光が丘	38,112	180	610,999	989,164	13,002	3,186	290,076	871	1,614
練　馬	24,673	151	396,317	546,148	11,832	357	193,952	2,577	377
石神井	22,114	100	298,730	564,288	15,003	878	126,453	4,868	914
平和台	14,244	150	218,620	439,519	11,483	467	134,705	2,215	487
大　泉	14,297	142	243,468	413,635	15,380	538	111,323	10,392	558
関　町	14,879	149	260,185	440,712	8,767	245	158,101	1,573	286
貫　井	19,502	73	613,530	535,663	8,960	339	190,356	2,897	361
稲荷山	5,525	105	97,823	172,122	12,860	254	44,906	1,136	254
小　竹	10,611	77	200,990	363,823	8,458	169	136,224	4,087	184
南大泉	8,050	82	175,612	319,315	3,112	101	95,267	1,358	105
南大泉分室	3,559	19	49,436	114,253	1,200	6	27,785	6	7
春日町	11,622	113	328,289	428,934	9,448	172	137,283	1,066	181
南田中	7,065	110	168,833	286,068	6,635	167	83,084	52	178
全館合計	**194,253**	**1,451**	**3,662,832**	**5,613,644**	**126,140**	**6,879**	**1,729,515**	**33,098**	**5,506**
高野台受取窓口	653	—	13,599	40,677	—	—	34,960	—	—
豊玉受取窓口	880	—	24,498	64,450	—	—	53,715	—	—
石神井公園駅受取窓口	3,526	—	74,461	175,954	—	—	148,092	—	—
大泉学園駅受取窓口	4,726	—	61,100	156,465	—	—	129,845	—	—
北町受取窓口	947	—	15,538	39,195	—	—	34,670	—	—
上石神井受取窓口	1,295	—	19,858	54,825	—	—	45,598	—	—
合　計	**206,280**	**1,451**	**3,871,886**	**6,145,210**	**126,140**	**6,879**	**2,176,395**	**33,098**	**5,506**

〔図書館の所蔵資料〕　　6年度末現在

館名＼種別	図書資料（冊）	雑誌（冊）	視聴覚資料（組）	視覚障害者用資料（点）
光が丘	334,191	12,928	21,973	6,399
練馬	149,058	3,094	11,710	1,159
石神井	227,473	2,771	7,982	—
平和台	166,150	3,573	8,300	—
大泉	221,047	3,382	8,373	—
関町	154,903	6,310	7,141	—
貫井	131,321	4,107	7,331	—
稲荷山	91,116	3,225	4,467	—
小竹	84,863	2,322	7,910	—
南大泉	69,372	1,977	4,720	—
南大泉分室	27,181	253	—	—
春日町	114,250	2,631	9,157	—
南田中	106,336	2,261	6,243	—
合　計	1,877,261	48,834	105,307	7,558

(3) 文化財を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の文化財が多数ある。

文化財を守るためには、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区は、かけがえのない文化財を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

●文化財の指定・登録

昭和61年3月に制定された「練馬区文化財保護条例」に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。6年度は新規の指定が1件、登録解除が1件であった。（区内の指定・登録文化財については、巻末資料の240～241ページを参照）



〔三宝寺山門〕

●文化財保護のための主な事業

1　埋蔵文化財の調査・保存・活用

開発行為により、埋蔵文化財（遺跡）の破壊の危険があることから、区では、遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。遺跡消滅の恐れがある場合は、事前に発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

６年度は遺跡地で工事を行う届出が133件、通知が５件あり、遺跡の有無を確認するための試掘・立会調査が101件、発掘調査が３件あった。

出土品の一部は、生涯学習センター分館などに展示している。

2　東京文化財ウィーク参加事業

都の呼びかけによる「東京文化財ウィーク」は、国・都指定文化財の公開を促進する期間である。６年度は10月26日から11月４日までの10日間を中心に、つぎの企画事業を行った。

・尾崎（おさき）遺跡の展示説明会（10月26日　15人参加）

また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。

・石神井城跡発掘パネル展（11月２日～11月４日）

・特別公開「小野蘭山墓誌」（10月26日～11月４日）

3　刊行物の発行

６年度はつぎの刊行物を発行した。

・ねりまの文化財（年2回）

・埋蔵文化財調査報告39　2023年度（令和５年度）

4　文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。総数は179件で、６年度は既に設置された説明板の修繕９件を実施した。また、道標は29か所に設置している。

5　文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努めている。６年度は、石神井公園ふるさと文化館で一斉放水等の訓練を行った。

6　郷土芸能ねりま座公演

区内で継承されている民俗芸能の普及・発展のために公演を開催している。６年度は、７年２月16日に開催し、祭囃子連が３団体出演した。

●文化財保護推進員

文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

文化財の所有者をはじめ多くの区民の協力のもとに、文化財の保護・保存を行っている。

●尾崎（おさき）遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約200点を展示している。

（4）区民のスポーツ活動を支援する

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するために、区ではスポーツ施設の整備を図り、活動の場の確保を進めている。

６年度は、平和台体育館、光が丘体育館の自動火災報知設備改修工事、大泉さくら運動公園のナイター照明制御盤交換工事および石神井松の風文化公園のテニスコート（ハード）クラック補修工事等を行った。

６年度末現在、区のスポーツ施設は、体育館７館、プール６か所、成人野球場５面、少年野球場５面、庭球場29面、多目的運動場６面、競技場1面、多目的広場４か所、スポーツ広場１か所である。

●スポーツの機会の充実

みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまちを目指し、スポーツ施設を積極的に整備してきた。

これらの施設では、地域のスポーツ団体をはじめ、区民の活発なスポーツ活動が行われている。こうしたスポーツ団体との協働により、区民スポーツ大会、練馬こぶしハーフマラソンといったイベントや初心者スポーツ教室などを実施している。

〔屋外施設の利用状況〕　６年度

区　分	施設名（面）		利用数（人）
庭球場	豊玉中公園庭球場	3	24,847
	びくに公園庭球場	2	5,875
	土支田庭球場	7	40,646
	夏の雲公園庭球場	4	41,821
	大泉さくら運動公園庭球場	3	19,040
	大泉学園町希望が丘公園庭球場	3	25,745
	石神井松の風文化公園庭球場	7	49,230
成人野球場	学田公園野球場	1	10,901
	北大泉野球場	2	12,829
	東台野球場	2	22,891
少年野球場	練馬総合運動場少年野球場	2	34,656
	荒川河川敷野球場（硬式少年野球）	3	36,431
運動場等	練馬総合運動場公園（陸上競技場・多目的広場）		92,804
	大泉運動場		44,389
	大泉さくら運動公園多目的運動場		92,560
	大泉学園町希望が丘公園多目的運動場		55,018
	石神井松の風文化公園多目的広場		24,015
	びくに公園多目的広場		24,374
	総合体育館東側多目的広場		682

〔体育館の利用状況〕　（単位：人）　６年度

施設名／区分	総合体育館	桜台体育館	上石神井体育館	平和台体育館（※1）	大泉学園町体育館	光が丘体育館（※2）	中村南スポーツ交流センター
個人利用	39,734	9,030	49,127	43,669	44,377	27,410	32,224
登録団体利用	38,191	21,655	24,924	19,469	16,268	14,697	16,744
連盟・SSC	24,085	3,664	7,849	26,578	16,046	23,995	20,277
大会・事業等	19,242	5,409	5,447	3,804	3,314	14,636	630
自主事業	—	—	6,829	2,719	7,406	9,972	30,522
健康体力相談等	—	—	—	—	—	193	—
トレーニング室	35,493	—	38,664	24,352	43,259	58,037	49,170
合　計	156,745	39,758	132,840	120,591	130,670	148,940	149,567

注：トレーニング室には説明会参加者を含む。
※１：平和台体育館は、改修工事のため７年１月11日から２月28日まで休館
※２：光が丘体育館は、改修工事のため６年11月5日から12月23日まで休館
※３：光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

〔プールの利用状況〕　（単位：人）　６年度

施設名／区分	上石神井体育館温水プール	平和台体育館温水プール（※1）	大泉学園町体育館温水プール	光が丘体育館温水プール（※2）	中村南スポーツ交流センター温水プール	三原台温水プール	石神井プール
個人利用	68,904	65,426	56,447	89,064	120,547	71,166	41,869
登録団体利用	6,308	1,926	4,877	4,782	3,135	13,323	—
連盟・SSC	1,490	4,408	9,985	1,695	14,841	4,205	—
大会・事業等	2,751	46	549	3,365	997	721	—
自主事業	3,667	3,910	—	1,077	6,055	4,441	—
障害者専用コース	1,027	664	1,521	746	837	778	—
合　計	84,147	76,380	73,379	100,729	146,412	94,634	41,869

※１：平和台体育館温水プールは、改修工事のため７年１月11日から２月28日まで休場
※２：光が丘体育館温水プールは、改修工事のため６年11月５日から12月23日まで休場

〔スポーツ事業〕　6年度

区　分		内容および参加人数（人）	
各種大会	区民スポーツ大会	37種目	18,175
		総合開会式	520
	東京都スポーツ大会	30種目	471
	スポーツフェスティバル東京	13種目	120
	城北地区競技会	5種目	243
	女性スポーツ大会	3種目	862
	都民スポレクふれあい大会	1種目	11
	城西ブロックスポーツ交流大会	5種目	728
	練馬区ボッチャ交流大会2024	8月28日 光が丘体育館	145
	練馬区ボッチャ大会2024（個人戦）	一般部門　1月19日 小中学生部門1月26日 光が丘体育館	24 18
野外活動	区民歩行会	12月1日 吾妻峡～八ツ場ダム	37
	親子アウトドア体験	2月15日 光が丘公園	10
初心者スポーツ教室		30種目66教室	4,379
夏休み水泳教室		2校	59
スポーツ・レクリエーション教室		6月23日、7月7日 大泉特別支援学校	80
少年少女スポーツふれあいひろば		2月15日実施	176
スポーツの日記念行事		10月14日実施 光が丘体育館ほか5会場	9,632

●地域スポーツ指導者の育成

スポーツ実施率を更に高めるため、多様なスポーツへの要望に応じられるよう、質の高い指導者等の育成に努めている。

1　スポーツ推進委員

区内でのスポーツ推進のため、スポーツ事業の実施に係る連絡調整やスポーツに関する指導と助言等を行っている。6年度末現在、16人のスポーツ推進委員が活動している。

区民歩行会や小学生を対象としたアウトドア事業など、さまざまなイベントの実施を通して、区民にスポーツをする楽しさを伝え、参加へつなげている。また、区内スポーツ関係団体が連携して実施するスポーツイベントの連絡調整および運営や、パラスポーツに係る取組も行っている。

2　スポーツリーダー養成講習会

スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。6年度末現在、 469人が認定を受けている。

●総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、地域の人々が中心となって運営し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる点に特色がある。

6年度末現在、7つのクラブが区立体育館に活動拠点を設け、会員制による運営を行っている。

〔総合型地域スポーツクラブ（SSC）〕　6年度

クラブ名（通称名）	設立年月日	主催・共催事業参加者数（人）
NPO法人SSC谷原アルファ（SSC谷原）	平成14年8月24日	18,168
NPO法人スポーツコミュニティー桜（SSC桜台）	平成14年9月5日	4,644
NPO法人スポーツクラブホワイエ上石神井　（SSC上石神井）	平成14年12月17日	9,479
NPO法人総合型地域スポーツクラブ平和台　（SSC平和台）	平成14年10月4日	22,433
NPO法人光が丘総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ（SSC光が丘）	平成14年9月10日	9,043
NPO法人コミュニティネットSSC大泉　（SSC大泉）	平成14年8月13日	41,098
NPO法人豊玉･中村地域スポーツクラブクラブプラッツ　（SSC豊玉・中村）	平成21年2月21日	19,644

●練馬こぶしハーフマラソン

区民の健康・体力の更なる増進と地域スポーツの振興、練馬の魅力の発信を目的として、平成26年度から30年度まで毎年実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、元年度から3年度まで開催を中止した。4年度から再開し、6年度は第8回大会として、「練馬こぶしハーフマラソン2025」を7年3月23日に開催した。

満開のこぶしや桜を楽しみながら幹線道路を走行できるコースや、沿道からの途切れない応援が大会の特色であり、参加者から高い評価を得ている。

〔練馬こぶしハーフマラソン　ロゴ〕
区の木である「こぶし」の花がデザインされている。

〔開催状況〕

ハーフマラソン種目

	開催日	開催時天気	エントリー数	当日出走者数	完走者数 (完走率)
第４回	30.3.25	晴	5,423人	4,807人	4,510人 (93.8%)
第５回	31.3.24	晴	5,433人	4,764人	4,512人 (94.7%)
第６回	5.3.26	雨	5,442人	4,361人	4,182人 (95.9%)
第７回	6.3.24	曇り	5,317人	4,672人	4,554人 (97.5%)
第８回	7.3.23	晴	5,337人	4,734人	4,507人 (95.2%)

マイルラン種目

	エントリー数		当日出走者数	
	中学生の部(※)	小学生とペアの部	中学生の部(※)	小学生とペアの部
第４回	100人	296組 592人	83人	269組 538人
第５回	58人	342組 684人	53人	303組 606人
第６回	－	445組 890人	－	328組 656人
第７回	－	379組 758人	－	349組 698人
第８回	－	447組 894人	－	408組 816人

※：第６回から中学生の部は廃止

●世界陸上およびデフリンピック開催を見据えた取組

７年９月に世界陸上競技選手権大会、11月にデフリンピックが東京で開催されるため、大会への興味・関心を深めてもらえるような取組を行っている。

６年度は、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を周知するために作成した動画において、デフアスリートがデフリンピックを紹介した。また、７年２月にはデフサッカー選手による講演会、３月の「練馬こぶしハーフマラソン2025」では、東京2025デフリンピックへの出場を目指す２人のデフアスリートによるトークショーを行った。

そのほか、スポーツ・レクリエーション教室、ユニバーサルスポーツチャレンジなどの開催時に、デフリンピックに関する記事が掲載されたスポーツ情報紙「ねりすぽ」の配布やデフリンピック紹介コーナーの設置、ピンバッチの配布などを行った。

７年10月の「（仮称）ねりまスポーツひろば」では、デフリンピックの機運醸成企画として、満天の星のように夜空を飾るランタンイベント等を開催する。

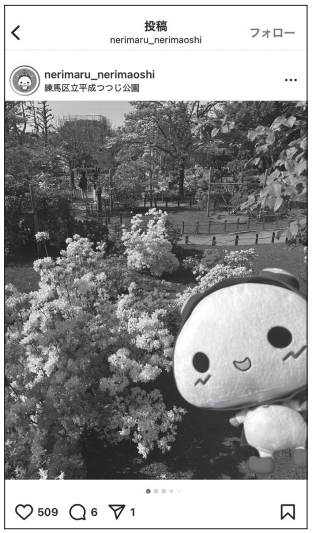
55　練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進

（1）練馬の魅力の発信

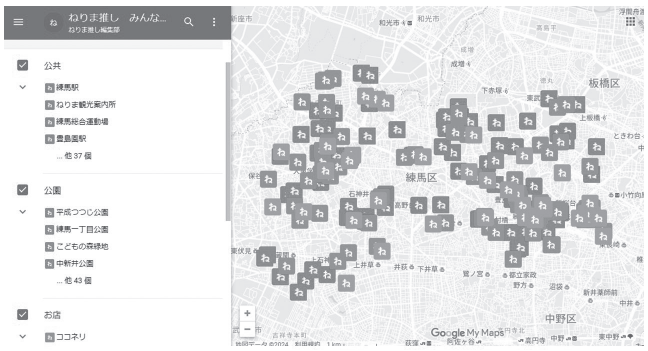
●広報キャンペーンの実施

Instagram「ねり丸の＃ねりま推し」を活用した区の魅力の発信

５年４月に、区民とともに練馬の魅力を発掘・発信するため Instagram「ねり丸の＃ねりま推し」を開設した。６年度は、区ゆかりの著名人４人に練馬の思い出などをインタビューする企画投稿などを実施した。また、Instagram やイベントを通して、「ねりま推し」を募集し、これまで 3,000 件以上の応募があった。これらを、Google Maps 上に「ねりま推し MAP」として、区公式ホームページで公開している。



〔Instagram「ねり丸の＃ねりま推し」〕



〔ねりま推し MAP〕

●スタジオツアー東京の開設に合わせた練馬の魅力発信

１　区内周遊ツアーの実施

区外からの来訪者の区内周遊を促進するため、野菜・果実の収穫体験や牧野記念庭園、美術館等を巡る「区内周遊ツアー（ようこそ練馬ぶらり旅）」を実施し、延べ 2,590 人の参加があった。

２　外国人観光客受け入れセミナーの開催

「区内周遊ツアー」協力事業者を中心に、インバウンド対応を含めた外国人観光客受け入れセミナーを開催し、オンライン参加を含め、15 人が参加した。

（2）「練馬ならではの観光」の推進

●練馬の魅力を体感できる仕組みづくり

１　観光案内板の設置

区内にある西武池袋線、西武新宿線、西武有楽町線、都営大江戸線、東京メトロ有楽町線・副都心線、東武東上線の各駅（20 駅）に 1 基ずつ観光案内板を設置している。区内観光スポット、名所、区立施設などを紹介することで、区民や来訪者に練馬区の魅力を発信している。観光案内板には、地図情報のほか、練馬区ゆかりのアニメを活用し、区の魅力を発信している。

２　練馬の魅力の発信

区公式アニメキャラクター「ねり丸」や練馬区ゆかりのアニメを活用し、区の魅力に関する情報を区内外に発信している。

６年度は区内４か所に設置している東映、東映アニメーションの人気キャラクターをデザインしたマンホールのマンホールカードを観光案内所等で配布し、区内周遊を促進している。

３　ねりま観光センターの運営

区は、（一社）練馬区産業振興公社ねりま観光センターに、事業費等の補助を行うとともに、連携して観光振興事業を展開している。ねりま観光センターが６年度に実施した主な事業は、「ねりコレ 2024」の発表、「体験型観光ツアー」の実施、「練馬カプセル」等の観光ガイドの作成・配布およびねり丸グッズの制作・販売などである。また、区が区内２か所に設置した観光案内所の運営を行っており、観光スポットやイベントなどの情報発信のほか、「ねりコレ」等区内名産品の販売を行っている。

〔観光案内所利用状況〕　6年度

名　称	利用者数（人）
ねりま観光案内所	76,789
石神井観光案内所	52,391

（3）練馬の魅力を感じるイベントづくり

区民や区外からの来場者が参加・交流し、練馬の魅力を実感できる機会を創るため、区の２大まつりである練馬まつり・照姫まつりを開催している。

また、ジャパンアニメーション発祥の地である大泉地域において、アニメをはじめとした映像文化資源を活用したイベントを開催している。

●第47回練馬まつり

練馬駅北口およびマロニエ通り周辺を会場に、出展やステージイベントのほか、区民・産業プラザで練馬産業見本市を同時開催した。

〔開催日〕６年10月20日（日）
〔場　所〕練馬駅北口およびマロニエ通り周辺
〔来場者〕53,000人
〔概　要〕・ステージ
・各種出展
・車両展示
・ヘブンアーティストによるパフォーマンス
・ヒーローショー
・映画「ハケンアニメ！」上映
・サイエンスショー
・スポーツひろば
〔主　催〕練馬まつり推進協議会



〔第47回練馬まつりポスター〕

●第37回照姫まつり

華やかな時代衣装を身にまとった照姫を中心に、勇ましい鎧姿の武者などで構成された約100人が照姫行列を行った。

〔開催日〕６年４月21日（日）
〔場　所〕都立石神井公園および西武池袋線石神井公園駅前とその周辺
〔来場者〕53,000人
〔概　要〕・照姫行列・出陣式・帰還式
・ステージ
・各種出展
・チャンバラ合戦・戦国ワークショップ
〔主　催〕照姫まつり推進協議会



〔第37回照姫まつりポスター〕

●アニメプロジェクトin大泉2024

大泉学園駅北口周辺の各会場で、アニメをはじめとした映像文化資源を活用したイベントを開催した。

〔開催日〕６年５月19日（日）
〔場　所〕・大泉小学校・大泉図書館・妙延寺
・大泉風致地区公園
・東映アニメーションミュージアム
〔来場者〕22,600人
〔概　要〕・キャラクターショー
・アニメーション上映会
・トークショー
〔主　催〕アニメプロジェクトin大泉推進連絡会



〔アニメプロジェクトin大泉2024キービジュアル〕

（4）風を感じるまちづくり

●散策しやすいまちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設に当たり、バリアフリー化を図っている。併せて、地域の景観に配慮した緑化、無電柱化、街路灯などの施設整備による道路の質の向上を図り、安全・安心で散策しやすいまちづくりを進めている。

56 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成７年に光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

１　平和祈念コンサート

音楽や戦時体験の講演等を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、平成４年度から実施している。

６年度は、８月１日に練馬文化センターで開催した。出演者は西村悟氏（テノール）。音楽演奏のほか、区内在住の加藤順康氏を招き、墨田区の両国で経験された東京大空襲について、当日の町の様子や、家族と共に空襲から逃れたときの状況などを語っていただいた。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

２　平和祈念パネル展

６年８月３日から８月 15 日に石神井公園ふるさと文化館および区役所アトリウムで、東京大空襲、原爆投下、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成28年に「障害者差別解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、31年には都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、多様な個性を持った人々が、違いを認め合い、自由に参画し、支え合う社会を作るための法令整備が行われている。

しかし、いじめや虐待、配偶者による暴力など、相手の人権を考えない行為が後を絶たず、また、公共施設への差別的な落書き、街頭宣伝でのヘイトスピーチなど外国人や同和問題に対する差別行為が発生している。

５年に区が実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」では「人権侵害や差別を受けた経験がある」と答えた区民の割合は、34.1％であった。区はそれらを踏まえ、差別を許さないという認識のもと、周知・理解促進に取り組んでいる。

１　人権啓発事業

⑴　人権週間行事

毎年 12 月の人権週間に合わせて、講演や映画の上映、中学生による人権作文の朗読等を行っている。６年度は映画「ぼけますから、よろしくお願いします。～おかえり お母さん～」の上映と映画監督の信友直子氏による講演「認知症の母が命懸けで教えてくれたこと。」、人権作文の朗読を練馬文化センターで行い、参加者数は延べ 477 人であった。

また、区役所アトリウム、男女共同参画センターえーる、子ども発達支援センターで女性や子ども、犯罪被害者やその家族等、さまざまな人権問題についてパネルやポスターを展示した。

⑵　人権セミナー

さまざまな人権問題に関して正しい知識を持ち、人権を意識して行動できるようにするため、人権セミナーを開催している。６年度は、講演２回、フィールドワーク１回、映画上映１回を行い、参加者数は延べ129 人であった。

⑶　啓発DVDの貸出し

団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発DVDを貸し出している。

⑷　区報による啓発

毎年、５月３日の憲法記念日と12月の人権週間にあわせ、人権についての啓発記事を掲載している。

⑸　啓発用小冊子の配布

20歳を迎える区内在住者に向けた人権啓発として、小冊子「自分らしくGO!!!」を作成し、「二十歳のつどい」で配布した。

⑹　ＬＧＢＴ等の理解啓発

性の多様性の理解促進のため、ＬＧＢＴパネル展を実施した。また、思春期の子供を持つ保護者向けのリーフレットを、区立中学校へ配布した。

２　犯罪被害者等支援施策の総合的推進

平成21年３月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

区の窓口での二次的被害を防止する取組として、22年２月に「犯罪被害者等支援の手引」を作成した。

さらに、３年度には「窓口対応力向上の手引」への掲載により、犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うことを職員へ周知した。

６年度の人権パネル展は、区内三警察署および（公社）被害者支援都民センター協力のもと、犯罪被害者等支援に関する展示を拡大し、区内３か所で行った。

３　職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

４　厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年４月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、「けやきまつり」等の事業を行っている。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●第６次練馬区男女共同参画計画

性別、人種、年齢、職業や働き方、価値観など、人と人との違いを認め合い、自らの希望に沿った生き方を選択できる社会を目指し、「第６次練馬区男女共同参画計画～一人ひとりが自由に輝くまちプラン～（計画期間７～ 11 年度）」を７年３月に策定した。

計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」、「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

公募区民、団体代表や学識経験者などで構成する男女共同参画推進懇談会が、区内における女性活躍推進等に関して検討を行っており、６年度は、「第６次練馬区男女共同参画計画」の策定に取り組んだ。

●男女平等意識を高める啓発事業

１　男女共同参画の集い・ねりまフォーラム

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。平成 10 年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。６年度は、生涯学習センターで映画「グリーンブック」の上映会を開催し、参加者数は 209 人であった。

２　女性の日・男女共同参画週間・国際男性デー

４月 10 日の「女性の日」、６月 23 日から 29 日までの「男女共同参画週間」、11 月 19 日の「国際男性デー」にあわせ、女性の活躍やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）など、男女共同参画に関する理解を深めてもらうためのパネル展示を行っている。

３　啓発冊子の発行

男女共同参画情報紙「MOVE」（年２回発行）において、テーマ「働きやすい職場」（Vol.55）、「性暴力」（Vol.56）を特集し、また「女性手帳」等の冊子を発行した。



〔男女共同参画情報紙「MOVE」〕
Vol.55
特集テーマ「働きやすい職場」

●配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止

１　練馬区配偶者暴力相談支援センターの運営

平成26年５月から練馬区配偶者暴力相談支援センターを運営している。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

２　女性や若年層への暴力等の防止に関する啓発

⑴　女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの女性に対する暴力をなくす運動実施期間に、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図る啓発事業を実施している。

６年度は区役所本庁舎および男女共同参画センターで、配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力被害防止の啓発パネルを展示し、合わせて相談窓口を記載したリーフレットの配布を行った。

男女共同参画センターでは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、パープルライトアップも実施した。

⑵　啓発用小冊子の発行

20歳を迎える区内在住者向けに、ハラスメントやデートDV等の啓発小冊子の配布や、小学校１

年生の保護者向けに、子どもの性暴力被害についての啓発小冊子の配布を行った。

⑶　出前講座

中学生を対象とした「デートDV防止講座」を区立中学校３校で実施した。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年４月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として男女共同参画センターに名称を変更した。

なお、20年４月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年４月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

３年１月には視聴覚室および会議室、４年４月には図書・資料室、５年９月には全部屋に無料Wi-Fiを整備した。

また、広報紙「えーるだより」を年４回発行している。

〔事業実施状況〕　（単位：人）　6年度

事業名	講座数	参加者（延べ）	保育人数（延べ）
男女共同参画講座	21	757	39
区民企画講座	10	242	13
出前講座	2	1,244	－
映画上映会	2	187	7

〔施設利用状況〕　（単位：人）6年度

施　設	利用者
会議室	6,891
視聴覚室	12,769
和室（大）	4,542
和室（小）	3,407
第１研修室	8,551
第２研修室	4,710
第３研修室	6,335
録音室	3,125
保育室	8,033
合　計	58,363

1　えーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年６月に実施している。

６年度は、「来て！見て！感じて！」をテーマに、６月 15 日から 16 日まで開催し、延べ 1,130 人が参加した。

〔特別講演会〕

・子どもに伝えたい！人権って何？（弁護士　菊地幸夫）

〔ワークショップ〕

・困難女性支援法スタートの意義をみんなで考えよう！
・未来へつなぐ子どもと学ぶ防災
・子どもと一緒に人権を考えよう！
・世界中の女性たち＃ともに社会を変えよう

2　図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができ、学習に関する読書相談にも応じている。また、子育て中の保護者を対象とした保育付きブックタイム事業を実施している。６年度は毎月１回実施したほか、区立図書館 11 館で実施し、参加者は保護者延べ 101 人、子ども延べ 108 人であった。

また、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」を隔月に発行している。平成 18 年４月に創刊し、６年４月に内容を見直し、「すてっぷ＋」としてリニューアルした。

〔所蔵資料〕 6年度末現在

種　別	数　量
図　書	13,464冊
行政資料	1,622冊
各種団体資料	489種
雑　誌	13誌
新　聞	7紙

〔図書・資料室の利用状況〕 6年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後9時30分まで（読書相談は午後5時まで）	904人	7,669冊	40件

3　相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

〔相談室開設状況〕 6年度

相　談		相談日（※2）	件数（件）
総合相談		毎　日	5,633
	性的マイノリティに関する相談	第3土	5
	男性のための相談	第2火	15
心の相談（カウンセリング）（※1）		月～土	184
配偶者等の暴力（DV）に対する専門相談（カウンセリング）（※1）		月・水・金	212

※1：予約制
※2：年末年始および施設点検日を除く。

第６章

区民とともに区政を進める

61　地域コミュニティの活性化と
　　協働の推進 …… 224
62　多文化共生、
　　国際・都市交流の推進 …… 229
63　区政改革の推進 …… 231





練馬つながるフェスタの様子と区民協働交流センターつながる窓口

61 地域コミュニティの活性化と協働の推進

(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携

●町会・自治会の活動支援

区内には245の町会・自治会があり、区政の最大のパートナーとして、行政情報の周知や公設掲示板等の管理など幅広く区の事業に協力している。防犯・防災対策、環境保全対策、住民同士の交流など、さまざまな活動を通じて、まちの安全・安心に貢献している。

また、区全体の町会・自治会の連絡調整を図るため、町会連合会がある。町会連合会では、区内の17地域に支部組織を設置し、区との意見交換や町会・自治会同士の情報交換を行っている。

区は、町会・自治会の活動の支援として、加入促進のためのリーフレット、取組事例を紹介した「これからの町会・自治会運営のヒント集」、担い手の負担軽減を目的とした「町会・自治会運営ハンドブック」および集合住宅入居者に対して加入促進を行う際の事例等をまとめた「集合住宅における加入促進ハンドブック」の作成・配布をしている。そのほか、ホームページの開設・運用、活動費の補助、活動保険への加入、町会掲示板や会館の建替えおよび修繕等に対する補助を行っている。

●町会・自治会のデジタル活用支援

町会・自治会における情報発信や加入案内へのデジタル活用を進めるため、それぞれの団体が抱える課題やニーズを個別に聴き取り、その団体にあった SNS ツールの使い方を提案するなどの支援を行っている。

６年度は、町会・自治会のデジタル担当者を対象としたホームページやLINEの利用に関する講習会および意見交換会を実施した。また、先進的な取組を行う町会・自治会のデジタル担当者を他町会に派遣するなど、デジタル活用の運用支援を行った。

さらに、インターネット接続サービス利用料等に対する補助や、デジタル活用に取り組んでいる団体の事例をまとめた「町会・自治会デジタル活用事例集」を作成・配布し、デジタル活用の導入を促進している。

●地域活動団体の支援

区内には、自分たちの暮らす地域を良くしようと、NPOやボランティアグループ等の地域活動団体が数多く活動している。こうした地域活動がより活発に行われるよう支援するため、情報紙「ねりま地域活動ニュース」の発行（毎月1回）、ホームページの運用、団体活動に関する講座等を行っている。

また、地域活動の魅力の紹介や参加のきっかけを提供するとともに、団体同士の協働を促進するため、「練馬つながるフェスタ」を開催している。６年度は、５か所の地域会場とメイン会場の区民・産業プラザで、ワークショップ、団体の自主生産品の販売等を行った。83団体が参加し、延べ約2,500人の来場があった。併せて、図書館など８か所の区立施設で団体の活動を紹介するパネル展を行った。

●区民協働交流センター

区民の自主的な地域活動の支援と協働を推進するため、地域活動に関する相談に応じるとともに、活動の場、情報発信・収集の場を提供している。

〔利用状況〕

・相談数	345件
・情報コーナー利用数	1,215件
・作業コーナー利用数	2,732件
・交流コーナー利用者数	17,300人

●相談情報ひろば

身近な地域の日常生活上の相談窓口、地域情報などの提供、住民同士の交流の場として、10か所で開設している。町会・自治会やNPO等の地域活動団体が、それぞれ特性を活かして運営しており、区は、運営費および会場費に対する補助を行っている。

●地域情報コーナー

町会・自治会や地域活動団体の情報発信の場として、地区区民館、地域集会所等17か所に設置している。６年度は43件の利用があった。

●地域おこしプロジェクト

区民の自由な発想により、未来に向けた練馬の発展につながる取組を区との協働により推進する事業で、区独立70周年記念事業として平成29年度から実施している。選定した事業には、３年間で最大300万円の補助金を交付するほか、プロジェクト推進担当として区の若手職員の配置、専門家による経営相談の実施など、各団体の事業実施をサポートしている。６年度は３事業において、さまざまな取組を進めた。

〔６年度実施事業〕

〔春日町まるっと発見プロジェクト（団体名：春日町町会)〕

自分の住むまちへの愛着醸成や住民同士のつながりを深めるきっかけを作るために、イベントの開催や住民がやりたいことを自由に話し合う「春日町妄想会議」を実施した。会議参加者にイベントの担い手として関わってもらい､アイデアを実現することで、町会への興味、関心を深め、非町会員にも町会の必要性やまちの魅力を伝えるための取組を進めている。

〔お菓子deつながるプロジェクト（団体名：大泉パティシエクラブ）〕

「大泉＝お菓子のまち」というイメージを広げるため、お菓子づくりの魅力発信・伝統継承につながるイベントの開催や情報発信のほか、練馬産農産品を使用したお菓子を開発し、区内のイベントで紹介・販売するなど、お菓子で大泉地域を盛り上げるための活動を行っている。

〔ねりまのみどりってこんなに素敵！プロジェクト（団体名：Coもれび～光と風が通る場所～）〕

「ねりまのみどり」（都立・区立公園、憩いの森等）を活用した都会の「森林浴」を実施し、区民の心身の健康維持（自然とのふれあいを通じた健康増進やストレスの軽減）を図っている。また、「森林浴」への理解を深め、活用方法について考える「都会の森林浴シンポジウム」を開催した。

●ねりま協働ラボ

区と、区内で活動する地域活動団体等による協働の力で、地域課題の解決に取り組むアイデアを募集し、７年度から２つのコースで事業を開始する。未来創造チャレンジは、地域活動団体等が主体となり、区と協働して地域課題の解決に取り組む事業で、３年間で最大300万円の補助金を交付するほか、区職員との協働、専門家による伴走支援などを行う。コラボチャレンジは、複数の地域活動団体等が協働して地域課題の解決に取り組む事業で、１年間で最大30万円の補助金の交付などを行う。６年度は事業の募集を開始し、未来創造チャレンジは１事業、コラボチャレンジは５事業採択された。

●つながるカレッジねりま

地域のために活動したい区民を後押しするため、「パワーアップカレッジねりま」や「練馬Ｅｎカレッジ」など既存の事業を再編し、新たに「つながるカレッジねりま」を２年度から開講している。

福祉・防災・農・みどりの４つの学習分野のほか、地域を知るための共通講座を実施している。共通講座をはじめ、一部のコースの講義では、オンライン配信を行った。また、「つながる窓口（区民協働交流センター内)」やポータルサイトを設け、受講者・修了者の学びや地域での活動をサポートしている。

〔実施状況〕　６年度

分野	コース		実施（回）	参加（延べ人）
福祉	福祉コース		29	625
防災	共助コース		8	165
農	農の学校初級コース		24	330
みどり	コミュニティ・ガーデナーコース		12	221
	ねりまの森維持管理コース	樹木管理専攻	6	78
		草地管理専攻	6	86
共通講座			4	301

●地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会・自治会等地域のさまざまな団体を母体として組織された17地区の地区祭実行委員会に対して補助金を交付している。

６年度に行われた地区祭は13地区23会場で、54,480人が参加した。

(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う

●活動と交流の場の提供

1　地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設として、現在22館を開設している。

運営は、区民参加と協働の観点から、地域住民で構成する運営委員会に順次委託を進め、平成24年度までに全ての館で委託を完了した。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、これまで以上に世代にとらわれず広く地域の区民が交流できるよう機能の転換を図るとともに、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めていく。

地区区民館の各種事業については、館だよりやホームページ等で情報発信している。

2　地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設である。平成21年度からは出張所併設の区民館を地域集会所に移行し、29年３月までに27か所を開設した。29年４月に練馬高野台駅前地域集会所、同年８月に豊玉地域集会所を開設し、29か所となった。

運営は、地域住民で構成する管理運営委員会に委託しているところと、事業者に委託しているところがある。

〔地区区民館利用状況〕　（単位：延べ人）６年度

施設名	個人利用						団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ	ぴよぴよ	個人利用計		
豊玉北	8,989	5,298	199	－	－	14,486	30,144	44,630
高松	7,737	781	185	5,395	－	14,098	12,933	27,031
桜台	19,145	1,097	334	7,662	－	28,238	30,105	58,343
北町	12,277	563	489	－	－	13,329	76,310	89,639
早宮	14,191	1,858	589	－	－	16,638	32,605	49,243
下石神井	5,480	721	975	3,389	－	10,565	31,461	42,026
貫井（※1）	－	－	－	4,513	－	4,513	－	4,513
富士見台	10,096	3,460	1,010	－	－	14,566	43,486	58,052
北町第二	10,190	1,490	166	－	－	11,846	38,554	50,400
氷川台	21,976	1,368	644	8,985	－	32,973	37,738	70,711
大泉学園	8,020	627	362	－	－	9,009	25,455	34,464
北大泉	8,831	4,965	266	－	－	14,062	32,218	46,280
旭町南（※2）	15,056	8,658	28,107	－	－	51,821	109,221	161,042
東大泉（※3）	5,614	1,774	367	－	－	7,755	36,136	43,891
田柄	11,462	3,454	835	－	9,598	25,349	41,208	66,557
西大泉	7,018	2,159	426	－	－	9,603	42,943	52,546
関町北	12,126	2,340	197	－	－	14,663	45,156	59,819
春日町南	13,657	4,199	861	－	12,037	30,754	29,980	60,734
立野	11,342	1,025	489	－	9,600	22,456	33,660	56,116
南大泉	16,624	3,052	646	－	－	20,322	54,576	74,898
旭町北	6,195	750	81	－	－	7,026	33,235	40,261
光が丘（※2）	8,021	2,529	1,557	－	－	12,107	64,239	76,346
計	234,047	52,168	38,785	29,944	31,235	386,179	881,363	1,267,542

※1：貫井地区区民館は、６年４月から７年11月中旬（予定）まで大規模改修工事のため休館。休館中、学童クラブは東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）へ一時移転。
※2：旭町南地区区民館の一般利用・団体利用と光が丘地区区民館の団体利用は、特別施設利用者数を含む。
※3：東大泉地区区民館は、５年６月から６年６月まで大規模改修工事のため休館。

〔地域集会所利用状況〕　6年度

施設名	利用件数（件）	利用者数（延べ人）
石神井台	2,765	23,354
上石神井北	2,944	15,162
南田中	1,552	13,422
谷原	1,143	8,983
旭丘	2,391	18,217
中村	2,616	15,290
向山	3,043	12,265
土支田	3,059	14,262
大泉町	1,896	9,823
高野台	3,495	16,892
大泉学園町	2,131	11,671
三原台	2,584	12,063
北町	1,928	9,222
東大泉	2,920	16,817
小竹	2,108	13,892
石神井台みどり	3,405	15,963
関町	2,905	15,438
大泉北	1,614	10,444
旭町	870	4,470
田柄	2,147	17,207
南大泉	2,124	13,530
上石神井南	4,024	23,434
土支田中央	2,170	19,363
東大泉中央	4,729	23,657
早宮	2,813	16,642
桜台	7,202	40,637
春日町	2,318	17,715
練馬高野台駅前	1,332	18,315
豊玉	1,860	14,944
計	76,088	463,094

3　区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。管理運営は指定管理者に委託している。

なお、光が丘区民センター内の心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。はつらつセンター光が丘、光が丘なかよし児童館および関区民センター内のはつらつセンター関についても、本来利用のない夜間・日曜・祝休日に一般区民が利用できる。

〔光が丘区民ホール等の利用状況〕　6年度

施設名	利用状況	
	利用件数（件）	利用者数（人）
光が丘区民ホール		
多目的ホール	936	37,158
保育室	84	1,018
集会室（1）	805	10,585
集会室（2）（※1）	13	92
集会室（1・2）（※1）（※2）	16	1,285
音楽室	892	12,571
美術工芸室	493	3,665
和室	246	1,763
会議室（1）（※3）	－	－
会議室（2）	816	9,457
小計	4,301	77,594
心身障害者福祉集会所（※4）	2,726	105,251
はつらつセンター光が丘（※5）	254	2,746
光が丘なかよし児童館（※6）	1	60
合計	7,282	185,651

※1：集会室（2）はパーティションの故障のため7年3月8日まで利用を停止
※2：集会室（1）（2）を合わせて使用
※3：会議室（1）は光が丘区民事務所で行っているマイナンバーカード交付窓口を設置しているため利用を停止
※4：心身障害者団体以外の利用件数
※5：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日（敬老の日を除く。）の利用件数
※6：日曜・祝休日午後5時30分以降の利用件数

〔関区民ホール等の利用状況〕　6年度

施設名	利用状況	
	利用件数（件）	利用者数（人）
関区民ホール		
多目的ホール	737	43,696
リハーサル室	768	7,342
小計	1,505	51,038
はつらつセンター関（※）	361	9,399
合計	1,866	60,437

※：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日（敬老の日を除く。）の利用件数

4　地域活動倉庫

良好な地域社会の維持および形成に資する地域活動を支援するため、町会・自治会、商店会等が使用できる地域活動倉庫37区画（大１区画、中26区画、小10区画）を関越自動車道高架下に設置している。

5　地域交流ひろば

地域住民および地域団体の交流の推進を図るため、イベントなど多目的に利用できるひろば（400㎡×２面）を関越自動車道高架下に設置している。個人利用、団体利用（要予約）をすることができる。

〔地域交流ひろば利用状況〕

年度	個人利用（人）	団体利用	
		件数（件）	人数（人）
6	14,976	13	600

●区役所会議室の活用

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、６年度は延べ937件の利用があった。

●指定葬儀場使用料助成事業

区が指定した葬儀場で区民が通夜または葬儀を行った場合に、会場使用料の一部（上限あり）を助成している。

〔指定葬儀場使用料助成金の推移〕

年度	助成件数（件）	助成金額（円）
4	1,341	20,115,000
5	1,327	19,905,000
6	1,312	19,680,000

62 多文化共生、国際・都市交流の推進

(1) 各国文化の相互理解

●相互理解の促進と生活支援

外国人区民と日本人区民が互いの文化・習慣の違いを認め合い継続的な関係を築いていけるよう、さまざまな交流事業や講座を実施している。

また、外国人区民の日常生活上の不安を解消し地域の構成員として生活ができるよう、きめ細やかな生活支援を行っている。

1　相互理解促進事業

⑴　外国人と日本人の交流

各国の文化紹介等を行うことにより、外国人区民と日本人区民とが気軽に交流する場として、文化交流カフェを全7回（5・7・9・11・1・3月、3月は同日に2回）開催した。

⑵　やさしい日本語研修

分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指した研修を、区民と区職員を対象として実施した。

⑶　日本語ボランティア実践研修

外国人区民へ日本語を教えるボランティアのスキルアップ研修を実施した。

2　外国人区民への生活支援

⑴　外国語による相談窓口

毎週月～金曜日の午後、区役所本庁舎に外国語による相談窓口を設け、区の事業・文化・学習情報の提供や日常生活上の相談を受けている。(英語・中国語・韓国語・タガログ語)

注：韓国語は金曜日、タガログ語は月曜日のみ

⑵　文化交流ひろば　情報コーナー

平日午前10時～午後1時、土・日・祝休日午後1～4時に、文化交流ひろば(光が丘)に情報コーナーを設け、各種の生活情報を多言語により提供している。(英語：火・木・土、中国語：水・金・日、韓国語：月)

⑶　日本語講座

「にほんごのきょうしつ」(文化交流ひろばにおいて、原則、4・8・12月を除く毎週火・金曜日)、「こども日本語教室」(区役所本庁舎において、原則、学校休業期間および第二土曜日を除く毎週土曜日）を開催した。

3　ボランティアとの協働

区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボランティアの登録を随時受け付けている。6年度末現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが333人、日本語講師ボランティアが138人である。

●友好都市等との交流

1　北京市海淀区（かいでん）

年	動　き
昭和63年	「東京都区市町村友好代表団（団長・練馬区長)」が北京市を訪問（交流開始）
平成4年	海淀区長を招き「友好・協力交流に関する合意書」に調印
5年	区民親善訪問団を海淀区へ派遣
14年	・海淀区に桜を寄贈 ・「友好交流10周年記念写真展」開催 ・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流10周年記念） ・区長が海淀区を訪問し「友好・協力交流に関する合意書」に調印
19年	・「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」開催 ・「友好交流15周年記念写真展」開催 ・区議会代表団が海淀区を訪問
20年	海淀区から贈られた記念碑（友好交流15周年・練馬区独立60周年記念）を区役所本庁舎正面玄関に設置
24年	・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流20周年記念） ・練馬区スポーツ交流団（14人）を海淀区へ派遣
28年	北京市青少年キャラバン訪日団が練馬区を訪問、中学生と交流
29年	練馬区独立70周年記念式典参列のため、北京市海淀区代表団が練馬区を訪問
30年	・練馬区長・区議会代表団が北京市海淀区を訪問 ・北京市海淀区代表団が練馬区を訪問
令和元年	北京市海淀区区民訪問団が練馬区を訪問
4年	友好提携30周年記念事業を実施

〔北京市海淀区　頤和園（いわえん）〕



ユネスコの世界遺産に登録されている庭園公園

2　イプスウィッチ市

年	動　き
昭和 63 年	練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問（交流開始）
平成５年	区立中学校生徒のイプスウィッチ市への派遣を開始
６年	イプスウィッチ市長を招き「友好都市提携に関する合意書」に調印
13 年	イプスウィッチ市に友好のシンボル「ネリマガーデン」が開園し、区長、区議会議長が開園式に出席
16 年	区長、区議会議員団がイプスウィッチ市を訪問、「友好都市提携 10周年に関する合意書」に調印
21 年	区長、区議会議員団が「ネリマガーデン」茶室の完成式典に出席（友好都市提携 15 周年）
22 年	練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体 150 周年に参加し、展覧会とワークショップ実施
23 年	・洪水により甚大な被害を受けたイプスウィッチ市に対し、区・区議会から義援金送付 ・イプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届く
24 年	イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問、第 35 回練馬まつりに参加
26 年	・イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問 ・「友好都市提携 20 周年に関する合意書」に調印、石神井松の風文化公園での記念植樹を実施
令和元年	イプスウィッチ市訪問団が練馬区を訪問、世界都市農業サミットおよび関連イベントに参加
５年	区立中学校生徒派遣事業の再開に伴い、区長がイプスウィッチ市を訪問
６年	友好都市提携30周年を記念し、イプスウィッチ市長が練馬区を訪問

〔イプスウィッチ市　セントメアリーズカトリック教会〕



市の中心部にある歴史的建造物

3　諸外国との交流

平成９年11月に練馬区独立50周年、フランスにおける日本年などを記念し、フランス・ストラスブール市に桜を寄贈した。10年5月には同市からマロニエの苗木100本が寄贈され、区画街路３号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

21年４月にはフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結した。

また、４年８月および６年４月に駐日エクアドル大使が練馬区を問した。

4　海外友好都市等の周知

⑴　写真展

６年８月、区役所２階西側通路で北京市海淀区の写真展を開催した。

⑵　海外友好都市パネル展

①海淀区およびイプスウィッチ市

６年５月および７年２月、区役所アトリウムで海淀区およびイプスウィッチ市について、パネル等による紹介展示を行った。

②イプスウィッチ市

７年１月、区役所２階西側通路で友好都市提携30周年を記念し、パネル・写真展を実施した。

⑶　友好都市提携 30 周年イベント

６年９月、区役所アトリウム等でイプスウィッチ市との友好都市提携30周年を記念し、ミニコンサート、物産販売およびパネル展を実施した。

⑷　海外友好都市紹介ケースの常設展示

海外友好都市紹介の展示ケースを区役所アトリウムに常設している。

5　国内都市（長野県上田市）との交流

昭和 55 年に長野県武石村（現上田市）に武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、平成６年に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18 年の市町村合併により上田市となったことから、同年８月に改めて「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

令和４年 10 月に上田市がアンテナショップ「信州上田物産館（UEDA　Nerima　BASE)」を石神井町７丁目に開設し、６年10月に江古田駅南口に移転した。

６年度の交流実績は、つぎのとおりである。

⑴　上田市物産販売会を開催（６年４月～７年２月の月１回）

⑵　旧武石村友好提携 30 周年記念写真展を開催（６年４月）

⑶　上田市が照姫まつりに出展（６年４月）

⑷　上田市を紹介するパネル展を開催（６年５月および７年２月）

⑸　ローズガーデンマルシェに上田市が出店（６年５月）

⑹　市長が練馬区を訪問（６年７月）

⑺　旧武石村友好提携 30 周年記念特別企画「夏休み親子バスツアー」を実施（６年８月）

⑻　「信州上田物産館（UEDA　Nerima　BASE)」が江古田駅南口へ移転し、上田市がリニューアルオープンイベントを開催（６年 10 月）

⑼　上田市が練馬まつりに出展（６年 10 月）

⑽　副市長が練馬区を訪問（６ 年 12 月）

⑾　上田市の「稲倉の棚田」米作り体験カカワリ隊募集記事を区報に掲載（７年１月）

⑿　こぶしハーフマラソンに上田市が出店（７年３月）

63 区政改革の推進

(1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直すものである。

区政改革の目的は、区民サービスを充実し、向上することにある。基礎的自治体としての役割を果たすためには、公共サービスのあり方を根本から見直し、時代の状況と地域の実態に即した、質の高いものにしなければならない。同時に、厳しい財政状況にあっても、これを継続していく持続可能な仕組みをつくる必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、情報化の推進や区民との協働を進めることが不可欠である。

●区政改革推進会議

区政改革の内容等を継続的に検討し、区長に提言するため、平成 27 年６月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。６年度は、「『ビジョン』の重要業績評価指標およびアクションプランの達成状況の点検・評価」、「ふるさと納税対策」等について検討した。

●取組体制強化プラン

～区民協働 DX 人事・人材育成～

「グランドデザイン構想」で示した将来像の実現に向け政策を進めるため、「区民協働」、「DX（※）」、「人事・人材育成」を３つの柱とする「取組体制強化プラン」を５年３月に策定した。６年度は同プランに基づき、政策を実現する具体的な取組を行うとともに体制を強化した。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）：
デジタル技術やデータを活用して、制度やサービス、業務を抜本的に「変革」し、これまで実現できなかった新たな価値を創造すること

(2) DXで区民と区政を直につなぐ

●“行かない・書かない”デジタル区役所の実現

区のDXを推進するとともに、区民の更なる利便性向上と業務の効率化に職員が一丸となって取り組むため、５年３月に「DX 推進方針」を策定した。

方針に基づき、「第３次みどりの風吹くまちビジョン」に戦略計画23「DXで区民と区政を直につなぐ」を掲げ、“行かない・書かない”デジタル区役所の実現とアナログからデジタルへの業務改革に取り組んでいる。

1　手続・相談のオンライン化の推進

(1)　手続・相談のオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる人たち、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続・相談ができるよう、民間の電子申請サービスを活用し、累計995件の手続をオンライン化した。

また、５年８月からAIチャットボットを導入し、引っ越しやおくやみの手続、妊娠・出産、予防接種など、６年度末現在、12の分野の問合せに対応している。

AIチャットボットは、区公式ホームページおよび区公式LINEから24時間利用することができる。

(2)　生活困窮者への支援体制の強化

「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関である「生活サポートセンター」では、オンライン相談（予約制）を６年４月から開始した。

また、６年 10 月から、区公式ホームページおよび区公式 LINE における AI チャットボットのサービスに生活保護や障害福祉の制度およびサービスに関する機能を新たに追加し、円滑な支援につながるよう情報提供している。

2　施設利用の利便性の向上

窓口や券売機等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済を導入し、利便性を高める。

６年度は、区立体育館やプールなど35施設の券売機や駐車場精算機にキャッシュレス決済を導入した。

3　電子図書館の実現に向けた取組の推進

７年１月に図書館情報システムを更新し、図書館の利用登録や変更・更新などの手続、講演会などの申込み、未所蔵資料の予約申請などのオンラインサービスを開始した。また、利用カードのデジタル化、電子書籍の貸出サービスを導入した。

4　情報発信手段の充実

(1)　学童クラブのICT化

６年６月から、学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳のやり取りをスマートフォン等で行える電子連絡帳を導入した。また、７年度の学童クラブ入

会申請からオンライン手続を導入し、保護者の利便性の向上を図っている。

⑵　区の特色を生かした健康づくり

健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」のコンテンツ充実により区民の健康づくりを支援している。６年度は、区内の自然や区の魅力を感じながらウォーキングができるコースを追加し、継続して身体を動かすきっかけづくりとしてアプリの歩数計測機能と連動させたインセンティブを伴うキャンペーン事業を実施した。また、健康づくりに役立つ情報をコラム形式で掲載した。７年３月からは健康情報発信の強化・充実を図るためにインスタグラム「ねりま健すたぐらむ」を新設した。

⑶　こころの健康問題を抱える人等への支援

区公式LINE等を活用して相談窓口やこころの健康づくりに関する情報を発信している。また、専門家による「こころの健康コラム」を区公式ホームページに掲載している。

⑷　ねりま防災カレッジ事業の充実

区民の防災意識の向上を図る「ねりま防災カレッジ事業」において、時間や場所にとらわれず防災を学ぶことができるよう、区公式YouTubeチャンネル等を活用した防災学習コンテンツを作成、配信している。６年度は、風水害対策、乳幼児保護者向け防災対策について配信した。

⑸　ごみの減量・資源化の推進

２年３月から、ごみ分別辞典や出し忘れ防止アラート等の機能を搭載した「練馬区資源・ごみ分別アプリ」を配信している。６年４月からは、区公式ホームページおよび区公式LINEにおけるAIチャットボットのサービスに、資源・ごみの分別検索機能を追加した。また、資源とごみの分別について動画を作成し、区公式YouTubeチャンネルなどで情報を発信している。

5　高齢者・障害者等のデジタル利活用支援

⑴　元気高齢者の活躍の場を拡大

高齢者のデジタル格差を解消し、かつ元気高齢者の活躍の場を拡大するため、（公社）練馬区シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、相談会を開催した。

⑵　デジタル格差解消を目指した取組の推進

高齢者のデジタル格差解消を目指し、はつらつセンター、敬老館および街かどケアカフェで、都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」などを活用し、スマートフォン教室・相談会を実施している。また、はつらつセンターに常設のスマホ相談窓口を開設し、スマートフォンの基本操作の質問に対応している。

⑶　障害者の就労支援の充実

４年度に障害者施設の自主生産品等を紹介するポータルサイト「ねりいちポータル」を開設した。また、５年度、６年度に障害者施設向けにキャッシュレス決済導入の説明会を実施し、ICTを活用した障害者の工賃向上支援に取り組んでいる。

⑷　障害者の意思疎通支援事業の充実

４年６月に「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を施行した。これまで、タブレット等を通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳を利用できる環境の整備・拡大や、障害のある人の意思疎通を助けるICT（情報支援）機器の相談・体験、操作方法のサポートを行う相談窓口の設置など、障害者の多様な特性に応じた支援を充実させてきた。

６年度は、条例を区内外に広く発信するとともに、手話言語の普及を図るための動画を作成し、区公式ホームページや障害者週間、障害者フェスティバルなどで活用した。

6　マイナンバー制度の活用

マイナンバー制度の施行に伴い、申請に基づくマイナンバーカードの交付を平成28年2月から開始した。６年度末現在で、累計639,812枚交付した。

また、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で各種証明書を取得できるサービス（コンビニ交付）を平成28年4 月から開始した。

なお、区民事務所に同様の機器（証明書発行機）を29年８月１日から設置している。

〔コンビニ交付で交付する証明書〕　６年度末現在

交付する証明書	交付手数料
住民票の写し	１通 200 円
印鑑登録証明書	１通 200 円
住民税の証明書	１通 200 円
戸籍全部（個人）事項証明書	１通 350 円

〔コンビニ交付による証明書の交付状況〕　（単位：枚）

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部(個人)事項証明書
4	109,451	62,308	24,219	22,647
5	146,625	81,153	30,351	36,164
6	154,025	88,998	37,422	33,369

〔証明書発行機による証明書の交付状況〕　（単位：枚）

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部(個人)事項証明書
4	17,910	15,669	4,968	3,782
5	22,339	20,451	5,943	5,294
6	22,923	21,660	6,910	5,131

7　データ利活用によるプッシュ型サービスの提供

⑴　フレイル予防の充実

おおむね65歳以上の人を対象に、フレイル予防のためのアプリを開発し、５年９月から配信している。アプリは、歩数や睡眠時間などによりAIがフレイルリスクを判定し、一人ひとりにあった健康アドバイスを配信する。また、利用者の健康状態やアンケート等を基に、興味関心に合う地域団体の情報を検索できる。６年度の登録者数は3,088人だった。

⑵　「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充

区が保有する医療、健診、介護等のデータを活用し、管理栄養士、歯科衛生士、保健師の資格を持つ高齢者保健指導専門員が地域包括支援センターや練馬区薬剤師会と連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う。後期高齢者の糖尿病重症化予防や多数の処方薬がある人への支援、フレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行うほか、地域の理学療法士などと連携して健康教室事業等を行い、高齢者の健康の保持・増進につなげている。

8　オープンデータの充実

区の「オープンデータ（※1）推進指針」に基づき、オープンデータを公開している。公開件数は、６年度末現在で 124 件である。また、データを視覚的に分かりやすい形で表示する「データダッシュボード（※２）」の取組を進めている。６年度は決算と気象のデータを公開した。

※１　オープンデータ：
区の保有する公共データを、区民等が活用しやすいように、機械判読性が高いデータ形式により公開されたデータ

※２　ダッシュボード：
オープンデータを活用し、グラフなど直感的に分かりやすい形に可視化した資料

9　地域社会のデジタル化支援

⑴　企業活動の活性化に向けた支援の充実

デジタルを活用した経営の効率化等に取り組む事業者に対して、専門相談や融資、セミナーの実施による総合的な支援を行っている。

また、区内事業者のデジタル化の促進を目的に、会計・受発注管理・顧客管理・勤怠労務管理のうち、希望するソフトを設定したパソコンまたはタブレットを３か月間無料で体験できるデジタル化体験事業を実施し、６年度は15者が体験した。

⑵　スマート商店街プロジェクトの更なる展開

デジタル技術を活用した商店街の魅力を高める取組や利用促進につながる取組を支援している。６年度は、SNSを活用した情報発信などのデジタル技術の活用や、商店会が主体となって実施するキャッシュレス決済の利用促進に係るイベント事業等への補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街のデジタル化に先駆的に取り組んでいる商店会の取り組み事例を紹介するセミナーを開催した。

⑶　町会・自治会活動の支援

町会・自治会が日々の活動にデジタルを活用できるよう、６年度は、デジタル活用に関する講習会および意見交換会の実施やデジタル担当者の派遣などの支援を行った。

●アナログからデジタルへの業務改革

1　デジタルツールの活用による業務DX

区では、アナログな業務から脱却するため、AIやRPA、ノーコードツールなどの活用を全庁に拡げ、業務DXを加速している。

６年度から生成AI（※１）を全庁に本格導入し、職員が行う文章の作成や要約、アイデアの創出などに活用し、業務改善と効率化を図っている。

RPA（※２）については、職員が業務に継続して活用できる体制を整備し、６年12月時点で、20課89業務で利用されている。

また、６年度にノーコードツール（※３）を導入し、56課で試行した。

※１　生成AI：
画像、文章、プログラミングコードなど様々なコンテンツを生成することができる人工知能。大量のデータを学習した学習モデルが、人間が作成するような絵や文章を生成することができる。

※２　RPA：
Robotic Process Automationの略。人間が手作業で行っているパソコン操作を自動化することができる仕組み

※３　ノーコードツール：
プログラミングの知識やスキルがなくても、アプリやWeb サービスが開発できるツール

2　標準システムによる利便性向上と業務効率化

標準システムの稼働に向け、ガバメントクラウド上でのシステム構築を開始した。

3　多様な働き方の実現に向けたデジタル基盤の整備

事務用パソコンを一斉更新し、ペーパーレス会議やモバイルワークといった多様な働き方ができる環境を整備した。

4　DXを進める職員の確保・育成

「練馬区デジタル人材育成プログラム」に基づき、

DXを推進する中心的な役割を担う「DX推進リーダー」に、必要な知識やスキルを習得するための研修を実施した。また、オンライン学習ツールを導入し、いつでも研修を受講できる環境を整備した。

(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応

●主な広報出版物

1　ねりま区報

毎月３回（１・11・21日)、各回約20万部を発行している。日刊６紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。電子ブック版では、８か国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語）に自動翻訳した情報を配信している。

また、「点字広報」とデイジー版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2　ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回17万部を発行している。日刊６紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。希望者には郵送している。

また、「点字版区議会だより」とデイジー版CDによる「声の区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。声の区議会だよりの音声データは、ホームページでも提供している。

3　練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年１回発行している。６年度は５年度の区政の動きを中心に編集し、９月に発行した。

4　わたしの便利帳

区のさまざまなサービスや施設の案内、区に関する情報を掲載した冊子を年１回発行している。

また、希望する視覚障害者に音声版（デイジー版CD）および点字版を配布している。

5　練馬区くらしのガイド

外国人住民に区のサービスや手続、相談窓口などの情報を提供するため、４か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）を１冊に集約し、年１回発行している。

●その他の広報活動

1　報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビなど）に提供している。６年度は主要日刊紙と地元報道機関へ125件の情報を提供した。

2　練馬区公式ホームページ

区政の最新情報や区の手続に関する情報、区の事務事業、イベント・観光情報、区の自然や歴史などの情報を紹介している。

また、英語・中国語・韓国語を含む131言語の自動翻訳にも対応している。

６年度のアクセス件数は約3,014万件であった。

3　ねりま情報メール

防災、防犯に関する情報を、登録したメールアドレスに配信している。登録者数は、６年度末現在で37,889人である。

4　ソーシャルメディアの活用

・練馬区公式X（旧Twitter）
・練馬区公式フェイスブック
・練馬区公式YouTubeチャンネル
・練馬区公式LINE

5　練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

平成19年５月からケーブルテレビJ:COM東京で、区の事業やできごとなどを毎日２回放送している。

また、区公式ホームページおよび区公式YouTubeチャンネルでも配信している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売、公文書公開請求および保有個人情報の開示請求等の受付を行っている。

〔利用状況〕　６年度

項　目	件数等
区民情報ひろば利用者数	8135人
インターネット利用者数	596人
区政資料等開架点数（貸出数）	2,023点（23冊）
有償刊行物取扱点数（販売数）	111点（220冊）

〔販売している主な刊行物〕

（単位：円）７年３月現在

刊行物の名称	価　格
ねりま区報縮刷版（令和5年版）	1,300
平和への架け橋　上巻	1,000
平和への架け橋　下巻	1,000
練馬区統計書（令和5年版）	1,000
練馬区勢概要（令和6年版）	1,700
練馬区独立70周年記念誌　くるりとねりま	1,700
ねりま60	2,500
練馬区小史	1,100
練馬区史　歴史編	8,300
練馬区史　現勢編	9,800
練馬区史　現勢資料編	6,400

●区政資料管理体制の整備

刊行物、写真資料等を含む公文書のうち、歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し、利活用を図るため、平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、歴史的資料の管理および利活用の充実を図るため､特に重要な資料のデジタル化に着手している。併せて、２年９月に区政資料公開用ウェブサイト「練馬わがまち資料館」を開設した。所蔵写真やデジタル化した資料の閲覧・検索、利用申込等を時間や場所に捉われず行える環境を整備した。

●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに､情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため､「個人情報の保護に関する法律」に則り適正な執行に努めている。また､法の施行に関し､開示請求の手数料（無料）および開示請求等の決定期限等を定めた「練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例」を整備している。

1　公文書の公開請求と処理状況

６年度における公文書の公開請求と処理状況は、つぎの表のとおりである。

〔公文書の公開請求件数と処理状況【全4,664件】〕

（単位：件）６年度

区分	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
件数	2,102	1,479	32	607	－	444

請求件数（「不存在」および「取下げ」を除く）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は、99.1％であった。また、６年度は５件の審査請求があった。

〔公開請求に対する非公開の理由別件数〕

（単位：件）６年度

非公開とした理由（部分公開を含む）	件　数
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1,210
法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害するもの	410
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	19
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	15
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	198
法令等の規定によって公開できないもの	―
他の制度との調整が必要なもの	4

注：同一公文書に複数の理由が含まれている場合がある。

2　開示請求等の処理状況

６年度における開示請求等の処理状況はつぎの表のとおりである。

〔開示請求等の処理状況【全 210件】〕　（単位：件）６年度

区分	全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
開示請求	148	44	－	17	－	1

区　分	応じる		応じられない	取下げ
	全　部	一　部		
訂正請求	－	－	－	－
利用停止請求	－	－	－	－

3　練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、区長等の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。また、制度運営の重要な事項について区長等に意見を述べている。

審議会は、区民および学識経験者から区長が委嘱した委員13人で組織されている（任期2年)。６年度は１回開催した。

4　練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区長等が行った公文書の非公開決定や保有個人情報の不開示決定等の処分に対する請求者からの審査請求を審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されている（任期2年)。６年度は11回開催した。

●主な広聴活動

1　意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望等を区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。６年度の受付件数はつぎのとおりであった。

〔受付件数〕　（単位：件）６年度

区　分		件　数
個別広聴（※１）	区長への手紙	233
	一般郵便	8
	電話・来訪等	73
	電子メール	564
合　計		878
団体陳情（※２）		7

※１：個人が行う要望・苦情等
※２：団体等が文書で行う陳情・要望等

2　ねりまちレポーター

区民が、スマートフォンの専用アプリを使って道路や公園遊具の破損、粗大ごみの不法投棄等を区に投稿し、区が修復・撤去をして、その対応結果をレポーターにメールで報告する仕組みである。投稿内容や区の対応は、専用ホームページで公開している。

６年度末現在のレポーター数は3,598人で、投稿数は1,528件であった。

3　区長とともに練馬の未来を語る会

区民と区長が区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、平成26年度から開催している。６年度は意見交換を５回、計28人が参加した。

4　区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は3,000人である。

６年度の調査テーマは、「区の施策および評価」、「防災」および「都市農業・農地」であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。

〔区民相談件数〕　（単位：件）６年度

相談名	件　数
一般区民相談	20,466
法律相談（※）	3,081
交通事故相談	77
身の上相談	355
税務相談	594
不動産取引事前相談	197
人権擁護相談	8
行政相談	185
表示登記（調査・測量）相談	64
暮らしと事業の手続相談	39
権利登記・供託相談	133
心の相談	463

※：法律相談の件数は、男女共同参画センターえーるでの実施分を含む。

（4）行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備

●職員の人材育成

1　人事・人材育成改革プランに基づく人材育成の推進

「練馬区人事・人材育成改革プラン」に基づき、改革を進める人材を育成するため、職員自らが描く「職業人生」実現のサポートや、全ての職員の学びの支援等を実施している。

2　職員の能力開発

区の研修に加え、23区が共同で設置した特別区職員研修所での多種多様な研修を活用し、職員の能力開発を進めている。また、専門分野については、国・都・民間研修機関等の研修に職員が参加している。

区で実施する研修はつぎの４つに大別できる。

⑴　職層研修

新規採用者から管理職まで一定の職務段階に応じて、必要な知識やスキルを習得するための研修を実施している。

①　新任研修
②　現任研修
③　係長研修
④　管理職研修

上記のほかに、全職員を対象にコンプライアンスｅラーニング研修を実施している。

⑵　能力開発型研修

日常業務の処理に要する知識や技能の修得等の実務能力向上を目的とした研修や、職務のみでは習得できない知識等を修得し、個別の課題に対応した能力の向上を目的とした研修を、主に集合形式で実施している。

また、新たに６年度からサブスク型オンライン研修を実施し、いつでも・どこでも・何度でも研修を受講できる環境を整えている。

⑶　能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。

⑷　その他

インターンシップ生を各大学から受け入れて就業体験を実施している。学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。

〔研修受講者数〕　（単位：人）6年度

研修機関	受講者
練馬区職員研修所	
職層研修	2,594
能力開発型研修	897
能力開発支援	4,713
特別区職員研修所	623
計	8,827

3　職員の意識改革

問題意識を持って仕事に取り組み、突破力で現状を変えていける地域行政のプロを育成するため、さまざまな学ぶ機会の充実に取り組んでいる。

また、区職員を対象に、モチベーションの向上や健康の保持・増進などを目的に、意識啓発のツールとして、「やる気応援スイッチ」を隔月発行している。

4　職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画（第三期）」を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立支援や、女性職員の活躍の推進に努めている。

●施設の適切な管理・活用

1　区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設に取り組んできたが、これらの施設の老朽化が進み、大規模改修や改築が集中する時期を迎えている。施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化している。

施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴うため、限られた財源の中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立が求められている。

これらの課題に対応するため、区立施設等の総合的マネジメント方針を示した「練馬区公共施設等総合管理計画」を平成29年３月に策定した。計画に基づく具体的な取組を進めるため「実施計画」を策定し、施設配置の最適化、改修・改築、長寿命化に取り組んでいる。６年３月に、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、６年度から10年度までの取組内容について「実施計画」を策定した。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設は、個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を平成 29 年３月に策定し、学校施設の管理に関する方針を定めた。基本計画に基づく年度別計画等を明らかにするため、「実施計画」を 31 年３月に策定した。その後、小学校における35人学級編制の拡大、築50年を経過した学校に実施した長寿命化の適否の調査や、避難拠点の運営上課題がある２階以上に設置した体育館を１階に配置した場合のシミュレーションの結果等を踏まえ、実施計画の中間見直しを６年３月に行い、改修・改築、長寿命化等に取り組んでいる。

2　指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。平成15年6月の「地方自治法」の一部改正によって導入された。

29年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画」において、区立施設の運営は、施設の特性に応じて、「業務委託」、「指定管理者制度」、「民営化」および「直営」から最適な手法を選択することとしている。７年４月１日現在、185施設で指定管理者制度を適用している。

資料編

区内の指定・登録文化財 …… 240
練馬区の年表 …… 242
関連文書一覧 …… 259



牧野富太郎博士が命名したヤマアジサイ　ベニガク

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。
文化財の所在地のうち「練馬区」は、石神井公園ふるさと文化館（石神井町5−12）所在を示す。
6年度の新規指定文化財は211ページを参照。

7年4月1日現在

国指定文化財

●天然記念物
- 練馬白山神社の大ケヤキ　白山神社
- 三宝寺池沼沢植物群落　石神井公園

●重要有形民俗文化財
- 江古田の富士塚　浅間神社(小竹町)

●歴史資料
- 銀板写真（黒川嘉兵衛像）　日本大学芸術学部

国登録文化財

●登録有形文化財
- 青柳家住宅主屋　羽沢1丁目
- 佐々木家住宅主屋　小竹町1丁目

都指定文化財

●史　跡
- 東高野山奥之院　長命寺
- 尾崎遺跡　春日小学校
- 石神井城跡　石神井公園

●旧　跡
- 池永道雲墓　受用院墓地
- 練馬城跡　向山3−25

●名勝および史跡
- 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）　東大泉6−34

●有形文化財
- 板絵着色役者絵(「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物)　長命寺
- 小野蘭山墓及び墓誌　迎接院墓地(墓誌は練馬区)
- 丸山東遺跡方形周溝墓出土品　練馬区

区指定文化財

●有形文化財
- 小島家文書　練馬区
- 南蔵院鐘楼門　南蔵院
- 北条氏康印判状　道場寺
- 町田家文書　個人蔵
- 服部半蔵奉納の仁王像　御嶽神社(高松)
- 長命寺仁王門　長命寺
- 春日町出土の壺形土器　練馬区
- 妙福寺文書　妙福寺
- 尾崎遺跡出土品　春日小学校尾崎遺跡資料展示室
- 下練馬の大山道道標　北町1−25地先
- 豊島氏奉納の石燈籠　氷川神社(石神井台)
- 御府内并村方旧記　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 石幢七面六観音勢至道しるべ　良弁塚
- 長命寺の梵鐘　長命寺
- 三宝寺の梵鐘　三宝寺
- 妙福寺の梵鐘　妙福寺
- 千川家文書　練馬区
- 丸山東遺跡出土の木製品　練馬区
- 閻魔・十王像と檀拏幢　教学院
- 小美濃英男家文書　個人蔵
- 相原家薬医門　田柄5丁目
- 金乗院御朱印状　金乗院
- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居　氷川神社(大泉町)
- 旧内田家住宅　池淵史跡公園
- 中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構出土品　練馬区
- 愛染院文書　愛染院
- 丸山東遺跡出土の石棒　練馬区
- 小竹遺跡出土の大珠　練馬区
- 金銅製飾具　練馬区
- 田中家資料　個人蔵
- 旧見留家納屋　土支田農業公園
- 丸山東遺跡出土の片口土器　練馬区
- 三宝寺山門　三宝寺

●有形民俗文化財
- 中里の富士塚　富士浅間神社
- 大八車　練馬区
- 下練馬の富士塚　浅間神社(北町)
- 氷川神社富士塚　氷川神社(北町)
- 北町聖観音座像　北町観音堂
- 長享二年の申待板碑　練馬区
- 本寿院のみくじ道具　本寿院
- 関のかんかん地蔵　関町東1−18
- 神輿渡御行列図絵馬　氷川神社(氷川台)
- 永享八年の夜念仏板碑　三宝寺

●無形民俗文化財
- 鶴の舞　氷川神社(氷川台)

●天然記念物
- 練馬東小学校のフジ　練馬東小学校
- 井頭のヤナギ　大泉井頭公園
- 内田家の屋敷林　早宮3丁目

区登録文化財

●有形文化財
- 双蝶々曲輪日記図絵馬　長命寺
- 牛若丸・弁慶図絵馬　長命寺
- 氷川神社の水盤　氷川神社(石神井台)
- 角柱型水盤　氷川神社(氷川台)
- 氷川神社の旧拝殿　氷川神社(豊玉南)
- 榎本家長屋門　南田中4丁目
- 氷川神社の狛犬　氷川神社(氷川台)
- 加藤家文書　個人蔵
- 尾張殿鷹場碑　大泉第一小学校
- 横山家文書　個人蔵
- 新井家文書　個人蔵
- 縄文時代の竹カゴ　練馬区
- 尾張殿鷹場碑　練馬区
- 宮田橋敷石供養塔　高松2−3
- 紙本着色以天宗清像　廣徳寺
- 絹本着色明叟宗普像　廣徳寺
- 紙本墨画淡彩希叟宗罕像　廣徳寺
- 土支田八幡宮の半鐘　土支田八幡宮
- 阿弥陀寺の半鐘　阿弥陀寺
- 荘家文書　練馬区
- 増島家薬医門　谷原3丁目
- 比丘尼橋遺跡出土の旧石器　練馬区
- 相原正太郎家住宅　春日町5丁目
- 石製絵馬　稲荷神社(南田中)
- 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器　練馬区
- 高稲荷遺跡出土の旧石器　練馬区
- 西大泉の稲荷神社本殿　稲荷神社（西大泉)
- 阿弥陀寺の伏せ鉦　阿弥陀寺
- 氷川神社の神輿　氷川神社(豊玉南)
- 本寿院の賽銭箱　本寿院
- 明叟宗普の墨跡　廣徳寺

・八幡神社の本殿　八幡神社(中村南)
・北町の仁王像　北町観音堂
・長谷川家文書　個人蔵
・絹本着色釈迦十六善神像(けんぽんちゃくしょくしゃかじゅうろくぜんじんぞう)　廣徳寺
・橘紋椿几帳柄鏡(たちばなもんつばききちょうえかがみ)　禅定院
・八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器(やつがやといせきしゅつどおおがたとってつきじょうもんどき)　練馬区
・中野屋商店文書　練馬区
・石神井城跡出土小刀　練馬区
・子ノ聖観世音碑(ねのひじりかんぜおんひ)　円光院門前
・広川松五郎関係資料　個人蔵
・相原好吉家文書　個人蔵
・小林家住宅　個人蔵
・石神井西尋常小学校のリードオルガン　練馬区
・木下家文書　練馬区
・栗原家文書　練馬区
・丸山東遺跡方形周溝墓出土品　練馬区
・千川上水の記録フィルム　練馬区
・織部燈籠　個人蔵
・愛染院の梵鐘　愛染院
・関口家文書　個人蔵
・内国勧業博覧会褒状(ほうじょう)　練馬区
・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧(ひがしはやぶちいせきせきふ)　練馬区
・千川上水調査アルバム　武蔵学園記念室
・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器　中村南スポーツ交流センター
・関東大震災犠牲者慰霊碑　円明院
・八幡神社の水盤　八幡神社(中村南)
・十一面観音懸仏(かけぼとけ)　光傳寺
・光伝寺の地蔵菩薩立像(じぞうぼさつりゅうぞう)および閻魔十王像　光傳寺
・下練馬の三十三所観音菩薩像　光傳寺
・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器(ゆうこうつばつきどき)　練馬区
・篠家文書　個人蔵
・小野蘭山墓および墓誌　迎接院墓地(墓誌は練馬区)
・武内家資料　練馬区
・天祖神社東遺跡出土の石核　練馬区
・貫井の東高野山道道標　貫井5−17
・北新井遺跡出土の土偶　練馬区
・正親町天皇綸旨(おおぎまちてんのうりんじ)　廣徳寺
・明叟宗普道号頌(みょうそうそうふどうごうじゅ)　廣徳寺
・明叟宗普書状　廣徳寺
・妙福寺の駕籠　妙福寺
・石神井火車站之碑(かしゃたんのひ)　石神井町3−23
・草摺引図絵馬(くさずりびきず)　氷川神社(氷川台)
・森田家資料　練馬区
・アニメーション撮影台　練馬区
・加藤家文書　個人蔵
・武蔵学園大講堂　武蔵大学内
・武蔵大学３号館　武蔵大学内
・阿弥陀堂の半鐘　阿弥陀堂
・五十嵐家文書　練馬区
・千川堤植櫻楓碑(せんかわづつみしょくおうふうひ)　浅間神社(小竹町)
・山口家資料　練馬区
・鴨下家文書　練馬区
・光傳寺の半鐘　光傳寺
・妙福寺の半鐘　妙福寺
・妙福寺の半鐘　妙福寺
・豊島家文書　練馬区
・北新井遺跡出土の縄文土器　武蔵高等学校中学校

●無形文化財
・絵馬制作　平田郡司氏

●有形民俗文化財
・江古田の富士塚　浅間神社(小竹町)
・弥陀三尊来迎画像板碑(みださんぞんらいごうがぞういたび)　三宝寺
・狐の大根取り入れ図絵馬　浅間神社(小竹町)
・沢庵漬製造用具　練馬区
・文応元年の弥陀板碑　道場寺
・氷川神社の力石　諏訪神社(西大泉)
・高松の庚申塔　高松2−3
・僧形馬頭観音　本寿院
・金乗院の一石六地蔵　金乗院
・丸彫青面金剛庚申塔　下石神井5−7地先
・力持ち惣兵衛の馬頭観音　大泉学園町7−2
・石幢(せきどう)六面六地蔵　禅定院
・織部燈籠　禅定院
・富士講巡拝装束　練馬区
・棒屋資料　練馬区
・井戸替え用具　練馬区
・醤油醸造業用具　練馬区
・斎藤水車用具　練馬区
・丸彫聖観音立像廻国供養塔(まるぼりしょうかんのんりつぞうかいこくくようとう)　上練馬公園
・江古田の富士講関係資料　浅間神社(小竹町)
・谷原延命地蔵　谷原1−17
・二十三夜待供養塔　天祖神社(下石神井)
・大氷川の力石　氷川神社(氷川台)
・林稲荷神社の庚申塔　林稲荷神社
・高松の板碑型庚申塔　高松1−22
・八幡神社の石造大山不動明王像　八幡神社(高松)
・御嶽講奉納(おんたけこうほうのう)の水盤　稲荷神社(富士見台)
・福徳元年の月待板碑　妙福寺
・谷原の庚申塔　富士見台4−36
・三原台の馬頭観音　三原台2丁目
・上石神井立野の庚申塔　上石神井1−11
・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔　上石神井1−11
・本覚寺の版木　本覚寺
・文明十七年の月待板碑　円明院
・文亀元年の月待板碑　円明院
・高松の御嶽講(おんたけこう)関係資料　御嶽神社(高松)
・東本村の庚申塔　平和台1−4

●無形民俗文化財
・探湯(たんとう)の儀(ぎ)　御嶽神社(中村)
・関のぼろ市　本立寺門前
・八丁堀三吉囃子　北野神社(旭町)ほか
・石神井囃子　和田稲荷神社ほか
・中村囃子　八幡神社(中村南)ほか
・ちがや馬飾り　丹羽幸男氏　伊藤弥五郎氏
・関町囃子　天祖若宮八幡宮ほか
・神輿渡御(みこしとぎょ)の御供道中歌(おともどうちゅうか)　氷川神社(氷川台)
・中里囃子　八坂神社ほか
・田柄囃子　天祖神社(田柄)ほか
・石神井台囃子　石神井台地域ほか
・南田中囃子　南田中地域ほか
・大山講灯籠立て行事　下石神井地域
・貫井囃子　貫井地域ほか
・春日町囃子　春日町地域ほか
・富士見台囃子　富士見台地域ほか
・谷原囃子　谷原地域ほか
・白山神社囃子　白山神社ほか
・北町囃子　氷川神社(北町)ほか
・上石神井囃子　上石神井地域ほか

●史　跡
・東高野山奥之院　長命寺
・池永道雲墓　受用院墓地
・尾崎遺跡　春日小学校
・池淵遺跡　池淵史跡公園
・栗原遺跡の竪穴住居跡　都立城北中央公園
・千川上水跡　関町南2～4丁目ほか
・旧大泉村役場跡　大泉中島公園
・田柄用水記念碑　天祖神社(田柄)
・千川家の墓　阿弥陀堂墓地
・河野鎮平筆子碑(こうのちんぺいふでこひ)　寿福寺墓地
・田柄用水跡　けやき憩いの森
・圓淨法師塚　春日町5−35
・観蔵院の筆子碑　観蔵院

●名　勝
・牧野記念庭園　東大泉6−34

●天然記念物
・練馬白山神社の大ケヤキ　白山神社
・カタクリ群落　清水山の森
・八の釜の湧き水　東大泉2−27
・光伝寺のコウヤマキ　光傳寺
・開進第一小学校のクスノキ　開進第一小学校
・土支田八幡宮の社叢　土支田八幡宮
・井口家の屋敷林　立野町
・金乗院の大イチョウ　金乗院

注：公開していないものもあり。
詳細は文化・生涯学習課伝統文化係まで

練馬区の年表

注：①本文中、敬称略
②区議会議員の定数は変更時のみ
③区の独立から令和５年度まで

【昭和 22 年】（1947 年）

8月 1日　板橋区から分離独立し練馬区誕生、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設
1日　練馬税務署（国）開設
8月　衛生局清掃課練馬出張所（現練馬清掃事務所）（都）開設
9月20日　第１回区議会議員選挙（定数 36 人）、区長選挙
20日　初代区長に臼井五十三就任

【昭和 23 年】（1948 年）

6月　成増飛行場跡地に米軍家族宿舎グラントハイツ完成
10月 1日　練馬保健所（都）開設
12月31日　第六出張所開設

【昭和 24 年】（1949 年）

1月15日　区役所庁舎が現在地（豊玉北 6-12-1）に完成
8月 1日　練馬授産場開設
1日　南町出張所開設
11月 1日　練馬税務署（国）移転（現栄町 23）

【昭和 25 年】（1950 年）

4月 1日　独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27 年４月１日に区に移管）
8月 1日　練馬都税事務所開設
10月 1日　独立後初の国勢調査（第７回）練馬区の人口 125,197 人
1日　都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園
11月10日　第１回区議会議員補欠選挙

【昭和 26 年】（1951 年）

7月20日　第１回練馬区農業委員選挙
9月18日　第２回区議会議員選挙（定数 38 人）、区長選挙
20日　２代区長に須田操就任
10月 1日　練馬福祉事務所（都）開設
1日　練馬診療所開設

【昭和 27 年】（1952 年）

3月26日　千川上水暗渠（あんきょ）化工事、区内着手
4月 1日　石神井公益質屋開業
7月 1日　区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園
8日　（福）練馬区社会福祉協議会設立
8月30日　千川上水暗渠化工事（第１期）終了
9月 1日　南町・北町小学校開校
1日　区長公選制廃止（地方自治法改正）
10月 5日　第１回教育委員選挙
11月 1日　練馬区教育委員会設置
3日　長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定
◎　練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく。

【昭和 28 年】（1953 年）

5月11日　「練馬区広報」創刊
8月15日　練馬母子寮開設
9月　都内で初の区営分譲住宅を春日町に 10 棟建設
10月 1日　牧野富太郎が第１回名誉都民となる
1日　練馬公民館開館
12月 3日　区の紋章制定

【昭和 29 年】（1954 年）

6月10日　石神井保健所（都）開設
11月 1日　豊玉東・上石神井小学校開校
◎　石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅８m、高さ 1.2 m の長線に直し、コンクリート板棚工が施される。また、500,826㎡に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される。

【昭和 30 年】（1955 年）

3月 1日　学田公園（野球場）開園
4月 1日　開進第四・光和小学校開校
27日　都立豊玉中公園（庭球場併設）開園（10 月１日に区に移管）
9月16日　第３回区議会議員選挙（定数 36 人）
10月　第８回国勢調査実施練馬区の人口 185,814 人
11月 9日　３代区長に須田操就任（選任）
◎　（栗原遺跡）昭和 30 ～ 32 年にかけて、立教大学グラウンド（氷川台一丁目）建設中に、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される。

【昭和 31 年】（1956 年）

3月 3日　長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
4月 1日　関町・大泉東小学校開校
6月30日　教育委員の公選制廃止（議会の同意を得て区長が任命する任命制に移行）
7月 1日　練馬区印鑑条例施行
10月 1日　練馬区議会定例会の回数に関する条例施行

【昭和 32 年】（1957 年）

4月 1日　田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校
1日　上板橋緑地（現都立城北中央公園）開園
10月 1日　区独立 10 周年記念「練馬区史」発行

【昭和 33 年】（1958 年）

4月 1日　北町西・仲町小学校、北町中学校開校
8月 1日　東京都第五清掃工場（石神井清掃工場・現練馬清掃工

場)竣工
9月26～27日
台風22号(狩野川台風)で31,000世帯の被害発生(仲町、北町、田柄町、貫井町、向山町等)
12月 1日 牧野記念庭園開園
25日 練馬区立都市公園条例施行

【昭和34年】(1959年)

3月11日 都立石神井公園開園
4月 1日 中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校
9月16日 第4回区議会議員選挙(定数40人)
12月 3日 4代区長に須田操就任(選任)
◎ 谷原町に球形ガスタンクが建設される。

【昭和35年】(1960年)

4月 1日 小竹・向山小学校、田柄中学校開校

【昭和36年】(1961年)

4月 1日 石神井警察署開設
1日 上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校
1日 練馬区立保育所設置条例施行
1日 豊玉保育園開園
1日 豊玉第二保育園開園
11月 1日 北町保育園開園

【昭和37年】(1962年)

4月 1日 立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校
8月 1日 練馬図書館が一部開館

【昭和38年】(1963年)

1月 1日 第七出張所、上石神井出張所開設
2月 1日 第1回住居表示開始(南町三丁目は桜台四～六丁目、南町四・五丁目は練馬一～四丁目に変更)
4月 1日 貫井中学校開校
5月 1日 下石神井保育園(現石神井町さくら保育園)開園
7月 1日 住民登録実態調査実施
8月31日 集中豪雨で、北町、春日町、向山町などに被害(床上浸水155戸、床下浸水2,137戸)
9月17日 第5回区議会議員選挙(定数48人)
10月 1日 東大泉保育園開園
12月26日 5代区長に須田操就任(選任)

【昭和39年】(1964年)

5月 1日 関町保育園開園
6月22日 都水道局北部第二支所開設
8月 1日 区役所庁舎完成(5階建旧庁舎)
1日 練馬青年館(現南大泉青少年館)開館
9月 7日 学校給食第一総合調理場完成(センター方式による区立小・中学校の給食開始)
10月10日 第18回オリンピック東京大会開催

【昭和40年】(1965年)

4月 1日 区の組織を5部制の新組織機構に改正(地方自治法改正により社会福祉等事務が都から大幅に移管されたため)
1日 石神井支所を石神井庁舎に名称変更
1日 石神井福祉事務所開設(石神井庁舎内)
1日 区政モニター制度を開始(25人に委嘱)
5月 1日 春日町・平和台保育園開園
10日 軽井沢高原寮(小・中学校の校外授業施設)を長野県浅間山麓に開設
7月 2日 区内初の学童クラブとして、北町西・練馬第二・石神井東小学童クラブ開設
8月 1日 区立小学校15校で校庭開放を開始
◎ アメリカシロヒトリが異常発生し、区内の街路樹のプラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える。
10月 第10回国勢調査実施練馬区の人口434,721人

【昭和41年】(1966年)

5月 1日 区民相談室開設
1日 上石神井保育園開園
6月 1日 下田学園を静岡県下田市に開園
1日 桜台・谷原保育園開園
6日 第1回特別区自治権拡充大会開催(千代田区公会堂)
29日 台風4号で区内各地に浸水被害発生(5,000余世帯)
9月30日 新選挙人名簿制度実施(公職選挙法の一部改正)
12月16日 区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決

【昭和42年】(1967年)

1月16日 学校給食第二総合調理場完成(区立中学校の完全給食実施)
4月 1日 大泉第四小学校開校
5月 1日 田柄・上石神井第二保育園開園
2日 臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
30日 第6回区議会議員選挙(定数52人)
5月 練馬図書館で移動図書館開始
6月21日 須田操区長退任
8月 1日 練馬福祉会館開館
9月 2日 区長公選条例直接請求の区民運動起こる
10月 7日 区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
19日 区議会が公募公聴方式による区長候補者の公募を開始
25日 民有地を区が借り上げた区内初の民間遊び場「もちの木こども遊園地」「きりの木遊園地」開設
11月10日 住民基本台帳法施行
12月11日 区長公選を求める住民団体(区長を選ぶ区民の会)が区の処分を不服として東京地裁に提訴
26日 区内初の下水道使用開始

【昭和43年】(1968年)

2月 6日 区長選任のため臨時区議会開催
4月 1日 南田中・高松・大泉学園小学校開校
1日 南田中保育園開園
22日 区長選任のため臨時区議会を再度開催
5月 1日 春日町第二・貫井保育園開園
22日 区議会に区長候補者選出特別委員会を設置
6月 1日 南田中第二保育園開園
6日 東京地裁緒方判決で区が敗訴(区の代表者証明書交付

拒否処分は違法）
7日　区は即時控訴
7月29日　6代区長に片健治就任（選任）。区長の空席期間は403日間
10月1日　23区共同の交通災害共済制度開始
11月28日　東京高裁、6月6日東京地裁 緒方判決に対する区の控訴を棄却
12月1日　練馬診療所廃止
12月　「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布

【昭和44年】（1969年）
2月1日　区独立20周年記念「練馬区二十年の歩み」発行
3月28日　区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置
4月1日　泉新小学校開校
7月20日　練馬・石神井・大泉の三地区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置
9月16日　旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設
10月1日　氷川台保育園開園
1日　白百合福祉作業所開設
11月1日　区の組織にグラントハイツ対策室を設置
12月1日　老人医療費助成と児童手当制度実施
1日　上石神井第三保育園開園

【昭和45年】（1970年）
1月28日　春日町青少年館一部開館（4月1日全面開館）
3月1日　関町第二保育園開園
4月1日　大泉第六・田柄第二小学校開校
1日　東京都公害防止条例施行
6月1日　平和台児童館開館
7月1日　下田臨海寮（現下田少年自然の家）を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設
8月1日　下石神井第二保育園（現高野台保育園）開園
9月1日　豊玉第三保育園開園
24日　石神井庁舎改築完成
10月1日　石神井区民館（石神井庁舎内併設）開館
12月1日　石神井図書館開館
1日　大泉北出張所移転（区民館・敬老館併設）開設

【昭和46年】（1971年）
3月1日　第六出張所移転（旭町区民館・旭町保育園併設）開設
1日　大泉保健相談所開設
4月1日　八坂・下石神井小学校開校
1日　北保健相談所開設
11日　第7回区議会議員選挙
27日　区の花にツツジ、区の木にコブシを選定
10月9日　グラントハイツ跡地利用区民総決起集会開催
11月13日　第1回 消費生活展 開催
12月1日　関出張所移転（区民館・敬老館併設）開設

【昭和47年】（1972年）
1月1日　栄町児童館（保育園・敬老館併設）開館
2月5日　武蔵関建築協定（関町五丁目）締結
4月1日　八坂中学校開校
1日　中小企業へ公害防止資金の融資制度発足
5月12日　石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生
6月1日　総合体育館開館
17日　魚の産地直送事業開始
7月28日　片健治区長退任
8月1日　石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される（現池淵史跡公園）
1日　石神井児童館（敬老館併設）開館
11月6日　区長準公選条例公布
12月1日　第七出張所移転（田柄区民館併設）開設
1日　大泉西出張所移転（南大泉区民館・南大泉保育園併設）開設

【昭和48年】（1973年）
1月1日　田柄第二・南大泉・北大泉保育園（児童館併設） 開園
23日　日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部（練馬地域の全て）が3年以内の返還決定
4月1日　初めての老人クラブ農園開園
1日　富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校
1日　練馬保育園開園
5月1日　光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置
1日　厚生文化会館開館
1日　光が丘保育園開園、光が丘児童館開館
20日　練馬休日・夜間診療所、石神井休日急患診療所開設
7月21日　石神井公園ボート池に「ちびっ子つり場」を開設
8月1日　静岡県熱海市に区民保養施設として「網代荘」開設
1日　上石神井出張所移転（区民館・児童館併設）開設
9月30日　グラントハイツが全面返還
10月1日　老人三事業（友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話設置（6月から））開始
16日　7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間
11月1日　第五出張所移転（土支田区民館・児童館・保育園併設）開設
12月1日　春日町児童館（敬老館併設）開館
1日　区の組織を8部制に改正

【昭和49年】（1974年）
1月26日　日常生活用品交換市開催
29日　第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催
2月23日　生活防衛区民集会開催
3月1日　練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行
11日　都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定
4月1日　大泉西・大泉北小学校開校
1日　練馬区愛育手当条例施行
6日　富士見台駅北口に初の区営自転車駐車場開設
5月2日　第1回 憲法記念の集い開催
6月1日　区長公選制復活（地方自治法改正公布）
7月1日　中村児童館（敬老館併設）開館
20日　石神井プール開設
20日　集中豪雨で区内各地に床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害発生
8月1日　練馬区独立を記念して「一

日区長」行事開始(一日区長に区在住の女優檀ふみ氏)
1日 寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始
10月20日 区民祭「54万・人間ひろば」・「くらしを守る練馬区民青空市」開催
11月1日 南田中児童館(敬老館併設)開館
15日 練馬区行財政調査会が特別区行財政の強化を区長に提言

【昭和50年】(1975年)

1月25日 財政格差の解消を求める練馬区民大会を練馬公民館で開催
2月1日 北町児童館(北町第二保育園併設)開館
2月 区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入
4月1日 改正地方自治法施行(都から保健所の事務が移管、24年ぶり区長公選制復活)
1日 区の組織を9部制に改正
1日 関中学校開校
27日 第8回区議会議員選挙(定数56人)
27日 区長選挙、8代区長に田畑健介就任
5月1日 大泉東出張所移転(東大泉区民館併設)開設
1日 初の区立北大泉幼稚園開園
1日 向山保育園開園
6月1日 第二出張所移転(早宮区民館併設)開設
1日 関町児童館開館
10月 第12回国勢調査実施練馬区の人口559,665人
11月1日 初の憩いの森として、清水山憩いの森(カタクリ自生地)開園
12月15日 桜台出張所移転開設(南町から名称を変更)

【昭和51年】(1976年)

1月1日 桜台区民館(桜台出張所に併設)開館
2月1日 東大泉児童館(敬老館・東大泉第二保育園併設)開館
4月1日 練馬第三・南が丘小学校開校
6月1日 区営ボート場を武蔵関公園に開設
7月1日 平和台図書館開館
20日 高野台運動場(野球場・庭球場)開設
9月9日 台風17号で関町四・五丁目、大泉学園町などに床上浸水344戸、床下浸水491戸の被害発生
12月1日 戸籍の閲覧が禁止

【昭和52年】(1977年)

1月1日 大泉交通公園開園
2月24日 第1回練馬区保育問題懇談会開催
2月 グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始
3月29日 みどりを保護し回復する条例制定
4月1日 練馬区緑化委員会設立
1日 石神井台児童館(保育園・敬老館併設)開館
1日 早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校
5月1日 埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設
1日 豊玉北地区区民館開館
1日 西大泉児童館(保育園・敬老館併設)開館
5月11日 グラントハイツ跡地開発計画会議で1万2千戸の住宅建設決定
20日 福祉タクシー券制度開始
7月1日 緊急一時保育制度開始
18日 第四出張所移転(都営住宅内に併設)開設
21日 練馬区高齢者事業団(現(公社)練馬区シルバー人材センター)設立
8月1日 区独立30周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立
1日 春日町区民館(第四出張所併設)開館
21日 北大泉野球場開設
10月1日 区独立30周年記念「11万から55万区民へ」発刊
7日 練馬区基本構想策定
23日 休日歯科応急診療開始

【昭和53年】(1978年)

3月 練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定
4月1日 三原台温水プール(児童館・敬老館併設)開設
1日 大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校
17日 武蔵関公園が都から区へ移管
6月1日 中大グランド跡地(現練馬総合運動場)を区民に暫定開放
21日 暗渠化に伴い、田柄川緑道工事完成
8月2日 カネボウ跡地を区民に暫定開放
9月1日 高松地区区民館(高松保育園併設)開館
22日 グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示
10月1日 石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始
1日 北町・桜台地区区民館(桜台第二保育園併設)開館
11日 練馬区宅地等開発指導要綱施行
12日 建築物の日影規制の都条例施行

【昭和54年】(1979年)

1月4日 石神井保健所移転開設
24日 グラントハイツ跡地開発の東京都案を都市計画決定
2月24日 練馬区勤労者福祉共済会(ファミリーパック)発足
3月23日 みどりの推進協定第1号として、向山三丁目の城南住宅組合と協定締結
4月1日 北原小学校、南が丘中学校開校
22日 第9回区議会議員選挙、区長選挙
27日 9代区長に田畑健介就任
5月1日 早宮・下石神井地区区民館開館
1日 下石神井第三・春日町第三保育園開園
8月1日 中村橋区民センター(心身障害者センター、消費生活センター、貫井地区区民館、第三出張所併設)開館
1日 軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管
20日 心身障害者(児)のための病院委託による緊急一時保護開始
9月1日 都と合同で大規模総合防災訓練実施(光が丘運動場)

10月19日　台風20号で区内各地に被害発生
12月　ひとり暮らしの高齢者にアパートのあっせん開始

【昭和55年】（1980年）

2月1日　大泉図書館開館
3月1日　生活実習所（現氷川台福祉園）、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管
4月1日　総合教育センター開設
1日　大泉学園桜小学校開校
10日　長野県武石村（現上田市）に武石少年自然の家開設
5月1日　向山庭園開園
15日　区役所庁舎東館（現東庁舎）完成
21日　谷原出張所移転（総合教育センター内に併設）開設
6月2日　中野区と共同で、富士見台ケアセンター開設
8月10日　区独立30周年記念「練馬区史 現勢資料編」発行
9月1日　富士見台地区区民館開館（富士見台こぶし保育園併設）、豊玉第四保育園開園
10月1日　氷川台（氷川台第二保育園併設）・北町第二地区区民館開館
12月1日　第八出張所開設

【昭和56年】（1981年）

1月23日　国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」を練馬区で開催
2月17日　練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成
3月1日　大泉学園地区区民館（大泉学園保育園併設）開館
4月1日　防災行政用無線局開局
1日　大泉学園桜中学校開校
1日　東京中高年齢労働者職業福祉センター（サンライフ練馬）開設
5月1日　放射36号線の建設に建設大臣の事業認可
6月18日　光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申
7月1日　防災無線を利用し「夕べの鐘（現夕べの音楽）」放送開始
8月28日　特別区政調査会が特別区長会に「特例市」構想の最終答申提出
10月1日　東京都環境影響評価（アセスメント）条例施行
20日　区独立30周年記念「練馬区史 現勢編」発行
12月26日　都立光が丘公園が一部開園

【昭和57年】（1982年）

3月24日　練馬区長期総合計画（昭和56～65年度）策定
4月1日　関町第三保育園開園、関保健相談所開設、春日小学校開校
1日　桜台体育館開館（開進第三中屋内運動場に併設）
1日　白百合福祉作業所、しらゆり荘開設
5月1日　北大泉地区区民館開館
6月1日　光が丘地区開発推進本部設置
9月1日　関町図書館開館
1日　（財）練馬区文化振興協会（現（公財）練馬区文化振興協会）設立
12日　台風18号で区内各地に床上浸水484件、床下浸水720件の被害発生
10月1日　父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始
11月5日　地下鉄12号線建設促進大会開催
12日　練馬地区（練馬駅北西側約13ha）環境改善計画策定
30日　区独立30周年記念「練馬区史 歴史編」発行（3部作完成）
12月7日　光が丘地区医療施設誘致構想まとまる
20日　障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定

【昭和58年】（1983年）

1月17日　災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始
4月1日　収入役室の業務を電算化
1日　光が丘第一小学校開校、石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園
1日　練馬区建築審査会設置
3日　練馬文化センター開館
24日　第10回区議会議員選挙、区長選挙
27日　10代区長に田畑健介就任
5月5日　第1回 少年少女スポーツフェスティバル開催
22日　第1回 練馬こどもまつり開催
6月4日　尾崎遺跡資料展示室（春日小学校内）開設
24日　区内に初めて地下鉄（営団有楽町線の池袋～営団成増駅間で小竹向原・氷川台・平和台の3駅）開通
30日　地下鉄12号線計画路線（案）を都が提案
7月1日　旭町南地区区民館開館
9月1日　区営の公益質屋廃止
10月　練馬清掃工場光が丘分工場（現光が丘清掃工場）竣工
1日　北町福祉作業所・北保健相談所（改築）開設
1日　ひとり暮らし等の高齢者に給食サービス開始
1日　地下鉄西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通
3日　「非核都市練馬区宣言」を行う
17日　「ビデオねりま」放映開始

【昭和59年】（1984年）

1月1日　区旗制定
2月2日　二十三特別区議会が主催し、特別区を「市」にするための促進大会開催
3月23日　光が丘出張所開設
4月1日　光が丘第三保育園開園
1日　光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校
1日　区役所庁舎西館（現西庁舎）完成
1日　東大泉地区区民館開館
16日　田柄・西大泉地区区民館開館
16日　婦人関係施策推進会議設置
6月11日　区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
19日　大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
9月1日　光が丘第四保育園開園
5日　独立後初の大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
10月4日　光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定

【昭和 60 年】（1985 年）
2 月 1 日　練馬区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行
1 日　住民記録の電算化開始
3 月 22日　練馬区婦人行動計画策定
31日　区職員の定年制実施
4 月 1 日　関町北・春日町南地区区民館開館
1 日　光が丘第五・光が丘第六保育園開園、光が丘あかね幼稚園開園
1 日　光が丘第三・光が丘第七小学校開校
1 日　練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱施行
5 月 1 日　千葉県富山町（現南房総市）に岩井少年自然の家開設
7 日　練馬公民館（改築）開館
25日　外郭環状線の建設に伴う公聴会開催
6 月 1 日　練馬図書館（改築）開館
7 月 1 日　貫井図書館開館
1 日　貫井第二保育園開園
11日　運輸政策審議会が都営地下鉄 12 号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申
8 月 1 日　勤労福祉会館開館
10月　第 14 回国勢調査実施練馬区の人口 587,887 人
10月 1 日　区立美術館開館
1 日　石神井台・上石神井地域集会所開設
2 日　関越自動車道全線開通

【昭和 61 年】（1986 年）
2 月 1 日　戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始
19日　特別区制度改革について都区間で最終合意
3 月 1 日　区立保養所「網代荘」閉鎖
4 月 1 日　立野・南大泉地区区民館開館、関町生活実習所（現関町福祉園）開設
1 日　早宮・光が丘第七保育園開園、光が丘むらさき幼稚園開園
1 日　光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設
1 日　練馬区特別区制度改革推進会議設置
12日　平和祈念碑を区役所庁舎前に設置
7 月 1 日　練馬区自転車の適正利用に関する条例施行
8 月 12日　春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定
9 月 1 日　練馬区公文書公開条例施行
25日　東台野球場開設
10月 1 日　練馬区文化財保護条例施行
11月 1 日　練馬区医師会立光が丘総合病院開院
12月 2 日　早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定
10日　練馬区文化財保護審議会設置

【昭和 62 年】（1987 年）
1 月 8 日　環状 7 号線（羽沢・小竹町地区）沿道整備計画が都市計画決定
2 月 2 日　エイズ相談窓口開設
4 月 1 日　婦人会館（現男女共同参画センターえーる）開館
1 日　花とみどりの相談所開設
1 日　光が丘第八・石神井町つつじ保育園開園
1 日　光が丘第二小学校、光が丘第二中学校開校
1 日　びくに公園庭球場、南田中・谷原地域集会所開設
12日　都道放射 36 号線一部開通
26日　第 11 回区議会議員選挙、区長選挙
27日　11 代区長に岩波三郎就任
6 月 15日　大泉郵便局 開局
7 月 21日　アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて 4 校で開始
8 月 1 日　区独立 40 周年記念「練馬区小史」発行
9 月 1 日　ひとり暮らしの高齢者に学校給食提供開始
11月 10日　（財）練馬区都市整備公社（現（公財）練馬区環境まちづくり公社）設立
16日　区内初の特別養護老人ホーム「育秀苑」開設
12月 1 日　練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設
3 日　区独立 40 周年を記念して、区民の応募による「ねりま百景」決定
10日　西武池袋線 富士見台－石神井公園駅間の高架化完成

【昭和 63 年】（1988 年）
1 月 14日　環状七号線沿道整備計画が都市計画決定
18日　初の育秀苑デイサービスセンター開設
2 月 1 日　旭丘地域集会所開設
3 月 1 日　第 1 回 練馬区少女ネットボール大会開催
4 月 1 日　光が丘わかば幼稚園開園
1 日　光が丘第三中学校開校
1 日　光が丘生活実習所（現光が丘福祉園）開設
1 日　光が丘第九保育園開設
5 月 6 日　区役所西館（現西庁舎）1 階に区民課総合窓口開設
27日　稲荷山図書館開館
6 月 16日　石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
7 月 19日　地下鉄 12 号線延伸促進期成同盟発足
8 月 1 日　練馬区福祉公社設立
17日　第 1 回中学生海外派遣（区立中学校各 1 人、34 人を米国へ 10 日間派遣）を実施
9 月 11日　第 1 回照姫まつり 開催
10月 1 日　初の地下鉄 12 号線延伸促進大会開催

【昭和 64 年】（1989 年）
1 月 7 日　昭和天皇崩御

【平成元年】（1989 年）
1 月 8 日　「平成」に改元
13日　池袋のデパートで第 1 回ねりま漬物物産展 開催
2 月 1 日　中村地域集会所開設
3 月 26日　第 1 回 ねりまボランティアまつり 開催
29日　千川上水の一部に清流が復活（関町南の一部）
4 月 1 日　光が丘さくら幼稚園開園
1 日　光が丘第十・十一保育園開園
1 日　光が丘第八小学校開校
1 日　区立として初の田柄特別養護老人ホーム開設
3 日　住民票などを区内の郵便局

から郵送請求できる行政サービス開始
8日 区役所が第二・第四土曜日閉庁開始
15日 夏の雲公園庭球場開設
5月1日 土支田庭球場開設、向山地域集会所開設
25日 心身障害者中村訓練作業室開設
7月1日 光が丘福祉事務所開設
3日 光が丘区民センター(光が丘区民ホール、高齢者福祉センター、心身障害者福祉集会所、光が丘出張所、光が丘福祉事務所、光が丘保健相談所、光が丘なかよし児童館、光が丘デイサービスセンター、健康増進センター、衛生試験所併設)開設
9月1日 初のねりまタウンサイクルを大泉学園駅北口に開設
30日 練馬区国際交流協会設立
10月8日 「練馬区の歌－わが街・練馬－」発表
11月10日 国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区の面積が47㎢から48.17㎢に変更
12月1日 光が丘消防署開設

【平成2年】(1990年)

1月1日 昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施で全て完了
4日 電算業務専用棟の中村北分館開館
3月31日 軽井沢高原寮閉所
4月1日 光が丘第六小学校開校
1日 看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始
1日 光が丘警察署開設
8日 障害者が再生した放置自転車(ネリマレインボーサイクル)を区内で販売開始
5月8日 長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家開設
10日 旭町北地区区民館開館
6月1日 区民相談所で外国語による専門的相談開始
7月10日 練馬西税務署(国)開設
18日 小竹図書館開館
24日 学田公園地下に応急給水槽(都)設置
25日 英語版､中国語版広報紙発刊
31日 練馬区長期総合計画(平成2～12年度)策定
9月1日 出張所で住民税証明書発行開始
10月1日 練馬区の面積が48.17㎢から48.16㎢に変更(建設省国土地理院調べ)
10日 第1回練馬区健康フェスティバル開催
18日 花とみどりの相談所温室植物園開園
11月1日 練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)設立
3日 空き缶・空きびんの分別回収開始
6日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
11日 電話申込した住民票の写しなどを夜間・休日に交付する「閉庁時窓口サービスコーナー」開設

【平成3年】(1991年)

1月20日 上石神井体育館開館
2月9日 大泉中学校セミナーハウス開設
28日 練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
3月1日 戦争体験記「平和への架け橋」(上巻)発刊
30日 練馬区街づくり基本計画策定
4月1日 土支田地域集会所開設
1日 光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発
21日 第12回区議会議員選挙(定数52人)、区長選挙
27日 12代区長に岩波三郎就任
6月1日 区独立40周年記念「練馬区議会史」発行
1日 都立大泉中央公園全面開園
8月1日 外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人を採用
15日 戦争体験記「平和への架け橋」(下巻)発刊
20日 練馬区シャトルバス試行運行
21日 北京市海淀区に練馬区日中友好訪中団を派遣
9月21日 初の高齢者集合住宅「鶴の里」を羽沢に開設
10月15日 生産緑地法一部改を受け、区に生産緑地対策本部設置
11月5日 光が丘郵便局開局
12月10日 都営地下鉄12号線(現都営大江戸線)が光が丘駅～練馬駅まで部分開通

【平成4年】(1992年)

2月2日 練馬歯科休日急患診療所開設
4日 練馬区の緑化計画が「緑の都市賞」受賞
13日 全国自転車問題自治体連絡協議会発足、岩波区長が初代会長に選任される
3月1日 大泉町地域集会所開設
3日 全国自転車問題自治体連絡協議会が国に自転車法等の改正を求めて要望書を提出
4月1日 区の組織を13部制に改正
7月1日 区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
15日 区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
16日 練馬区自転車駐車場条例施行
10月1日 (福)練馬区社会福祉事業団設立
13日 北京市海淀区と友好・協力交流に関する合意書に調印
11月1日 初の区立西大泉市民農園開設
12日 区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定(区の農地の約半分の242.39haが生産緑地となる)
12月13日 びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始
23日 社会教育施設・区民施設の祝日開館開始

【平成5年】(1993年)

1月12日 練馬春日町駅西地区市街地再開発組合が設立され、区で初めて市街地再開発事業

開始
21日 北京市海淀区、オーストラリアのイプスウィッチ市の児童・生徒の書や絵画作品の展示を美術館で開催
2月 2日 長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金を創設(条例施行は3月18日)
3月 練馬区障害者福祉行動計画策定
23日 土支田高齢者集合住宅が開設(初のデイサービスセンターを併設)
4月 1日 大泉学園・高野台地域集会所開設
1日 練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」(現J:COM東京)開局
10日 フランスのストラスブールフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演、同市長が練馬区を表敬訪問
5月 9日 体験農場を備えた土支田農業公園開園
6月 6日 石神井川に平成みあい橋と緩傾斜護岸完成
29日 南大泉図書館開館、南大泉青少年館(改築)開館
7月 1日 厚生文化会館(改築)開館
9月 1日 中国から招へいした中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始
11月13日 平和台体育館開館
17日 練馬区環境基本計画策定
12月27日 練馬区住宅マスタープラン策定

【平成6年】(1994年)

2月 1日 区役所新庁舎(本庁舎20階建)竣工
3月17日 練馬区福祉基本計画策定
30日 東京外環自動車道の大泉ICと和光ICの区間約2.9km開通
4月 1日 地域別街づくり計画策定
15日 平成つつじ公園開園
20日 光が丘地区区民館開館
4月 ねりまの名木百選 決定
5月14日 光が丘体育館開館
26日 練馬・大田・世田谷・杉並・板橋・北の6区で構成するエイトライナー促進協議会発足
8月 1日 三原台・北町地域集会所開設
10月 8日 西武池袋線 桜台駅付近－練馬駅付近までの下り線の高架化完成
15日 オーストラリアのイプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印
11月10日 長野県武石村(現上田市)と友好提携の合意書に調印
12月 1日 武石少年自然の家に新館開館
7日 西武池袋線の新駅、練馬高野台駅開業
7日 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団有楽町線への乗り入れ開始
21日 都と23区が、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に正式に要請し、受理される

【平成7年】(1995年)

1月17日 阪神・淡路大震災(マグニチュード7.3)発生
2月 1日 初の在宅介護支援センター(光陽苑・安らぎ舎)開設
13日 練馬区生涯学習推進計画策定
22日 光が丘図書館開館
4月 1日 練馬・光が丘・石神井総合福祉事務所開設
1日 石神井町福祉園開設、知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設
1日 区内共通商品券発行開始
15日 区役所内に健康センター開設
23日 第13回区議会議員選挙、区長選挙
27日 13代区長に岩波三郎就任
5月21日 ねりま区報1000号を発行
6月21日 「防災の手引」を全戸配布
21日 健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申
7月 1日 狭あい道路拡幅整備事業開始
1日 練馬区行政手続条例施行
18日 西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設
8月15日 平和祈念碑を光が丘公園内に建立
9月 1日 ペットボトルの回収開始
10月 第16回国勢調査実施練馬区の人口635,746人
1日 関区民センター(関区民ホール、関出張所、関高齢者センター併設)開設
23日 憩いの森制度が「緑の都市賞」を受賞
12月13日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される

【平成8年】(1996年)

3月30日 区役所本庁舎アトリウム棟竣工、落成記念区民コンサート開催
4月 1日 東大泉地域集会所開設
30日 子育ての広場「光が丘ぴよぴよ」、「大泉ぴよぴよ」を試行的に設置
4月 初の農業体験農園「緑と農の体験塾」開設
6月 4日 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される
7日 練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成
7月10日 健康センター内に練馬区医師会訪問看護ステーション開設
28日 立野公園開園
8月 1日 O157等対策本部設置
28日 春日町図書館開館
9月 初の避難拠点訓練実施
12月18日 第1回 アトリウムミニコンサート開催
24日 練馬区行政改革実施計画(平成9～11年度)決定

【平成9年】(1997年)

1月 1日 基礎年金番号制度開始
3月15日 初のリサイクルセンター(現関町リサイクルセンター)開設
4月 1日 名誉区民顕彰制度創設
1日 大泉学園町福祉園開園
30日 環状八号線 井荻トンネル開通
5月 1日 リサイクルセンターで大型家具の展示・販売開始
6月 1日 24時間巡回型ホームヘル

プサービス事業開始
11日 立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始
7月 1日 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行
20日 区独立50周年を記念してNHKラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施
8月 1日 区独立50周年記念「ねりま50年の移り変わり」発行
9日 大泉学園町体育館開館
10月 6日 初の介護老人保健施設「練馬ゆめの木」開設
15日 区民親善訪問団が北京市海淀区訪問
16日 大泉井頭公園が親水公園として利用再開
11月 1日 小竹地域集会所開設
2～3日 区独立50周年記念区民オペラ「アイーダ」上演
19日 フランスのストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催
12月13日 西武池袋線 中村橋駅付近―富士見台駅付近の下り線の高架化完成
19日 都営地下鉄12号線の練馬駅－新宿駅間開業

【平成10年】（1998年）

3月26日 西武池袋線と地下鉄有楽町線が相互直通運転開始
4月 1日 石神井台みどり地域集会所開設
5月27日 フランスのストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催
7月 1日 大泉総合福祉事務所開設
6日 練馬区産業振興計画策定
9日 練馬区リサイクル推進協議会設置
31日 都が練馬区全域を緑化地区に指定
8月 3日 練馬区みどりの基本計画策定
9月16日 学校給食を活用した高齢者食事サービス開始
10月 1日 児童手当支給事業開始
12月 1日 ねりま区テレホン・ファックスサービス開始
12日 初の区内共通商品券の特別販売を実施
15日 交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う

【平成11年】（1999年）

1月 5日 子どもショートステイ事業開始
20日 ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を初めて受賞
3月 1日 練馬駅周辺道路を環境美化推進地区に指定
27日 江古田駅地下横断歩道開通
4月25日 第14回区議会議員選挙、区長選挙
27日 14代区長に岩波三郎就任
6月 1日 練馬区保健所を設置し、桜台・石神井保健相談所を開設
1日 東大泉グループ保育室を開設し、駅型グループ保育開始
7月21日 集中豪雨による水害発生
11月 1日 練馬中学校内にデイサービスセンター開設

【平成12年】（2000年）

1月 4日 育児支えあい事業開始
4月 1日 特別区制度改革実施
1日 都から区に清掃事業移管、谷原清掃事業所開設
1日 練馬区介護保険条例施行
1日 練馬区個人情報保護条例施行
1日 練馬区リサイクル推進条例施行
1日 区ホームページ開設
5月25日 練馬区自転車利用総合計画策定
7月 1日 ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施
1日 練馬区介護保険運営協議会発足
9月21日 練馬区リサイクル推進計画策定
11月 7日 大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定
12月 1日 びん・缶街区路線回収を拡大し、区内全域で実施
12日 都営地下鉄大江戸線全線開業

【平成13年】（2001年）

1月 1日 戸籍事務の電算化開始
3月 3～4日 中村陸橋と西武池袋線の逆立体切替工事実施
16日 練馬区長期総合計画（平成13～22年度）策定
4月 1日 練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター発足
5月17日 オーストラリアのイプスウィッチ市に日本庭園「ネリマガーデン」開園
6月 1日 練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
8月 8日 特別区制度改革に伴い、区として初めて区立小・中学校使用教科書を採択
9月 7日 「ねりまの名品21」決定
10日 平日夜間特別窓口開設
23日 大泉学園駅西側に補助135号線（アンダーパス）開通
10月 8日 「健康都市練馬区宣言」を行う
11月22日 大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
12月20日 新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定

【平成14年】（2002年）

2月 1日 大泉学園ゆめりあホール開館
3月12日 石神井公園駅北口再開発ビル「石神井公園ピアレス」完成
19日 練馬福祉会館閉館
4月 1日 練馬区情報公開条例施行
22日 石神井公園ピアレス内に、石神井公園区民交流センター開設
5月20日 谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
7月 ねりま遊遊スクール開始
2日 学校給食リサイクル肥料「練馬の大地」を製品化
8月 5日 住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼動開始（国）
10月 1日 石神井公園駅北口駅前広場完成
1日 夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
1日 春日町リサイクルセンター

開設
11月15日　大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ 2」完成

【平成 15 年】（2003 年）

1月 1日　総合教育センター（現学校教育支援センター）が旧練馬福祉会館に移転
2月 1日　関町地域集会所開設
3月 3日　北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始
16日　環状八号線練馬春日町トンネル開通
4月 1日　練馬駅北口・大泉学園駅南口に駅前広場完成
1日　図書館資料のインターネット予約サービス開始
27日　第 15 回区議会議員選挙、区長選挙
27日　15代区長に志村豊志郎就任
5月23日　練馬区観光協議会発足
7月15日　区立小中学校で初めて春日小学校校庭の芝生化完成
9月 3日　「練馬区にちなんだ商品（愛称：ねりコレ）」を決定
5日　第 1 回 ともに地域を築く区民と区長のつどい開催
10月31日　学校・区民施設のアスベスト除去方針・計画策定
12月 1日　豊玉障害者地域生活支援センターきらら開設
25日　新行政改革プラン（平成 16 ～ 18 年度）策定

【平成 16 年】（2004 年）

1月27日　学校給食調理業務の民間委託を 4 校で開始
2月17日　貫井福祉園（福祉工房、活動交流室併設）開設
4月 1日　区立大泉さくら運動公園開園
6日　安全・安心パトロールカー運行開始
5月 9日　区役所に屋上庭園・屋上緑化見本園開設
5月　練馬区アスベスト対策大綱を策定
6月 1日　国民健康保険料のコンビニエンスストアでの納付開始
21日　練馬区洪水ハザードマップ発行
6月 1日　学校安全安心ボランティア事業開始
7月30日　ペットボトル街区路線回収モデル事業開始
9月11日　初の財政白書を公表
10月16日　豊玉高齢者センター開設
18日　練馬区みどりを育む基金（愛称：練馬区みどりの葉っぴい基金）創設
23日　新潟県中越地震（マグニチュード 6.8）発生
12月13日　練馬区区民の安全と安心を推進する条例施行

【平成 17 年】（2005 年）

1月25日　各種届出の電子申請サービス開始
3月14日　練馬区産業振興基本条例施行
31日　下田学園閉園
3月末　区立小中学校のアスベスト除去工事完了
4月 1日　区の組織に 3 事業本部制を導入
1日　屋上緑化助成事業開始
1日　中学校学校選択制実施
1日　障害者地域活動支援センター谷原フレンド開設
7月 1日　順天堂大学医学部附属練馬病院開院
8月 1日　練馬子ども家庭支援センター開設
10月　第 18 回国勢調査実施練馬区の人口 692,339 人
10月 3日　社会福祉協議会内に権利擁護センターほっとサポートねりま開設
12月28日　練馬区新長期計画（平成 18 ～ 22 年度）策定

【平成 18 年】（2006 年）

1月 1日　練馬区アスベスト飛散防止条例施行
4日　全国で初めて印鑑登録証明書にホログラムを導入
19日　区が環境省の平成 17 年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」受賞
3月末　区立施設のアスベスト除去工事完了
4月 1日　練馬区まちづくり条例施行
1日　区立施設の指定管理者制度開始
1日　東大泉第三保育園開園
13日　みどり 30 基本方針策定
5月11日　軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付開始
28日　環状八号線全面開通
6月 2日　練馬区観光協会設立
8月 1日　練馬区環境基本条例施行
1日　「環境都市練馬区宣言」を行う
8月　都市計画道路補助 230 号線（笹目通り～土支田通り区間）が事業認可
10月 2日　自動交付機を導入し、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付開始
11月 1日　練馬区環境審議会設置
12月 7日　区独立 60 周年を記念して「練馬区健康いきいき体操」発表
11日　わがまち練馬みらい債（住民参加型市場公募地方債）発行
26日　みどり 30 推進計画（19 ～ 28 年度）策定

【平成 19 年】（2007 年）

1月11日　区独立 60 周年を記念して「練馬区の素敵な風景 100 選」発表
27日　都市農地保全推進自治体フォーラム開催
3月23日　地図情報ねりまっぷ運用開始
25日　区独立 60 周年を記念して、NHK のど自慢公開生放送を練馬文化センターで実施
4月 1日　関子ども家庭支援センター開設
1日　中学生までの医療費無料化実施
1日　いきいき健康券事業開始
1日　全中学校で二学期制を導入
22日　第 16 回区議会議員選挙、区長選挙
27日　16 代区長に志村豊志郎就任
5月 6日　練馬区情報番組「ねりまほっとライン」放送開始
7月11日　ブルーベリー摘み取り観光農園開園
8月 1日　初の名誉区民として 6 名（上野徳次郎、梅内正雄、小口政雄、加藤隆太郎、栗原佐吉、林信助）を顕彰
1日　区独立 60 周年記念「ねりま 60」発行

31日　練馬駅地下1階に練馬区観光案内所開設
10月31日　行政改革推進プラン（平成19～22年度）策定
11月 1日　光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ開設
12月 2日　第1回 練馬大根引っこ抜き競技大会開催

【平成20年】（2008年）

1月 4日　出張所を区民事務所（4か所）と出張所（13か所）に再編
29日　北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催
2月 8日　区立学校適正配置第一次実施計画策定
3月16日　第1回 ねりたんアニメプロジェクトin大泉開催
4月 1日　全小学校で二学期制を導入
9日　光が丘子ども家庭支援センター開設
14日　区の人口が70万人超える
6月 1日　練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行
10月29日　都市農地保全推進自治体協議会設立、初代会長に志村区長が選出される
11月 5日　名誉区民として5名（牧野富太郎、田畑健介、岩波三郎、野村万作、松本零二）を顕彰
22～24日　第1回 ねりたんアニメカーニバル開催

【平成21年】（2009年）

1月22日　中村南スポーツ交流センター開館
30日　練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定
2月12日　牧野記念庭園が国の登録文化財に指定
4月 1日　練馬みどりの機構設置
2日　豊玉リサイクルセンター開設
22日　フランスのアヌシー市とアニメ産業交流協定締結
5月 1日　南田中図書館開館
1日　石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設
7月21日　都市計画道路補助230号線（土支田通り～外環道区間）が事業認可
8月 3日　23区初のアニメキャラクター（銀河鉄道999）入り証明書（住民票の写しなど）発行開始
16日　3つのコミュニティバスを統一し、みどりバス運行開始
12月11日　練馬区基本構想策定

【平成22年】（2010年）

1月15日　貫井子ども家庭支援センター開設
3月12日　練馬区長期計画（平成22～26年度）策定
19日　練馬区区民との協働指針策定
28日　石神井公園ふるさと文化館開館
4月 1日　練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例施行
1日　光が丘地区で統合新校4校（光が丘四季の香・光が丘春の風・光が丘夏の雲・光が丘秋の陽小学校）が開校
5月 1日　大泉子ども家庭支援センター開設
1日　大泉障害者地域生活支援センターさくら開設
25日　練馬区地球温暖化対策地域協議会設立
8月10日　都市計画道路補助230号線（外環道～大泉学園通り区間）が事業認可
20日　西東京市と災害時相互応援協定を締結
27日　和光市と災害時相互応援協定を締結
10月　第19回国勢調査実施練馬区の人口716,124人
1日　練馬区福祉のまちづくり推進条例施行
11月 1日　練馬区資源循環センター開設
24日　下仁田町と災害時物資等支援協定を締結

【平成23年】（2011年）

1月 1日　練馬区政推進基本条例施行
6日　前橋市と災害時相互応援協定を締結
24日　野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任
2月14日　日本銀行石神井運動場を公園用地として取得
3月 7日　区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表
11日　東日本大震災（マグニチュード9.0）発生
24日　区公式ツイッターアカウントを作成、区政情報の発信を開始
4月 1日　初の小中一貫教育校「大泉桜学園」が開校
4日　大泉学園町希望が丘公園運動場開設
12日　区職員の第一次支援隊が宮城県亘理町へ向けて出発
24日　第17回区議会議員選挙、区長選挙
27日　17代練馬区長に志村豊志郎就任
5月 1日　区が景観法による景観行政団体となる
1日　練馬区景観条例施行
6月13日　区立施設等で、東日本大震災による放射線等の測定を開始
9月 1日　粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始
2日　新座市と災害時相互応援協定を締結
10月 1日　自治体として初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始

【平成24年】（2012年）

1月30日　武蔵野市と災害時相互応援協定を締結
3月27日　館林市と災害時相互応援協定を締結
4月 1日　（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院（3月31日に日本大学医学部付属練馬光が丘病院が運営終了）
5月10日　練馬区施設建築安全審査会設置
28日　練馬区教育振興基本計画策定
6月 1日　しらゆり荘を（移転）開設
8月 1日　原付自転車オリジナルナンバープレート（「ねり丸」「銀河鉄道999」）交付開始
11月 1日　大泉学園駅北口地区再開発事業が開始
1日　初の都市型軽費老人ホーム2施設が開設

【平成 25 年】（2013 年）

1 月 15日　前橋市と災害時の行政情報の発信に関する覚書を締結
21日　旧光が丘第五小学校跡地にこども発達支援センター開設
1 月　中村地区浸水対策施設が竣工
4 月 1 日　練馬区暴力団排除条例施行
1 日　(一社)練馬区産業振興公社設立
3 日　上尾市・上田市と災害時相互援助協定締結(3 自治体間での災害時応援体制を構築)
7 月 1 日　練馬区子ども・子育て会議設置
9 月 1 日　災害時・緊急時の連絡網として、「緊急一斉メール」連絡網システム導入
10月 1 日　区公式フェイスブック開設
15日　自動交付機での住民税の証明書交付開始
11月 15日　補助 230 号線が笹目通りから土支田通りまで開通
12月 2 日　ハローワークと連携した、就労応援ねりま開設

【平成 26 年】（2014 年）

2 月 23日　志村豊志郎練馬区長が逝去
3 月 18日　区内警察署、防犯協会と区の三者で、「練馬区街かど安全 71 万人区民の目」警戒運動に関する覚書を締結
31日　光が丘あかね幼稚園・光が丘わかば幼稚園閉園
4 月 1 日　石神井松の風文化公園開園、同公園内に石神井公園ふるさと文化館分館開館
1 日　旧光が丘第二小学校に学校教育支援センター、防災学習センター開設
14日　区施設と民間施設からなる複合施設 Coconeri(ココネリ)が練馬駅北口に開設
20日　第 13 回区長選挙、区議会議員補欠選挙
20日　18 代区長に前川燿男就任
5 月 1 日　Coconeri(ココネリ)に初の回復期リハビリテーション病院開設
6 月 1 日　初の民設民営福祉園として田柄福祉園開設
20日　区の執行体制を強化するため、副区長 2 名制を採用
7 月 1 日　区内 11 か所の郵便局で住民票の写し等の証明書発行開始
22日　区長とともに練馬の未来を語る会初開催
22日　早宮・関区民事務所開設
8 月 1 日　区役所西庁舎 10 階にハーブテラス開園
10月 1 日　上石神井敬老館開設
1 日　計測方法の変更に伴い区の面積が 48.16㎢から 48.08㎢に変更
20日　オーストラリアのイプスウィッチ市友好都市提携 20 周年記念調印式開催
11月 20日　大江戸線延伸の実現をめざし、都へ要望書を提出

【平成 27 年】（2015 年）

1 月 25日　西武新宿線立体化促進協議会(会長前川区長)発足
3 月 14日　練馬区農の学校開校
19日　みどりの風吹くまちビジョン策定
19日　区の魅力を発信する「YoriDoriMidori(よりどりみどり)練馬」プロジェクト開始
29日　第 1 回 練馬こぶしハーフマラソン開催
4 月 1 日　大泉学園駅北口直結のペデストリアンデッキに大泉アニメゲート開設
1 日　美術の森緑地リニューアルオープン
1 日　こどもの森開園
1 日　練馬区区政改革推進会議設置
10日　練馬区総合教育会議設置
26日　第 18 回区議会議員選挙
29日　みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン策定
9 月 6 日　練馬区農の学校初の「ねりま農サポーター」誕生
17日　全国初、地方自治体独自の幼保一元化施設「練馬こども園」13 園を認定
10月　第 20 回国勢調査実施練馬区の人口 721,722 人
10月 24日　第 1 回 ねりまビッグバンを光が丘地域で開催
11月 7 日　練馬産野菜や農産物等を使用した加工品などの即売会「ねりマルシェ」初開催
12月 21日　練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～公表

【平成 28 年】（2016 年）

2 月　練馬区教育・子育て大綱策定
1 日　大泉さくら運動公園多目的運動場を人工芝化
3 月 4 日　ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を受賞
4 月 1 日　練馬区文化振興協会の新理事長に大谷康子氏が就任
1 日　学童クラブ事業とひろば事業を一体的に運営する「ねりっこクラブ」を一部の小学校で開始
1 日　ねりま子育てサポートナビ運用開始
1 日　全小・中学校で新たな三学期制を導入
4 日　マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書が取れるコンビニ交付サービス開始
15日　街かどケアカフェこぶし開設
20日　国の交通政策審議会が進めるべき 6 つのプロジェクトの一つに大江戸線延伸を選定
5 月 3 日　四季の香ローズガーデン開園
9 月 12日　世界都市農業サミット推進委員会設置
10月 1 日　スマートフォンなどを活用し、区民の気づきを区政に活かす「ねりまちレポーター」創設
5 日　介護人材の確保・育成を支援する「アドバイザー派遣事業」開始
10日　区独立 70 周年プレイベント「みどりの風　練馬薪能」開催
14日　練馬区みどりの区民会議設立
19日　ユニバーサルスポーツフェスティバル初開催
21日　区政改革計画―みどりの風吹くまちを実現するために―策定

【平成 29 年】（2017 年）

2 月 19日　練馬つながるフェスタを初開催
3 月 1 日　石神井観光案内所開設
23日　清水山の森（旧清水山憩いの森）開園
25日　中里郷土の森開園
26日　区独立 70 周年記念 練馬こぶしハーフマラソン 開催
4 月 1 日　空き家地域貢献事業開始
1 日　関越自動車道高架下を活用した、はつらつセンター大泉、大泉リサイクルセンター、大泉運動場、地域交流ひろば、地域活動倉庫を開設
5 月 23日　広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」が日本広報協会会長賞（入選）受賞
6 月 1 日　ひとり親家庭総合相談窓口開設
1 日　臨時災害放送局の取組が総務省関東総合通信局長表彰を受賞
5 日　地域団体と「街かどケアカフェ連携協定」を締結
9 日　練馬区独立 70 周年を記念して名誉区民として 2 名（野見山暁二、ちばてつや）を選定
7 月 3 日　窓口で聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑に行うためのアプリ「UD トーク」を導入
5 日　九州北部豪雨発生
26日　都内で初めてアイメイト（盲導犬）の訓練を区役所庁舎内で実施
28日　「I ♥（ラブ）練馬あるある」絵本・ムービーが完成
7 月　ねりまユニバーサルフェスとして、みんなの UD パーク、ユニバーサルスポーツフェスティバル、Nerima ユニバーサルオーケストラコンサート等を開催（開催期間 7 月～12 月）
8 月 1 日　練馬区 70 周年記念「くるりとねりま」発行
1 日　練馬区独立 70 周年記念「花火フェスタ」開催
1 日　全国で初めて、区内在住者に加え、在勤・在学者も対象に含めた骨髄提供者支援事業を開始
5 日　練馬区独立 70 周年記念「真夏の第九」開催
10月 1 日　電動アシスト付自転車を使用したシェアサイクル事業の社会実験を開始
14日　練馬区独立 70 周年記念「みどりの風　練馬薪能」開催
12月 1 日　区役所アトリウム等区内 4 か所で無料公衆無線 LAN「Nerima Free Wi-Fi」の運用開始
7 日　「グランドデザイン構想（素案）」発表

【平成 30 年】（2018 年）

1 月 21日　西武新宿線立体化促進大会を開催
2 月 13日　区内 3 消防署と震災時における、り災証明書発行に関する協定を締結
3 月 19日　新たな「アクションプラン（平成 30 ～ 31 年度）」策定
3 月　練馬区無電柱化計画策定
4 月 1 日　心身障害者福祉手当の対象を拡大し、精神障害者を追加
1 日　ひとり暮らし高齢者等への訪問支援を区内全域で開始
1 日　高齢者在宅生活あんしん事業を開始
1 日　区内在住外国人向けフェイスブックページ「多文化ねりま ～文化交流ひろばから」開設
15日　第 19 回区長選挙、区議会議員補欠選挙（5 人）
20日　第 19 代区長に前川燿男就任
6 月 1 日　地震等の災害時における電源確保の取組として「災害協力登録車制度」を創設
1 日　禁煙医療費補助事業を開始
1 日　寄付金のインターネットによる申込み、クレジットカード決済を開始
6 月　おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を示した「グランドデザイン構想」を策定
7 月 10日　区内警察署と「要保護児童の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定」を締結
11日　マイナンバーを活用した、保育の現況届のオンライン受付を開始
9 月 1 日　区公式ホームページを 8 年ぶりに全面リニューアル
10月 6 日　小学生の放課後居場所説明会を初開催
16日　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を応援する「ハンドスタンプアートプロジェクト」に、全国の自治体に先駆けて支援を開始
29日　「訪れてみたい日本のアニメの聖地 88（2019 年版）」に練馬区が選出
11月 1 日　区初の障害児保育園「ヘレン中村橋」が、中村橋区民センターで開園
19日　「農の活きるまちねりま」が第 38 回緑の都市賞の国土交通大臣賞を受賞
23～ 25 日　世界都市農業サミット・プレイベントを開催
12月 25日　上石神井駅の交通広場整備事業に着手

【平成 31 年】（2019 年）

1 月 18日　東京の民生委員制度創設 100 周年記念式典・イベントを開催
26日　東京外かく環状道路（関越～東名）シールドマシン発進式が開催
31日　練馬区町会・自治会の在り方検討会が、冊子「練馬区のこれからの町会・自治会運営のヒント集」を発行
2 月 2 日　区と東京あおば農業協同組合とが共同で実施した農地所有者に対する意向調査で、約 8 割の農業者が、農地面積の維持を希望
3 月 7 日　「練馬ビジネスチャンス交流会」を初開催
15日　「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」を策定
21日　ねりコレ初の PR イベント「ねりコレぐるぐるクーポン」を開催（4 月 20 日まで）

21日　都市農業の魅力を伝えるWEB サイト「TOKYO とれたて♡キッチン」を公開
26日　順天堂練馬病院と災害時に避難拠点への電力を供給する協定を締結
4月 1日　ひとり親のための弁護士による法律相談・専門相談員による出張相談を開始
1日　練馬総合運動場が「練馬総合運動場公園」としてリニューアルオープン
21日　第19回区議会議員選挙(定数 50 人)
4月　練馬区みどりの総合計画策定

【令和元年】(2019 年)

6月 3日　年齢や身体状況などを理由に住まいの確保が難しい高齢者等を対象にした住まい確保支援事業を開始
3日　都児童相談センターと子ども家庭支援センター間でテレビ会議システムを導入
18日　練馬こどもカフェをタリーズコーヒー大泉店で初開催
28日　第2次みどりの風吹くまちビジョン[年度別取組計画]を策定
7月 4日　コンビニエンスストアや薬局で、街かどケアカフェを開始
9月11日　日本大学芸術学部、武蔵大学および武蔵野音楽大学と世代や地域を超えた取組を進めていく包括的な連携・協力に関する協定を締結
27日　世界都市農業サミット PR アニメを公開
10月 1日　練馬区プレミアム付商品券「ねり丸お買物券」を都内最多となる 102 か所で販売開始
1日　幼児教育・保育の無償化開始
11日　ねりコレ 2020 を選ぶ、初の区民による投票を実施
23日　「練馬区はつらつシニア活躍応援塾」事業を開始
11月29日　世界都市農業サミット開催(～ 12 月 1 日)
12月 1日　世界都市農業サミット宣言を行う
4日　民間データセンターの機器故障により、区の 20 のシステムに障害が発生(復旧は令和2年1月 17 日)
12日　みどりの葉っぴい基金が、「ローズガーデン」、「中里郷土の森」、「区民の森」の3つの具体的なプロジェクトから寄付先を選択できるようになった
27日　都の「『未来の東京戦略』ビジョン」の中で、大江戸線の延伸が位置付けられた

【令和2年】(2020 年)

1月 4日　順天堂練馬病院の外来棟が完成、診療を開始
4日　窓口の混雑状況等をリアルタイムで確認できる窓口情報提供システムを導入
30日　新型コロナウイルス感染症拡大防止と区民の不安解消のため、健康危機管理対策本部を設置
2月26日　新型コロナウイルス感染症対策として、区長を本部長とする危機管理対策本部会議を設置し、3月末までの区主催するイベント等に関する対応方針を決定
28日　区立小・中学校で、3月2日から春季休業まで臨時休業の実施を決定
28日　東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会に向けて、区がデンマークとエクアドルのホストタウンとなる
3月 1日　「防災の手引き」「水害ハザードマップ」を区内全世帯に配布開始
11日　新型コロナウイルス感染症対策により、事業活動に影響を受けた中小事業者支援として、特別貸付を実施
24日　地域医療振興協会と災害時に避難拠点への電力を供給する「地域医療コジェネレーションシステム整備に関する協定」を締結
27日　新型コロナウイルス感染症に対する新たな練馬区方針を決定
4月 1日　区の人口が 74 万人を突破
1日　成年後見人制度を更に充実させるため、専門職が参加する検討支援会議、(福)練馬区社会福祉協議会による法人後見を開始
1日　障害児への発達支援を拡充し、居宅訪問型児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を開始
3日　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区立小・中学校を5月6日まで臨時休業
8日　新型コロナウイルス感染拡大防止ため、区立施設を5月6日まで休館
16日　国は全都道府県に対し、緊急事態宣言を発令(東京都は5月 25 日に解除)
17日　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区職員の5割を出勤抑制
5月 6日　区立小・中学校の休業および区立施設の休館を5月 31 日まで延長
6日　区議会臨時会を開催し、新型コロナウイルス対策として総額 777 億円の補正予算を可決
8日　練馬区新型コロナウイルス PCR 検査検体採取センターを旧光が丘第七小学校跡地に開設
9日　6か所の区民事務所で、マイナンバーカード電子証明書関係の手続きを行う臨時窓口を開設
15日　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国から給付される特別定額給付金の申請書を発送し、19日から給付開始
5月　台風接近時に区が取り組むべき行動を時系列で示した行政タイムラインを策定
6月 1日　新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底しながら、区立小・中学校を再開。また、各区立施設を順次再開。
12日　練馬城址公園の整備に向

け、区、都、西武鉄道(株)、ワーナーブラザースジャパン(同)、伊藤忠商事(株)で覚書を締結
7月 3日 区内診療所で唾液を用いたPCR検査を開始
8日 東京あおば農業協同組合と「練馬区内の都市農業の振興と都市農地の保全に関する基本協定書」と「練馬区内の都市農地の保全に関する連携協定書」を締結
13日 都区共同で、「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に設置
23日 全国で初めて起震車を活用したVR防災体験システムの運用を開始
8月31日 遊園地のとしまえんがこの日の21時に閉園し、94年の歴史に幕を下ろす
9月10日 区が所蔵する区政資料を公開するウェブサイト「練馬わがまち資料館」を開設
23日 区役所本庁舎1階の練馬区民事務所で、受付カウンター増設、案内ブース新設などを行い、リニューアルオープン
26日 練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センターを石神井公園駅西側高架下に開設
27日 旭町二丁目、三丁目の土砂災害警戒区域で、区内初の土砂災害訓練を実施
10月13日 全国初、LINEで保活支援(子どもが保育園に入園できるための保護者の活動支援)サービスを提供開始
11月26日 区内の農業者が「ソウル都市農業国際会議」に参加
12月25日 都市農業や映像文化、遊園地などの練馬の魅力を映像で体験する「バーチャルねり丸ランド」を公開

【令和3年】(2021年)

1月 4日 転入転出時等の手続きを軽減する申請書一括作成システムを導入
7日 国は東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県に対し、2度目の緊急事態宣言を発令(3月21日に解除)
19日 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の200日前を記念して、洋画家で練馬区名誉区民の野見山暁治氏が制作した大会応援アート『こんな風の話』の展示を、区役所アトリウムで開始
29日 新型コロナウイルスワクチンの接種体制について、かかりつけ医による個別接種と集団接種のベストミックスにより短期間で接種完了を目指す「練馬区モデル」を策定。厚生労働省はこれを先行事例として、30日に全国自治体に提示。
3月15日 平成28年から建て替え工事を行っていた光が丘清掃工場が完成
19日 「映像∞文化のまち構想」に先立ち、特設ホームページを開設し、練馬区ゆかりの俳優による対談動画を配信
4月 1日 ひとり親家庭の養育費取決めに関する公正証書作成費用等の助成を開始
1日 田柄特別養護老人ホームで超高効率燃料電池システムの実証試験を自治体で初めて開始
1日 練馬区医師会館内に、医療連携・在宅医療サポートセンターを開設
1日 保育所等利用待機児童数「ゼロ」を実現
5月 1日 四季の香ローズガーデンがリニューアルオープン
6日 中小企業の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」の受付開始
5月 介護・障害福祉サービス事業所の利用者、従事者全員を対象に、週1回のPCR検査を区独自に実施(5月上旬～4年3月)
6月 1日 新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」本格稼動。345か所の診療所で個別接種を開始、週あたり約4万6千回の接種体制を確保
22日 小中学校や保育所等に勤務する区民への新型コロナウイルスワクチン接種を優先的に実施するため、対象となる区民7,800人に接種券を発送
22日 大泉学園駅北口周辺に、アニメキャラクターのデザインマンホール蓋を設置
26日 期日前投票所の混雑状況を、東京23区で初めてリアルタイムで配信(～7月3日)
7月 1日 高齢者の補聴器購入費用助成事業の開始
17日 練馬総合運動場公園で、東京2020オリンピック聖火リレー点火セレモニーを開催
30日 東京海上日動火災保険(株)と連携し、同社保有の石神井スポーツセンターに、1日最大1,200人が接種できる大規模接種会場を区独自に開設
8月18日 区内小学校の児童が、まいぎり式など昔ながらの方式で火をおこし、東京2020パラリンピックの聖火の種火とする
9月 1日 小中学校および小中一貫教育校において、新学期を短縮授業で始業
1日 妊婦等へ新型コロナウイルスワクチンの優先接種を実施
4日 平成2年度に行われた「ねりまを聴く、し・ず・け・さ10選」が評価され、第1回日本サウンドスケープ協会賞を受賞
6日 西武鉄道(株)から遊園地としまえんで使用していた備品の寄付を受領
17日 新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者への医療提供体制をさらに強化するため、総合的な「三つの柱」の取組を実施
25日 大泉学園町希望が丘公園が

全面開園
10月 4日 全国初、入園選考の基準となる保育指数を保活支援サービスでシュミレーションできるようにした
18日 新型コロナウイルス感染症の軽症・中等症患者の重症化を防ぐため、練馬区酸素・医療提供ステーションで、「中和抗体療法」を開始
22日 中学3年生への新型コロナウイルスワクチン優先接種を開始
11月 1日 練馬区の都市農業を知ってもらうため、区役所アトリウムに農産物自動販売機を設置するほか、アプリ「とれたてねりま」の運用、マルシェ開催など様々な取組を開始
11日 新型コロナウイルスワクチン3回目接種に対応した「練馬区モデル【3回目接種】」を公表
12日 区民ボランティアと協働し、保護樹林に指定している民有樹林地周辺の落ち葉清掃を開始
13日 移動が困難な人を対象に、新型コロナウイルスワクチン訪問接種を開始
12月 1～31日 区内のお店を支援するため、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を利用したキャンペーンを開始
7日 第四回練馬区議会定例会で、新型コロナウイルスワクチン3回目接種や子育て世帯への臨時特別給付等に要する約98億円の補正予算案を可決
27日 第二回練馬区議会臨時会を開催し、臨時特別給付金などに要する約153億円の補正予算案を可決

【令和4年】(2022年)

1月 6日 一般高齢者への新型コロナウイルスワクチン3回目集団接種を開始
14日 専門医のコラム「みんなが知りたいコロナのこと」を区ホームページで初公開
21日 子どもたちを感染から守るため、保育士・教員等への新型コロナウイルスワクチン3回目接種の前倒しを発表
2月 1日 18～64歳の新型コロナウイルスワクチン3回目接種を6か月に前倒しして、区内集団接種会場で接種を開始
11日 子ども関連施設の保育士・教員等への新型コロナウイルスワクチン3回目接種をさらに促進するため、区内集団接種会場で接種を開始
3月 3日 区長と区議会がロシアのウクライナ侵略に抗議
19日 区立施設等の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場で「予約なし」でも接種を可能とした
28日 電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ(ねりすく)」配信開始
4月 1日 区が送付する封筒に音声コードの印字を開始
1日 練馬ビジネスサポートセンターで「デジタルサポート相談」および「デジタル化・イノベーション等支援特別貸付」を開始
7日 国による保育士等の処遇改善をさらに充実し、区独自に対象者を拡大して支援を実施
17日 第20回区長選挙、区議会議員補欠選挙(2人)
20日 20代区長に前川燿男就任
5月14日 牧野富太郎博士生誕160年記念事業として、博士命名のヒメアジサイの記念植樹式を開催
6月 1日 防災・減災の取組が評価され、総務省関東総合通信局長表彰を受賞
22日 練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例施行
27日 戸籍住民課に、おくやみの手続きを一括して受け付け・案内を行う専用窓口「おくやみコーナー」を開設
30日 練馬区薬剤師会と連携し、国保加入者で「重複受診」「頻回受診」等の人を対象に、保健相談およびお薬相談を開始
7月30日 小・中学生とその保護者を対象に、「夏休み！ねりま環境まなびフェスタ」を初開催
8月 1日 慈誠会・練馬高野台病院が開院
21日 障害者施設の手作り品を販売するウェブサイト「ねりいちポータル」を開設
9月 5日 住民票の写しや戸籍証明書などの発行手数料の支払いに、キャッシュレス決済を導入
10月 1日 障害者の意思疎通支援の取組の一つで、タブレット等を利用した、「遠隔手話通訳」を開始
11日 光が丘第四中学校跡地に、新しい練馬光が丘病院が開院
17日 住居確保給付金等の受給者の一部に区独自の生活支援臨時給付金の給付を開始
17日 区内の中小企業等を対象に、緊急経営支援特別貸付の申込受付を開始
30日 長野県上田市のアンテナショップ「信州上田物産館UEDA Nerima BASE」がオープン
11月 1日 こども発達支援センターで障害児一時預かり事業を開始
1日 練馬光が丘病院で、医療的ケア児のショートステイを開始
11月 「これからの図書館構想」を策定
12月下旬 低所得の子育て家庭に区独自の給付金を支給開始

【令和5年】(2023年)

1月11日 中村橋福祉ケアセンターに「障害者ICT相談窓口」を開設
2月3日 コージェネ大賞2022で「地域コジェネレーションシス

テム」が民生用部門優秀賞を受賞
3月20日　高松一、二、三丁目の農の風景育成地区に「高松みらいのはたけ」がオープン
27日　富士通Japan（株）と共同で、住民税等の滞納整理業務にAIを活用する実証実験を開始
3月　「取組体制強化プラン～区民協働　DX　人事・人材育成」を策定
4月1日　第二子以降の学校給食費無償化を開始
3日　牧野富太郎博士生誕160年記念事業として1年をかけて進めてきた「牧野博士の書斎再現展示」の一般公開を開始
23日　第20回区議会議員選挙（定数50人）
5月1日　としまえん跡地に都立練馬城址公園がオープン
8日　新型コロナウイルス感染症の五類移行に伴い、練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止
16日　リニューアルした豊島園駅で「スタジオツアー東京 エクスプレス」の出発式を開催
19日　ウォータースタンド（株）と「マイボトル利用の普及促進に関する協定」を締結
6月1日　区立の直営保育園全園で紙おむつの定額利用サービス「おむつのサブスク」を開始
12日　熱中症対策として、区立施設85か所を休憩所として開放（9月5日から区内39か所の薬局へも拡大）
16日　としまえん跡地に「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京－メイキング・オブ・ハリー・ポッター」が開業
21日　生活困窮世帯を対象に、エアコン購入費助成事業を開始
21日　失語症の当事者団体の活動に意思疎通支援者を派遣する取組を開始
7月3日　公衆浴場で高齢者のフレイル予防事業を開始
11日　乳幼児一時預かり事業等の利用料を対象に、キャッシュレス決済を導入
24日　区役所業務の効率化を目的とし、生成ＡＩ（ＣｈａｔＧＰＴ）の試行を開始（6年3月末まで）
7月　練馬区薬剤師会による訪問健康相談と服薬指導の一体的相談を開始
8月4日　単身の高齢者を対象に、電話や訪問で熱中症予防を緊急に呼びかける取組を開始
21日　ＡＩチャットボットのサービスを引越しやおくやみ手続、予防接種などの質問にも拡充
21日　住民票の写しや戸籍証明などの請求手続のオンライン申請を開始
9月21日　フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の配信開始
10月1日　保育園の入園申請をオンラインで受付開始
2日　こども発達支援センターに医療的ケア児童相談窓口を開設
11月3日　「ねりまの森の音楽祭」を練馬総合運動場公園で開催
6日　練馬駅周辺で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施
19日　都立光が丘公園等で全国都市農業フェスティバルを開催

【令和6年】（2024年）

1月15日　災害時の避難行動要支援者の個別避難計画を作成開始
2月27日　ボランティアに関心のある人と仲間を探す団体をつなぐことを目的に、「地域活動マッチングイベント」を開催
3月18日　サントリーグループと「循環型社会の形成等に向けたペットボトルのリサイクルに関する協定」を締結
22日　「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を策定
27日　順天堂練馬病院と「認知症施策の連携および自殺未遂者等支援事業に関する協定」を締結
28日　東京都理学療法士協会と「災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定」を締結

※令和6年4月～令和7年3月については「練馬区この1年」（2～6ページ）をお読みください。

関連文書一覧

各所管課が発行する、練馬区勢概要に掲載の項目や関連する事業等をまとめた冊子等を一覧としている。

・「税務概要　令和６年度版（2024年度版）」
　練馬区区民部税務課・収納課（令和６年９月発行）

・「練馬区教育要覧　令和６年版（2024年版）」
　練馬区教育委員会（令和６年９月発行）

・「ねりまの福祉　令和6年版（2024年版）」
　練馬区福祉部管理課（令和6年９月発行）

・「ねりまの保健衛生　令和６年版（2024年版）」
　練馬区健康部・保健所・地域医療担当部（令和６年９月発行）

・「練馬区の環境　令和５年度（2023年度）報告」
　練馬区環境部環境課（令和６年９月発行）

・「ねりまの国保　令和6年度（2024年度）令和５年度実績」
　練馬区区民部国保年金課・収納課（令和６年９月発行）

・「ねりまの後期高齢者医療　令和6年度（2024年度）令和５年度実績」
　練馬区区民部国保年金課（令和６年12月発行）

【表紙】

右上：平成つつじ公園

中央左：アートマルシェ　ねりび・あにまるぱれーど

右下：ベジかるファーム（豊田園芸）にて野菜収穫体験

【裏表紙】

上：友好都市提携30周年を祝しイプスウィッチ市長から
記念品贈呈

下：子ども家庭支援センター内に都立練馬児童相談所開設

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

練 馬 区 勢 概 要

令和７年版（2025 年版）

令和７年（2025年）９月発行

編集
発行　練馬区総務部情報公開課

住所　東京都練馬区豊玉北６丁目12番1号
電話　０３－３９９３－１１１１（代表）
練馬区公式ホームページアドレス
https://www.city.nerima.tokyo.jp/

非核都市練馬区宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、近年、核軍拡競争は、激化し、世界平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、世界最初の被爆国民として、平和憲法の精神に沿って、核兵器の全面禁止と軍縮の推進について積極的な役割を果たすべきである。

わが練馬区および練馬区民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、また、日本の国是である非核三原則（造らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを願い、わが練馬区の区域内に、いかなる国のいかなる核兵器も、製造、配備、貯蔵することはもとより、飛来、通過することをも拒否する。

練馬区および練馬区民は、さらに他の自治体とも協力し、核兵器の廃絶と軍縮にむけて努力することを宣言する。

昭和五十八年十月三日

練馬区

交通安全都市練馬区宣言

交通安全の確保は区民共通の願いである。しかし区内では尊い人命を奪うような事故を始め多くの交通事故が発生し、区民生活においても危機感をつのらせている。

練馬区および練馬区民は、持てる力を結集し、交通事故防止のために欠くことができない道路環境を整備するとともに、一人ひとりが交通マナーを高め、交通ルールを守ることを決意した。

練馬区および練馬区民は、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することをここに宣言する。

平成十年十二月十五日

練馬区

健康都市練馬区宣言

私たちは、家族や地域の人々とのふれあいのなかで、生きがいに満ちた自分らしい生涯を望み、健康であることを願っています。

健康づくりは、私たち自身が日々の生活のなかで、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを自覚し、実践することから始まります。

健康は、私たち一人ひとりの主体的な取組と地域社会の積極的な支援とが一体となって確かなものとなります。

練馬区および練馬区民は、だれもが、自分の生き方に自信と誇りを持ち、生きる喜びをともに分かちあえる、健康と活力あふれるまち、ふるさとねりまの実現をめざします。

練馬区および練馬区民は、健康こそ生活の基盤であり、福祉の原点との認識のもと、みどり豊かな環境のなか、健康づくりのさらなる発展を決意し、ここに健康都市練馬区を宣言します。

平成十三年十月八日

練馬区

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

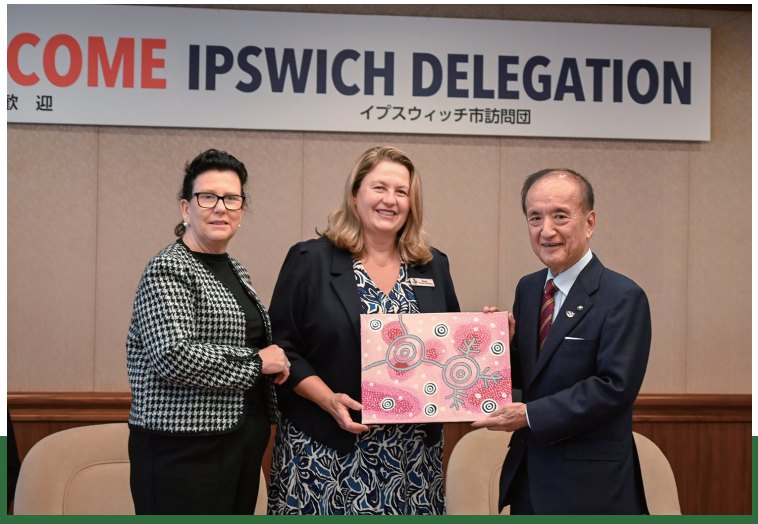
また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっています。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切にする循環のまち」「環境にやさしいこころを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成十八年八月一日

練馬区


COME IPSWICH DELEGATION
歓　迎
イプスウィッチ市訪問団


東京都練馬児童相談所
練馬区子ども家庭支援センター
←総合受付